

# 長万部町地域防災計画

---

《 計 画 編 》

令和8年3月

長万部町防災会議



## 〔目 次〕

### 計 画 編

## 第 1 編 総則

第 1 章 基本的事項	3
第 1 節 計画策定の目的	3
第 2 節 計画の構成	3
第 3 節 計画推進に当たっての基本となる事項	4
第 4 節 計画の修正要領	4
第 5 節 計画の修正要領	5
第 2 章 長万部町の概況等	14
第 1 節 自然的条件	14
第 2 節 災害の概況	15
第 3 章 防災組織	21
第 1 節 組織計画	21
第 2 節 動員配備計画	32
第 3 節 住民組織等の活用	36

## 第 2 編 風水害等対策編

第 1 章 災害予防計画	39
第 1 節 防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進に関する計画	39
第 2 節 防災訓練計画	42
第 3 節 物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画	44
第 4 節 相互応援（受援）体制整備計画	45
第 5 節 自主防災組織の育成等に関する計画	47
第 6 節 避難体制整備計画	49
第 7 節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画	56
第 8 節 情報収集・伝達体制整備計画	60
第 9 節 建築物等災害予防計画	61
第 10 節 消防計画	63
第 11 節 水害予防計画	63
第 12 節 風害予防計画	78
第 13 節 雪害予防計画	78
第 14 節 融雪災害予防計画	79
第 15 節 高波、高潮災害予防計画	81
第 16 節 土砂災害予防計画	81
第 17 節 積雪・寒冷対策計画	83
第 18 節 複合災害に関する計画	86
第 19 節 業務継続計画の策定	87

<b>第2章 災害応急対策計画</b> .....	<b>89</b>
第1節 気象等に関する情報の収集・伝達計画 .....	89
第2節 災害情報収集・伝達計画 .....	104
第3節 災害通信計画 .....	107
第4節 災害広報・情報提供計画 .....	110
第5節 避難対策計画 .....	113
第6節 応急措置実施計画 .....	124
第7節 自衛隊派遣要請計画 .....	127
第8節 広域応援・受援計画 .....	131
第9節 航空機及び無人航空機活用計画 .....	133
第10節 救助救出計画 .....	135
第11節 医療救護計画 .....	136
第12節 防疫計画 .....	139
第13節 災害警備計画 .....	124
第14節 交通応急対策計画 .....	142
第15節 輸送計画 .....	148
第16節 食料供給計画 .....	151
第17節 給水計画 .....	153
第18節 衣料、生活必需物資供給計画 .....	155
第19節 石油類燃料供給計画 .....	157
第20節 電力施設災害応急計画 .....	158
第21節 ガス施設災害応急計画 .....	158
第22節 上下水道施設対策計画 .....	160
第23節 応急土木対策計画 .....	161
第24節 被災宅地安全対策計画 .....	162
第25節 住宅対策計画 .....	165
第26節 障害物除去計画 .....	168
第27節 文教対策計画 .....	169
第28節 行方不明者の捜索及び遺体の収容・処理・埋葬計画 .....	172
第29節 家庭動物等対策計画 .....	174
第30節 応急飼料計画 .....	175
第31節 廃棄物等処理計画 .....	.....
第32節 災害ボランティアとの連携計画 .....	177
第33節 労務供給計画 .....	178
第34節 災害救助法の適用と実施 .....	179
<b>第3章 災害復旧・被災者援護計画</b> .....	<b>184</b>
第1節 災害復旧計画 .....	184
第2節 被災者援護計画 .....	185

### 第3編 地震・津波災害対策編

<b>第1章 災害予防計画</b> .....	<b>192</b>
第1節 住民の心構え .....	192
第2節 地震に強いまちづくり推進計画 .....	195
第3節 地震・津波に関する防災知識の普及・啓発 .....	198
第4節 防災訓練計画 .....	199

第5節	物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画	200
第6節	相互応援（受援）体制整備計画	200
第7節	自主防災組織の育成等に関する計画	200
第8節	避難体制整備計画	200
第9節	避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画	201
第10節	津波災害予防計画	201
第11節	火災予防計画	203
第12節	危険物等災害予防計画	204
第13節	建築物等災害予防計画	204
第14節	土砂災害予防計画	204
第15節	液状化災害予防計画	205
第16節	積雪・寒冷対策計画	205
第17節	複合災害に関する計画	205
第18節	業務継続計画の策定	205
<b>第2章</b>	<b>災害応急対策計画</b>	<b>206</b>
第1節	地震・津波に関する情報の収集・伝達計画	206
第2節	災害情報収集・伝達計画	214
第3節	災害通信計画	215
第4節	災害広報・情報提供計画	215
第5節	避難対策計画	216
第6節	地震火災等対策計画	217
第7節	津波災害応急対策計画	218
第8節	応急措置実施計画	219
第9節	自衛隊派遣要請計画	219
第10節	広域応援・受援計画	219
第11節	ヘリコプター等活用計画	219
第12節	救助救出計画	220
第13節	医療救護計画	220
第14節	防疫計画	220
第15節	災害警備計画	220
第16節	交通応急対策計画	220
第17節	輸送計画	220
第18節	食料供給計画	220
第19節	給水計画	220
第20節	衣料、生活必需物資供給計画	221
第21節	石油類燃料供給計画	221
第22節	生活関連施設対策計画	221
第23節	応急土木対策計画	222
第24節	被災建築物安全対策計画	223
第25節	被災宅地安全対策計画	225
第26節	住宅対策計画	225
第27節	障害物除去計画	225
第28節	文教対策計画	225
第29節	行方不明者の捜索及び遺体の収容・処理・埋葬計画	225
第30節	家庭動物等対策計画	225
第31節	応急飼料計画	225
第32節	廃棄物等処理計画	226

第33節	災害ボランティアとの連携計画	226
第34節	労務供給計画	226
第35節	災害救助法の適用と実施	226
<b>第3章</b>	<b>災害復旧・被災者援護計画</b>	<b>228</b>
第1節	災害復旧計画	228
第2節	被災者援護計画	228
<b>第4章</b>	<b>日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画</b>	<b>229</b>
第1節	総則	229
第2節	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の特性	229
第3節	関係者との連携協力の確保に関する事項	230
第4節	津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項	230
第5節	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	238
第6節	防災訓練計画	239
第7節	地震防災上必要な教育及び広報に関する事項	239
第8節	地域防災力の向上に関する計画	241
第9節	後発地震への注意を促す情報が発信された場合にとるべき防災対応に関する事項	242

## 第4編 事故災害対策編

<b>第1章</b>	<b>個別事故対策計画</b>	<b>245</b>
第1節	海上災害（海難）対策計画	245
第2節	海上災害（流出油等）対策計画	249
第3節	航空災害対策計画	253
第4節	鉄道災害対策計画	256
第5節	道路災害対策計画	259
第6節	危険物等災害対策計画	265
第7節	大規模な火事災害対策計画	270
第8節	林野火災対策計画	274
第9節	大規模停電災害対策計画	280
第10節	原子力災害対策計画	284
<b>第2章</b>	<b>災害復旧・被災者援護計画</b>	<b>289</b>

# 第 1 編 総則



# 第1章 基本的事項

## 第1節 計画策定の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「基本法」という。）第42条の規定に基づき、長万部町の地域に係る防災に関し、災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興等を実施するため、長万部町防災会議条例（昭和37年長万部町条例第24号）第2条第1号の規定により長万部町防災会議が作成する計画であり、次のとおり防災対策を推進するための基本的事項を定め、防災関係機関がその機能の全てを挙げて住民をはじめ観光客や外国人等、北海道に滞在するあらゆる人々の生命、身体及び財産を災害から保護し、本町における防災の万全を期することを目的とする。

- 1 本町の区域を管轄し、若しくは区域内に所在する指定地方行政機関、北海道、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者等が処理すべき防災上の事務又は業務の大綱に関すること。
- 2 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に必要な防災の組織に関すること。
- 3 災害の未然防止と被害の軽減を図るための施設の新設及び改善等災害予防に関すること。
- 4 災害が発生した場合の給水、防疫、食料供給等災害応急対策に関すること。
- 5 災害復旧に関すること。
- 6 防災訓練に関すること。
- 7 防災思想の普及に関すること。

## 第2節 計画の構成

この計画は、次の各編によって構成する。

編	内容
第1編 総則	計画全般にわたる理念・基本方針を示すとともに、共通的な事項を定める。
第2編 風水害等対策編	計画の基本となる編として位置づけ、風水害、土砂災害、雪害等の対策における、災害予防計画、災害応急対策計画、災害復旧・被災者援護計画について定める。
第3編 地震・津波災害対策編	風水害等対策編を基本とし、ここでは特に地震・津波災害対策について定める。
第4編 事故災害対策編	風水害等対策編を基本とし、ここでは特に海上災害（海難、流出油等）、航空災害、鉄道災害、道路災害、危険物等災害、大規模な火事災害、林野火災及び原子力災害の対策について定める。
資料編	各編に関連する各種資料を掲載する。

### 第3節 計画推進に当たっての基本となる事項

---

この計画の推進に当たっては、北海道防災対策基本条例（平成21年北海道条例第8号）第3条の基本理念等を踏まえ、次の事項を基本とする。

- 1 災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を組み合わせることで災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。
- 2 自助（住民及び事業者が自らの安全を自らで守ることをいう。）、共助（住民等が地域において互いに助け合うことをいう。）及び公助（町及び防災関係機関が実施する対策をいう。）のそれぞれが効果的に推進されるよう、防災対策の主体の適切な役割分担による協働により着実に実施されなければならない。
- 3 災害時は住民自らが主体的に判断し、行動できることが必要であることから、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、災害教訓の伝承や防災教育の推進、住民主体の取組の支援・強化により、社会全体としての防災意識の向上を図らなければならない。
- 4 地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により、地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程等における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女平等参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制の確立を図らなければならない。
- 5 災害対応に当たる職員等の過剰勤務抑制、健康管理、感染症対策の徹底や、スフィア基準を踏まえた避難者のプライバシー確保や過密抑制など避難所における避難生活の質の向上の観点を取り入れた防災対策の推進を図らなければならない。
- 6 東日本大震災や令和6年能登半島地震など、これまでに我が国で発生した大規模災害の教訓等を踏まえ、積雪寒冷地である本道の地域特性を加味し、複合災害も考慮した防災対策の推進を図らなければならない。
- 7 効果的・効率的な防災対策を行うため、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化を促進する。デジタル化に当たっては、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制等の整備を図らなければならない。

### 第4節 計画の修正要領

---

長万部町防災会議は、災害対策基本法第42条の定めるところにより、本計画に随時検討を加え、おおむね次に掲げるような事項について必要があると認めるときは、修正の基本方針を定め、これを修正する。

- 1 社会、経済の発展に伴い防災計画が社会生活の実態と著しく遊離したとき。
- 2 防災関係機関が行う防災上の施策により本計画の変更又は削除を必要とするとき。
- 3 新たな計画を必要とするとき。

- 4 防災基本計画及び北海道地域防災計画の修正が行われたとき。
- 5 その他長万部町防災会議会長が必要と認めたとき。

## 第5節 計画の修正要領

---

この計画は、防災関係機関の実施責任を明確にするとともに、防災対策を推進するための基本的事項を定めるものであり、その実施細目については、防災関係機関ごとに具体的な活動計画等を定めるものとする。

### 第1 実施責任

#### 1 長万部町

町は、防災の第一次的責務を有する基礎的な地方公共団体として、本町の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て、防災活動を実施する。

#### 2 北海道

道は、北海道の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災関係機関の協力を得て、北海道の地域における防災対策を推進するとともに、市町村及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつその総合調整を行う。

#### 3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、本町の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、その所掌事務を遂行するに当たっては、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、道及び市町村の防災活動が円滑に行われるように勧告、指導、助言等の措置をとる。

#### 4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性を考慮し、自ら防災活動を積極的に推進するとともに、道及び市町村の防災活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

#### 5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、災害予防体制の整備を図り、災害時には応急措置を実施するとともに、町、道その他防災関係機関の防災活動に協力する。

### 第2 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

防災関係機関等の防災上処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりである。

なお、事務又は業務を実施するに当たり、防災関係機関の間、住民等の間、住民等と行政の間で防災情報が共有できるように必要な措置を講ずる。

1 長万部町

機 関 名	事 務 又 は 業 務
町長部局	(1) 長万部町防災会議に関する事。 (2) 長万部町災害対策本部の設置及び組織の運営に関する事。 (3) 防災に関する組織の整備、物資及び資材の備蓄等、地域内の災害予防、応急対策の総合調整に関する事。 (4) 自主防災組織の充実及び住民の自発的な防災活動の促進に関する事。 (5) 防災知識の普及及び教育並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援に関する事。 (6) 町の所掌に係る災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧対策に関する事。
教育委員会	(1) 災害時における被災児童生徒の救護及び応急教育の実施に関する事。 (2) 児童生徒に対する防災に関する知識の普及に関する事。 (3) 文教施設の被害調査及び報告並びに避難等に係る施設の使用に関する事。 (4) 文教施設及び文化財の保護対策等の実施に関する事。
長万部町立病院	(1) 災害時における医療、助産等の救助に関する事。 (2) 民間団体及び個人が行う救助活動の連絡調整に関する事。
長万部町消防本部・消防署・消防団	(1) 災害時の予警報等の伝達及び災害情報の収集に関する事。 (2) 災害時における火災や水災の防ぎよ、住民の避難誘導及び救急・救助並びに応急対策等に関する事。
長万部町清掃センター	(1) 災害時におけるごみ収集の緊急処理に関する事。

2 指定地方行政機関

機 関 名	事 務 又 は 業 務
北海道総合通信局	(1) 非常通信の確保等及び北海道地方非常通信協議会の運営に関する事。 (2) 災害時テレコム支援チーム（MIC-TEAM）による災害対応支援に関する事。 (3) 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車等の貸し出しに関する事。 (4) 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許可を行う特例措置（臨機の措置）の実施に関する事。 (5) 電気通信事業者及び放送事業者の被災・復旧状況等の情報提供に関する事。
北海道管区行政評価局	(1) 被災者への生活支援情報の提供、被災者からの相談に対応する特別行政相談所の開設及び専用電話を備えた相談窓口の開設といった特別行政相談活動に関する事。
北海道財務局 （函館財務事務所）	(1) 公共土木施設、農林水産業施設等の災害復旧事業費の査定立会に関する事。 (2) 災害時における有価証券の喪失及び売買取引に伴う受渡しの遅延等に対する特例措置の要請に関する事。 (3) 地方公共団体の災害復旧事業債及び災害つなぎ資金の融資に関する事。 (4) 災害時における預貯金の払戻し、手形交換、災害関係融資及び保険金の支払保険料の払込みの猶予期間の延長、罹災金融機関の早期営業、営業時間の延長並びに休日臨時営業等の特例措置に係る金融機関への要請に関する事。 (5) 災害時における地方公共団体、水害予防組合、土地改良区への国有財産の無償使用を許可し、又は無償貸付に関する事。
北海道労働局 （函館労働基準監督署）	(1) 事業所、工場等の産業災害の防止対策に関する事。

機 関 名	事 務 又 は 業 務
北海道開発局 (函館開発建設部〔八雲道路事務所〕)	(1) 災害に関する情報の収集・伝達に関すること。 (2) 被害の拡大及び二次災害防止のための緊急対応の実施による町等への支援に関すること。 (3) 緊急災害対策派遣隊 (TEC-FORCE) の派遣に関すること。 (4) 災害対策用機材等の地域への支援に関すること。 (5) 浮体式防災施設 (防災フロート) の被災地への派遣に関すること。 (6) 直轄砂防施設の整備並びに災害復旧に関すること。 (7) 国道の整備並びに災害復旧に関すること。 (8) 国営農業農村整備事業に係る施設の災害復旧に関すること。 (9) 補助事業に係る指導、監督に関すること。
北海道農政事務所 (函館地域拠点)	(1) 農林水産省が調達及び供給した応急用食料等の供給状況に係る確認等に関すること。
北海道運輸局 (函館運輸支局)	(1) 航行船舶の耐航性及び船舶施設の安全の確保に関すること。 (2) 災害時における海上輸送及び陸上輸送の連絡調整に関すること。 (3) 災害時における港湾諸作業の調整及び施設利用のあっせんに関すること。 (4) 鉄道、自動車輸送事業の安全の確保に関すること。
札幌管区気象台 (函館地方気象台)	(1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること。 (2) 気象、地象 (地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。)、水象の予報・警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること。 (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること。 (4) 町等が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること。 (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること。
第一管区 海上保安本部 (函館海上保安部)	(1) 特別警報・警報・注意報並びに情報等の船舶への周知及び災害情報の収集に関すること。 (2) 災害時における船舶の避難誘導及び救助並びに航路障害物の除去に関すること。 (3) 災害時における傷病者、医師、避難者又は救援物資等の緊急輸送に関すること。 (4) 海上における人命の救助に関すること。 (5) 海上交通の安全確保に関すること。 (6) 海上における犯罪の予防及び治安の維持に関すること。 (7) 海上災害時における自衛隊の災害派遣要請に関すること。
北海道地方環境事務所	(1) 油等の大量流出による防除の協力に関すること。 (2) 災害廃棄物の処理等に関すること。 (3) 環境モニタリングに関すること。 (4) 家庭動物の保護等に関すること。

### 3 自衛隊

機 関 名	事 務 又 は 業 務
陸上自衛隊北部方面隊 (第28普通科連隊)	(1) 災害派遣要請権者の要請に基づく部隊等の派遣に関すること。 (2) 災害に関する情報の収集・伝達に関すること。 (3) 町及び防災関係機関が行う防災訓練への協力に関すること。

#### 4 北海道

機 関 名	事 務 又 は 業 務
渡島総合振興局	
地域創生部 危機対策室	(1) 渡島総合振興局地域災害対策連絡協議会の運営に関する事。 (2) 防災に関する組織の整備並びに物資及び資材の備蓄等その他災害予防措置に関する事。 (3) 防災知識の普及及び教育並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援に関する事。 (4) 災害応急対策及び災害復旧対策の実施に関する事。 (5) 市町村及び指定地方公共機関の処理する防災に関する事務又は業務の総合調整に関する事。 (6) 自衛隊の災害派遣要請に関する事。
函館建設管理部 (八雲出張所)	(1) 水防活動の技術指導に関する事。 (2) 災害時の関係河川の水位、雨量の情報収集及び報告に関する事。 (3) 災害時の関係公共土木被害調査及び災害応急対策の実施に関する事。 (4) 被災地の交通情報の収集及び交通路の確保に関する事。
保健環境部 (八雲地域保健室 〔八雲保健所〕)	(1) 医療救護班の編成、調整指導に関する事。 (2) 応急対策に必要な人員及び器材の連絡調整に関する事。 (3) 薬品の保有状況、応急措置連絡調整に関する事。 (4) 防疫活動、特に調査指導に関する事。 (5) 検病調査及び健康診断に関する事。 (6) 避難所における衛生施設管理指導に関する事。 (7) 防疫薬剤の供給あっせんに関する事。
後志総合振興局森林室	(1) 林野火災の予防対策の実施に関する事。 (2) 治山対策の実施に関する事。 (3) 災害時における緊急復旧資材に関する事。

#### 5 北海道警察

機 関 名	事 務 又 は 業 務
函館方面本部 八雲警察署	(1) 住民の避難誘導及び救出救助並びに緊急交通路の確保に関する事。 (2) 大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の伝達及び災害情報等の収集に関する事。 (3) 被災地、避難場所、危険箇所等の警戒に関する事。 (4) 犯罪の予防、取締り等に関する事。 (5) 危険物に対する保安対策に関する事。 (6) 広報活動に関する事。 (7) 防災関係機関が行う防災業務の協力に関する事。

#### 6 北海道教育委員会

機 関 名	事 務 又 は 業 務
渡島教育局	(1) 災害時における被災児童生徒の救護並びに応急教育の指導に関する事。 (2) 文教施設及び文化財の保全対策等の実施に関する事。 (3) 公立学校における防災教育に関する事。

#### 7 指定公共機関

機 関 名	事 務 又 は 業 務
日本郵便株式会社 (町内郵便局)	(1) 災害時における郵便輸送の確保及び郵便業務運営の確保に関する事。 (2) 郵便の非常取扱いに関する事。

機 関 名	事 務 又 は 業 務
	(3) 郵便局ネットワーク等を活用した広報活動に関する事。
北海道旅客鉄道株式会社	(1) 災害時における鉄道輸送の確保に関する事。 (2) 災害時における救援物資の緊急輸送及び避難者の輸送について関係機関の支援に関する事。
NTT 東日本株式会社 北海道事業部	(1) 通信設備等の防災対策に関する事 (2) 重要通信の確保に関する事。 (3) 災害時における通信の疎通確保と通信設備の復旧に関する事。
株式会社NTTドコモ 北海道支社	(1) 通信設備等の防災対策に関する事 (2) 重要通信の確保に関する事。 (3) 災害時における通信の疎通確保と通信設備の復旧に関する事。
KDDI株式会社	(1) 通信設備等の防災対策に関する事 (2) 重要通信の確保に関する事。 (3) 災害時における通信の疎通確保と通信設備の復旧に関する事。
ソフトバンク株式会社	(1) 通信設備等の防災対策に関する事 (2) 重要通信の確保に関する事。 (3) 災害時における通信の疎通確保と通信設備の復旧に関する事。
楽天モバイル株式会社	(1) 通信設備等の防災対策に関する事 (2) 重要通信の確保に関する事。 (3) 災害時における通信の疎通確保と通信設備の復旧に関する事。
日本銀行函館支店	(1) 災害時における通貨の円滑な供給の確保に関する事。 (2) 災害時における金融機関の業務運営の確保に係る措置に関する事。 (3) 災害時における金融機関による金融上の措置の実施に係る要請に関する事。
日本赤十字社 北海道支部	(1) 災害時における医療、助産その他救助・救援に関する事。 (2) 災害ボランティア（民間団体及び個人）の行う救助活動の連絡調整に関する事。 (3) 北海道災害義援金募集委員会の運営に関する事。
日本放送協会 函館放送局	(1) 防災に係る知識の普及に関する事。 (2) 予報（注意報を含む。）、特別警報・警報並びに情報等及び被害状況等に関する報道、防災広報に関する事。
東日本高速道路株式会社 北海道支社	(1) 高速道路の維持、修繕、被害復旧及びその他の管理に関する事。
日本通運株式会社	(1) 災害時における救援物資の緊急輸送等の支援に関する事。
北海道電力ネットワーク株式会社	(1) 電力供給施設の防災対策に関する事。 (2) 災害時における電力の円滑な供給に関する事。

## 8 指定地方公共機関

機 関 名	事 務 又 は 業 務
民間放送事業者	(1) 防災に係る知識の普及に関する事。 (2) 特別警報・警報・注意報並びに情報等及び被害状況等に関する報道及び防災広報業務に関する事。
一般社団法人北海道 医師会（渡島医師会）	(1) 災害時における医療関係機関との連絡調整並びに応急医療及び助産その他救助の実施に関する事。
一般社団法人 北海道歯科医師会	(1) 災害時における歯科医療に関する事。
一般社団法人 北海道薬剤師会	(1) 災害時における調剤、医薬品の供給に関する事。

機 関 名	事 務 又 は 業 務
公益社団法人 北海道獣医師会	(1) 災害時における家庭飼養動物の対応に関する事。
北海道土地改良事業団 体連合会	(1) 土地改良施設の防災対策に関する事。 (2) 農業水利施設の災害対応対策及び災害復旧対策を行う事。
一般社団法人 北海道バス協会、 公益社団法人 北海道トラック協会	(1) 災害時における人員、緊急物資及び災害対策用資材等の緊急輸送への支援に関する事。
一般社団法人 北海道警備業協会	(1) 災害時における交通誘導業務及び避難所の警備に係る関係機関の支援に関する事。
公益社団法人 北海道看護協会	(1) 災害時における看護業務の支援に関する事。
一般社団法人 北海道L P ガス協会	(1) 災害時におけるL P ガス供給活動の支援に関する事。
一般社団法人 北海道建設業協会	(1) 災害時における応急対策業務に関する事。
社会福祉法人 北海道社会福祉協議会	(1) 被災地域におけるボランティアセンターの支援に関する事。 (2) 北海道災害派遣ケアチームの派遣に関する事。 (3) 長万部町社会福祉協議会の処理する防災に関する事務又は業務の実施の協力等総合調整に関する事。

### 9 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機 関 名	事 務 又 は 業 務
農業協同組合・漁業協 同組合・森林組合	(1) 共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧対策に関する事。 (2) 被災組合員に対する融資及びそのあっせんに関する事。 (3) 共済金支払いの手續に関する事。
長万部町商工会	(1) 災害時における物価の安定及び救援物資、復旧資材の確保の協力に関する事。
町内医院・診療所	(1) 災害時における応急医療及び助産、その他救助の実施に関する事。
函館赤十字 血液センター	(1) 災害時における血液の確保及びあっせんに関する事。
社会福祉法人長万部町 社会福祉協議会	(1) 被災生活困窮者に対する融資及びあっせんに関する事。 (2) 被災者救護支援及び保護についての協力に関する事。 (3) 災害ボランティア（民間団体及び個人）の行う救助活動連絡調整に関する事。
日本水難救済会 長万部救難所	(1) 沿岸海域における海難救助に関する事。 (2) 漁港等防災対策の協力に関する事。
一般運送業者	(1) 災害時における救援物資及び応急対策用物資の緊急輸送等の協力に関する事。
危険物関係施設の 管理者	(1) 災害時における危険物の保安に関する措置に関する事。 (2) 災害時における燃料の調達及び緊急車両等への燃料提供に関する事。
電気通信事業者	(1) 災害時における電気通信の確保に係る関係機関への支援に関する事。
空港運営権者	(1) 災害時における航空輸送の確保を行う事。

### 第3 住民及び事業者の基本的責務

いつでもどこでも起こり得る災害に対し、人的被害、経済被害を軽減する減災の取組を推進し、安全・安心を確保するためには、行政による災害対策を強化し「公助」を充実させていくことはもとより、住民一人ひとりや民間事業者等が自ら取り組む「自助」や、身近な地域コミュニティにおいて住民等が力を合わせて助け合う「共助」が必要となることから、個人や家庭、民間の事業者や団体等、様々な主体が連携して、災害に関する知識と各自の防災・減災対応に習熟し、その実践を促進する住民運動の展開に努めるものとする。

#### 1 住民の責務

住民は、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本に立ち、平常時から災害に対する備えを行うとともに、一般的に自分は大丈夫という思い込み（正常性バイアス）が働くことを自覚しながら、自発的な防災活動への参加や防災教育等災害教訓の伝承に努めるものとする。

また、災害時には、まず、自らの身の安全を守るよう行動した上で、地域における被害の拡大防止や軽減への寄与に努めるものとする。

##### (1) 平常時の備え

- ア 避難の方法（避難路、指定緊急避難場所等）及び家族との連絡方法の確認
- イ 「最低3日間・推奨1週間分」の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトイレットペーパー、女性用品、マスク、消毒液、ポータブルストーブ等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、携帯電話充電器等）の準備、自動車へのこまめな満タン給油及び自宅等の暖房・給湯用燃料の確保
- ウ 隣近所との相互協力関係の醸成
- エ 災害危険区域等、地域における災害の危険性の把握
- オ 防災訓練、研修会等への積極的参加による、防災意識、応急救護技術等の習得
- カ 町内会や自治会における要配慮者への配慮
- キ 自主防災組織の結成による備蓄や訓練の実施
- ク 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等

##### (2) 災害時の対策

- ア 避難指示等を踏まえた迅速かつ安全な避難
- イ 地域における被災状況の把握
- ウ 近隣の負傷者や避難行動要支援者の救助・支援
- エ 初期消火活動等の応急対策
- オ 避難所での自主的な活動の実施や住民が主体となった避難所運営体制の構築
- カ 防災関係機関の活動への協力
- キ 自主防災組織の活動の実施

##### (3) 災害緊急事態の布告があったときの協力

国の経済や公共の福祉に重大な影響を及ぼすような異常で激甚な非常災害が発生し、基本法第105条に基づく災害緊急事態の布告が発せられ、内閣総理大臣から社会的・経済的混乱を抑制するため、生活必需品等国民生活との関連性が高い物資や燃料等国民経済上重要な物資をみだりに購入しないこと等の協力を求められた場合、住民はこれに応ずるよう努めるものとする。

## 2 事業者の責務

災害応急対策や災害復旧に必要となる食料、飲料水、生活必需品等の物資・資材又は役務の供給・提供に関する者をはじめとする各事業者は、日常的に災害の発生に備える意識を高め、自ら防災対策を実施するとともに、防災関係機関、自主防災組織等が行う防災対策に協力しなければならない。このため、従業員や施設利用者の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域への貢献・地域との共生等、災害時に果たす役割を十分に認識し、各事業者において防災活動の推進に努めるものとする。

### (1) 平常時の備え

- ア 災害時職員初動マニュアル及び事業継続計画（BCP）の策定及び運用
- イ 防災体制の整備
- ウ 事業所の耐震化・耐浪化の推進
- エ 予想被害からの復旧計画の策定
- オ 防災訓練の実施及び従業員等に対する防災教育の実施
- カ 燃料、電力等重要なライフラインの供給不足への対応
- キ 取引先とのサプライチェーンの確保
- ク SNS等の情報の発信元を確認するなど、情報リテラシーの向上

### (2) 災害時の対策

- ア 事業所の被災状況の把握
- イ 従業員及び施設利用者への災害情報の提供
- ウ 施設利用者の避難誘導
- エ 従業員及び施設利用者の救助
- オ 初期消火活動等の応急対策
- カ 事業の継続又は早期再開・復旧
- キ ボランティア活動への支援等地域への貢献
- ク インターネット上における真偽の不確かな情報の拡散防止

## 3 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

- (1) 町内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者（要配慮者利用施設や地下街等の施設管理者を含む。）（以下「地区居住者等」という。）は、当該地区における防災力の向上を図るため、協働により防災訓練の実施、物資等の備蓄、避難行動要支援者の避難支援体制の構築等の自発的な防災活動の推進に努める。
- (2) 地区居住者等は、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、地区防災計画の素案として町防災会議に提案するなど、町との連携に努める。
- (3) 長万部町防災会議は、地区防災計画の提案が行われたときは、遅滞なく、当該計画提案を踏まえて本計画に地区防災計画を定める必要性について判断し、必要があると認めるときは、本計画に地区防災計画を定める。
- (4) 町は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

- (5) 町は、自主防災組織の育成、強化を図るとともに、住民一人ひとりが自ら行う防災活動の促進により、町における地域社会の防災体制の充実を図る。

#### 4 住民運動の展開

町は、災害に関する知識と各自の防災対策に習熟し、その実践を促進する住民運動が継続的に展開されるよう、防災関係機関をはじめ、住民個人や家庭、事業者や団体等、多様な主体の連携により、防災の日、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、津波防災の日、火山防災の日、防災とボランティアの日、防災とボランティア週間等のあらゆる機会を活用し、防災意識を高揚するための様々な取組を行い、広く住民の参加を呼び掛ける。

## 第2章 長万部町の概況等

### 第1節 自然的条件

#### 第1 位置及び面積

本町は、渡島半島内浦湾の最奥部に位置し、檜山、後志、胆振の3（総合）振興局に接し、310.76 km<sup>2</sup>に及ぶ広大な町域を有している。

#### 位置及び面積等

位 置	東経 140 度 09 分 02 秒～140 度 33 分 00 秒		
	北緯 42 度 22 分 04 秒～ 42 度 37 分 07 秒		
極 東	小幌海岸	極 西	長万部岳
極 南	ルコツ川河口	極 北	蕨岱稻荷神社
東 西 最 長	29.4 km	南 北 最 長	28.4 km
海 岸 線 の 延 長	34.5 km (砂浜 28 km 岩浜 6.5 km)		
総 面 積	310.76 km <sup>2</sup>		

#### 第2 地勢

町域は、内浦湾を望む帯状の平野、海岸段丘など丘陵地、渡島半島の背骨を形づくる狩場山地など山岳地域と大別され、変化に富んだ地形条件にある。

##### 1 山地

本町は全地域にわたり黒松内低地帯であるが、その西背山地は、おおむね 400mから 500mの高度を持ち、基盤が石英粗面岩で表面を古期安山岩で覆う後志山地が東西に走り、これをT字型に直交して高さ 1,000m以下の渡島山地が南北に延びている。

渡島山地は那須火山帯に属し、鉱泉（二股ラジウム温泉・長万部温泉）が湧出している。

##### 2 土質

本町の土質はおおむね真土、黒土、その他砂交赤土で構成されている。

##### 3 河川

本町の河川は、1級指定のいわゆる大河はなく、2級河川の長万部川、紋別川、国縫川のほか小河川 95 本がある。

#### 第3 気候

本町の気候は、渡島北部地域独特の南東の季節風が強く、冬季は、北西の風が強いが、北部南部地区を除き積雪量は少なく、気温も比較的高くなっている。

## 第2節 災害の概況

### 第1 気象災害の概況

本町の自然現象による災害は、大雨による床上・床下浸水、台風等による高潮災害が多い。特に昭和60年9月1日北海道に再上陸した台風13号は、1時間降水量90mm（総雨量183mm）を記録し、324世帯（床上73戸、床下251戸）が浸水するなど、被害総額は、7億289万4千円となった。

なお、参考までに、北海道地方における気象災害については、主に次のような特徴が挙げられる。

#### 1 春（3月～5月）の災害

低気圧や高気圧が交互に北海道付近を通過し、数日周期で天気に変化する。低気圧はしばしば急速に発達しながら北海道付近を通過するため、低気圧の接近時は気温が高くなり、急激に融雪の進むことがあり、少量の雨でも浸水害や洪水害など融雪災害の発生することがある。

また、低気圧の通過前後は広範囲で暴風が吹き、上空に強い寒気が流れ込むことにより暴風雪となる場合がある。

#### 2 夏（6月～8月）の災害

北海道では梅雨がなく、高気圧に覆われて晴れる日が多い。しかし、本州方面から北上した前線が北海道付近に停滞したり、太平洋高気圧の縁辺を回り暖かく湿った空気が北海道へ継続的に流入することにより、局地的に非常に激しい雨が降り続き、土砂災害や浸水害、洪水害が発生することがある。

また、広範囲に大雨や暴風をもたらす台風は6月以降、北海道付近に接近しやすくなり、8月は9月と並び台風接近数が最も多い（平年0.7個）。

#### 3 秋（9月～11月）の災害

秋は、低気圧や高気圧が交互に北海道付近を通過し、数日周期で天気に変化する。しかし前半の時期は前線が北海道付近に停滞したり、台風が北海道へ接近するため、暴風や高波、大雨による土砂災害や河川の氾濫、低地の浸水等により大きな被害の出ることがある。

また、秋は大陸から寒気が流れ込みやすくなることから、大気の状態が不安定となり、発達した積乱雲による突風被害も多い。

#### 4 冬（12月～2月）の災害

西高東低の冬型の気圧配置となりやすく、日本海側では雪が降り、オホーツク海側や太平洋側は晴れる日が多い。冬型の気圧配置が長く続く場合は、同じ場所で長時間強い雪が降り続くことにより、局地的に大雪となることがある。

また、低気圧が北海道付近を通過する際に急速に発達することにより、広範囲で大雪や暴風雪となることがある。

### 第2 地震・津波災害の概況

平成5年7月12日に発生した「平成5年(1993年)北海道南西沖地震」(M(マグニチュード:以下同様)7.8)では、住宅、店舗、土木施設、農業施設、文教施設など全町域に多大の被害をもたらした。

また、平成23年3月11日に発生した「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震」(M<sub>w</sub>(モーメントマグニチュード\*)9.0)は、日本の観測史上最大規模の地震であり、本町においてもホタテ養殖施設

等水産業に大きな被害が発生した。

※地震は地下の岩盤がずれて起こるもので、この岩盤のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュードのことをいう。

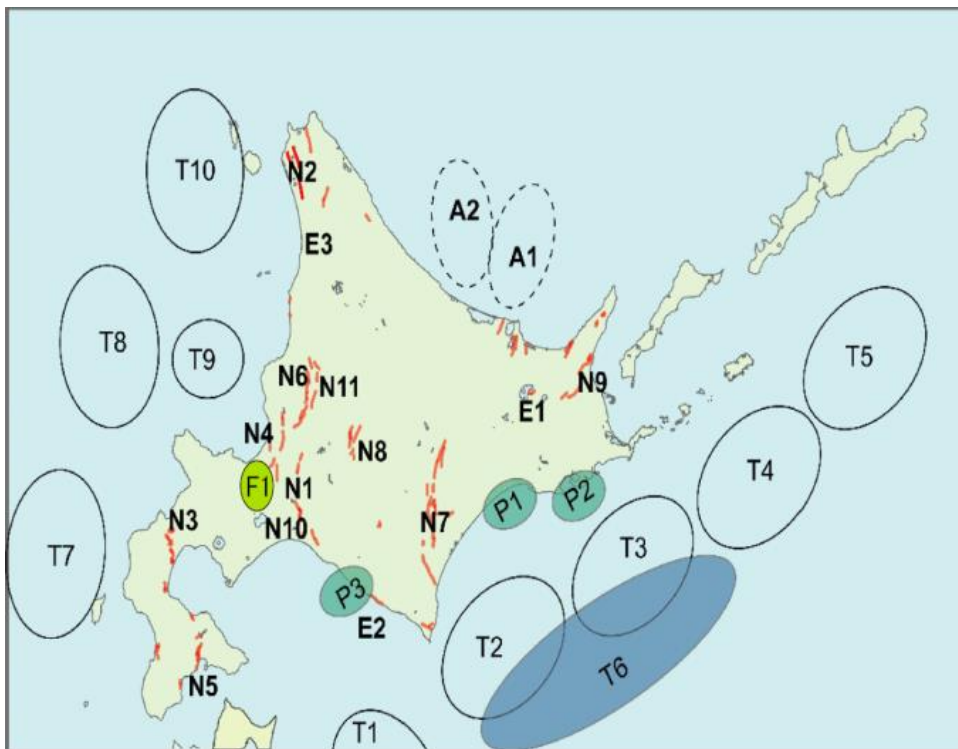
### 1 町における地震の想定

北海道地方の地震は、千島海溝や日本海溝から陸側へ沈み込むプレート境界付近やアムールプレートとの衝突に伴って日本海東縁部付近で発生する海溝型地震と、その結果圧縮された陸域で発生する内陸型地震に大きく2つに分けることができる。

海溝型地震はプレート境界そのもので発生するプレート間の大地震と「平成5年(1993年)釧路沖地震」のようなプレート内部のやや深い地震からなる。内陸型地震として想定しているものは、主に内陸に分布する活断層や地下に伏在していると推定される断層による地震、過去に発生した内陸地震などである。

北海道地域防災計画では、既往の研究成果、特に海溝型地震と内陸活断層に関する最新の研究成果等から、北海道地方に被害を及ぼすと考えられる地震を次のとおり想定している。

北海道地方において想定される地震



地震	断層モデル※	例 (発生年)	位置	最大マグニ チュード	長さ (km)
海溝型地震					
(千島海溝／日本海溝)					
T1	三陸沖北部	推本／中防	1968年	既知	8.0
T2	十勝沖	推本／中防	2003年	既知	8.1
T3	根室沖	推本／中防	1894年	既知	8.0
T4	色丹島沖	推本／中防	1969年	既知	8.0
T5	択捉島沖	推本／中防	1963年	既知	8.3

地震		断層モデル*	例 (発生年)	位置	最大マグニ チュード	長さ (km)
T6	500年間隔地震	推本／中防	未知	予想	8.8	—
(日本海東縁部)						
T7	北海道南西沖	—	1993年	既知	7.8	—
T8	積丹半島沖	—	1940年	既知	7.8	—
T9	留萌沖	—	1947年	既知	7.5	—
T10	北海道北西沖	推本／中防	未知	推定	8.0	—
(プレート内)						
P1	釧路直下	—	1993年	既知	7.5	—
P2	厚岸直下	—	1993年型	予想	7.2	—
P3	日高西部	—	1993年型	予想	7.2	—
<b>内陸型地震</b>						
(活断層帯)						
N1	石狩低地東縁主部	推本		既知	7.9	68
	主部北側				7.5	42
	主部南側				7.2	26
N2	サロベツ	推本		既知	7.6	44
N3	黒松内低地	推本		既知	7.3	34
N4	当別	推本		既知	7.0	22
N5	函館平野西縁	推本		既知	7.1	26
N6	増毛山地東縁	推本		既知	7.8	64
N7	十勝平野	推本		既知		
	主部				8.0	88
	光地園				7.2	28
N8	富良野	推本		既知		
	西部				7.2	28
	東部				7.2	28
N9	標津	推本		既知	7.7以上	56
N10	石狩低地東縁南部	推本		既知	7.1	24
N11	沼田一砂川付近	推本		既知	7.5	40
(伏在断層)						
F1	札幌市直下	札幌市	未知	予想	7.2	—
(既往の内陸地震)						
E1	弟子屈地域	—	1938年	仮定	6.5	—
E2	浦賀周辺	—	1982年	仮定	7.1	—
E3	道北地域	—	1874年	仮定	6.5	—
(オホーツク海)						
A1	網走沖	—	未知	仮定	7.8	60
A2	紋別沖(紋別構造線)	—	未知	仮定	7.9	70

※ 断層モデルを発表している機関 推本：地震調査研究推進本部、中防：中央防災会議  
資料：北海道地域防災計画

また、「全道の地震被害想定調査結果（平成30年2月公表）」によると、本町において人的被害が最大となる地震は、黒松内低地断層帯（モデル45\_4）となっている。

黒松内低地断層帯は、寿都町から黒松内町、長万部町にいたる西に傾く逆断層で、全体として7.3程度以上の地震が想定されている。30年以内の地震発生確率は最大5%で、この値は我が国の主な活断層の中では高いグループに属する。

黒松内低地断層帯（モデル45\_4）の地震被害想定

長万部町		黒松内低地断層帯（モデル45_4）の地震			
被害想定項目		小項目	(PT1 冬の早朝)	(PT2 夏の昼間)	(PT3 冬の夕方)
(1) 地震動		地表における震度（評価単位最大）	6.8	6.8	6.8
(2) 急傾斜地崩壊危険度		崩壊危険度A（箇所）	9	9	9
		崩壊危険度B（箇所）	4	4	4
		崩壊危険度C（箇所）	1	1	1
(3) 建物被害	揺れによる建物被害	揺れによる全壊棟数	518	198	518
		揺れによる半壊棟数	799	459	799
	液状化による建物被害	液状化による全壊棟数	2	2	2
		液状化による半壊棟数	3	3	3
	急傾斜地崩壊による建物被害	急傾斜地崩壊による全壊棟数	4	4	4
		急傾斜地崩壊による全半壊棟数	9	9	9
	計	全壊棟数	524	204	524
半壊棟数	811	472	811		
(4) 火災被害		全出火件数	2	1 未満	18
		炎上出火件数	1 未満	1 未満	9
		焼失棟数	1 未満	1 未満	9
(5) 人的被害	揺れによる人的被害	揺れによる死者数	9	1	7
		揺れによる重傷者数	7	3	5
		揺れによる軽傷者数	128	39	90
	急傾斜地崩壊による人的被害	急傾斜地崩壊による死者数	1 未満	1 未満	1 未満
		急傾斜地崩壊による重傷者数	1	1 未満	1 未満
		急傾斜地崩壊による軽傷者数	4	1	2
	火災被害による人的被害	火災による死者数	1 未満	1 未満	1 未満
		火災による重傷者数	1 未満	1 未満	1 未満
		火災による軽傷者数	1 未満	1 未満	2
	計	死者数	10	2	7
		重傷者数	9	4	7
		軽傷者数	132	40	94
	避難者数	避難所生活者数	1,574	1,206	1,578
避難所外避難者数		848	649	850	
避難者数計		2,421	1,855	2,428	
(6) ライフライン被害	上水道の被害	被害箇所数	198	198	198
		断水世帯数（直後）	2,909	2,909	2,909
		※断水人口（直後）	6,100	6,100	6,100
		断水世帯数（1日後）	2,566	2,566	2,566
		※断水人口（1日後）	5,382	5,382	5,382
		断水世帯数（2日後）	2,555	2,555	2,555
		※断水人口（2日後）	5,358	5,358	5,358
		復旧日数（人員1／2）	10	10	10
	復旧日数（人員1／4）	20	20	20	
	下水道の被害	被害延長（km）	6.2	6.2	6.2
		機能支障世帯数	346	346	346
		※機能支障人口	726	726	726
		復旧日数（人員1／2）	1	1	1
		復旧日数（人員1／4）	1 未満	1 未満	1 未満
(7) 交通施設被害	主要な道路の被害	被害箇所数	17	17	17
	その他の道路の被害	被害箇所数	34	34	34
	橋りょう（15m以上）の被害	不通箇所数	2	2	2
		通行支障箇所数	2	2	2
	橋りょう（15m未満）の被害	不通箇所数	3	3	3
		通行支障箇所数	4	4	4

※端数処理の関係で、表中の数値と合計値は合わない場合がある。

※上下水道の復旧日数は、振興局単位の計算のため、市町村単位の数値はない。

資料：全道の地震被害想定調査結果（平成30年2月公表）

## 2 町における津波の想定

北海道太平洋沿岸地域の日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震による津波は、北海道の太平洋沿岸地域を中心に広範囲に影響を及ぼすものであることから、道は、平成 17～18 年度に北海道に影響の大きい地震津波について、中央防災会議の専門調査会で検討された断層パラメータを用いて、津波の伝播状況、津波水位、遡上（浸水）状況を予測するとともに、この結果に基づき被害想定計算を行っている。平成 24 年度には北海道太平洋沿岸に影響を及ぼす最大クラスの津波浸水予測を作成しているが、令和 2 年 4 月に国が日本海溝・千島海溝沿い巨大地震モデルの公表を行ったことから、公表された津波断層モデルを元に検討を行い、令和 3 年 7 月に太平洋沿岸の津波浸水予測図を見直し、「津波防災地域づくりに関する法律」に規定する津波浸水想定として設定した。

想定波源による海岸線付近の津波最大水位は、長万部町沿岸の最大水位が 6.2～7.5m となり、内浦湾（噴火湾）奥の本町沿岸まで浸水範囲が広がっている。

代表地点周辺における最大津波高及び予測される津波到達時間

地名	影響開始時間（分）		到達時間（分）		最大津波高（m）
	±20cm	+20cm	第1波	最大波	
長万部町・豊浦町境界付近	13	71	82	82	7.1
静狩	13	73	86	86	6.8
長万部川河口	18	72	86	86	6.6
大中漁港	19	72	89	89	7.0
花岡	14	72	90	90	7.5
国縫	14	72	89	89	6.3
豊野	15	73	87	87	6.4
黒岩漁港	19	72	84	84	7.4

また、道が公表した「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の被害想定について」によると、長万部町での最大人的被害者数は 1,200 人となっている。被害想定の特徴として、想定される被害は、地震の発生時期や時間帯によって異なるため、条件の異なる以下の 3 パターンでの被害量を推計している。

時期・時間	条件等
夏・昼	木造建築物内の滞留人口が 1 日の中で少ない時間帯であるため、建物倒壊等による人的被害が少なくなると想定されるほか、積雪・凍結等の心配がなく、明るい時間帯であるため、迅速な避難が可能となり、津波による被害も少なくなる時期・時間帯
冬・夕	火気使用が最も多い時間帯であるため、地震に伴う出火・延焼による被害が想定されるほか、積雪・凍結により避難速度が低下するため、津波による被害も多くなる時期・時間帯
冬・深夜	多くの人々が自宅で就寝中の時間帯であるため、避難準備に時間を要すほか、夜間の暗闇や積雪・凍結により避難速度が低下するため、避難が遅れ、津波による被害が多くなる時期・時間帯

ア 建物被害（全壊棟数）（棟）

	夏・昼	冬・夕	冬・深夜
揺れ	—	—	—
液状化	—	—	—
津波	2,100	2,100	2,100
急傾斜地崩壊	—	—	—
計	2,100	2,100	2,100

イ 人的被害（死者数）（人）

	夏・昼	冬・夕	冬・深夜
建物倒壊	—	—	—
津波 【早期避難率高+呼びかけ】	—	60	110
津波 【早期避難率低】	1,200	1,100	970
急傾斜地崩壊	—	—	—

※ 早期避難率高+呼びかけ（すぐに避難する割合が70%、津波避難ビルを考慮した場合）  
 早期避難率低（すぐに避難する割合が20%、津波避難ビルを考慮しない場合）

ウ 負傷者数（人）

	夏・昼	冬・夕	冬・深夜
避難意識高+呼びかけ	—	—	—
避難意識低	20	30	30

エ 低体温症要対処者数（人）

	夏・昼	冬・夕	冬・深夜
低体温症要対処者数			910

オ 避難者数（人）

	夏・昼	冬・夕	冬・深夜
避難者		2,900	

※ 浸水域内人口から死者数と重傷者数を除いて避難する者を推計している。

※ それぞれの被害想定数値は「5以上 1,000 未満」は一の位を四捨五入、「1,000 以上 10,000 未満」は十の位を四捨五入。「—」はわずかな被害（5未満）。

第3 その他災害について

本町で起こり得る気象災害、地震・津波災害以外の災害では、火災をはじめとする事故等の災害が想定される。

資料編〔資料2-1〕 災害の記録

## 第3章 防災組織

災害の予防、応急対策及び復旧等の防災活動に即応する体制を確立し、災害対策の総合的運営を図るための防災に関する組織及びその運営に関する事項は、次のとおりとする。

### 第1節 組織計画

#### 第1 長万部町防災会議

##### 1 所掌事務

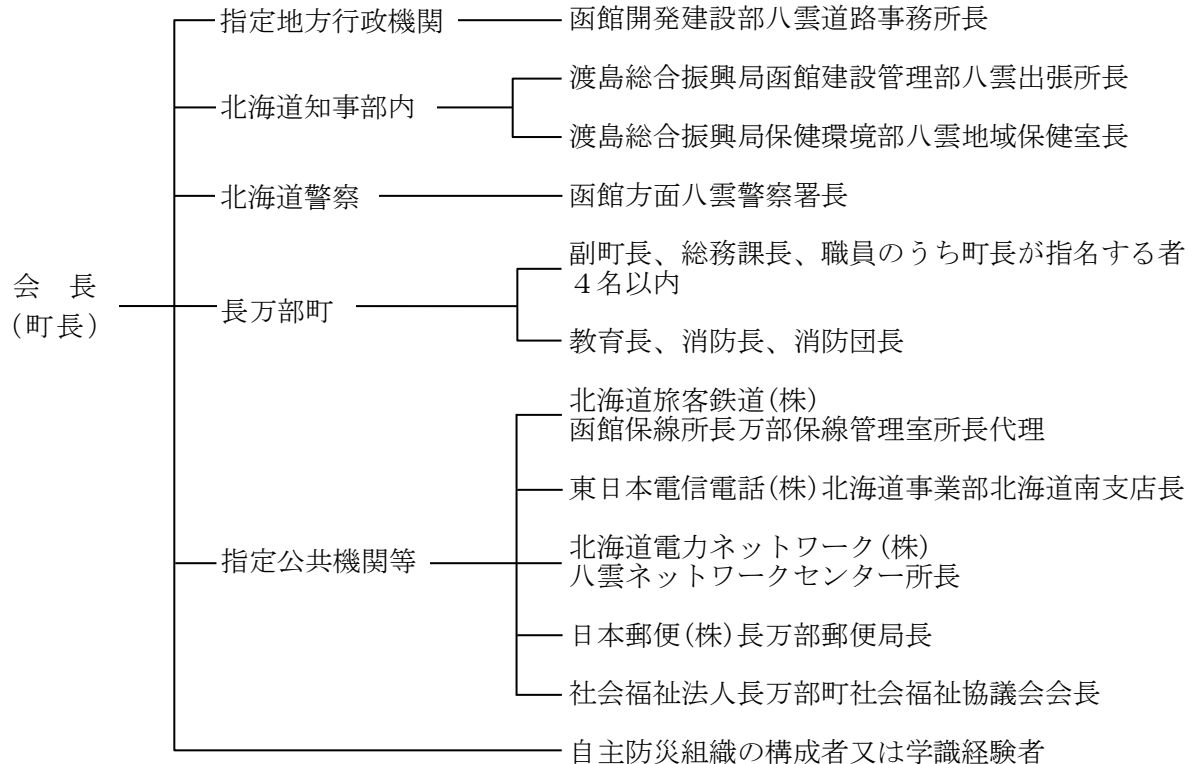
長万部町防災会議条例第2条の定めるところによる。

- (1) 長万部町地域防災計画を作成及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて長万部町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく、政令によりその権限に属する事務

##### 2 防災会議の組織及び構成

長万部町防災会議条例第3条の定めるところによる。

防災会議組織図（委員定数 18 名以内）



##### 3 防災会議の運営

長万部町防災会議条例第5条の定めるところによる。

## 第2 長万部町災害対策本部

町長は、町域内の災害時において、必要があると認めるときは、基本法第23条の2及び長万部町災害対策本部条例（昭和37年長万部町条例第25号）、長万部町災害対策本部設置規程（昭和36年長万部町規程第8号）及び長万部町災害対策本部運営規程（昭和42年長万部町規程第5号）に基づき、災害対策本部を設置し、本部長に町長、副本部長に副町長、教育長、本部員に管理職等を充て、応急対策に当たるものとする。

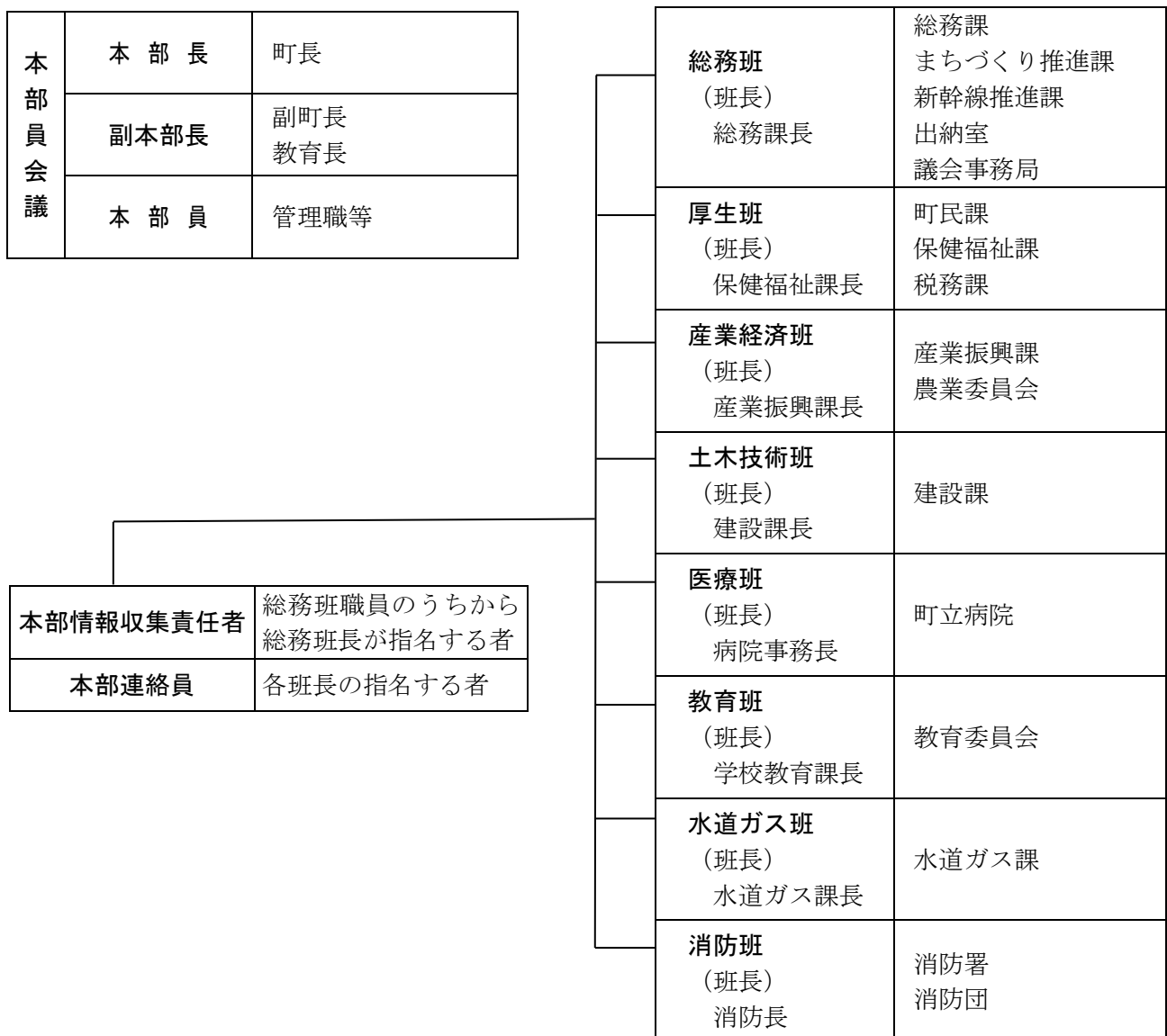
なお、町は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、適切な対応がとれるよう努めるとともに、災害対策本部の機能の充実・強化に努めるものとする。

### 1 組織等

#### (1) 災害対策本部の組織系統

災害対策本部の組織は次のとおりとする。

長万部町災害対策本部の組織系統図



## (2) 各班の構成及び所掌業務分担

災害対策本部の各班の構成及び所掌業務分担は、次のとおりとする。

## 長万部町災害対策本部の各班の構成及び所掌業務分担

班名	班長	構成	対策業務
総務班	総務課長	総務課 まちづくり 推進課 新幹線 推進課 出納室	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害対策の総括に関する事。</li> <li>2 災害対策本部の設置、運営に関する事。</li> <li>3 庁内非常配備体制に関する事。</li> <li>4 気象予警報及び災害情報の受理、伝達に関する事。</li> <li>5 災害応急措置の実施及び応援の調整に関する事。</li> <li>6 自衛隊との調整に関する事。</li> <li>7 被害状況の収集、取りまとめ及び報告に関する事。</li> <li>8 報道機関との連絡に関する事。</li> <li>9 災害時の防犯・交通安全対策に関する事。</li> <li>10 災害救助法の適用及び同法に基づく強制命令の行使に関する事。</li> <li>11 避難指示等の発令に関する事。</li> <li>12 避難所の管理運営の総括に関する事。</li> <li>13 防災関係機関に対する協力・応援要請、受入れ、連絡調整等並びに陳情等の調整に関する事。</li> <li>14 住民組織との連絡に関する事。</li> <li>15 職員の安否確認、健康管理及び公務災害補償に関する事。</li> <li>16 災害時の広報に関する事。</li> <li>17 災害報道記事及び災害写真等の収集に関する事。</li> <li>18 庁用自動車の運行計画に関する事。</li> <li>19 避難者の緊急輸送に関する事。</li> <li>20 災害対策に必要な財政措置に関する事。</li> <li>21 災害対策に要する経費、その他金品の出納に関する事。</li> <li>22 義援金の保管に関する事。</li> <li>23 宗教法人、私立学校の被害調査に関する事。</li> <li>24 罹災証明書の交付及び被災者台帳の作成に関する事。</li> <li>25 災害弔慰金に関する事。</li> <li>26 被災者に対する資金の貸付に関する事。</li> <li>27 その他、他の班に属さない事項</li> </ol>
		議会事務局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 被災地の視察に関する事。</li> <li>2 町議会議員との連絡に関する事。</li> <li>3 他班の行う災害応急措置に対する協力応援に関する事。</li> <li>4 その他、災害に関する所掌事項に関する事。</li> </ol>

班名	班長	構成	対策業務
厚 生 班	保健福祉課長	町 民 課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 廃棄物処理施設、衛生施設、火葬場の被害調査及び応急復旧に関すること。</li> <li>2 応急物資（食料、衣料、燃料及び生活必需品等）の配分計画の作成及び配付に関すること。</li> <li>3 災害相談窓口の設置に関すること。</li> <li>4 災害時の防疫計画の作成及び実施に関すること。</li> <li>5 避難所等（町民課所管）の開設及び管理運営に関すること。</li> <li>6 薬剤機器の確保、供給に関すること。</li> <li>7 被災地の環境衛生確保に関すること。</li> <li>8 災害時の清掃計画の作成及び実施に関すること。</li> <li>9 家庭動物の保護に関すること。</li> <li>10 義援金品の受付及び配分に関すること。</li> <li>11 死体の収容処理及び埋葬に関すること。</li> <li>12 その他、災害に関する所掌事項に関すること。</li> </ol>
		保 健 福 祉 課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 要配慮者利用施設（保育施設を含む。）利用者の安全確保に関すること。</li> <li>2 要配慮者等の避難支援、被災調査及び生活支援に関すること。</li> <li>3 社会福祉、児童福祉、保健医療施設の被害調査及び応急復旧に関すること。</li> <li>4 医療救護班の編成及び応急医療に関すること。</li> <li>5 医師会との連絡調整に関すること。</li> <li>6 医療を必要とする者の調査把握並びに救急医療に関すること。</li> <li>7 災害時における医療及び助産について具体的な計画を作成し、実施すること。</li> <li>8 社会福祉協議会、ボランティア、日赤救助員の連絡調整に関すること。</li> <li>9 被災者に対する炊き出し計画の作成及び実施に関すること。</li> <li>10 被災地域の老人世帯、身障世帯及び母子世帯の援護に関すること。</li> <li>11 その他、災害に関する所掌事項に関すること。</li> </ol>
		税 務 課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 町内の被害状況調査に関すること。</li> <li>2 被災者に対する町税の減免・猶予に関すること。</li> <li>3 その他、災害に関する所掌事項に関すること。</li> </ol>

班名	班長	構成	対策業務
産業 経 済 班	産業振興課長	産業振興課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 関係機関との連絡調整に関する事。</li> <li>2 農業関係被害の調査及び応急措置・復旧対策に関する事。</li> <li>3 被害農家の救護対策に関する事。</li> <li>4 農作物の被害調査に関する事。</li> <li>5 林業関係の被害調査に関する事。</li> <li>6 水産関係被害調査及び応急措置・復旧対策に関する事。</li> <li>7 漁港施設、海岸保全施設の被害調査及び復旧に関する事。</li> <li>8 被害漁家の救護対策に関する事。</li> <li>9 土地改良事業に係る被害状況の取りまとめに関する事。</li> <li>10 関係資金のあっせんに関する事。</li> <li>11 被災農作物・家畜の防疫に関する事。</li> <li>12 家畜飼料の確保に関する事。</li> <li>13 被災林野の病虫害異常発生防疫に関する事。</li> <li>14 林野の保全、警防に関する事。</li> <li>15 潮位の情報収集に関する事。</li> <li>16 商工業観光事業関係の被害調査及び復旧対策に関する事。</li> <li>17 被災商工業者に対する金融に関する事。</li> <li>18 被災者に対する労働相談に関する事。</li> <li>19 応急物資（食料、衣料、燃料及び生活必需品等）の調達に関する事。</li> <li>20 災害時の労務供給計画及びその実施に関する事。</li> <li>21 その他、災害に関する所掌事項に関する事。</li> </ol>
		農業委員会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 自作農維持資金の融資に関する事。</li> <li>2 農業関係被害の調査に関する事。</li> <li>3 その他、災害に関する所掌事項に関する事。</li> </ol>

班名	班長	構成	対策業務
土木技術班	建設課長	建設課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 関係機関との連絡調整に関すること。</li> <li>2 気象予警報の収集伝達に関すること。</li> <li>3 災害時の土木建設用資器材の運用計画の作成及び実施に関すること。</li> <li>4 河川水位の情報収集に関すること。</li> <li>5 道路、橋りょう、河川、その他土木関係の被害調査及びその応急対策、復旧対策に関すること。</li> <li>6 公共土木施設の浸水対策に関すること。</li> <li>7 被災地の住宅対策に関すること。</li> <li>8 被災者、避難者等の輸送に関すること。</li> <li>9 災害物資の輸送に関すること。</li> <li>10 障害物の除去に関すること。</li> <li>11 応急作業従事者の応援要請に関すること。</li> <li>12 応急作業に必要な資材の確保及び輸送に関すること。</li> <li>13 町営住宅の被害調査及び応急措置に関すること。</li> <li>14 災害復旧対策全般（他班の主管に属するものを除く。）に関すること。</li> <li>15 その他、災害に関する所掌事項に関すること。</li> </ol>
医療班	病院事務長	町立病院	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害情報の収集・記録に関すること。</li> <li>2 医療救護班の編成並びに応急医療の指導調整に関すること。</li> <li>3 院内非常体制に関すること。</li> <li>4 薬剤機器の確保、供給に関すること。</li> <li>5 その他、災害に関する所掌事項に関すること。</li> </ol>
教育班	学校教育課長	教育委員会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 教育施設の被害調査及び応急措置並びに復旧対策に関すること。</li> <li>2 他班の行う災害応急措置に対する協力応援に関すること。</li> <li>3 被災児童生徒の救護及び応急教育対策に関すること。</li> <li>4 災害時における児童生徒の避難方法、誘導方法の指導に関すること。</li> <li>5 被災児童生徒の医療防疫及び学用品の給与等に関すること。</li> <li>6 文化財の保全対策に関すること。</li> <li>7 避難所等(教育委員会所管)の開設及び管理運営に関すること。</li> <li>8 給食施設の被害調査及び応急措置並びに復旧対策に関すること。</li> <li>9 他班の行う災害応急措置に対する協力応援に関すること。</li> <li>10 被災児童生徒の給食に関すること。</li> <li>11 その他、災害に関する所掌事項に関すること。</li> </ol>

班名	班長	構成	対策業務
水道ガス班	水道ガス課長	水道ガス課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 水道施設の被害調査及び応急措置並び復旧対策に関すること。</li> <li>2 災害時の給水計画に関すること。</li> <li>3 ガス施設の被害調査及び応急措置並び復旧対策に関すること。</li> <li>4 災害時のガス供給計画に関すること。</li> <li>5 下水道の被害調査及び応急措置並びに復旧対策に関すること。</li> <li>6 災害時の下水道建設用資器材の運用計画の作成及び実施に関すること。</li> <li>7 その他、災害に関する所掌事項に関すること。</li> </ol>
消防班	消防長	消防署	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 出動人員の把握に関すること。</li> <li>2 関係機関との連絡に関すること。</li> <li>3 資材の調達に関すること。</li> <li>4 公務災害補償に関すること。</li> <li>5 災害広報に関すること。</li> <li>6 火災予防に関すること。</li> <li>7 原因調査及び集計に関すること。</li> <li>8 避難の誘導に関すること。</li> <li>9 消防部隊の運用に関すること。</li> <li>10 消防車両、機器の管理保全に関すること。</li> <li>11 消防水利の管理保全に関すること。</li> <li>12 災害情報の収集及び消防無線通信、情報連絡に関すること。</li> <li>13 災害情報の受理及び出動指令に関すること。</li> <li>14 救急に関すること。</li> <li>15 越水、溢水の防ぎよ、排除等に関すること。</li> <li>16 人命、家財等の救助及び捜索に関すること。</li> <li>17 行方不明者の捜索及び死体等の収容に関すること。</li> <li>18 災害時における障害物の除去及び危険物の保安に関すること。</li> <li>19 消防計画の作成及び実施に関すること。</li> </ol>
		消防団	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害警戒に関すること。</li> <li>2 火災警戒に関すること。</li> <li>3 災害情報の収集及び情報連絡に関すること。</li> <li>4 消防車両の運用に関すること。</li> <li>5 その他に関すること。</li> </ol>

(3) 本部員会議

本部員会議は、本部長、副本部長、本部員（各対策班の班長）及び各対策班の班長以外の管理職で組織し、災害対策に必要な指示、総合調整を行うため開催する。

ア 報告事項

- (ア) 気象情報又は災害情報
- (イ) 配備体制
- (ウ) 各対策班の措置事項

イ 協議事項

- (ア) 応急対策への指示
- (イ) 各班の調整事項の指示
- (ウ) 他市町村応援要請の要否
- (エ) 自衛隊災害派遣要請の要否
- (オ) 災害救助法適用申請の要否
- (カ) 被害状況視察隊編成の決定
- (キ) 被害者に対する見舞金品給付の決定
- (ク) 次回本部員会議開催予定日時の決定

ウ 本部員会議の招集

本部員会議は、本部長が招集する。

エ 本部員会議の運営

- (ア) 本部長は、本部員会議の議長となる。
- (イ) 本部員は、会議にそれぞれの所管事項について必要な資料を提出する。
- (ウ) 本部員は、必要に応じ所管の職員を伴って会議に出席することができる。
- (エ) 本部員は、会議を招集する必要があると認めるときは、総務班長にその旨を申し出る。

オ 決定事項の周知

本部員会議で決定した事項で、職員に周知する必要があると認めた事項について、総務班長は速やかに周知する。

(4) 本部情報収集責任者

災害対策本部の設置と同時に本部情報収集責任者を置く。本部情報収集責任者は、総務班職員のうちから総務班長が指名する。

本部情報収集責任者は、災害情報の収集及び本部長からの指令の伝達に当たる。

(5) 本部連絡員

総務班長が必要と認めるときは、災害対策本部に本部連絡員を置く。本部連絡員は、各班の災害に関する情報及び応急対策の実施状況を取りまとめて本部に報告するとともに、災害対策本部からの連絡事項を各班に伝達する。

2 本部長の職務代理者の決定

本部長不在時の指揮命令系統確立のため、当該職務を代理する者の順位は、次のとおりとする。

第1順位 副町長

第2順位 教育長

第3順位 総務課長

### 3 設置基準等

#### (1) 設置基準

災害対策本部は、災害時において、次の基準の一に該当し、本部長が必要と認めるときに設置する。

#### 長万部町災害対策本部の設置基準

- 1 災害が発生するおそれがあり、その対策が必要な場合
- 2 災害が発生し、その規模及びその範囲から特に対策が必要な場合
- 3 気象等についての情報、又は警報を受け、対策の必要がある場合
- 4 津波警報発表時又は震度6弱以上の地震が発生した場合（自動設置）

#### (2) 設置場所

災害対策本部の設置場所は、原則として長万部町役場とする。ただし、役場庁舎が被災し、使用できない場合、又は津波警報が発表された場合等は、本部長の決定・指示により、被災を免れた他の公共施設（学習文化センター等）に設置する。

#### (3) 設置の通知及び公表

災害対策本部を設置したときは、庁内放送、電話、メール、口頭、その他媒体等により直ちに全職員に通知するとともに、防災会議構成機関、渡島総合振興局、その他の防災関係機関及び住民に対し、防災行政情報伝達システム、電話、FAX、北海道総合行政情報ネットワーク、広報車、町ホームページ、Lアラート、その他媒体等を活用し、それぞれ迅速な方法をもって周知する。

### 4 標識

- (1) 災害対策本部を設置したときは、設置施設玄関前等適切な場所に「災害対策本部掲示板」を掲げる。
- (2) 災害時において非常活動に従事するときは、必要に応じて「腕章」等を着用する。
- (3) 災害時において非常活動に使用する災害対策本部の自動車には、「自動車用標識」を付ける。

### 5 廃止の時期

次のいずれかに該当するときは、災害対策本部を廃止する。この場合、災害対策本部の設置に準じて、その通知及び公表を行う。

- (1) 予想された災害発生の危険が解消したとき。
- (2) 災害に関する応急対策措置が完了したとき。

## 第3 災害対策現地合同本部

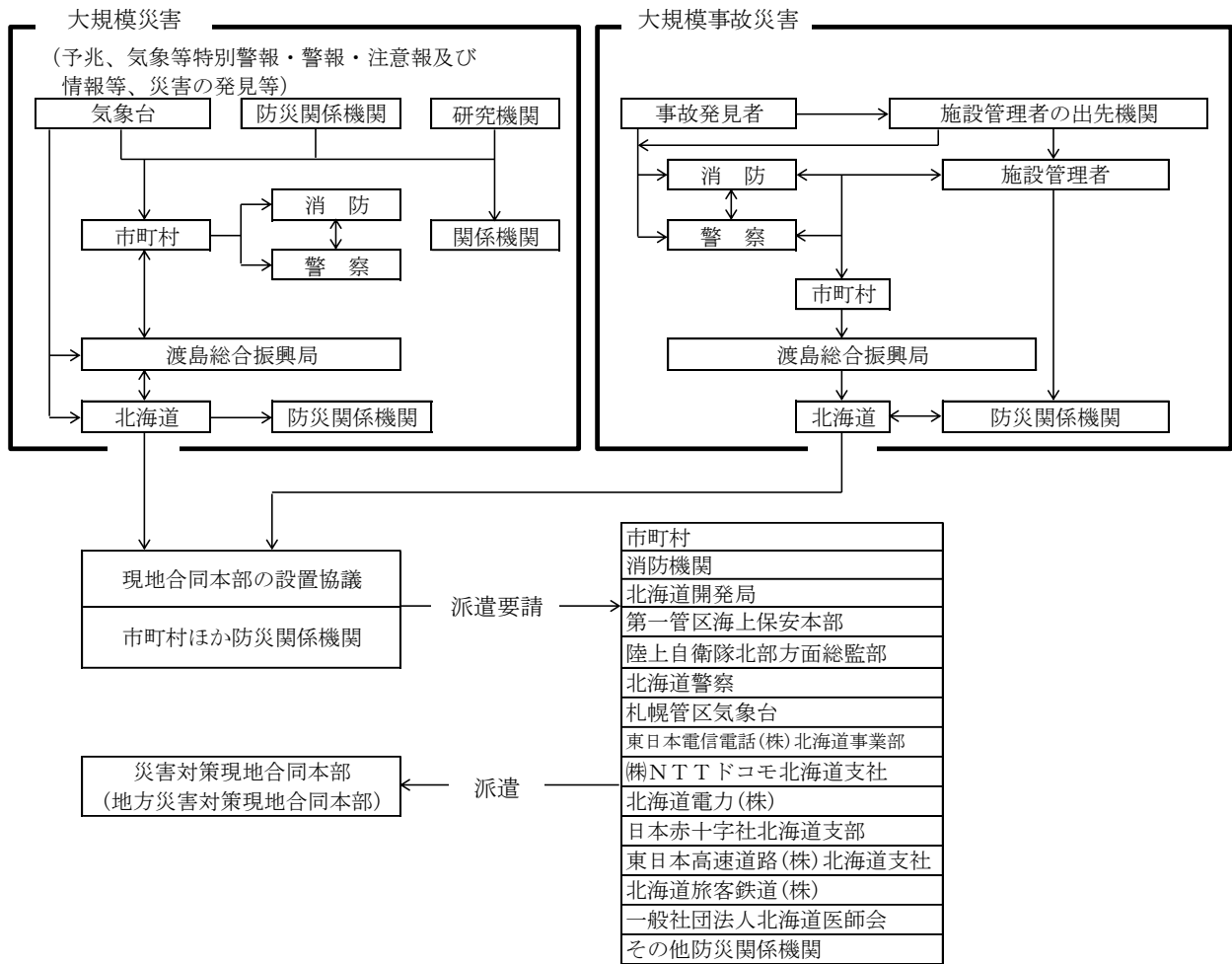
### 1 設置

災害対策現地合同本部は、大規模な災害時に、道を中心とした防災関係機関が相互に協議し、現地において災害対策を連携して行うことが必要なときに設置する。

また、災害の状況等により必要な場合は、災害発生地域の防災関係機関による地方災害対策現地合同本部を設置することができ、町は、必要に応じてこれらの本部に参画する。

なお、災害対策現地合同本部等設置に関する情報伝達系統は、次のとおりである。

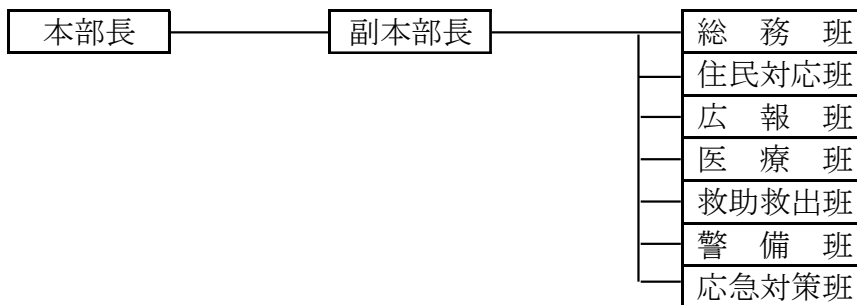
北海道における災害対策現地合同本部等設置に関する情報伝達系統



(1) 組織

災害対策現地合同本部等の組織は、次のとおりである。

災害対策現地合同本部等の組織



## 現地合同本部等の業務分担（基準）

班	担 当	内 容	主な担当機関
総 務 班	総務担当	現地合同対策本部の庶務	道、市町村、通信関係機関、施設管理者
	調整担当	関係機関の調整 (応援・協力の要請)	道、市町村、気象台
住民対応班		被災者家族への対応等	道、市町村、施設管理者
広 報 班		報道対応、住民への情報提供	道、市町村、防災関係機関、施設管理者
医 療 班	応急措置 対 応	被災者のトリアージ・応急処置等	道、消防、医師会、日赤
	健康管理 対 応	被災者家族等の健康管理・対応等	道、市町村、医師会、日赤
救助救出班		救助救出方法の検討、調整、実施	警察、消防、施設管理者、市町村 (自衛隊、海保～派遣があった場合)
警 備 班		被災現場の交通規制、立入制限等	警察、海保、施設管理者、市町村
応急対策班		災害応急措置等	道、市町村、防災関係機関、施設管理者 (自衛隊～災害派遣があった場合)

(注) 施設管理者は、事故災害の場合のみ

## (2) 運営等

災害対策現地合同本部設置要綱の定めるところによる。

## 2 廃止

災害対策現地合同本部等は、災害応急対策がおおむね完了したときに、防災関係機関が相互に協議し、廃止する。

資料編〔資料1-1〕	長万部町防災会議条例
〔資料1-2〕	長万部町防災会議運営規程
〔資料1-3〕	長万部町災害対策本部条例
〔資料1-4〕	長万部町災害対策本部運営規程
〔資料1-5〕	災害対策本部掲示板・腕章・標旗
〔資料1-12〕	関係機関等の連絡先

## 第2節 動員配備計画

### 第1 非常配備体制

災害時、町は、非常配備体制をとり、被害の防除及び軽減並びに災害発生後における応急対策の迅速かつ強力な推進を図る。この場合の配備指示者は、本部長とする。

なお、災害対策本部の設置に至らない場合においては、災害対策本部に準じた担当対策班により災害応急対策活動を実施する。

#### 1 非常配備基準

非常配備体制及び配備の基準は、別表「非常配備に関する基準」のとおりとする。

職員は、夜間・休日等勤務時間外の災害時、非常配備に関する基準に照らし、相当の配備体制が発令されると考えられる状況のときは、当該配備体制の配備要員は自発的に連絡をとり、参集しなくてはならない。

#### 2 町長の権限の委任

町長は必要に応じ、次の権限を職員に委任することができるものとする。

- (1) 基本法第23条の2 災害対策本部の設置
- (2) 同 第56条 警報の伝達と警告
- (3) 同 第59条 設備及び物件の除去、保安その他必要な事前措置
- (4) 同 第60条 避難のための立退き指示及び屋内での待避等安全確保措置の指示並びに避難の解除
- (5) 同 第62条 災害の拡大を防止するために必要な応急措置
- (6) 同 第63条 警戒区域の設定
- (7) 同 第64条 土地、建物その他の工作物、土石、樹林、その他の物件の使用若しくは収用
- (8) 同 第65条 住民の防災業務への従事

#### 3 配備計画の作成

各課長は、災害の種類・規模に応じて適切な職員配置を行うため、連絡体制、配備する人員などをあらかじめ配備計画として定めるものとする。

また、配備体制の決定と同時に、各対策班の活動体制が速やかに確立されるよう各班長は、その所掌する業務内容についての活動要領を作成し、平常時から職員に周知徹底をする。

#### 4 長期化への配慮

災害対応の長期化に備え、ローテーションを組んで対応に当たるなど、災害対応へ従事する職員の心身の健康確保に留意する。

別表 非常配備に関する基準

非常配備に関する基準

《地震》（津波注意報・警報も含む。）

配備基準		配備体制	
区分	状況	内容	担当対策班
準備体制	震度1～3の地震が発生 (津波注意報なし)	防災担当者が今後の状況変化等についての情報収集	
第1次	震度1～3の地震が発生 (津波注意報発表)	①総務班長、土木技術班長、消防班長が登庁 (避難所開設する場合: 厚生班長、教育班長も登庁)	
		②各漁港の潮位観測	消防班
		③町内パトロール	土木技術班 消防班
		④状況により、自主避難者用に避難所開設等を準備	教育班 厚生班
		⑤状況により、広報車による町内広報	総務班 消防班
	震度4の地震が発生	①全管理職が登庁	
		②各漁港の潮位観測(津波注意報発表の場合)	消防班
		③町内パトロール	産業経済班 土木技術班 消防班 厚生班 教育班 水道ガス班
		④被害に応じて関係班が応急措置	
		⑤状況により、自主避難者用に避難所開設等を準備	教育班 厚生班
		⑥状況により、広報車による町内広報	総務班 消防班
		第2次	震度5弱又は5強の地震が発生
②各漁港の潮位観測(津波注意報発表の場合)	消防班		
③町内パトロール	産業経済班 土木技術班 消防班 厚生班 教育班 水道ガス班		
④被害に応じて関係班が応急措置			
⑤状況により、自主避難者用に避難所開設等を準備	教育班 厚生班		
⑥状況により、広報車による町内広報	総務班 消防班		
⑦被害の状況により、第3次の体制に移行(災害対策本部の立ち上げ)			
第3次	震度6以上の地震が発生	●災害対策本部の立ち上げ  全職員で災害応急活動を実施  ( 避難所の開設 広報車による町内広報 各漁港の潮位観測(津波注意報発表の場合) 町内パトロール 直ちに関係班で災害応急活動を開始 など )	全職員
	津波警報が発表	●災害対策本部の立ち上げ  ①避難指示を発令 ②避難所の開設 ③広報車による町内広報 ④町内パトロール	全職員

《河川》（長万部川・国縫川）

配備基準		配備体制	
区分	状況	内容	担当対策班
準備体制	水防団待機水位を超えたとき	①防災担当者が今後の状況変化等についての情報収集 ②防災担当者から総務班長、土木技術班長、消防班長に情報を伝達	
第1次	氾濫注意水位を超えたとき	①総務班長、土木技術班長、消防班長が登庁（避難所開設する場合：厚生班長、教育班長も登庁） ②該当河川のパトロール	土木技術班 消防班
第2次	氾濫危険水位に達することが想定されたとき	①総務班長、厚生班長、土木技術班長、教育班長、消防班長が登庁	
		②状況により、自主避難者用に避難所開設等を準備	教育班 厚生班
		③状況により、広報車による町内広報	総務班 消防班
		④状況により、第3次の体制に移行（災害対策本部の立ち上げ）	
第3次	水位が氾濫危険水位に達し、氾濫が想定されたとき	●災害対策本部の立ち上げ ①避難指示等を発令 ②避難所の開設 ③広報車による町内広報	全職員

《その他》

配備基準		配備体制	
区分	状況	内容	担当対策班
準備体制	大雨、洪水、強風、高潮等の注意報が発表	防災担当者が今後の状況変化等についての情報収集	
第1次	大雨、洪水、暴風、高潮等の警報が発表	防災担当者から総務班長、土木技術班長、消防班長に情報を伝達	
第2次	大雨、洪水、暴風、高潮等の警報が発表され、災害時	①総務班長、厚生班長、産業経済班長、土木技術班長、教育班長、消防班長が登庁	
		②町内パトロール	消防班 土木技術班
		③被害に応じて関係班が応急措置	
		④状況により、自主避難者用にスポーツセンター等を準備	教育班 厚生班
		⑤状況により、広報車による町内広報	総務班 消防班
		⑥被害の状況により、第3次の体制に移行（災害対策本部の立ち上げ）	
第3次	相当規模の災害が発生したとき	●災害対策本部の立ち上げ 全職員で災害応急活動を実施 〔 避難所の開設 広報車による町内広報 直ちに関係班で災害応急活動を開始 など 〕	全職員

（注）被害の状況等により、上記基準により難いと認められる場合においては、臨機応変の配備体制をとるものとする。

## 第2 職員の動員及び参集

### 1 動員の方法

#### (1) 平常執務時における場合

- ア 総務課長は、関係機関から災害の発生するおそれのある気象情報若しくは異常現象のおそれのある情報又は災害が発生したことの情報を受理した場合は、直ちにその旨を町長に報告する。
- イ 町長は、災害対策本部の設置を必要と認めた場合は直ちに設置し、非常配備体制を定めて職員を指揮監督し、災害情報の収集伝達及び調査その他の応急措置を実施し得る体制を確立する。

#### (2) 夜間休日における場合

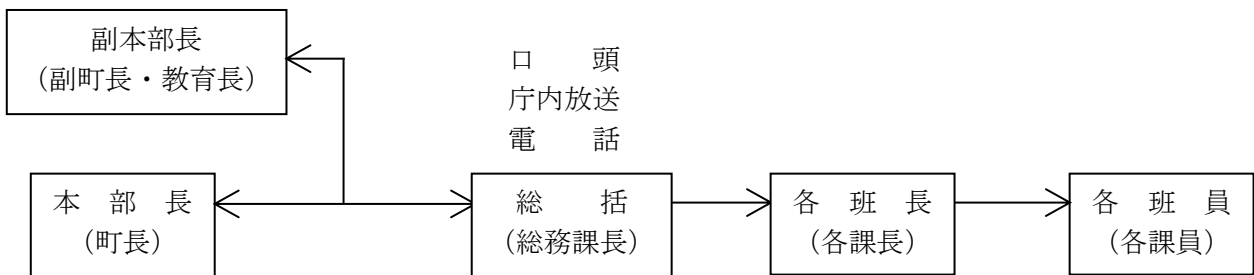
- ア 当直者は、関係機関から災害に関する情報を収受した場合は、直ちに総務課長（又は防災担当係長等）に連絡して指示を仰ぎ、必要に応じて関係各課長に連絡する。
- イ 以下、平常執務時における場合と同様に体制を確立する。

### 2 動員の伝達系統

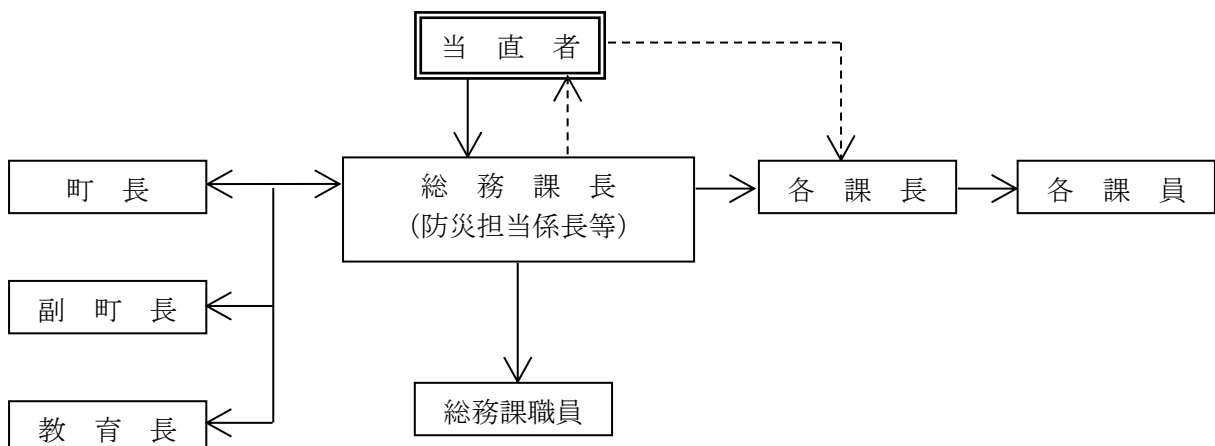
職員の動員は、次の系統で伝達する。

動員配備伝達系統図

#### ① 勤務時間内の伝達系統



#### ② 当直者からの非常伝達系統



### 3 職員の非常登庁

#### (1) 緊急参集要領

職員は、勤務時間外等において動員（招集）の指示を受けたとき、又は災害が発生し、あるいは災害の発生のおそれがある情報を察知したときは、災害の状況に応じて所属の長と連絡の上、又は自らの判断により、自身の安全の確保に十分に配慮しつつ、直ちに所属、又はあらかじめ指定された場所に参集する。

配備の担当対策班は、「非常配備に関する基準」によるものとする。ただし、災害の状況により町長が必要と判断したときは、各対策班及び動員数を増減することができるものとする。

#### (2) 被害状況の報告等

職員は、参集途上において、被災状況、災害情報の収集に努め、その情報を動員先の上司に報告する。

なお、火災、人身事故等に遭遇したときは、消防又は警察等へ通報連絡するとともに、直ちに人命救助、近隣住民の協力を求めた消火活動など適切な措置をとり、職員本人はできる限り迅速な参集を行う。

### 4 参集状況の報告と安否確認

各課長等は、職員の参集状況、所管に係る配備体制を把握するとともに、職員や家族の安否確認を併せて行い、直ちに総務課長を通じて町長に報告する。

## 第3節 住民組織等の活用

### 1 協力要請事項

災害時における応急活動を迅速かつ的確に実施するための人員に不足を生じた場合、町は、町内会、日赤奉仕団、婦人会等の住民組織に対し、主に次の事項について協力を要請する。

- (1) 避難所内の奉仕及び被災者の世話
- (2) 応急炊き出し
- (3) 義援金品の募集及び整理
- (4) 救援物資の支給、清掃及び防疫の奉仕
- (5) その他救助活動で町長が協力を求めた事項

### 2 協力要請先

協力要請先は、奉仕団、町内会、婦人団体等とし、所在地、要請人員、業務内容等については随時変更があるので、台帳を備え付けておくものとする。

資料編〔資料1-7〕 住民組織と業務分担
----------------------

## 第2編 風水害等対策編



## 第1章 災害予防計画

災害対策の目標は、災害の発生又は拡大を未然に防止することであり、災害予防は、あらゆる防災の基礎をなすものである。町は、それぞれのまちの災害特性に配慮した土地利用の誘導、開発抑制、移転の促進や避難に必要な施設の整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図るものとする。

また、防災関係機関と相互に協力し、災害発生又は拡大の未然防止のため、必要とする施策を誠実に実施し、災害発生原因の除去及び施設の改善に努めるとともに、科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えず改善を図るものとする。特に災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、防災関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平常時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練・研修等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。

さらに、町及び防災関係機関は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとし、災害対応の検証を踏まえ必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

加えて、円滑な災害応急対策及び災害復旧に資するよう、物資供給等の事業者と協定を締結しておくなど協力体制を構築するとともに、老朽化した社会資本について、その適切な維持管理に努めるものとする。

なお、町内において災害が発生するおそれのある区域（以下「災害危険区域等」という。）を把握し、警戒避難体制の整備等を行うとともに災害孤立地区を把握し、これらの地域における備蓄や資機材の整備、訓練の実施など事前防災に取り組むものとする。

### 第1節 防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進に関する計画

#### 第1 基本方針

町は、災害を予防し、又はその拡大を防止するため、以下の事項に留意の上、職員に対して防災に関する教育、計画的かつ継続的な研修、実践的な訓練を行うとともに、住民等に対する防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進により、防災意識の高揚を図り、地域における防災活動の的確かつ円滑な実施が推進されるよう努めるものとする。

- 1 教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関する教育を実施すること。
- 2 住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の知見も活用しながら、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発

信すること。

- 3 災害による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、避難指示等の意味と内容の説明など、啓発活動を住民等に対して行うこと。
- 4 過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する検証結果や調査分析結果等の各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報、その他の方法により公開に努めること。また、国土地理院と連携して、自然災害伝承碑（災害に関する石碑やモニュメント等）の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。
- 5 地域の防災活動におけるリーダーの育成に努めること。

## 第2 配慮すべき事項

- 1 東日本大震災をはじめとする大規模災害の教訓等を踏まえ、複合災害時における住民の災害予防及び災害応急措置等に関する知識の普及・啓発に努めること。
- 2 要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が確立されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう女性防災リーダーの育成や防災会議の委員に占める女性の割合を高めるなど、防災の取組への男女共同参画に努めること。
- 3 社会教育施設を活用するなど、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及・推進を図ること。
- 4 地域の防災力を高めていくため、一般住民向けの専門的・体系的な防災教育訓練の提供、学校における防災教育の充実、防災に関する教材（副読本）の充実を図るものとする。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。また、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進にも努めるものとする。
- 5 各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図るものとする。
- 6 防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図るものとする。
- 7 防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。

## 第3 普及・啓発及び教育の方法

- 1 各種防災訓練の参加普及
- 2 ラジオ、テレビ、有線放送施設の活用
- 3 インターネット、SNSの活用
- 4 新聞、広報紙等の活用
- 5 映画、スライド、ビデオ等の作成及び活用
- 6 広報車両の利用
- 7 テキスト、マニュアル、パンフレットの配布
- 8 防災イベントや研修会、講習会、講演会等の開催
- 9 学校教育の場の活用
- 10 その他

## 第4 普及・啓発及び教育を要する事項

- 1 長万部町地域防災計画の概要
- 2 災害に対する一般的知識
- 3 災害の予防措置
  - (1) 自助（身を守るための備えや備蓄）・共助の心得
  - (2) 防災の心得
  - (3) 火災予防の心得
  - (4) 台風襲来時の家庭の保全方法
  - (5) 農作物の災害予防事前措置
  - (6) 船舶等の避難措置
  - (7) その他
- 4 災害の応急措置
  - (1) 災害対策の組織、編成、分掌事項
  - (2) 災害の調査及び報告の要領・方法
  - (3) 防疫の心得及び消毒・清潔方法の要領
  - (4) 災害時の心得
    - ア （家庭内、組織内の）連絡体制
    - イ 気象情報の種別と対策
    - ウ 避難時の心得
    - エ 被災世帯の心得
- 5 災害復旧措置
  - (1) 被災農作物に対する応急措置
  - (2) その他
- 6 その他必要な事項

## 第5 学校等教育関係機関における防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進

- 1 学校においては、児童生徒等に対し、災害の現象や災害の予防等の知識の向上及び防災の実践的な対応方法（災害時における避難、保護の措置等）の習得を積極的に推進する。
- 2 学校における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努める。
- 3 学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促す。
- 4 児童生徒等に対する防災教育の充実に努めるため、教職員等に対する防災に関する研修機会の充実に努める。
- 5 防災教育は、学校等の種別、立地条件及び児童生徒等の発達段階等の実態に応じた内容のものとして実施する。
- 6 社会教育においては、PTA、成人学級、青年団体、女性団体等の会合や各種研究集会等の機会を活用し、災害の現象、防災の心構え等の防災知識の普及・啓発に努める。

## 第6 普及・啓発の時期

防災の日、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、津波防災の日及び防災とボランティアの日、防災とボランティア週間等、普及・啓発の内容により最も効果のある時期を選んで行う。

## 第2節 防災訓練計画

### 第1 基本方針

町は、災害応急対策を円滑に実施するため、防災に関する知識及び技能の向上と住民に対する防災知識の普及を図ることを目的とした防災訓練を実施する。

訓練の実施に当たっては、単独又は他の防災関係機関と共同し、訓練計画を作成して実施する。

また、学校、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、ボランティア団体、要配慮者を含めた地域住民等の地域に関係する多様な主体と連携した訓練を実施するよう努めるものとする。

さらに、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施に努め、訓練後においてその評価を行って防災上の課題等を明らかにし、必要に応じて体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努めるものとする。

なお、北海道防災会議が主唱する以下の訓練については、北海道防災会議構成機関及び関係市町村と協働の下で実施する。

- 1 防災総合訓練
- 2 災害通信連絡訓練
- 3 防災図上訓練

### 第2 訓練の種別

町は、災害応急対策の万全を期するため、次に掲げる訓練を実施する。

#### 1 個別訓練

##### (1) 水防訓練

水防工法、樋門等の操作、水位・雨量観測、一般住民の動員、水防資機材の輸送、広報・通報伝達などのほか、消防職員及び消防団員の動員を含めた訓練を実施する。

##### (2) 消防訓練

###### ア 出動訓練

出動準備の迅速かつ的確を期するため、機械の調整及び器具の装備点検を行う。

###### イ 操縦訓練

地理水利の周知徹底並びに、水利施設及び消防自動車等の操縦を行い、技術の向上を図る。

###### ウ 放水訓練

放水技術の向上を図るため行う。

###### エ 救助訓練

人命救助作業の迅速確実を期し、的確な救助技術の習得を図るため、建築物件の利用及び救助器具の取扱いを行う。

## オ 通信訓練

通信の迅速かつ的確な運用を期するため、通信用語及び運用等を行い、習熟を図る。

## カ 地震訓練

住民の初期消火、同時多発火災避難、大小訓練広報、津波警報伝達等を行う。

## キ 応援・受援訓練

応援・受援体制の迅速かつ的確な運営を期するため、応援・受援体制の構築、運営訓練を行い、連携強化を図る。

## ク 防災関連システムの操作習熟訓練

## ケ その他の訓練

病院、学校、旅館、ホテル、官公庁を対象とした自主防火訓練を行う。

## (3) 避難訓練・救難救助訓練

水防訓練、消防訓練と併せて、避難指示等の判断及び伝達、避難の誘導、救助救出、医療救護、避難所の防疫、給水、給食等を含めた訓練を実施する。特に土砂災害（特別）警戒区域及び急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危険溪流（以下「土砂災害危険箇所等」という。）を重点とし、住民の早めの積極的な避難を促進するため、次の事項に留意し、土砂災害に備えたより実践的な訓練を実施する。

ア 避難指示等の早期判断（道等からの情報提供・助言を含む。）及び情報の受伝達

イ 天候や時間帯などの状況に応じた住民の的確な避難行動（避難場所の選択、外出が危険な場合の屋内安全確保措置等）

ウ 避難誘導體制及び救助体制の整備

## (4) 情報通信訓練

主通信・副通信をそれぞれ組み合わせ、あらゆる想定の下に訓練を実施する。

## (5) 非常招集訓練

職員の非常配備体制の実効を確保し、災害応急対策の円滑な実施を図るため、災害対策本部の設置、運営を含めた職員の招集・参集訓練を実施する。

## (6) 防災図上訓練

各種災害に対処するため、災害応急対策訓練を図上において実施する。

## (7) その他災害に関する訓練

その他各課等において、所掌する事務に関する訓練を実施する。

## 2 総合防災訓練

町及び防災関係機関が住民と一体になって総合的な訓練を実施する。これによって、関係機関相互及び住民との緊密な協力体制を確立するとともに、防災行動力の向上及び住民の防災意識の高揚を図る。

## 第3 相互応援協定に基づく訓練

町は、協定締結先機関と共同で、相互応援の実施についての訓練の実施に努める。

## 第4 民間団体等との連携

町は、防災の日や防災週間等を考慮しながら、水防協力団体、自主防災組織、非常通信協議会、ボランティア及び要配慮者を含めた地域住民等の地域に関係する多様な主体と連携した訓練を実施す

るよう努める。

## 第5 複合災害に対応した訓練の実施

町は、地域特性に応じ、発生する可能性が高い複合災害を想定した図上訓練や実動訓練等の実施に努めるとともに、その結果を踏まえ、職員及び資機材の投入や外部支援の要請等についての計画・マニュアル等の充実に努める。

資料編〔資料1-8〕 災害応援協定

## 第3節 物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画

### 第1 基本方針

町は、災害時において住民の生活を確保するための食料、その他の物資の確保及び災害時における応急対策活動を円滑に行うための防災資機材等の整備に努めるとともに、地域内の備蓄物資や物資拠点について新物資システム（B-P L o）調達・にあらかじめ登録し、供給事業者の保有量と併せ、備蓄量等の把握に努めるものとする。

その際、要配慮者、女性、子ども向けの物資等の確保に努めるものとする。

また、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。

### 第2 食料その他の物資の確保

1 町は、避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、快適なトイレ環境確保のための携帯トイレ、簡易トイレ、食料、飲料水、適温の食事のための炊き出し用具やキッチン資機材、安眠確保のための段ボールベッド・エアベッド等の簡易ベッド、毛布、プライバシー確保のためのパーティション、衛生促進のための入浴設備、洗濯設備、乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、トイレトーパー、生理用品のほか、マスクや消毒液等の感染症対策に必要な物資等の避難生活に必要な物資について、次の事項にも留意しながら備蓄するものとし、想定し得る最大規模の災害における想定避難者数と、それに対して必要となる備蓄量（最低3日間、推奨1週間）を推計し、推計した必要備蓄量（住民及び事業者が行う備蓄分を除く。）の確保を目指すよう努めるものとする。

また、備蓄が困難な物資については、民間事業者との災害協定による流通在庫物資を活用するなど物資の調達体制の整備に努める。

- (1) 観光地や昼夜間人口が大きく異なる地域は、滞在人口の多い時間帯の災害発生を考慮して備蓄すること。
- (2) アレルギー対応食や流動食のほか、熱中症対策として塩分タブレットや冷却グッズ適温食の提供に必要な資機材を備蓄するなど、避難者の健康に配慮すること。
- (3) 厳冬期の災害時には積雪等により域外からの物資が届きにくくなることを想定し、特に災害時孤立地区の備蓄の充実に努めること。
- (4) 備蓄倉庫等については、備蓄物資が災害時に効果的に活用できるよう、災害時孤立地区における物資の確保、災害時のアクセスを十分考慮し設定すること。

2 町は、防災週間や防災関連行事等あらゆる機会を通じ、住民や事業者に対して「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレトーパー、女性用品、ポータブルストーブ等の備蓄に努めるよう啓発を行う。

また、備蓄状況については、年に1回、広く住民に公表するものとする。

### 第3 防災資機材の整備

町は、災害時に必要とされる資機材の整備・充実を図る。非常用発電機の整備のほか、暑熱期や積雪・寒冷期積雪・寒冷期において発生した場合の対策として、暖房器具等の整備に努める。

### 第4 備蓄倉庫等の整備

町は、防災資機材倉庫の整備に努める。

資料編〔資料1－8〕	災害応援協定
〔資料5－7〕	救援物資等調達先

## 第4節 相互応援（受援）体制整備計画

### 第1 基本方針

町は、所管する事務又は業務について、災害応急対策若しくは災害復旧の実施に際して他の者を応援する、又は他の者の応援を受けることを必要とする事態に備え、平常時から相互に協定を締結するなど、連携強化に努めるものとする。

また、災害時におけるボランティア活動が果たす役割の重要性を踏まえ、平常時からボランティアとの連携に努めるとともに、企業、NPO等に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ企業等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど、そのノウハウや能力等の活用に努めるものとする。

なお、応援・受援体制の整備に当たっては、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体や防災関係機関から応援を受け入れて情報共有や各種調整を行うことができるよう、受援体制の整備に努め、特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うとともに、訓練等を通じて応援・受援に関する連絡・要請の手順や応援機関の活動拠点、資機材等の集積・輸送体制等について確認を行うなど、必要な準備を整えるよう努めるものとする。

あわせて、大規模災害が発生した際等に、被災市町村への応援を迅速かつ的確に実施できるよう、応援や受援に関する計画や、災害の種類、被災地域に応じた対応マニュアルを策定し、本計画等に位置づけるよう努めるとともに、派遣職員が現地において自活できるよう必要な資機材や装備品等を携帯させることに努めるものとし、防災総合訓練などにおいて応援・受援体制を検証し、さらなる連携の強化を図るものとする。

### 第2 相互応援（受援）体制の整備

町は、道や他市町村への応援要求又は他市町村に対する応援が円滑かつ迅速に行えるよう、応援職

員等の宿泊場所として活用可能な施設や空き地のリストなど、日頃から道や他市町村と災害対策上必要な資料の交換を行うほか、あらかじめ連絡先の共有を徹底するなど、必要な応援準備及び受援体制を整備する。

また、必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、後方支援基地として位置づけるなど、必要な準備に努める。

なお、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。その際、近隣の市町村に加えて大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村との協定締結も考慮する。

### 第3 災害時におけるボランティア活動の環境整備

- 1 町は、広報活動、啓発活動等を通じて、ボランティアによる防災活動に関する事業者及び住民の関心と理解を深めるとともに、休暇の取得の促進その他のボランティアによる防災活動への参加の促進を図るものとする。
- 2 町は、平時から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、NPO・ボランティア等と協力して、発災時の防災ボランティアとの連携についても検討するものとする。
- 3 町は、避難生活支援リーダー／サポーター等の避難所運営・避難生活支援に取り組む地域のボランティア人材の育成・確保に努めるものとする。
- 4 町は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、道、日本赤十字社、長万部町社会福祉協議会等やボランティア団体との連携を図り、関係機関・団体とのネットワークを構築するとともに、ボランティア活動に関する住民への受援・支援等の普及啓発を行う。  
また、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、長万部町社会福祉協議会と連携し、災害ボランティアセンターの設置・運営に関する規定等の整備やコーディネーター等の確保・育成に努める。
- 5 町は、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。
- 6 町は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。また、災害時において防災ボランティア活動が円滑に行われるよう、道及び市町村は、国が整備する登録団体データベースを活用するなどして、登録被災者援護協力団体との平時からの連携強化に努めるものとする。
- 7 町は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、町地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（市町村社会福祉協議会等）を明確化するとともに、災害ボランティアセンターの設置・運営における役割分担等を相互に協議の上、定めるよう努めるものとする。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所や災害ボランティアセンターの運営に係る費用負担については、町地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化し

ておくよう努めるものとする。

資料編〔資料1－8〕 災害応援協定

## 第5節 自主防災組織の育成等に関する計画

### 第1 基本方針

町は、災害発生の防止並びに災害発生時の被害軽減を図るため、「自分たちの地域は自分たちで守る」という精神の下、地域住民、事業所等における自主防災体制の整備、育成を推進する。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

### 第2 自主防災組織の設置及び育成

#### 1 地域住民による自主防災組織

町は、地域ごとの自主防災組織の設置及び育成に努め、地域住民が一致団結して消防団と連携を行い、消防団や防災士、要配慮者に日頃から関わる福祉関係者等の多様な主体と連携し初期消火活動や救出救護活動をはじめ、要配慮者の避難誘導等の防災活動が効果的に行われるよう協力体制の確立を図る。

なお、自主防災組織の設置及び育成については、女性の参画に配慮するとともに、女性リーダーの育成に努める。

#### 2 事業所等の防災組織

町は、多数の者が利用し、又は従事する施設並びに危険物を取り扱う事業所において、自衛消防組織が法令により義務づけられている一定の事業所については、消防関係法令の周知・徹底を図るとともに、防災要員等の資質の向上に努める。

また、その他の事業所についても、自主的な防災組織の設置など、組織の育成を図り、積極的な防災体制の整備・強化に努める。

### 第3 自主防災組織の編成

自主防災組織は、その機能を十分に発揮するため、あらかじめそれぞれの組織内において役割分担を定めておくこととする。

なお、組織の編成に当たっては、地域の実情に応じて次の点に留意する。

- 1 自主防災組織は、地域住民相互の緊密な連携の下に活動することが必要とされるため、住民が連帯感を持てるよう適正な規模で編成するものとし、大規模な組織にあつては、いくつかのブロックに分けること。
- 2 他地域への通勤者が多い地域は、昼夜間の活動に支障のないよう組織を編成すること。

### 第4 自主防災組織の活動

#### 1 平常時の活動

自主防災組織は、平常時において次のとおり防災対策の推進に努める。

##### (1) 防災知識の普及

災害の発生を防止し、被害の軽減を図るためには、住民一人ひとりの日頃の備え及び災害時の

的確な行動が大切であるため、集会等を利用して防災に対する正しい知識の普及を図る。

## (2) 防災訓練の実施

災害発生時において、住民一人ひとりが適切な措置をとることができるようにするため、日頃から繰り返し訓練を実施し、防災活動に必要な知識及び技術を習得する。

なお、訓練には、以下に掲げるような個別訓練と、これらをまとめた総合訓練があり、訓練を計画する際には、各地域の特性を考慮したものとする。

### ア 情報収集伝達訓練

防災関係機関から情報を正確かつ迅速に地域住民に伝達し、地域における被害状況等を関係機関へ通報するための訓練を実施する。

### イ 消火訓練

火災の拡大・延焼を防ぐため消火設備を使用して消火に必要な技術等を習得する。

### ウ 避難訓練

避難の要領を熟知し、指定緊急避難場所や指定避難所まで迅速かつ安全に避難できるよう実施する。

### エ 避難所開設・運営訓練

指定避難所の開設及び地域住民による自主的な運営を行う訓練を実施する。

### オ 救出救護訓練

家屋の倒壊やがけ崩れ等により下敷きとなった者の救出活動及び負傷者に対する応急手当の方法等を習得する。

### カ 図上訓練

町の一定の区域内における図面を活用し、想定される災害に対して地区の防災上の弱点等を発見し、それに対処する避難方法等を地域で検討する。

## (3) 防災点検の実施

家庭及び地域においては、災害が発生したときに被害の拡大の原因となるものが多く考えられるので、住民各自が点検を実施するほか、自主防災組織としては、期日を定めて一斉に防災点検を行う。

## (4) 防災用資機材等の整備・点検

活動に必要な資機材の整備に努めるとともに、これら資機材は災害時に速やかな応急措置をとることができるよう、日頃から点検を行う。

## 2 非常時及び災害時の活動

自主防災組織は、災害発生時の被害軽減を図るため、次のとおり応急対策活動が実施できるように活動体制の整備に努める。

### (1) 情報の収集伝達

災害時において、地域内で発生した被害の状況を迅速かつ正確に把握して町等へ報告するとともに、防災関係機関の提供する情報を伝達して住民の不安を解消し、的確な応急活動を実施する。このため、あらかじめ次の事項を定めておくものとする。

また、避難場所や避難所等へ避難した後についても、地域の被災状況、救助活動の状況等を必要に応じて報告し、混乱・流言飛語の防止に当たる。

#### ア 連絡をとる防災関係機関

#### イ 防災関係機関との連絡のための手段

ウ 防災関係機関の情報を地域に伝達する責任者及びルート

(2) 出火防止及び初期消火

家庭に対しては、火の始末など出火防止のための措置を講ずるよう呼び掛けるとともに、火災が発生した場合、消火器などを使い、初期消火に努める。

(3) 救出救護活動の実施

がけ崩れ、建物の倒壊などにより下敷きになった者を発見したときは、消防等に通報するとともに、二次災害に十分注意し、救出活動に努める。

また、負傷者に対しては、応急手当を実施するとともに、医師の介護を必要とする者がいるときは、救護所等へ搬送する。

(4) 避難の実施

町長等から緊急安全確保、避難指示等が出された場合には、住民に対して周知・徹底を図り、大雨・暴風、火災、がけ崩れ、地すべり等に注意しながら円滑かつ迅速に避難場所や避難所等へ誘導する。特に避難行動要支援者に対しては、町内会等地域住民の協力の下、早期に避難誘導を実施する。

(5) 指定避難所の運営

指定避難所の運営に関し、被災者自らが行動し、助け合いながら指定避難所を運営することが求められていることから、自主防災組織等が主体となるなど、地域住民による自主的な運営を進める。

また、こうした避難所運営体制を発災後速やかに確立し、円滑に運営するため、日頃から避難所運営ゲーム(HUG)、北海道版2025(Doはぐ)等を活用するなど、役割・手順などの習熟に努める。

(6) 給食・救援物資の配付及びその協力

被害の状況によっては、避難が長期間にわたり、被災者に対する炊き出しや救援物資の支給が必要となってくる。これらの活動を円滑に行うためには、組織的な活動が必要となるため、町等が実施する給食・救援物資の配付活動に協力する。

## 第6節 避難体制整備計画

### 第1 基本方針

町は、災害から住民の生命及び身体を保護するための指定緊急避難場所、指定避難所、避難路の確保及び整備並びに避難誘導體制の構築等に努める。その際、要配慮者について十分配慮する。

### 第2 避難誘導體制の構築

町は、避難者の誘導を安全かつ迅速に行うことができるよう、次のとおり避難誘導體制の整備に努める。

- 1 大規模火災、津波等の災害から、住民の安全を確保するために必要な避難路をあらかじめ指定し、その整備を図るとともに、避難経路や指定緊急避難場所、指定避難所等に案内標識を設置するなど、緊急時の速やかな避難が確保されるよう努める。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

また、必要に応じて避難場所の開放を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進する。

- 2 指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるとともに、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。
- 3 避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保できる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合等、やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、日頃から住民等への周知・徹底に努める。
- 4 大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、道と連携の下、他の地方公共団体との応援協定や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送に関する運送事業者等との協定を締結するなど、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるとともに、関係機関と連携して実践型の防災訓練を実施するよう努める。
- 5 町の防災担当部局、保健所との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。
- 6 学校等が保護者との間で、災害時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促す。
- 7 小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害時における保育所等の施設間と町との連絡・連携体制の構築に努める。
- 8 町は、北海道運輸局、公共交通機関、観光協会及び観光施設等と連携し、観光施設を通じ、観光客に災害発生時における避難等の措置について情報提供できるよう体制を構築する。
- 9 町は、災害の態様により、自主避難者が発生することを想定し、必要に応じて自主避難所の開設や公共施設等での一時収容等を行うことができるよう、体制の構築に努めるものとする。
- 10 町は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。
- 11 冬期の避難は、積雪や路面凍結等により時間を要することや暴風雪による視界不良、大雪・雪崩による避難経路の寸断、寒さによる低体温症のリスクについて注意することから、町は、日頃から、冬期における避難誘導體制の検討や冬期避難の困難性に関する住民等への周知に努めるものとする。
- 12 町と道は、互いに連携し、基本となる手順等を踏まえながら、ホテル・旅館・福祉施設等、避難先との連携協定や避難者への周知方法、避難者と2次避難先とのマッチング、輸送方法等、広域避難等が円滑に実施できるよう、その環境整備を図る。

### 第3 指定緊急避難場所の確保等

1 町は、災害の危険が切迫した緊急時において住民の安全を確保するため、地域の地形・地質・施設の災害に対する安全性等を勘案し、必要があると認めるときは、異常な現象の種類ごとの基準に適合し、災害時に迅速に開設することが可能な管理体制等を有する施設又は場所を、あらかじめ当該施設等の管理者の同意を得た上で、指定緊急避難場所として指定する。その際、観光地や昼夜の人口変動の大きさなどの地域特性や要配慮者の利用等についても考慮するとともに、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難所を近隣市町村に設けるよう努める。また、指定緊急避難場所については、災害の種類に応じて指定していること及び避難の際には発生するおそれがある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知・徹底に努める。特に指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害時には当該施設に避難することが不適當である場合があることについて、日頃から住民等への周知・徹底に努める。

指定緊急避難場所の指定基準

		崖崩れ・土石流・地滑り	大規模な火事	洪水	高潮	内水氾濫(※1)	噴火に伴い発生する火山現象(※2)	津波	地震	
管理の基準		居住者等に開放され、居住者等受入用部分等(*)について物品の設置又は地震による落下、転倒、移動等の事由により避難上の支障を生じさせないもの * 下記a2の場合、居住者受入用部分等には、当該部分までの避難上有効な階段等の経路が含まれる								
施設の構造の基準又は立地の基準 (A)・(B)いずれかに該当	構造(A)	想定される洪水等の水位以上の高さに居住者等受入用部分が配置され、かつ、当該居住者等受入部分までの避難上有効な階段等の経路がある(a2)					施設が地震に対して安全な構造のものとして地震に対する安全性に係る建築基準法等(※3)に適合するもの(a3)			
	立地(B)	異常な現象による水圧、波力、振動、衝撃等が作用する力によって、施設の構造耐力上支障のある事態(損壊、転倒、滑動、沈下等)を生じない構造のもの(a1)					当該場所又はその周辺に、地震発生時に人の生命・身体に危険を及ぼすおそれのある建築物・工作物等がない			
		安全区域内(人の生命又は身体に危険に及ぶおそれがないと認められる土地の区域内)にある								

- ※1 一時的に大量の降雨が生じた場合において下水道等の排水施設又は河川等の公共の水域に雨水を排水できないことによる浸水
- ※2 火砕流、溶岩流、噴石、泥流等
- ※3 建築基準法(昭和25年法律第201号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定

資料：北海道地域防災計画

2 町は、学校を指定緊急避難場所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、施設の利用方法等について、事前に当該学校、教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

- 3 指定緊急避難場所の管理者は、廃止、改築等により当該指定緊急避難場所の現状に重要な変更を加えようとするときは、町長に届け出なければならない。
- 4 町は、当該指定緊急避難場所が廃止されたり、基準に適合しなくなったと認めるときは、指定緊急避難場所の指定を取り消す。
- 5 町長は、指定緊急避難場所を指定し、又は取り消したときは、知事に通知するとともに、公示しなければならない。

#### 第4 避難所の確保等

- 1 町は、災害時に被災者を滞在させるため、次の基準に適合する施設を、あらかじめ当該施設の管理者の同意を得た上で、指定避難所として指定するとともに、住民等への周知・徹底を図る。  
なお、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

##### 指定避難所の指定基準

区分	指定基準
規模	被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有すること。
構造	速やかに被災者等を受け入れ、生活関連物資を配付することが可能な構造・設備を有すること。
立地	想定される災害による影響が比較的少ない場所にあること。
交通	車両等による災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあること。

- 2 町は、主として要配慮者を滞在させることが想定されるものにあつては、上記に加えて次の基準に適合する施設を指定福祉避難所として指定する。
  - (1) 要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。
  - (2) 災害時において要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備されること。
  - (3) 災害時において主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること。
  - (4) 要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めていること。
- 3 町は、指定避難所の指定に当たっては、次の事項について対応するよう努める。
  - (1) 施設を指定する際、併せて広域一時滞在の用にも供することについて定めるなど、他の市町村からの被災住民を受け入れることができる施設をあらかじめ決定しておくこと。
  - (2) 老人福祉施設や障害者支援施設等の施設、保健センター等の施設や指定一般避難所の一部のスペースを活用し、一般の避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じ、安心して生活できる体制を整備した福祉避難所を指定すること。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮に努めるものとする。
  - (3) 学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、施設の利用方法等について、事前に当該学校、教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図ること。

(4) 指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めること。

また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。

(5) 指定管理施設や民間の施設が指定避難所となっている場合には、施設管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めること。

4 指定避難所の管理者は、廃止、改築等により当該指定避難所の現状に重要な変更を加えようとするときは、町長に届け出なければならない。

5 町は、当該指定避難所が廃止されたり、基準に適合しなくなったと認めるときは、指定避難所の指定を取り消す。

6 町長は、指定避難所を指定し、又は取り消したときは、知事に通知するとともに、公示しなければならない。

7 町は、指定避難所だけでなく、協定・届出避難所として位置付けられた避難所についてもあらかじめ情報を把握するとともに、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。

8 町は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。

9 町は、地域で想定される被害と地域の実情を考慮の上、避難所の備蓄物資の量や品目等を検討し、開設当初から避難所を円滑に運営できるよう努めることとする。

## 第5 避難計画の策定等

### 1 避難指示等の具体的な発令基準の策定及び住民等への周知

町長は、適時・適切に避難指示等を発令するため、あらかじめ具体的な判断基準（発令基準）を策定するとともに、住民等の円滑かつ迅速な避難を確保するため、避難指示等の意味と内容の説明、避難すべき区域や避難指示等の判断基準（発令基準）住民への伝達方法について、日頃から住民等への周知に努め、これらは 防災部局以外の職員も含め定期的に確認するものとする。

また、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、庁内を挙げた体制の構築に努める。

### 2 防災マップ、ハザードマップ・Web ハザードマップ等の作成及び住民等への周知

町長は、住民等の円滑な避難を確保するため、浸水想定区域や土砂災害警戒区域など、災害発生時に人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められる土地の区域を表示した図面に、災害に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路等の必要となる事項をあらゆる主体に「わかる・伝わる」よう配慮して記載した防災マップ、ハザードマップ・Web ハザードマップ等を作成し、印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるよう努める。

また、ハザードマップ等の配布・周知等に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢とし

てあること等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

### 3 避難計画の策定

町は、主に次の事項に留意して避難計画を策定するとともに、自主防災組織等の育成を通じて避難体制の確立に努める。また、要配慮者を速やかに避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら、平常時から情報伝達体制の整備、要配慮者に関する情報の把握・共有、個別避難計画の策定等、避難誘導體制の整備に努める。

なお、避難計画の策定に際しては、昼夜間人口の差異や孤立可能性、冬の寒さ、夏の暑さ等の地理的・気象的条件を考慮するよう努めるものとする。

- (1) 避難指示等を発令する基準及び伝達方法
- (2) 指定緊急避難場所・指定避難所の名称、所在地、対象地区、収容人数及び家庭動物受入可否
- (3) 指定緊急避難場所・指定避難所への経路及び誘導方法（観光地などについては、観光入り込み客対策を含む。）
- (4) 避難誘導を所管する職員等の配置及び連絡体制
- (5) 避難場所・避難所の開設等に伴う被災者救護措置に関する事項
  - ア 給水及び給食措置
  - イ 毛布、寝具等の支給
  - ウ 衣料及び日用必需品の支給
  - エ 冷暖房及び発電機用燃料の確保
  - オ 負傷者に対する応急救護
  - カ 上記のほか、一人ひとりの事情から生じる多様なニーズに配慮するなど、被災者の人間らしさを保つために必要な生活環境の整備
- (6) 指定緊急避難場所・指定避難所の管理に関する事項
  - ア 避難中の秩序保持
  - イ 住民等の避難状況の把握
  - ウ 住民等に対する災害情報や応急対策実施状況の周知・伝達
  - エ 住民等に対する各種相談業務
- (7) 避難に関する広報
  - ア 緊急速報メールによる周知
  - イ 広報車（消防、警察車両の出動要請を含む。）による周知
  - ウ SNSを活用した周知
  - エ 避難誘導者による現地広報
  - オ 住民組織を通じた広報
  - カ その他広報媒体による周知

### 4 指定緊急避難場所における対応

町は、指定緊急避難場所における避難者支援を適切に行えるよう、避難計画などにおいて、避難者の状況把握方法や指定避難所への移動方法等についてあらかじめ定めるなどし、必要な体制を整備しておくよう努めるものとする。

また、町は、すぐには指定避難所等へ移動することができない場合も想定し、避難者の熱中症対策及び防寒対策として、必要な備蓄品を可能な限り備えておくよう努めるものとする。

## 5 避難所運営

避難所運営において、町は、地域におけるマニュアルの作成や訓練等を通じて、住民等が主体的に避難所運営に関与できるよう指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。

## 6 被災者の把握

被災者の避難状況の把握は、被災者支援、災害対策の基本となるが、発災直後の町は道路の寸断や停電の発生等に加え、避難誘導や各種災害応急対策等の業務がさくそうし、居住者や指定避難所への受入状況などの把握に支障を来すことが想定される。このため、指定避難所における入所者登録などの重要性について、避難所担当職員や避難所管理者に周知・徹底を図るとともに、デジタル技術を活用し、避難者台帳（名簿）を容易に作成できるシステムを整備することが望ましい。システムを整備する際には、個人情報取扱いや、停電時に備えた非常用電源の確保に十分留意するものとする。また、避難者台帳（名簿）をデジタル管理する場合においても、避難者の状況を把握するためのシステムのバックアップとして、必要に応じ印刷の上、各避難所に保管することが望ましい。

## 第6 災害時孤立地区対策

道及び市町村は、災害により孤立地区が発生した場合、防災関係機関と連携して、救出救助等の応急対策活動が円滑に行えるよう、予め孤立が予想される地区の地区名、地区人口、避難所の有無などの情報を共有し、不断に更新に努めるものとする。

## 第7 防災上重要な施設の管理等

- 1 学校、医療機関及び社会福祉施設の管理者は、主に次の事項に留意してあらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知・徹底を図るとともに、訓練等を実施することにより避難の万全を期する。
  - (1) 避難の場所（指定緊急避難場所・指定避難所）
  - (2) 経路
  - (3) 移送の方法
  - (4) 時期及び誘導並びにその指示伝達の方法
  - (5) 保健、衛生及び給食等の実施方法
  - (6) 暖房及び発電機の燃料確保の方法
- 2 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法等の関係法令などにに基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成する。

## 第8 公共用地等の有効活用への配慮

町は、避難場所、避難施設、備蓄など防災に関する諸活動の推進に当たり、道等関係機関と相互に連携しつつ、公共用地等の有効活用に配慮する。

資料編〔資料5-3〕 避難施設

## 第7節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画

### 第1 基本方針

災害時には、特に高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等が被害を受けやすい、情報を入手しにくい、避難所における良好な環境を得にくいなどの状況におかれることがあることから、町及び社会福祉施設等の管理者は、これら要配慮者の安全の確保等を図るため、別に定める「長万部町避難行動要支援者避難支援計画（全体計画）（以下「全体計画」という。）」等に基づき、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時から要配慮者の実態把握、緊急連絡体制、避難誘導等の避難支援体制の整備、制度の周知・啓発等に努めるものとする。

### 第2 町の安全対策

町は、防災担当部局や福祉担当部局をはじめとする関係部局の連携の下、平常時から避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を作成し、定期的に更新を行うとともに、庁舎等の被災等の事態が生じた場合においても要配慮者の安全の確保等に支障が生じないよう、電子媒体と紙媒体の両方で保管するほか、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、デジタル技術を積極的に検討する等、名簿情報及び個別避難計画情報の適切な管理に努める。

また、消防、警察、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から要配慮者と接している長万部町社会福祉協議会、民生委員・児童委員、福祉事業者、障がい者団体等の福祉関係者など、避難行動要支援者の避難支援等を実施する関係機関（以下「避難支援等関係者」という。）と協力して、避難行動要支援者情報の共有、避難行動支援に係る地域防災力の向上等、避難支援体制の整備を推進する。

#### 1 全体計画の策定・見直し

名簿情報及び個別避難計画情報の取扱いや個別避難計画の作成・活用方針等を整理し、そのうち、重要事項を地域防災計画に定める。

#### 2 要配慮者の実態把握

要配慮者について、要介護高齢者や障がい者等の関連する情報を整理、把握する。

#### 3 避難行動要支援者名簿の作成、更新及び情報共有

次の事項に留意の上、避難行動要支援者名簿を作成する。

また、避難行動要支援者名簿の情報については、住民の転入・転出、介護認定、身体障害者手帳等の事務を通じて適宜最新の状態に保つよう努めるとともに、その情報を町、避難支援等関係者間で共有する。なお、災害時には、本人同意がなくとも名簿情報を提供できることについて、留意する。

##### (1) 避難行動要支援者名簿の範囲

避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲は以下の要件とするが、具体的には全体計画に定める。

- ア 介護保険における要介護認定者・・・要介護3以上
- イ 障がい者・・・身体障害1・2級、知的障害療育手帳A
- ウ 後期高齢者・・・一人暮らし、後期高齢者のみの世帯の者
- エ 日本語に不慣れな在住外国人
- オ 上記以外で町長が必要と認めた者

## (2) 避難行動要支援者名簿に記載する情報

避難行動要支援者名簿には、次に掲げる事項を記載し、又は記録する。

- ア 氏名
- イ 生年月日
- ウ 性別
- エ 住所又は居所
- オ 電話番号その他の連絡先
- カ 避難支援等を必要とする事由
- キ 上記に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項

## (3) 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

## ア 町における情報の集約

町長は、基本法第49条の10第3項に基づき、避難行動要支援者名簿の作成に必要な限度で、その保有する要配慮者の氏名その他の要配慮者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外のために内部で利用することができる。

避難行動要支援者名簿の作成に当たっては、避難行動要支援者に該当する者を把握するため、要介護高齢者や障がい者等の情報を集約するよう努めるものとし、その際は、要介護状態区分別や障がい種別、支援区分別に把握する。

## イ 道等からの情報の取得

難病患者に係る情報等、町で把握していない情報の取得が避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認められるときは、知事その他の者に対して、情報提供を求め、必要な情報の取得に努める。

なお、情報提供の依頼及び提供に際しては、法令に基づく依頼又は提供であることを、書面をもって明確にする。

## (4) 避難支援等関係者の範囲

避難支援等関係者となるものは、以下に掲げる団体及び個人とする。

- ア 消防機関
- イ 警察機関
- ウ 民生委員・児童委員
- エ 自主防災組織
- オ 自治会
- カ その他避難行動要支援者避難支援計画に定める団体等

## 4 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

平常時から名簿情報を提供することに避難行動要支援者の同意を得られた場合に避難支援等関係者に名簿を提供するとともに、名簿情報の漏えいの防止等情報管理に関し、必要な措置を講ずる。

## 5 個人情報の漏えいを防止するための措置

避難行動要支援者名簿の個人情報を適正に管理するため、次に掲げる措置を講ずる。

- (1) 避難行動要支援者名簿は、当該避難行動要支援者の避難支援等の実施に携わる避難支援等関係者に限り提供する。
- (2) 避難支援等関係者が適切な情報管理を図るよう、次に掲げる措置を講ずる。

- ア 基本法に基づき、避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを説明すること。
- イ 避難行動要支援者名簿については、施錠可能な場所へ保管するなど、厳重なる保管を行うよう指導すること。
- ウ 避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう指導すること。
- エ 避難行動要支援者名簿の提供先が個人でなく団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取り扱う者を限定するよう指導すること。
- オ 個人情報の適正管理について、避難支援等関係者から宣誓書等の提出を求め、守秘義務を確保すること。

## 6 円滑な避難のための通知又は警告の配慮

一人暮らしの高齢者や障がい者、寝たきりの高齢者、視覚障がい者等の安全を確保するための緊急通報システムや聴覚障がい者等への災害情報の伝達を効果的に行うための文字放送受信装置等の普及に努めるとともに、在宅者の安全性を高めるため、自動消火装置、火災報知器等の設置の推進に努める。

## 7 避難支援等関係者の安全確保

地域において、避難の必要性や避難行動要支援者名簿の意義、あり方を説明するとともに、避難行動要支援者や避難支援等関係者を含めた地域住民全体で、避難支援等関係者の避難支援時における安全を確保するためのルールや計画を作成し、周知する。

## 8 個別避難計画の策定

庁内の防災・福祉・保健・医療・地域づくりなどの関係する部署、これらの部署による横断的な組織のほか、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。この場合、例えば積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意するものとする。

また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないように、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

## 9 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

避難支援等関係者が避難行動要支援者の災害時における避難方法や避難支援の内容等を事前に把握・検討し、個々の要支援者ごとに個別避難計画の実効性を高めるため、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより、避難支援等関係者に提供する。ただし、条例に特別の定めがある場合を除き、避難行動要支援者及び避難支援等実施者の同意が得られない場合は提供しない。

また、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

## 10 個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者への対応

個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、災害時にどのように避難支援等を実施するかを計画し、避難支援等関係者に事前に

人数やおおよその居住地を連絡するなどして備え、災害時には事前に計画した内容に基づき避難支援等関係者等に名簿情報を提供し、避難支援等を実施する。

#### 11 避難行動支援に係る地域防災力の向上

地域の実情に応じ、要配慮者に対する災害時に主体的に行動できるようにするための研修や防災知識等の普及・啓発等の実施に努めるとともに、避難行動要支援者の態様に応じた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

#### 12 福祉避難所の指定

老人福祉施設、障害者支援施設等の施設、保健センター等の施設や指定一般避難所の一部のスペースを活用し、一般の避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者が避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じた安心して生活できる体制を整備した福祉避難所を指定する。

特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮に努めるものとする。

### 第3 社会福祉施設等における安全対策

#### 1 防災設備等の整備

施設管理者は、社会福祉施設等の利用者や入所者が寝たきりの高齢者や障がい者等の要配慮者であるため、施設の災害に対する安全性を高めることが重要である。

また、電気、水道等の供給停止に備えて、施設入所者が最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品等の備蓄に努めるとともに、施設の機能の応急復旧等に必要防災資機材の整備に努める。

特に、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

#### 2 組織体制の整備

施設管理者は、災害時において、迅速かつ的確に対処するため、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務分担、動員計画、緊急連絡体制等を明確にしておく。

特に、夜間における消防機関等への通報連絡や入所者の避難誘導體制に十分配慮した組織体制を確保する。

また、平常時から町と連携の下で、施設相互間並びに他の施設、近隣住民及びボランティア組織と入所者の実態等に応じた協力が得られるような体制の整備に努める。

#### 3 緊急連絡体制の整備

施設管理者は、災害の発生に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置するなど、緊急時における情報伝達の手段・方法を確立するとともに、施設相互の連携・協力の強化に資するため、町の指導の下、緊急連絡体制を整える。

#### 4 防災教育・防災訓練の充実

施設管理者は、施設の職員や入所者が、災害等に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解や関心を深めるため、防災教育を定期的実施する。

また、施設の職員や入所者が災害時等においても適切な行動がとれるよう、各々の施設の構造や入所者の判断能力・行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的実施する。特に自力避難が困難

な者等が入所している施設においては、夜間における防災訓練も定期的実施するよう努める。

#### 第4 外国人に対する対策

町は、言語・生活習慣・防災意識の異なる外国人を要配慮者が、災害時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、道と連携の下、次のような条件・環境づくりに努めるとともに、様々な機会を捉えて防災対策についての周知を図る。

また、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在<sup>住</sup>外国人と、早期帰国等<sup>など</sup>に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の環境整備や、円滑な避難誘導體制の構築に努める。

- 1 支援物資の入手方法や広域避難の案内等、多言語による広報の充実
- 2 指定緊急避難場所、道路標識等の災害に関する表示板の多言語化及びピクトグラム化
- 3 外国人を含めた防災訓練・防災教育の実施
- 4 北海道外国人相談センター等と連携した多言語による情報発信
- 5 北海道災害時外国人支援センター及び観光客緊急サポートステーション設置訓練の実施

## 第8節 情報収集・伝達体制整備計画

---

### 第1 基本方針

町は、災害時における情報の収集及び連絡を迅速かつ的確に行うため、平常時から関係機関との情報交換を密接に行うとともに、災害情報の収集・情報伝達体制の整備を図るものとする。

### 第2 情報収集・伝達体制の整備

#### 1 通信手段の多重化・多様化

- (1) 町は、災害時において停電の発生も想定し、情報の迅速かつ正確な収集・伝達を行うため、通信手段の多重化・多様化、非常用電源の確保に努める。特に被災者等への情報伝達手段として、防災行政無線（戸別受信機を含む。）等の無線通信システムの整備を図るとともに、IP通信網、ケーブルテレビ網等の有線通信システムや携帯電話、衛星携帯電話、衛星インターネット等の無線通信システムも含め、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努める。
- (2) 町は、別に定める「災害情報等報告取扱要領」に基づき、道へ災害情報を報告する体制を平時から確保するよう努めるものとする。体制の確保にあたっては、防災部局以外の職員も含めて北海道防災情報システムに入力できる体制を構築し、同システムを活用した訓練を定期的実施することとする。

#### 2 要配慮者及び帰宅困難者並びに孤立地域への情報伝達体制の整備

町は、防災関係機関と連携の下、要配慮者にも配慮した分かりやすい情報伝達と、要配慮者や災害により孤立する危険のある地域の被災者、帰宅困難者等、情報が入手困難な被災者等に対しても、

確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。特に災害時に孤立するおそれのある地域で停電が発生した場合に備え、衛星携帯電話や衛星インターネットなどにより、当該地域の住民と町との双方向の情報連絡体制を確保するよう留意する。

### 3 非常通信体制の整備

町は、非常通信体制の整備、有線・無線通信システムの一体的運用等により、災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。この場合、非常通信協議会とも連携し、訓練等を通じて、実効性の確保に留意する。

なお、無線通信システムの運用においては、混信等の対策に十分留意するため、関係機関の間で運用方法について十分な調整を図るものとし、この場合、周波数割当て等による対策を講ずる必要が生じた際は、北海道総合通信局と事前の調整を実施する。また、通信のふくそう時及び途絶時を想定した他の防災関係機関等との連携による通信訓練の参加に努める。

さらに、災害時でも情報通信手段の維持・確保ができるよう、応急復旧対策のために必要となった場合に提供する場所の選定に努めるものとする。その場合において、様々な災害に対応できるよう、複数箇所の選定に努めるものとする。そして、防災関係機関は、災害時の各機関間の情報通信手段として公共安全モバイルシステムの整備に努め、平常時から訓練等を通じて、実効性の確保に留意するものとする。

### 4 地域別情報連絡責任者

各消防分団長等をもって構成する地域別情報連絡責任者を置き、気象通報等及び災害情報の円滑な収集伝達を図る。

## 第3 通信施設の点検・整備

町は、平常時から設備の機能を維持するための定期的な点検を実施するとともに、非常通信の取扱い及び機器の使用法の確認を行うなどして、運用管理体制の整備を図る。

### 第4 各種防災関連システムの利活用等

町は、各種防災関連システムの利活用の促進や操作習熟を図るため、研修や訓練の実施に努めるものとする。その際、防災部局以外の職員も含め、複数の職員がシステムへ入力できる体制を整備するよう留意する。

資料編〔資料1-6〕 地域別情報連絡責任者
-----------------------

## 第9節 建築物等災害予防計画

### 第1 基本方針

町は、風水害、地震、火災等の災害から建築物を防ぎよするため、耐震化の促進、落下物の防止対策等の必要な措置を講ずる。特に市街地は火災の発生や延焼拡大のおそれが大きいため、建築物の不燃化を図るなど、都市防火の効果を高める様々な対策の推進に努めるものとする。

### 第2 建築物の防火対策

#### 1 防火地域及び準防火地域の指定促進

町は、道からの情報提供を受け、必要に応じて建築物の密度が高く、火災危険度の高い市街地に

において防火地域・準防火地域を定め、地域内の建築物を防火構造・準防火構造として不燃化対策を講ずる。

## 2 市街地における再開発の促進

町は、建築物の不燃化、津波防浪地区の確保など都市防災を図るため、低層過密の市街地や沿岸地域の再開発等、都市計画の総合的な見直しを行い、市街地再開発事業などの必要な施策の推進に努める。

## 3 木造建築物の防火対策の促進

町は、木造建築物について延焼のおそれがある外壁等の不燃化及び耐震化の促進を図る。

# 第3 建築物等の耐震対策

## 1 既存建築物の耐震化の促進

町は、現行の建築基準法に規定される耐震性が不十分な既存建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、耐震改修促進計画に基づき、耐震診断・改修に要する費用負担の軽減を図る所有者支援や相談体制の充実などの環境整備を図るものとする。また、住民にとって理解しやすく、身近で詳細な情報となる地震防災マップの作成のほか、セミナー等の開催、パンフレット・インターネットを活用した普及啓発を図る。

さらに、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、建築物の所有者に対して指導・助言を行うよう努めることとし、指導に従わない者に対しては、必要な指示を行う。また、著しく保安上危険となるおそれがあると認められた建築物については、建築基準法の規定に基づき勧告・命令を行うものとし、耐震改修促進計画で定める地震時に通行を確保すべき道路の沿道建築物については、耐震化を積極的に促進していくものとする。

## 2 ブロック塀等の倒壊防止

町は、地震によるブロック塀等の倒壊を防止するため、既存ブロック塀等については、建築パトロールなどを通じて、点検・補強の指導を行うとともに、新規に施工・設置する場合には、施工・設置基準を厳守させるなど、安全性の確保について指導する。

## 3 被災建築物の安全対策

町は、道と連携の下、応急危険度判定を迅速かつ的確に実施するための体制を整備する。

# 第4 がけ地に近接する建築物の防災対策

町は、道と連携の下、がけの崩壊等で危険を及ぼすおそれのある区域において、建築物の建築制限を行うとともに、既存の危険住宅については、がけ地近接住宅移転事業制度を活用し、安全な場所への移転促進を図る。

また、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップ及び液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表する。

さらに、滑動崩落のおそれが大きい大規模盛土造成地において、宅地の安全性の把握及び耐震化を推進する。

## 第10節 消防計画

---

### 第1 基本方針

町は、火災の発生を未然に予防し、又は火災による被害の拡大を防止するため、消防体制、消防力等の整備に努め、その強化・拡充を図るものとする。

なお、本計画で定めのない事項については「長万部町消防本部消防計画」の定めるところによる。

### 第2 消防体制の整備

町（消防機関）は、消防の任務を遂行するため、本計画の内容を踏まえ、各種災害に対し、効果的な消防活動を行えるよう消防計画の一層の充実を図る。

### 第3 消防力の整備・強化

町（消防機関）は、消防活動の万全を期するため、消防力の整備指針を参考に、実態に即応する消防施設並びに人員の整備・充実を図るとともに、大規模・特殊災害に対応するための高度な技術・資機材を有する救助隊の整備の推進等に努める。

また、消防水利の基準に定める所要の水利の整備・充実を図るとともに、常にこれを有効に使用できるよう維持管理の適正を図る。

### 第4 消防職員及び消防団員の教育訓練

町（消防機関）は、消防職員及び消防団員に対し、資質の向上、体力の錬成と第一線防災活動の充実・強化を図るため、「消防学校の教育訓練の基準」等に基づく教育訓練を実施する。

### 第5 広域消防応援体制

町（消防機関）は、大規模な火災など単独では十分な災害応急対策を実施できない場合に備え、他の消防機関、近隣市町村等と相互に応援できる体制を整備する。

資料編〔資料1－9〕 消防組織及び消防施設の現況
--------------------------

## 第11節 水害予防計画

---

### 第1 基本方針

町は、水害の発生を未然に防止し、又は被害の軽減を図るため、道、水防協力団体等、各機関相互の円滑な連携の下、予防対策上必要な措置等を講ずる（融雪出水に係る水害の予防対策は「本章 第14節 融雪災害予防計画」に定めるところによる。）。

### 第2 予防対策

#### 1 治水事業の推進及び水防拠点の整備

町は、洪水等による災害を防ぎ、又は被害の軽減を図るとともに、流水の正常な機能を維持するため、河川改修事業等の治水事業を推進する。

また、特に水防上警戒を要する区域などについて、河川監視を随時実施するなど河川の管理に万

全を期する。

さらに、住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの開示に努める。

## 2 水防体制の確立等

町は、気象等に関する特別警報・警報・注意報並びに情報等を迅速に住民に伝達するため、関係事業者の協力を得つつ、通信手段の多重化・多様化を図るとともに、水防上警戒を要する区域の指定及び水防資機材の備蓄等所要の措置を講じ、水防体制の確立を図る。

## 3 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保

町は、町域内に洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域及び高潮浸水想定区域の指定があったときは、本計画において少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるとともに、住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講ずる。

- (1) 洪水予報、水位到達情報の伝達方法
- (2) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- (3) 防災訓練として町長が行う洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項
- (4) 洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域及び高潮浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地とそれぞれ〔 〕内に定める者への洪水予報等の伝達方法

ア 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であって、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含み、地下に建設が予定されている施設及び地下に建設中の施設を除く。））でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図る必要があると認められるもの〔所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員〕

イ 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの〔所有者又は管理者（自衛水防組織が置かれたときは、所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員）〕

ウ 大規模な工場その他の施設（上記(1)又は(2)に掲げるものを除く。）であって国土交通省令で定める基準を参酌して町の条例で定める用途及び規模に該当するもの（大規模工場等）で、その洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるもの（所有者又は管理者からの申し出があった施設に限る。）〔所有者又は管理者（自衛水防組織が置かれたときは、所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員）〕

なお、浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保に関する事項は、本計画の各節で記載されている事項のほか、「資料5-4 浸水想定区域等における警戒避難体制」で示すとおりである。

## 4 雨水出水に係る水位情報の通知及び周知

町は、必要に応じて、水防法（昭和24年法律第193号）に基づき指定した排水施設等において、想定し得る最大規模の降雨により当該指定に係る排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は当該指定に係る排水施設（当該指定に係るポンプ施設又は貯留施設に接続する排水施設を含む。）から河川その他の公共の水域若しくは海域に雨水を排除できなくなった場合に浸水が想定される

区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、指定の区域、浸水した場合に想定される水深、浸水範囲等を公表するとともに、関係市町村の長に通知する。

### 第3 水防計画

水防計画は、水防法（以下、本項において「法」という。）第33条第1項の規定に基づき、町における水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を規定し、洪水に際し、水災を警戒し、防ぎよし、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

#### 1 水防の責務等

##### (1) 町の水防責任

町は、法第3条の規定に基づき、水防管理団体として、本町の地域内における水防を十分果たす責任を有する。

##### (2) 居住者等の義務

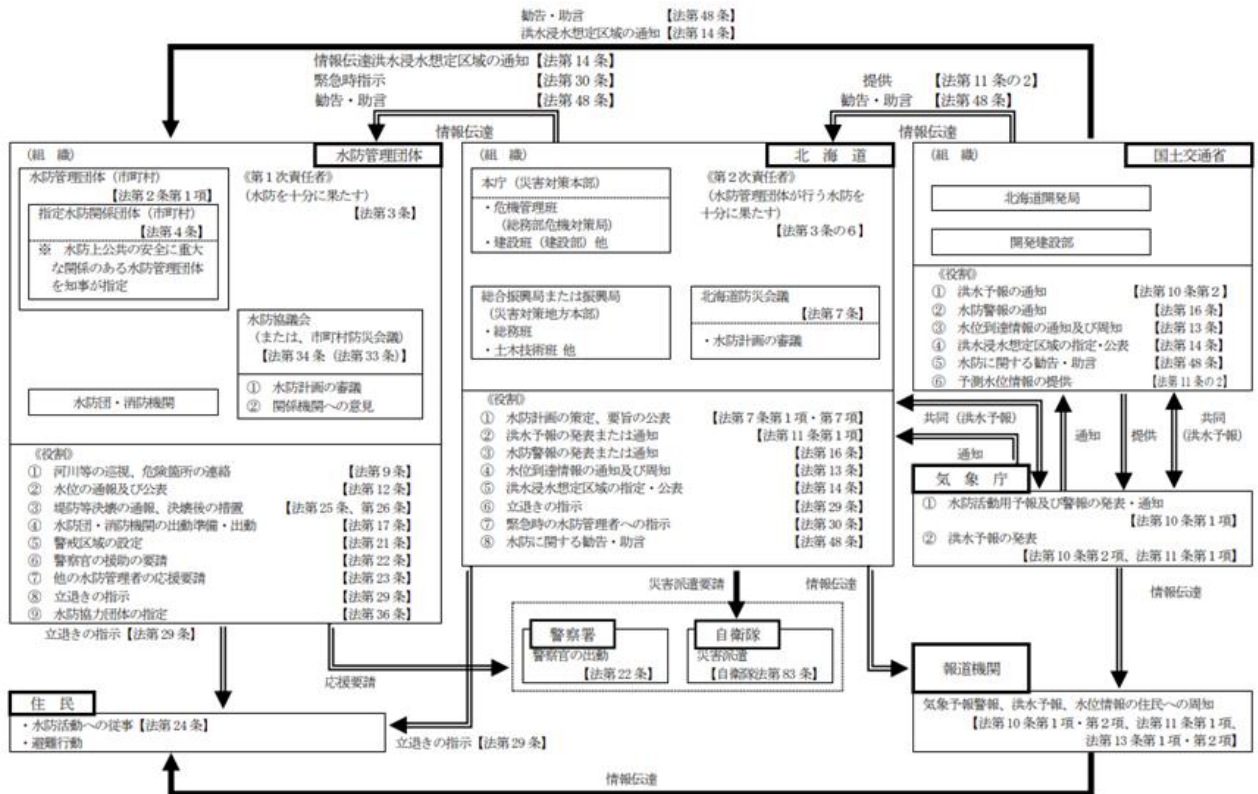
町域内に居住する者、又は水防の現場にある者は、法第24条の規定に基づき、水害が予想される場合は水防に協力し、又は水防に従事する。

##### (3) 津波における留意事項

津波は、発生地点から当該沿岸までの距離に応じて「遠地津波」と「近地津波」に分類して考えられ、遠地津波の場合は原因となる地震発生からある程度時間が経過した後、津波が襲来するが、近地津波の場合は、原因となる地震発生から短時間のうちに津波が襲来するため、水防活動及び水防活動従事者自身の避難に利用可能な時間は異なる。

また、遠地津波で襲来まで時間がある場合は、正確な情報収集、水防活動、避難誘導等が可能なことがあるが、近地津波で、かつ安全な場所への避難場所までの所要時間が掛かる場合は、水防活動従事者自身の避難以外の行動がとれないことが多い。このため、あくまでも水防活動従事者自身が安全に退避するために必要な時間を確保した上で、避難誘導や水防活動を実施しなければならない。

(参考図) 水防法に定める各機関の役割



資料：北海道水防計画

## 2 水防組織

水防に関する組織及び水防に関する事務は、「第1編 第3章 第1節 組織計画」に定めるところに準じ、水防本部を設置して水防に関する事務を処理するものとし、水防の責任者は町長とする。

水防組織は、第一線に消防班を充て、地域分担は、消防団各分団が管轄する区域とする。土木技術班は消防班と連絡調整を図り、消防班の活動を支援する。

なお、水防活動従事者は、次のとおり自身の安全確保に留意して水防活動を実施する。

また、避難誘導や水防作業の際も、水防活動従事者自身の安全は確保しなければならない。

- (1) 水防活動時にはライフジャケットを着用する。
- (2) 水防活動時の安否確認を可能にするため、通常のものが不通の場合でも利用可能な通信機器を携行する。
- (3) 水防活動時には、ラジオの携行等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。
- (4) 指揮者は、水防活動が長時間にわたるときは、疲労に起因する事故を防止するため水防活動従事者を随時交代させる。
- (5) 水防活動は、原則として複数人で行うものとし、水防活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置する。
- (6) 指揮者又は監視員は、現場状況の把握に努め、水防活動従事者の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに避難を含む具体的な指示や注意を行う。
- (7) 指揮者は、水防活動従事者等の安全確保のため、あらかじめ活動可能な時間等を水防活動従事者等へ周知し、共有しなければならない。
- (8) 指揮者は、活動中の不測の事態に備え、避難方法、避難場所、避難を指示する合図等を事前に徹底する。
- (9) 津波浸水想定のある区域内にある水防活動従事者は、気象庁が発表する津波警報等の情報を入手し、活動可能時間が確保できることを確認するまでは、原則として退避を優先する。
- (10) 出水期前に、水防活動従事者を対象とした安全確保のための研修を実施する。

## 3 水防協力団体

### (1) 水防協力団体の指定

水防管理者（町長）は、法第36条第1項の規定により、法人その他これに準ずるものとして、国土交通省令で定める団体で、次項に規定する業務を適正かつ確実にを行うことができると認められるものを、その申請により、水防協力団体として指定することができる。

なお、法第36条第2項の規定により、水防協力団体を指定したときは、当該水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示する。

### (2) 水防協力団体の業務

法第37条の規定により、水防協力団体は、次に掲げる業務を行う。

- ア 消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動に協力すること。
- イ 水防に必要な器具、資材又は設備を保管し、及び提供すること。
- ウ 水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。
- エ 水防に関する調査研究を行うこと。
- オ 水防に関する知識の普及及び啓発を行うこと。
- カ 上記ア～オに掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

## (3) 消防機関等との連携

水防協力団体は、法第38条の規定により、水防を行う消防機関との密接な連携の下、上記(2)に掲げる業務を行う。

## 4 雨量及び水位並びに潮位の通報・公表

## (1) 雨量及び水位の情報

道及び北海道開発局は、管理する観測所の水位のデータを国土交通省「川の防災情報」及び「市町村向け川の防災情報」ホームページに掲載することにより常時公表するとともに、所管する観測所の水位が水防団待機水位を超えるときは、その水位を同ホームページに掲載することにより関係機関に通報する。

なお、法第12条第2項の規定により、水位が氾濫注意水位を超えるときの公表は、同ホームページに「河川名・水位観測所名・所在地・水位状況等」を掲載することにより行う。また、道は、所管する観測所の雨量を同ホームページに掲載することにより関係機関に通報する。

## ア 町内の雨量及び水位の観測所

町内の雨量及び水位の観測所は、「資料2-3 雨量及び水位の観測所」のとおりである。

## イ 障害時の通報

## (ア) 雨量

道は、所管する観測所の雨量が次のいずれかに該当し、回線途絶等の事由により上記のホームページに観測値を掲載できないときは、その雨量の状況を水位等通報の伝達系統図に定める関係機関に通報する。

通報は電話又は北海道総合行政情報ネットワークにより行うものとし、これにより難しいときはFAX又は電子メールにより行う。

- a 降雨開始から24時間以内に60mm以上の降雨があったとき。
- b 1時間雨量が25mm（融雪期10mm）に達したとき。

## (イ) 水位

道及び北海道開発局は、所管する観測所の水位が次のいずれかに該当し、回線途絶等の事由により上記ホームページに観測値を掲載できないときは、下記の水位等通報の伝達系統図に定める関係機関に通報する。

通報は電話又は北海道総合行政情報ネットワークにより行うものとし、これにより難しいときはFAX又は電子メールにより行う。

- a 水防団待機水位に達したとき。
- b 氾濫注意水位に達したとき。
- c 氾濫注意水位を超え再び氾濫注意水位となるまでの毎正時
- d 氾濫注意水位以下になったとき。
- e 水防団待機水位以下になったとき。
- f 上記a～e以外に急激な水位の変動があったとき。

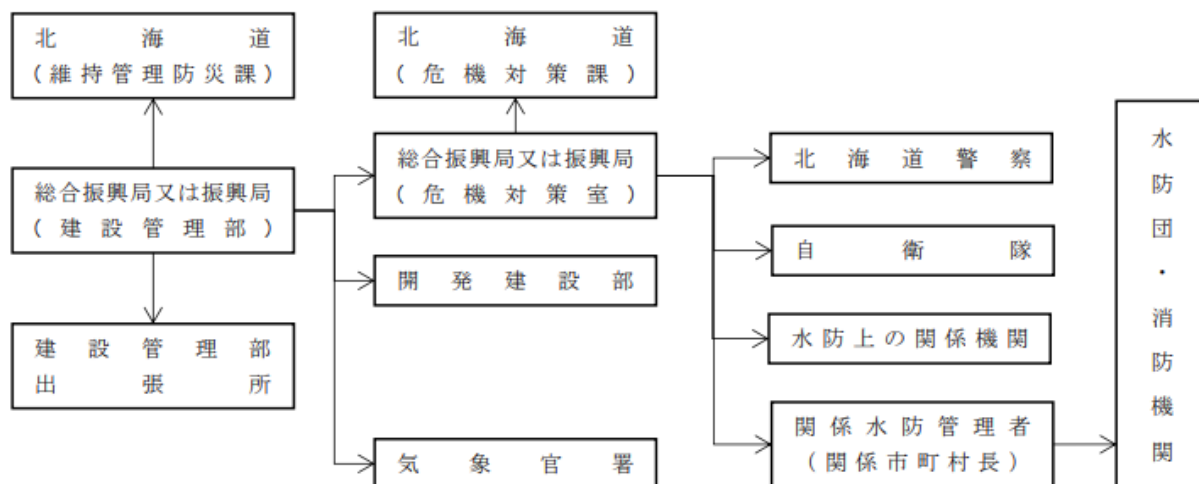
## (2) 潮位の通報

北海道開発局及び函館地方気象台は、町長又は知事から、潮位等の観測結果の照会を受けたときは通報する。

## (3) 水位等通報の伝達系統

水位等通報の伝達系統は次のとおりである。

水位等通報の伝達系統図



## 5 水防管理者等の情報収集

## (1) 気象予報及び警報、雨量・水位情報等の収集

水防管理者（町長）又は水防に関係のある機関は、常に気象の状況に注意し、必要と認めるときは、インターネット、テレビ、ラジオ等により気象情報の収集に努める。

また、水防活動の利用に適合する予報及び警報等が発表され、又は洪水及び高潮のおそれがあると認められる場合は、インターネットにより公開されている「気象庁ホームページ」や「市町村向け川の防災情報（国土交通省）」、一般向けの「川の防災情報（国土交通省）」、テレビ、ラジオ等を活用し、気象、雨量、水位等必要な情報の収集に努める。

## (2) 潮位の観測等

水防管理者（町長）は、高潮のおそれがあると認められるときは、風向、風速及び潮位を観測する。観測事項の主なものは、次のとおりである。

ア 風向、風速（平均）の概要

イ 潮位と防潮堤防の上端の高さとの差

ウ 波高（潮位の高さの平均から波頭までの高さ）及び防潮堤の上端までの余裕

## 6 水門等の操作

水門等の管理者は、常に当該施設が十分その機能を発揮できるよう努めるとともに、特に水防時においては、適正な操作を行い、水害の軽減、防止に努める。

また、気象警報・注意報等及び洪水予報・水防警報の通知を受けたとき、又は雨量、水位、流量等の気象状況を考慮し、洪水時又は洪水のおそれがあると認めたときは、各施設の操作規則等に基づき、的確な操作を行う。

## (1) 操作の連絡

水門等の管理者は、各施設の操作規則等に基づき、水門等の操作についての情報を必要に応じて関係機関に迅速に連絡する。

## (2) 連絡系統

連絡系統については各施設の操作規則等に基づき連絡する。

## 7 通信連絡

### (1) 通信連絡施設等の整備・強化

町は、水災時においても通信連絡が迅速かつ確実に行われるよう、通信連絡施設等の整備・強化に努めるとともに、電話不通時に備えて対策を講ずる。

### (2) 連絡責任者

町は、水防警報及び警報連絡等の重要性に鑑み、連絡責任者を定め、その氏名をあらかじめ関係のある水防管理団体及び関係機関に通知する。

## 8 水防施設及び輸送

### (1) 水防倉庫及び水防資機材

#### ア 水防倉庫の整備及び水防資機材の備蓄基準

町は、重要水防箇所に必要な応じて水防倉庫又は代用備蓄場を整備し、重要水防箇所ごとに想定される水防工法に応じた資機材の種類・数量を備えておくものとする。

水防倉庫は、1棟面積33㎡を目安とし、水防倉庫1棟33㎡当たりの水防資機材の備蓄基準は、おおむね次のとおりである。ただし、水防管理者（町長）が地勢その他の状況により必要があると認めるときは、その数量を増減することができる。

水防倉庫1棟33㎡当たりの水防資機材備蓄基準

品名	数量	摘要	品名	数量	摘要	品名	数量	摘要
掛 矢	10 丁		照 明 灯	10 組		土 の う	3,000 枚	フルコン土のうを含む。
鋸	10 丁		丸 太	100 本	1.2m			
斧	10 丁		〃	50 本	2m	ロ ー プ	37.5 kg	
スコップ	50 丁		〃	50 本	1.6m～	シ ー ト	100 枚	
蝟 槌	5 丁				9.9m	鉄 線	80 kg	
鎌	20 丁		し の	6 丁		ペ ン チ	5 丁	
ツルハシ	10 丁		竹 釘	12 本				

#### イ 水防資機材の調査等

町は、水防資機材の確保のため、その区域内において水防用資機材を保有する資材業者等の保有状況等を調査把握し、緊急時の補給に備えるとともに、備蓄資機材の使用又は損傷により不足を生じた場合は直ちに補充する。

### (2) 輸送の確保

町は、水防資機材の調達及び作業員等の輸送を確保するため、経路等についてあらかじめ調査し、万全の措置を講ずる。

## 9 巡視、警戒及び重要水防箇所

### (1) 巡視及び警戒

#### ア 河川等の巡視

水防管理者（町長）、消防機関の長（以下「水防管理者等」という。）は、法第9条の規定により、随時区域内の河川、海岸、堤防・津波防護施設等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、海岸、堤防・津波防護施設等の管理者（以下「河川等の管理者」という。）に連絡して必要な措置を求める。

上記に係る通知を受けた河川等の管理者は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者等に通知する。

また、河川等の管理者及びため池その他これに準ずる施設の管理者が自ら行う巡視等において、水防上危険であると認められる箇所を発見した場合は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者（町長）に通知する。

なお、水防管理者等が、出水期前や洪水経過後などに、重要水防箇所又は洪水箇所、その他必要と認める箇所の巡視を行う場合には、必要に応じて河川等の管理者に立ち会いを求め、又は共同で行うことを求めることができる。この際、町の水防機関の者等が立会又は共同で行うことが望ましい。

#### イ 非常警戒

水防管理者等は、非常配備を指令したときは、水防に関係ある機関に対して通知するとともに、水防区域の監視及び警戒を厳重に行い、異常を発見したときは直ちに渡島総合振興局長及び河川管理者に報告するとともに、速やかに水防作業を実施しなければならない。

なお、監視に当たり、特に注意すべき事項は次のとおりである。

- (ア) 居住地側堤防斜面の漏水又は堤防内の浸透水の飽和による亀裂及び崩れ
- (イ) 川側堤防斜面で水当たりの強い場所の亀裂又は一部流出（崩壊）
- (ウ) 堤防上面の亀裂又は沈下
- (エ) 堤防から水があふれている状況
- (オ) （排・取）水門の両袖又は底部からの漏水と扉の締り具合
- (カ) 橋りょうその他の構築物と取付部分の異常
- (キ) ため池については、次の事項に注意する。
  - a 堤体の漏水、亀裂及び法崩れ
  - b 樋管の漏水による亀裂及び法崩れ
  - c 取水施設、余水吐、放水路等の状態
  - d 流入水及び浮遊物の状況
  - e 周辺の地すべり等の崩落状況

#### (2) 重要水防箇所

水防管理者等は、重要水防箇所を中心として随時区域内の河川等の巡視を行うとともに、特に出水期前及び洪水経過後においては、河川管理者と合同で巡視を行い、重要水防箇所等の実態を把握しておくものとする。

### 10 水防活動

#### (1) 非常配備体制

##### ア 町の非常配備体制

町は、洪水の危険が予想されるときから、その危険が解消されるまでの間は、「第1編 第3章 第2節 動員配備計画」に定めるところに準じ、非常配備体制により水防業務を処理する。

なお、災害対策本部が設置されたときは、災害対策本部で水防業務を処理する。

##### イ 消防機関の非常配備体制

法第17条の規定により、水防管理者（町長）は、水位が氾濫注意水位に達したとき、その他水防上必要があると認められるときは、消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせるものとし、その基準はおおむね次のとおりである。

(7) 出動準備

水防管理者（町長）は次の場合、消防機関に対して出動準備をさせる。

- a 水防活動の利用に適合する予報及び警報の発表があり、洪水、高潮等の危険が予想されるとき。
- b 河川の水位が水防団待機水位に達して、なお上昇のおそれがあるとき、かつ出動の必要が予測されるとき。
- c その他気象状況等により洪水、高潮の危険が予想されるとき。
- d 上記のほか、水防管理者（町長）が水防上必要であると認めるとき。

(1) 出動

水防管理者（町長）は、次の場合、直ちに消防機関を出動させ、警戒配置につかせるものとする。

- a 河川の水位が氾濫注意水位に達し、なお上昇のおそれがあるとき、危険を予知したとき。
- b 潮位が上昇して被害のおそれがあるとき。
- c 緊急にその必要があるとして知事からの指示があったとき。
- d 上記のほか、水防管理者（町長）が水防上必要であると認めるとき。

(2) 警戒区域

ア 警戒区域の設定

法第21条の規定により、水防上緊急の必要がある場所においては、消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。

イ 警察官の警戒区域の設定

前項の場所においては、消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があった場合、警察官は、消防機関に属する者の職権を行うことができる。

(3) 水防作業

町は、水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸の状態等を考慮して最も適切な工法を選択し、実施する。水防管理者（町長）は、平常時から水防活動従事者に水防工法等を習熟させ、災害時においても最も適切な作業が即時に実施できるよう努めなければならない。

(4) 避難のための立退き

災害による避難のための立退きの指示等は、次に定めるもののほか、「本編 第2章 第5節 避難対策計画」の定めるところによる。

ア 洪水、津波又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、法第29条の規定により、知事、その命を受けた道の職員又は水防管理者（町長）は、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立退くべきことを指示することができる。

なお、水防管理者（町長）が指示をする場合においては、管轄の警察署長にその旨を通知する。

イ 水防管理者（町長）は、避難のための立退きを指示した場合は、その状況を渡島総合振興局長に速やかに報告する。

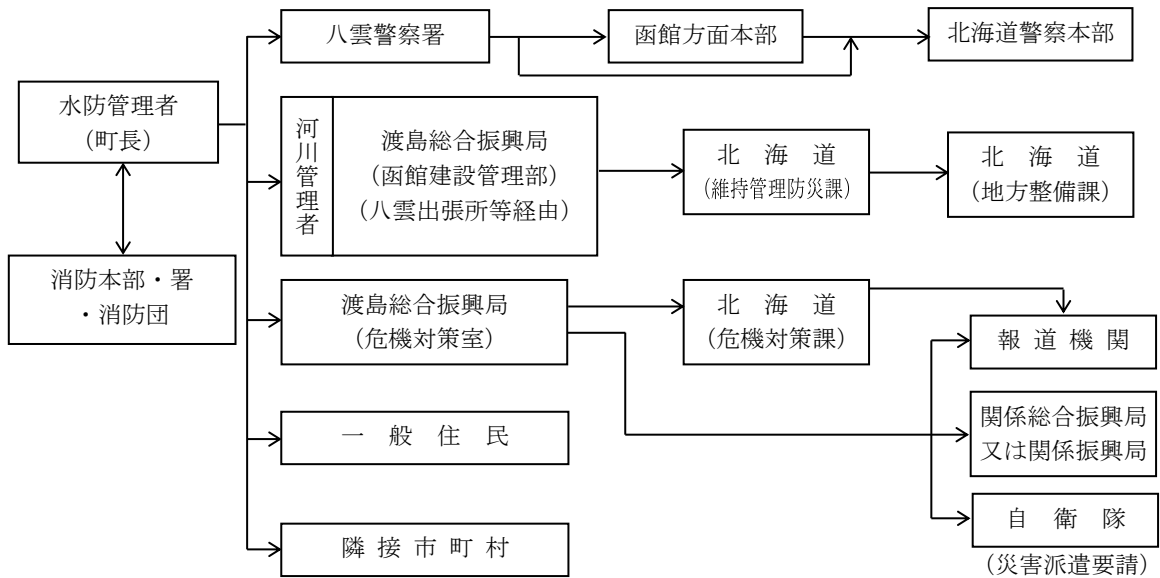
ウ 水防管理者（町長）は、あらかじめ危険が予想される区域について避難計画を作成し、避難場所、避難経路その他必要な事項を定め一般に周知しておくものとする。

(5) 決壊・越水等の通報

ア 決壊・越水等の通報

法第25条の規定により、水防に際し、堤防その他の施設が決壊したとき、又は越水、溢水若しくは異常な漏水が発生したときは、水防管理者等は直ちに一般住民、関係機関及び隣接市町村に通報する。

堤防等の決壊・越水等の通報系統図



(注) 消防機関の長は、水防管理者（町長）が現場に所在せず、緊急に通報する必要があると判断したときは上記通報図に準じ、通報を行う。

イ 決壊・越水後の措置

法第26条の規定により、堤防その他の施設が決壊・越水したときにおいても、水防管理者等及び水防協力団体の代表者は、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努める。

(6) 水防解除

水防管理者（町長）は、水位が氾濫注意水位以下に減じ、かつ危険がなくなったときは、水防の非常配備体制を解除し、これを一般に周知するとともに、関係機関に通知する。

11 協力及び応援

(1) 河川管理者の協力

河川管理者（北海道開発局長又は知事）は、自らの業務等に照らして可能な範囲で、水防管理団体（町等）が行う水防のための活動に次の協力を行う。

ア 北海道開発局長の協力

- (ア) 水防管理団体（町等）に対する、河川に関する情報（国管理河川の水位、河川管理施設の操作状況に関する情報、CCTVの映像、ヘリ巡視の画像）の提供
- (イ) 重要水防箇所の合同点検の実施
- (ウ) 水防管理団体（町等）が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- (エ) 水防管理団体（町等）及び水防協力団体の備蓄資機材が不足するような緊急事態に際しての応急復旧資機材又は備蓄資機材の貸与

(ホ) 洪水等により甚大な災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合において、水防活動に関する災害情報の共有を行うための水防管理団体（町等）への職員の派遣（リエゾンの派遣）

イ 知事の協力

(ア) 水防管理団体（町等）に対する河川に関する情報（道管理河川の水位、河川管理施設の操作状況に関する情報）の提供

(イ) 重要水防箇所の合同点検の実施

(ウ) 水防管理団体（町等）が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加

(エ) 水防管理団体（町等）及び水防協力団体の備蓄資機材が不足するような緊急事態に際しての備蓄資機材の貸与

(2) 水防管理団体相互間の応援

ア 水防のため緊急の必要がある場合、水防管理者（町長等）は、法第 23 条第 1 項の規定により、他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長に対して応援を求めることができ、応援を求められた他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長は、自らの水防に支障がない限りその求めに応じるものとする。

なお、応援のため派遣された者は、法第 23 条第 2 項の規定により、水防について応援を求めた水防管理者（町長等）の所轄の下に行動する。

イ 水防管理者（町長等）は法第 23 条第 1 項の規定による応援が円滑、迅速に行われるよう、あらかじめ隣接の水防管理者等と相互に協定を締結しておくものとする。

(3) 警察官の援助の要求

水防管理者（町長）は、水防のため必要があると認める場合、法第 22 条の規定により、警察署長に対して、警察官の出動を求めすることができる。

その方法等については、あらかじめ八雲警察署長と協議しておくものとする。

(4) 自衛隊の災害派遣の要請の要求

自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）第 83 条第 1 項の規定により、水防管理者（町長）は、災害に際し、自らの能力で処理することが困難な事態が予想される時は「本編 第 2 章 第 7 節 自衛隊派遣要請計画」に定めるところにより、知事（渡島総合振興局長）に自衛隊の災害派遣の要請を要求することができる。

12 水防信号、水防標識及び身分証票

(1) 水防信号

法第 20 条の規定により、知事の定める水防信号は、次のとおりである。

ア 第 1 信号 氾濫注意水位に達したことを知らせるもの

イ 第 2 信号 消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの

ウ 第 3 信号 当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの

エ 第 4 信号 必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの

オ 地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて取り扱う。

## 水防信号

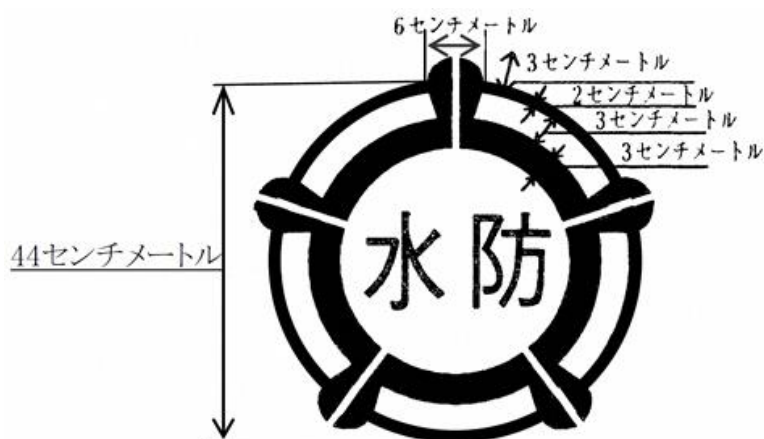
区分 \ 方法	警鐘信号	サイレン信号
第1信号	○休止 ○休止 ○休止	約5秒 15秒 5秒 15秒 5秒 15秒 ○-休止 ○-休止 ○-休止
第2信号	○-○-○ ○-○-○	約5秒 6秒 5秒 6秒 5秒 6秒 ○-休止 ○-休止 ○-休止
第3信号	○-○-○-○ ○-○-○-○	約10秒 5秒 10秒 5秒 10秒 5秒 10秒 5秒 ○-休止 ○-休止 ○-休止 ○-休止
第4信号	乱 打	約1分 5秒 1分 ○-休止-○-

- (備考) 1 信号は、適宜の時間継続すること。  
 2 必要があれば、警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げない。  
 3 危険が去ったときは、口頭伝達により周知すること。

## (2) 水防標識

法第18条の規定により、知事の定める水防のために出動する車両の標識は次のとおりである。

## 水防標識



資料：北海道水防計画

## (3) 必要な土地に立ち入る場合の職員等の身分証票

法第49条第1項及び第2項の規定により、消防機関に属する者が、水防計画を作成するため必要な土地に立ち入る場合に携帯する身分証票は、道の職員の身分証票に準じて水防管理者（町長）が定める。

## 13 費用負担と公用負担

## (1) 費用負担

## ア 費用負担

法第41条の規定により、町の水防に要する費用は、町が負担する。ただし、法第23条第3項及び第4項の規定により、他の水防管理団体の応援のために要した費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとし、負担する費用の額及び負担の方法は、応援を求めた水防管理団体と応援を求められた水防管理団体が協議して定める。

イ 利益を受ける市町村の費用負担

法第42条第1項、第2項及び第3項の規定により、水防管理団体の水防によって、当該水防管理団体の区域以外の市町村が著しく利益を受けるときは、当該水防に要する費用の一部は、当該水防により著しく利益を受ける市町村が負担する。

負担する費用の額及び負担の方法は、当該水防を行う水防管理団体と当該水防により著しく利益を受ける市町村とが協議して定めるものとし、当該協議が成立しない場合は、水防管理団体は知事にあつせんを申請することができる。

(2) 公用負担

ア 公用負担

法第28条第1項の規定により、水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者等は水防の現場において次の権限を行使することができる。

- (ア) 必要な土地の一時使用
- (イ) 土石、竹木その他の資材の使用若しくは収用
- (ウ) 車両その他の運搬用機器の使用
- (エ) 排水用機器の使用
- (オ) 工作物その他の障害物の処分

イ 公用負担権限委任証

公用負担を命ずる権限を行使する者は、水防管理者等にあつては、その身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けた者は「公用負担権限委任証」を携行し、必要がある場合は、これを提示しなければならない。

公用負担権限委任証

第	号	公 用 負 担 権 限 委 任 証		
		住 所		
		職 名		
		氏 名		
上記の者に		区域における水防法第28条第1項の権限行使について		
委任したことを証明します。				
年 月 日		委任者	氏 名	印

縦9cm 横6cm

ウ 公用負担命令票

公用負担を命ずる権限を行使する者は「公用負担命令票」を2通作成し、その1通を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずる者に交付する。

## 公用負担命令票

<p>第 号</p> <p>公 用 負 担 命 令 票</p> <p>住 所 氏 名</p> <p>水防法第28条第1項の規定により、次のとおり公用負担を命じます。</p> <p>1. 目的物</p> <p>(1) 所在地</p> <p>(2) 名称</p> <p>(3) 種類（又は内容）</p> <p>(4) 数量</p> <p>2. 負担内容 (使用・収用・処分等について詳記すること。)</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">命令者 職 氏 名</p> <p style="text-align: right;">印</p>
---

(日本産業規格A4版)

## エ 損失補償

法第28条第2項の規定により、水防管理団体は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償する。

## 14 水防報告

## (1) 水防報告

水防管理者（町長）は、次に定める事態が発生したときは、速やかに渡島総合振興局長に報告する。

ア 消防機関を出動させたとき。

イ 他の水防管理団体に応援を要請したとき。

ウ その他報告が必要と認める事態が発生したとき。

## (2) 水防活動実施報告

水防管理者（町長）は、水防活動が終了したときは、遅滞なく記録を整理し、次の調査対象期間ごとに「水防活動実施報告」を作成の上、所定の期日までに渡島総合振興局長に報告する。

【調査対象期間】 1月～5月、6月～7月、8月～9月、10月～12月

## 15 水防訓練

町は、法第35条の規定により、毎年消防機関及び水防協力団体の水防訓練を実施し、水防技術の向上を図る。

## 16 水防に従事した者の災害補償

法第24条の規定により水防に従事した者が水防に従事したことにより死亡し、負傷し、若しく

は病気にかかり、又は水防に従事したことによる負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障がいの状態となった場合は、法第45条の規定により、政令で定める基準に従い、その者又はその者の遺族がこれらの原因によって受ける損害を補償する。

資料編〔資料1-10〕	水防施設及び資材の配置
〔資料7-1〕	水防活動実施報告
〔資料3-1〕	水防区域・重要水防箇所

## 第12節 風害予防計画

### 第1 基本方針

町は、風による公共施設、農耕地、農作物の災害の発生を未然に防止し、又は被害の軽減を図るため、関係機関と相互に連携し、予防対策上必要な措置等を講ずる。

### 第2 予防対策

町は、次のとおり暴風等による公共施設、農耕地、農作物の災害の予防措置を講ずるものとし、特に学校や医療機関等の応急対策上重要な施設の安全性の向上に配慮する。

- 1 台風による風害の予防は、その経路等により予想し得る気象状況を早期に把握して、臨機に対応できる措置を講ずる。
- 2 家屋その他建築物の倒壊等を防止するための緊急措置は、それぞれの施設管理者が行うものであるが、町は、状況に応じ、次のとおり施設管理者に対して看板やアンテナ等の固定など強風による落下防止対策等の徹底を図る。
  - (1) 戸、窓、壁等には、すじかい、支柱等の補強材による応急的な補強工事を行うこと。
  - (2) 倒壊のおそれがある建物は、ひかえ柱の取り付け、ロープ張り、大きなすじかいの打ち付け等を行うこと。
  - (3) 煙突、看板、塀、立木等を針金等で補強すること。
  - (4) 電灯引き込み線がたるんでいないか点検し、破損したものは直ちに電力会社に連絡すること。
- 3 台風による農産物等の風害防止のため、農業施設等の管理者や農業生産者に対して、風害防止のための管理方法の周知・指導を行う。

## 第13節 雪害予防計画

### 第1 基本方針

町は、異常降雪等により予想される豪雪、暴風雪及び雪崩等の災害（以下「雪害」という。）に対処するため、防災関係機関と相互の連携の下、必要な予防対策を講ずるとともに、応急対策実施体制の整備に努めるものとする。

### 第2 予防対策

町は、「北海道雪害対策実施要綱」に準じ、次のとおり予防対策を講ずる。

### 1 雪崩防止対策

住民に被害を及ぼすおそれのある雪崩の発生が予想される箇所を地域住民に周知させるため、必要に応じて雪崩の発生が予想される箇所に標示板による標示を行うなどの措置を講ずる。

### 2 排雪

排雪に伴う雪捨場の設定に当たっては、次の事項に配慮する。

- (1) 雪捨場は、交通の支障のない場所を選定し、やむを得ず道路側面等を利用する場合は、車両の待避場を設けるなど、交通の妨げにならないよう配慮する。
- (2) 河川等を利用して雪捨場を設定する場合は、河川の流下能力の確保に努め、溢水災害等の発生防止に十分配慮する。

### 3 住民への啓発

日頃から関係機関と連携・協力して雪害による被害防止に関する情報を SNS 等を活用し、住民に対して周知・啓発することに努める。

## 第3 雪害対策体制の整備

町は、雪害対策を積極的に実施するため、「北海道雪害対策実施要綱」に準じ、必要な体制を整備し、所要の対策を講ずる。その際、特に次の事項に十分留意する。

- 1 雪害対策の体制及び窓口を明確にすること。
- 2 雪害情報の連絡体制を確立すること。
- 3 災害警戒区域等の警戒態勢を確立すること。
- 4 積雪時における消防体制を確立すること。
- 5 雪害発生時における避難、救出、給水、食料、燃料等の供給及び防疫等の応急措置の体制を整えること。
- 6 要配慮者世帯の安否確認や除雪支援の体制を整えること。
- 7 孤立予想地域に対しては、次の対策を講ずること。
  - (1) 食料、燃料等の供給対策
  - (2) 医療助産対策
  - (3) 応急教育対策
- 8 除雪機械、通信施設の点検・整備を行うこと。
- 9 雪捨場の設定に当たっては、交通障害及び氾濫等の連絡について十分な配慮をすること。

資料編〔資料3-4〕 雪崩危険箇所
-------------------

## 第14節 融雪災害予防計画

### 第1 基本方針

町は、融雪による河川の出水災害（以下「融雪災害」という。）に対処するため、防災関係機関と相互の連携の下、必要な予防対策を講ずるとともに、応急対策実施体制の整備に努めるものとする。

### 第2 予防対策

町は、「北海道融雪災害対策実施要綱」に準じ、次のとおり予防対策を講ずる。

## 1 気象情報及び積雪状況の把握

融雪期においては函館地方气象台と緊密な連絡をとり、地域内の降積雪の状況を的確に把握するとともに、低気圧の発生及び経路の状況又は降雨及び気温の上昇等気象状況に留意し、融雪出水の予測に努める。

## 2 融雪出水対策

災害危険区域等及びその他の地区の融雪による危険を事前に察知し、被害の拡大を防ぐため、次により万全の措置を講ずる。

- (1) 消防署及び消防団並びに建設課は、水防区域・重要水防箇所等、水防上重要な地域の災害を未然に防止し、被害の拡大を防止するため、その担当地区の巡視警戒を行い、その状況を総務課長に報告する。
- (2) 建設課は、河川及び側溝等の障害物の除去等を行い、常に流下能力の確保を図る。

## 3 雪崩等対策

- (1) 管理する道路において、雪崩発生の可能性が想定される箇所のパトロールを行うとともに、地域住民、児童生徒等及びドライバーに対する広報活動を積極的に行う。  
また、気象情報を把握し、雪崩の発生が予想される場合は、関係機関との緊密な連絡を保ち、迅速に当該道路の通行規制等の措置を講ずる。
- (2) 融雪期に警戒が必要ながけ崩れ及び地すべり等について、日頃から防災関係機関等と連携して住民に対する啓発に努めるとともに、必要な措置を講ずる。

## 4 交通の確保

管理する道路において、積雪、捨雪及び塵芥等により道路側溝の機能が低下し、溢水災害が発生するのを防止するため、融雪出水前に道路側溝内の障害物の除去に努め、排水能力の確保を図る。

## 5 広報活動

融雪出水に際し、住民の水防に対する協力が十分得られるよう、あらゆる広報媒体を通じ、水防思想の普及・徹底に努める。

## 第3 融雪災害対策体制の整備

町は、融雪災害対策を積極的に実施するため、「北海道融雪災害対策実施要綱」に準じ、必要な体制を整備し、所要の対策を講ずる。その際、特に次の事項に十分留意する。

- 1 融雪災害対策の体制及び窓口を明確にすること。
- 2 気象情報及び融雪状況の把握に努め、連絡体制を確立すること。
- 3 融雪出水、雪崩、がけ崩れ、地すべり発生予想箇所の警戒態勢を確立すること。
- 4 融雪出水前に河道内の除雪、結氷の破砕等障害物の除去に努め、流下能力の確保を図ること。
- 5 融雪災害時に適切な避難指示等の発令ができるようにしておくこと。
- 6 災害の発生又は発生のおそれのある場合における連絡体制及び出動体制並びに避難・救助体制を確立すること。
- 7 水防資機材、通信連絡施設の点検・整備を行うこと。
- 8 道路側溝及び排水溝などの流下能力確保のため、住民協力による氷割デー、河道清掃デー等の設定に努めること。
- 9 融雪出水に際し、住民の水防に対する協力が得られるよう、水防思想の普及・徹底に努めること。

資料編〔資料3-1〕	水防区域・重要水防箇所
〔資料3-4〕	雪崩危険箇所

## 第15節 高波、高潮災害予防計画

### 第1 基本方針

町は、高波、高潮による災害の予防対策について必要な措置を講ずる。

### 第2 予防対策

町は、次のとおり予防対策を実施する。

- 1 高潮警報等を迅速に住民に伝達するため、関係機関の協力を得つつ、「本章 第8節 情報収集・伝達体制整備計画」に定めるところにより通信手段の多重化・多様化を図る。
- 2 高波・高潮・津波等危険区域の指定及び水防資機材の備蓄等所要の措置を講じ、水防体制の確立を図るとともに、住民に対し、高波、高潮、津波等危険区域の周知に努める。
- 3 高潮災害に対する住民の警戒避難体制として、高潮警報等が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定する。

資料編〔資料3-5〕	高波・高潮・津波等危険区域
------------	---------------

## 第16節 土砂災害予防計画

### 第1 基本方針

町は、降雨等による土砂災害の危険性が高いと判断された箇所については、治山、砂防等の事業による土砂災害対策を実施するとともに、関係機関や住民への周知や土砂災害に係る避難訓練の実施等、適切な警戒避難体制の整備など総合的な土砂災害対策を推進する。

### 第2 予防対策

土地の高度利用と開発に伴って、土砂災害が多発する傾向にあり、ひとたび土砂災害が発生すると、多くの住家、農耕地、公共施設等に被害が発生し、二次的被害では、山地の崩壊による土石流災害の発生、河川の埋没による冠水災害にもつながるため、町は、防災関係機関と連携の下、次のとおり予防対策を実施する。

#### 1 がけ崩れ防止対策

##### (1) 急傾斜地崩壊（がけ崩れ）防止対策

住民に対し、土砂災害警戒区域等の周知に努めるとともに、急傾斜地崩壊防止工事等の計画的な実施を推進する。

##### (2) 山腹崩壊防止対策

住民に対し、山腹崩壊危険地区の周知に努めるとともに、治山事業等の計画的な実施を推進する。

## 2 土石流予防対策

住民に対し、土砂災害警戒区域等や崩壊土砂流出危険地区の周知に努めるとともに、土砂災害警戒区域等や崩壊土砂流出危険地区に係る砂防・治山事業の計画的な実施を推進する。

## 3 土砂災害危険箇所等の警戒巡視

町は、異常降雨等により土砂災害が予想される場合は、土砂災害危険箇所等の巡視を行い警戒に当たる。

また、斜面等の異常・急傾斜地の異常（亀裂、湧水、噴水、濁り水）、河川等の異常（山鳴、水位の急激な減少、急激な濁り）が発生した場合は、速やかに住民に周知し、避難を呼び掛けるとともに、住民自身による防災措置（異常報告、自主避難、不安定な土壌・浮石等の除去、水路の清掃等）などの周知・啓発を図る。

なお、警戒巡視に当たって注意する事項は、おおむね次のとおりである。

- (1) 表層の状況
- (2) 地表水の状況
- (3) 湧水の状況
- (4) 亀裂の状況
- (5) 樹木等の傾倒状況

## 第3 土砂災害警戒避難体制の整備

### 1 土砂災害（特別）警戒区域の指定等

町は、土砂災害（特別）警戒区域の指定があったときは、土砂災害防止法第8条の定めに基づき、当該区域ごとに次の事項を定めるとともに、危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を進めるものとする。

- (1) 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発表及び伝達に関する事項
- (2) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- (3) 基本法第48条第1項の防災訓練として町長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項
- (4) 土砂災害（特別）警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地
- (5) 救助に関する事項
- (6) 上記(1)～(5)に掲げるもののほか、警戒区域等における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

また、本計画において、上記(4)に掲げる事項を定めるときは、当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項を定める。

### 2 土砂災害危険箇所等の周知

町は、土砂災害危険箇所等の土砂災害のおそれがある箇所について把握し、その状況や避難場所等について地域住民に周知するよう努める。特に土砂災害（特別）警戒区域においては、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合における避難施設その他の避難場所及び避難路その他避難経路に関する事項その他警戒区域等における円滑な警戒避難を確保する

上で必要な事項を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）の配布その他の必要な措置を講ずる。

### 3 土砂災害警戒情報等の収集・伝達

土砂災害に関する情報の収集・伝達に関する事項は「本編 第2章 第1節 気象等に関する情報の収集・伝達計画」に定めるところによる。

なお、土砂災害警戒情報の対象とする災害は、技術的に予知・予測が可能である表層崩壊等による土砂災害のうち、土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等については発表対象ではないことに留意する。

### 4 避難情報の発令判断・伝達マニュアルの作成

町は、道が策定した「避難情報の発令判断・伝達マニュアル」に基づき、災害事象の特性、収集できる情報を踏まえつつ、避難すべき区域や判断基準等を明確にしたマニュアルを整備する。

避難情報の発令判断・伝達マニュアルの作成に当たっては、土砂災害警戒情報等が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するとともに、土砂災害警戒区域等を避難指示等の発令単位として事前に設定する。

また、避難指示等は、土砂災害の危険度分布（土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）及び土砂災害危険度情報）において危険度が高まっているメッシュと重なった土砂災害警戒区域に発令することを基本とする。

なお、警戒区域ごとの情報伝達、予報又は警報の発表及び伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項は、本計画の各節で記載されている事項のほか、「資料5-5 土砂災害警戒区域における警戒避難体制」で示すとおりである。

### 5 土砂災害緊急情報の活用

国土交通省及び道は、土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするため、土砂災害防止法第28条及び第29条に基づく緊急調査を行う。

また、土砂災害防止法第31条に基づき、その結果に応じて当該土砂災害が想定される区域及び時期に関する情報（土砂災害緊急情報）を関係市町村へ通知するとともに、一般住民に周知する。

町は、この情報の周知に協力するとともに、避難の判断、警戒避難体制の整備等に活用する。

資料編〔資料3-2〕	土砂災害危険箇所等
資料編〔資料3-3〕	山地災害危険地区
資料編〔資料5-5〕	土砂災害警戒区域における警戒避難体制

## 第17節 積雪・寒冷対策計画

### 第1 基本方針

積雪・寒冷期において災害が発生した場合、他の季節に発生する災害に比べて、積雪による被害の拡大や避難所、避難路の確保等に支障を生じることが懸念される。このため町は、防災関係機関と相互に連携し、積雪・寒冷対策を推進することにより、積雪・寒冷期における災害の軽減に努めるものとする。

## 第2 積雪対策の推進

積雪期における災害対策は、除排雪体制の整備、雪に強いまちづくり等、総合的、長期的な雪対策の推進により確立される。このため町は、「北海道雪害対策実施要綱」に基づき、防災関係機関と相互に連携・協力して実効ある積雪・寒冷対策の確立と雪害の防止に努める。

## 第3 避難救出措置等

町は、積雪・寒冷期における避難救出措置等を円滑に実施するため、「北海道雪害対策実施要綱第9」に基づき、所要の対策を講ずるとともに、次の事項につき十分留意するものとする。

- 1 積雪・寒冷期に適切な避難指示等ができるようにしておくこと。
- 2 積雪・寒冷を想定した避難所の整備や避難所運営の実施、防寒着等の資機材の備蓄

## 第4 交通の確保

### 1 道路交通の確保

災害時には、防災関係機関の行う緊急輸送等の災害応急対策の円滑な実施を図るため、道路交通の緊急確保を図ることが重要である。このため町は、他の道路管理者と連携して次のとおり除雪体制を強化し、日常生活道路の確保を含めた面的な道路交通確保対策を推進する。

#### (1) 除雪体制の強化

ア 一般国道、道道、町道の整合のとれた除雪体制を強化するため、相互の緊密な連携の下に除雪計画を策定する。

イ 除雪の向上を図るため、地形や積雪の状況等自然条件に適合した除雪機械の増強に努める。

ウ 雪害の規模等により町有の除雪機械等のみでは除（排）雪を実施することができないと認めるときは、必要な除雪機械等を確保するため、公共的団体、民有の除雪機械等の借上げについてあらかじめ協議する。

#### (2) 除（排）雪路線の実施分担

ア 一般国道で北海道開発局所管に係わる道路は、北海道開発局（函館開発建設部）が行う。

イ 道道で北海道所管に係る道路は、渡島総合振興局（函館建設管理部）が行う。

ウ 町道については、町が行う。

#### (3) 町道の交通確保

町道の幹線及び支線の除雪の状況が除雪必要量に達したときは、速やかに除雪を実施するものとし、昼夜交通を確保することを原則とする。

#### (4) 積雪寒冷地に適した道路整備の促進

ア 冬期交通の確保を図るための道路の整備や施設の整備を推進する。

イ 雪崩や地吹雪等による交通障害を予防するため、雪崩防雪柵や防雪柵等防雪施設の整備を推進する。

#### (5) 雪上交通手段の確保

積雪期においては、道路交通の確保が困難となることが予想されるため、救助活動や救助物資の輸送などに必要な雪上車やスノーモービル等の確保に努める。

### 2 消防対策

異常降雪及び吹雪等のため夜間等において消防車両の通行が停止し、又は停止するおそれのある場合、町は、小型動力ポンプの人力搬入等のほか、次の対策を講ずることとする。

## (1) 除雪車の緊急出動

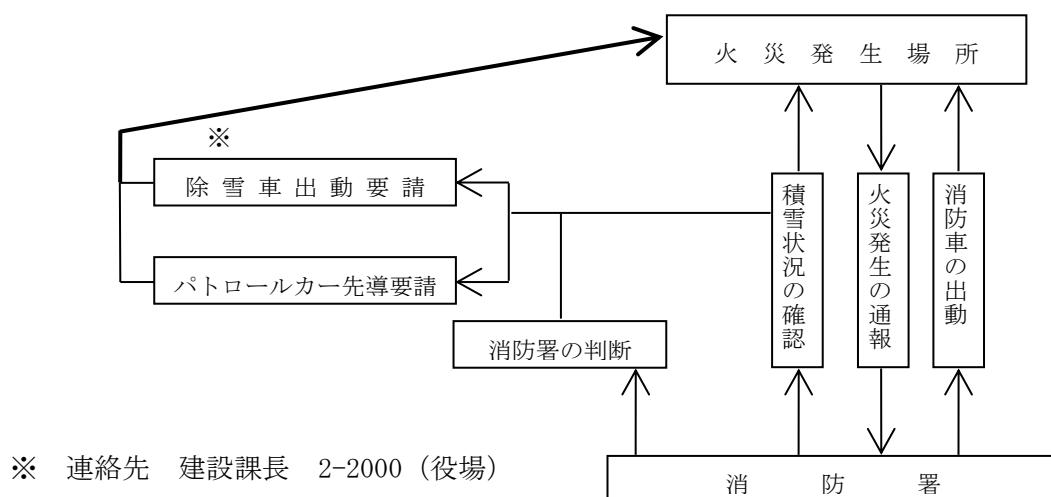
## ア 積雪状況の確認

火災発生のお知らせを受領した場合に併せて積雪の状況を聴取するか、若しくは消防署の判断により除雪車の出動が必要か否かを直ちに決定するものとする。

## イ 除雪車出動の要請

除雪車の出動が必要と判断した場合の要請の方法は次による。

除雪車出動要請の系統



## 3 航空輸送の確保

町は、災害による道路交通の一時的な麻痺により、豪雪山間地では孤立する地域が発生することが予想されるため、孤立が予想される地域のヘリポート確保を促進するとともに、除雪体制の強化を図る。

## 第5 雪に強いまちづくりの推進

## 1 家屋倒壊の防止

町は、道と相互に連携し、住宅の耐震性を確保するとともに、屋根雪荷重の増大による家屋倒壊等を防止するため、建築基準法等の遵守の指導に努める。

また、自力での屋根雪処理が不可能な世帯に対して、ボランティアの協力体制等、地域の相互扶助体制の確立を図る。

## 2 積雪期における避難場所及び避難路の確保

町は、防災関係機関の協力の下、積雪期における避難場所及び避難路の確保に努める。

## 3 計画的・予防的な通行止め、滞留車両の排出を目的とした転回路の整備等

町及び防災関係機関は、大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こす恐れのある大雪時においても、人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、計画的・予防的な通行止め、滞留車両の排出を目的とした転回路の整備等を行うよう努めるものとする。

## 第6 寒冷対策の推進

## 1 被災者及び避難者対策

町は、被災者及び避難者に対する防寒用品や発電機などの整備・備蓄に努める。

## 2 避難所対策

積雪・寒冷期は避難所における暖房等の需要の増大が予想されるため、町は、電源を要しない暖房器具、燃料のほか、積雪期を想定した器材（長靴、防寒具、スノーダンプ、スコップ、救出用スノーボード等）の備蓄に努めるとともに、電力供給が遮断された場合における暖房設備の電源確保のため、非常電源等のバックアップ設備等の整備に努める。

また、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等の借上げ等、多様な避難所の確保に努める。

なお、冬期における屋外トイレは、寒さなどにより利用環境が悪化するとともに、水道凍結も予想されることから、冬期間でも使用可能なトイレの調達方法を検討し、民間事業者との協定の締結などにより、必要な台数の確保に努める。

さらに、災害時避難所を開設する際には、避難所床面の寒冷に伴う低体温症の発症を予防するため、開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努める。

## 3 指定避難所の運営

町は、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。

## 4 住宅対策

町は、道と相互に連携し、応急仮設住宅の迅速な提供に努めるとともに、その仕様については、積雪寒冷に対応したものとし、引き続き検証、検討を進め、改善に努める。

資料編〔資料1-11〕 除雪機械の現況

# 第18節 複合災害に関する計画

## 第1 基本方針

町は、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対策が困難になる事象）の発生可能性を認識し、備えを充実する。

## 第2 予防対策

町は、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し、後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意し、職員の派遣体制や資機材の輸送手段等の充実、防災関係機関相互の連携強化に努める。

また、複合災害時における住民の災害予防及び災害応急措置等に関する知識の普及・啓発に努める。

## 第3 訓練の実施及び対応計画等の作成

町は、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定した図上訓練や実動訓練等の実施に努めるとともに、その結果を踏まえて職員及び資機材の投入や外部支援の要請等についての計画・マニュアル等の充実に努める。

## 第19節 業務継続計画の策定

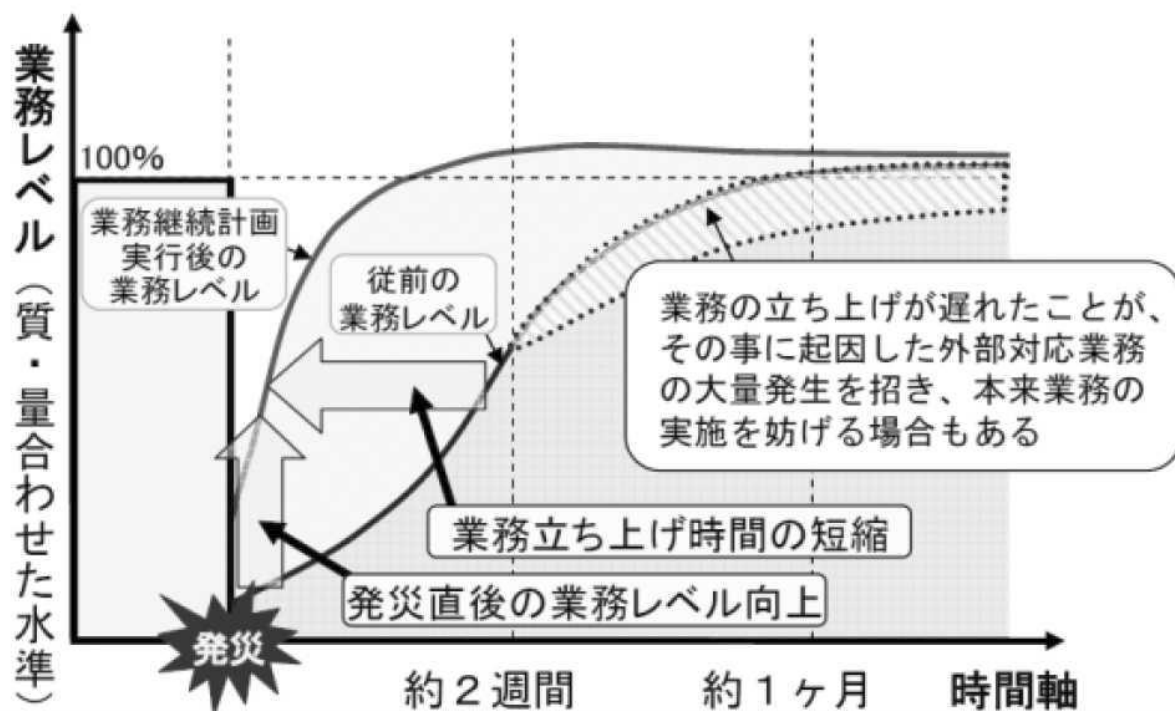
### 第1 基本方針

町は、災害時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画（BCP：Business Continuity Plan）の策定等により、業務継続性の確保を図るものとし、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画を策定・運用するよう努めるものとする。

### 第2 業務継続計画（BCP）の概要

業務継続計画（BCP）とは、災害時に、町自身も被災し、人員、資機材、情報及びライフライン等利用できる資源に制約がある状況下においても、優先度の高い業務を維持・継続するために必要な措置を事前に講ずる計画として策定するものであり、災害に即応した要員の確保、迅速な安否確認、情報システムやデータの保護、代替施設の確保などを規定したものである。

#### 業務継続計画の作成による業務改善のイメージ



資料：大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き（平成28年2月、内閣府）

### 第3 業務継続計画（BCP）の策定

#### 1 長万部町

町は、災害応急活動及びそれ以外の行政サービスについて、継続すべき重要なものは一定のレベルを確保するとともに、全ての業務が早期に再開できるよう、災害時においても町の各部署の機能を維持し、被害の影響を最小限にとどめ、非常時に優先度の高い業務の維持・継続に必要な措置を講ずるための業務継続計画の策定並びに策定した計画の持続的改善に努める。

特に業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも町長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時に

もつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。

## 2 事業者

事業者は、事業の継続など災害時の企業の果たす役割を十分に認識し、各事業者において災害時や非常時に優先度の高い業務の維持・継続に必要な措置を講ずるための業務（事業）継続計画を策定・運用するよう努める。

## 第4 庁舎等の災害対策本部機能等の確保

町は、特に災害時の拠点となる庁舎等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努める。

また、災害対策の拠点となる庁舎及びその機能を確保するための情報通信設備や自家発電装置等の主要な機能の充実と災害時における安全性の確保を図るとともに、物資の供給が困難な場合を想定し、十分な期間に対応できるよう食料、飲料水、暖房及び発電用燃料等の適切な備蓄、調達、輸送体制の整備を図る。

## 第2章 災害応急対策計画

災害応急対策計画は、基本法第50条第1項の趣旨を達成するために、災害時に災害の発生を防ぎよし、又は応急的救助を行う等災害の拡大を防止するための計画であり、基本法第50条第2項に定める災害応急対策実施責任者は、可能な限りの確に災害の状況把握に努め、人材、物資その他の必要な資源を適切に配分しつつ、生命及び身体の安全を守ることを最優先して災害応急対策を実施する。

また、その実施に当たっては、要配慮者に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応するとともに、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮する。

なお、災害応急対策実施責任者は、災害応急対策に従事する者の健康管理等を徹底し、安全の確保を図るよう十分配慮するものとする。

### 第1節 気象等に関する情報の収集・伝達計画

#### 第1 基本方針

町は、暴風、暴風雪、大雨、大雪、洪水、高潮、波浪等による被害を未然に防止、又は軽減するため、気象、地象、水象等の特別警報・警報・注意報、気象情報等並びにこれらの異常現象発見者の通報を迅速かつ的確に処理し、防災対策の適切な実施を図るものとする。

#### 第2 予報区と担当官署

##### 1 予報区

北海道においては、道全域を対象とする北海道地方予報区（札幌管区気象台担当）と、7つの府県予報区に分かれており、本町が該当する予報区及び気象に関する特別警報・警報・注意報に用いる細分区域名は、次のとおりである。

なお、気象に関する特別警報・警報・注意報が発表された場合のテレビやラジオによる放送などでは重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

予報区と担当官署

区 分	名 称
府県予報区名（担当気象官署）	渡島・檜山地方（函館地方気象台）
一次細分区域名 <sup>※1</sup>	渡島地方
市町村等をまとめた地域 <sup>※2</sup>	渡島北部
二次細分区域名	長万部町

※1 一 次 細 分 区 域：府県天気予報を定常的に細分して行う区域で、気象特性、災害特性及び地理的特性により府県予報区を分割して設定する。

※2 市町村等をまとめた地域：二次細分区域ごとに発表する特別警報・警報・注意報の発表状況を地域的に概観するために、災害特性や都道府県の防災関係機関等の管轄範囲などを考慮してまとめた区域

## 2 海上予報区

海上予報区は、海上予報と海上警報を発表する区域であり、全般海上予報区（気象庁本庁担当）と全般海上予報区を12に分割した地方海上予報区から成っており、本町に接する海上予報区は次のとおりである。

### 海上予報区の細分区域

区分	概要
担当気象官署	札幌管区気象台
地方海上予報海域名*	北海道南方及び東方海上
細分海域	日高沖

※尻屋崎から110度に引いた線以北及び青森県と秋田県の境界線から315度に引いた線以北並びに茂津多岬の突端から270度に引いた線及び知床岬の突端から90度に引いた線以南並びに千島列島以南の海岸線から300海里以内の海域で5つの海域に細分している。

## 第3 気象等に関する特別警報・警報・注意報、土砂災害警戒情報、指定河川洪水予報及び火災気象通報

### 1 気象等に関する特別警報・警報・注意報の種類、発表基準及び伝達

#### (1) 種類等

函館地方気象台は、大雨や強風などによって災害が起こるおそれのあるときは「注意報」を、重大な災害が起こるおそれのあるときは「警報」を、また、警報の発表基準をはるかに超える異常な現象が予想され、重大な災害が起こるおそれが著しく大きいときは「特別警報」を発表して注意や警戒を呼び掛ける。また、特別警報・警報・注意報に先立って注意・警戒を呼び掛けたり、特別警報・警報・注意報の発表中に現象の経過、予想、防災上の留意点等を解説したりするために「気象情報」を発表する。

#### ア 気象等に関する特別警報

種類	概要
大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼び掛けられる。

※ 土砂崩れの特別警報は、大雨特別警報に含めて「大雨特別警報（土砂災害）」として発表される。

## イ 気象等に関する警報

種 類	概 要
大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。
大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼び掛ける。

## ウ 気象等に関する注意報

種 類	概 要
大雨注意報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼び掛ける。
濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼び掛けられる。
乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水害、土砂災害等の災害が発生するおそれがあると発表される。
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物等への著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあると発表される。

## エ 高潮警報・注意報

種 類	概 要
高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。

## オ 波浪警報・注意報

種 類	概 要
波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

## カ 洪水警報・注意報

種 類	概 要
洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。
洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。

※ 土砂崩れ及び浸水警報・注意報は、その警報及び注意報事項を気象警報及び気象注意報に含めて行われる。

## キ 気象情報

種 類	概 要
早期注意情報 (警報級の可能性)	5日先までの警報級の現象の可能性が〔高〕、〔中〕の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（渡島地方など）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（渡島・檜山地方など）で発表される。大雨と高潮に関して、〔高〕又は〔中〕が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。
地方気象情報、府県気象情報	気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される情報。
台風に関する気象情報	北海道地方への台風の影響が予想される場合に、住民に対して、台風の状況の周知と防災対策の必要性を喚起することを目的として発表される情報。

種類	概要
記録的短時間大雨情報	<p>大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に気象庁から発表される。</p> <p>この情報が発表されたときは、土砂災害及び低地の浸水、中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、キキクル（危険度分布）で確認する必要がある。</p> <p>土砂キキクル(危険度分布)<a href="https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:land">https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:land</a>                      浸水キキクル(危険度分布)<a href="https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:inund">https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:inund</a>                      洪水キキクル(危険度分布)<a href="https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:flood">https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:flood</a></p>
竜巻注意情報	<p>積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼び掛ける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（渡島地方など）で気象庁から発表される情報。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。</p> <p>また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺でさらなる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の対象地域と同じ発表単位（渡島地方など）で発表される。</p> <p>この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。</p> <p>※雨雲の動き(降水・雷・竜巻ナウキャスト):<a href="https://www.jma.go.jp/bousai/nowc/">https://www.jma.go.jp/bousai/nowc/</a></p>

(2) 防災気象情報と警戒レベル・警戒レベル相当情報との関係

警戒レベル	状況	住民が取るべき行動	行動を促す情報 (避難情報等)	住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる防災気象情報					
				洪水等に関する情報			土砂災害に関する情報		高潮に関する情報
5相当	災害発生又は切迫	命の危険直ちに安全確保！	緊急安全確保 (必ず安全とれるものではない)	水位情報が ある場合 <small>(下段：国管理河川の 洪水の危険度分布<sup>※1</sup>)</small>	水位情報が ない場合 <small>(下段：洪水警報 の危険度分布)</small>	内水氾濫に 関する情報	土砂災害に 関する情報 <small>(下段：土砂災害の 危険度分布)</small>	高潮に 関する情報	
5相当				氾濫発生情報 (危険度分布：黒 ( <small>警戒している可域性</small> ))	大雨特別警報 ( <small>浸水害</small> ) <sup>※2</sup> 危険度分布：黒 ( <small>警戒</small> )		大雨特別警報 ( <small>土砂災害</small> ) 危険度分布：黒 ( <small>警戒</small> )	高潮特別警報 <sup>※3</sup>	
4相当	災害のおそれ高い	危険な場所から 全員避難	避難指示 <small>(令和3年の発効法改正 以前の避難指示の タイミングで発令)</small>	氾濫危険情報 (危険度分布：紫 ( <small>警戒</small> ))	危険度分布：紫 ( <small>警戒</small> )	内水氾濫 危険情報 <small>(本県河川等 において発生する 危険)</small>	土砂災害警戒情報 危険度分布：紫 ( <small>警戒</small> )	高潮特別警報 <sup>※4</sup> 高潮警報 <sup>※4</sup>	
3相当	災害のおそれあり	危険な場所から 高齢者等は避難*	高齢者等避難	氾濫警戒情報 (危険度分布：赤 ( <small>避難村町や区域避難</small> ))	洪水警報 危険度分布：赤 ( <small>警戒</small> )		大雨警報(土砂災害) 危険度分布：赤 ( <small>警戒</small> )	高潮警報一切替 える可能性に言及 する高潮注意報	
2相当	気象状況悪化	自らの避難行動を 確認する	洪水、大雨、 高潮注意報	氾濫注意情報 (危険度分布：黄 ( <small>注意</small> ))	危険度分布：黄 ( <small>注意</small> )		危険度分布：黄 ( <small>注意</small> )		
1相当	今後気象状況悪化のおそれ	災害への心構えを 高める	早期注意情報						

市町村は、警戒レベル相当情報の他、気風や日没の時刻、堤防や樋門等の施設に関する情報なども参考に、総合的に避難指示等の発令を判断する

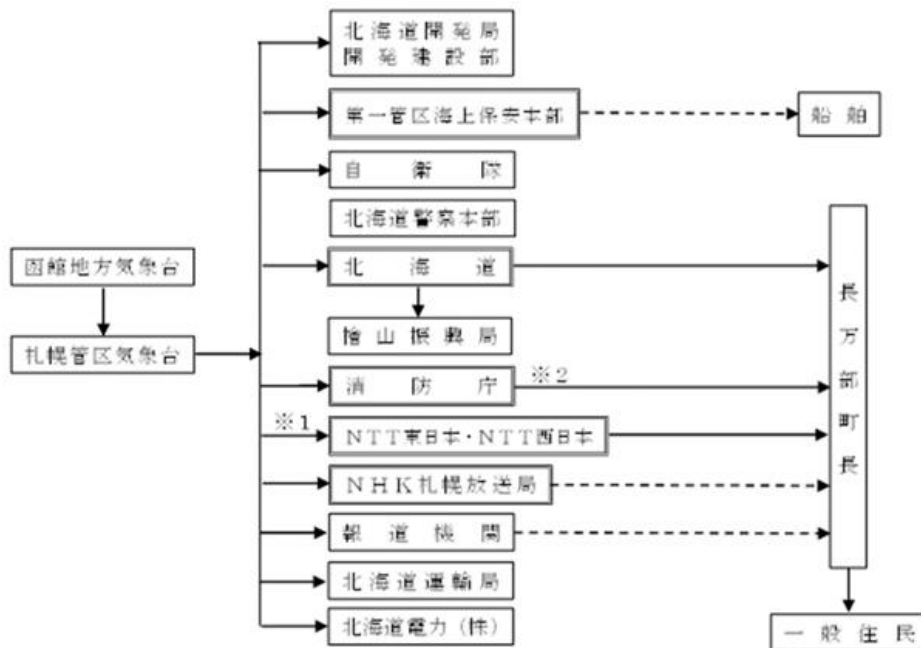
※高齢者等以外の人も、必要に応じ、普段の行動を見合わせたり、避難の準備をしたり、自主的に避難

上段太字：危険性が高まるなど、特定の条件となった際に発表される情報（市町村に対し関係機関からメッシュ型で提供される情報）  
 下段細字：平時、地図上での色表示などにより状況が提供されている情報（市町村が自ら確認する必要がある情報）

(3) 伝達系統

気象等に関する特別警報・警報・注意報の伝達系統は、次のとおりである。

気象等に関する特別警報・警報・注意報の伝達系統図



※1 特別警報・警報のみ通報

※2 J-ALERTによる伝達

※3 特別警報は一般住民に対しスピーカーによる放送、広報車巡回、携帯メールサービス、消防団等による伝達等の周知をとる

☐ (二重線)で囲まれている機関は、気象業務法第15条の規定に基づく法定伝達先

→ (太線)は、特別警報が発表された際の気象業務法第15条の2の規定に基づく通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達

--▶ (点線)は、放送・無線

2 キキクル(大雨警報・洪水警報の危険度分布)等

キキクル等の種類と概要

種類	概要
土砂キキクル (大雨警報 (土砂災害) の危険度分布)	<p>大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。</li> <li>・「危険」(紫)：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</li> <li>・「警戒」(赤)：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</li> <li>・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</li> </ul>
浸水キキクル (大雨警報)	<p>短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予</p>

(浸水害)の危険度分布	測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」(黒): 命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。
洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」(黒): 命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」(紫): 危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤): 高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄): ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数の予測値	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測(降水短時間予報等)を用いて常時10分ごとに更新している。

### 3 海上警報

#### (1) 種類等

船舶の運航に必要な海上の気象、波浪その他に関する警報で予想される風の強さによって、次の5種類に分けて発表される。

#### 海上警報の種類

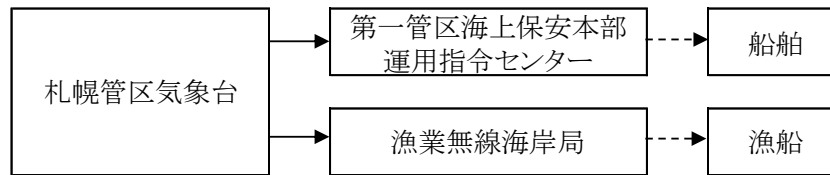
種別	呼 称		
	英 文	和 文	説 明
一般警報	WARNING	かいじょうかぜけいほう 海上風警報	気象庁風力階級表の風力階級7(28~33Kt)の場合
		かいじょうのうむけいほう 海上濃霧警報	濃霧について警告を必要とする場合(海上の視程500m以下又は0.3海里以下)
強風警報	GALE WARNING	かいじょうきょうふうけいほう 海上強風警報	気象庁風力階級表の風力階級8(34~40Kt)及び9(41~47Kt)の場合
暴風警報	STORM WARNING	かいじょうぼうふうけいほう 海上暴風警報	気象庁風力階級表の風力階級10(48Kt~)以上の場合(台風により風力階級12(64Kt~)の場合を除く。)
台風警報	TYPHOON WARNING	かいじょうたいふうけいほう 海上台風警報	台風により気象庁風力階級表の風力階級12(64Kt~)の場合
警報なし	NO WARNING	かいじょうけいほう 海上警報なし かいじょうけいほうかいじ 海上警報解除	警報をする現象が予想されない場合又は継続中の警報を解除する場合

(注) この表に掲げる以外の現象について警告を発する必要がある場合は、一般警報として現象名の前に「海上」を附した警報を行うことがある。(例: 海上着氷警報)

#### (2) 伝達系統

伝達系統は次図のとおりである。

海上警報の伝達系統図



(注) --▶ (点線) は放送・無線

4 水防活動用気象等警報及び注意報

(1) 種類等

函館地方气象台は、気象等の状況により洪水等のおそれがあると認められるときは、水防管理団体に水防活動を行う必要あることを警告するため、水防活動の利用に適合する注意報及び警報を発表する。水防活動の利用に適合する注意報及び警報は、次の表の左欄に掲げる種類ごとに、同表の右欄に掲げる注意報、警報及び特別警報により代行される。

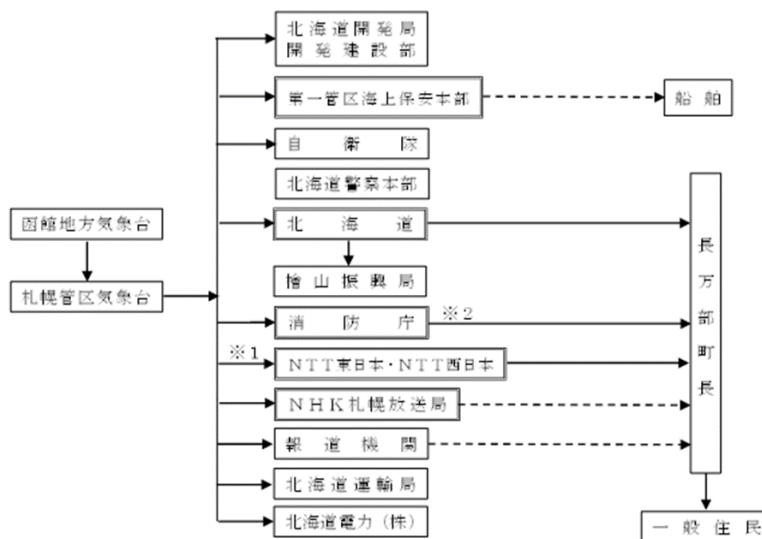
水防活動用気象等警報・注意報の種類

水防活動の利用に適合する注意報・警報	一般の利用に適合する注意報・警報・特別警報
水防活動用気象注意報	大雨注意報
水防活動用気象警報	大雨警報・大雨特別警報
水防活動用高潮注意報	高潮注意報
水防活動用高潮警報	高潮警報・高潮特別警報
水防活動用洪水注意報	洪水注意報
水防活動用洪水警報	洪水警報
水防活動用津波注意報	津波注意報
水防活動用津波警報	津波警報・津波特別警報

(2) 伝達系統

水防活動の利用に適合する警報及び注意報の伝達系統は、次のとおりである。

水防活動用気象等警報・注意報の伝達系統図



※1 特別警報・警報のみ通報

※2 J-ALERT による伝達

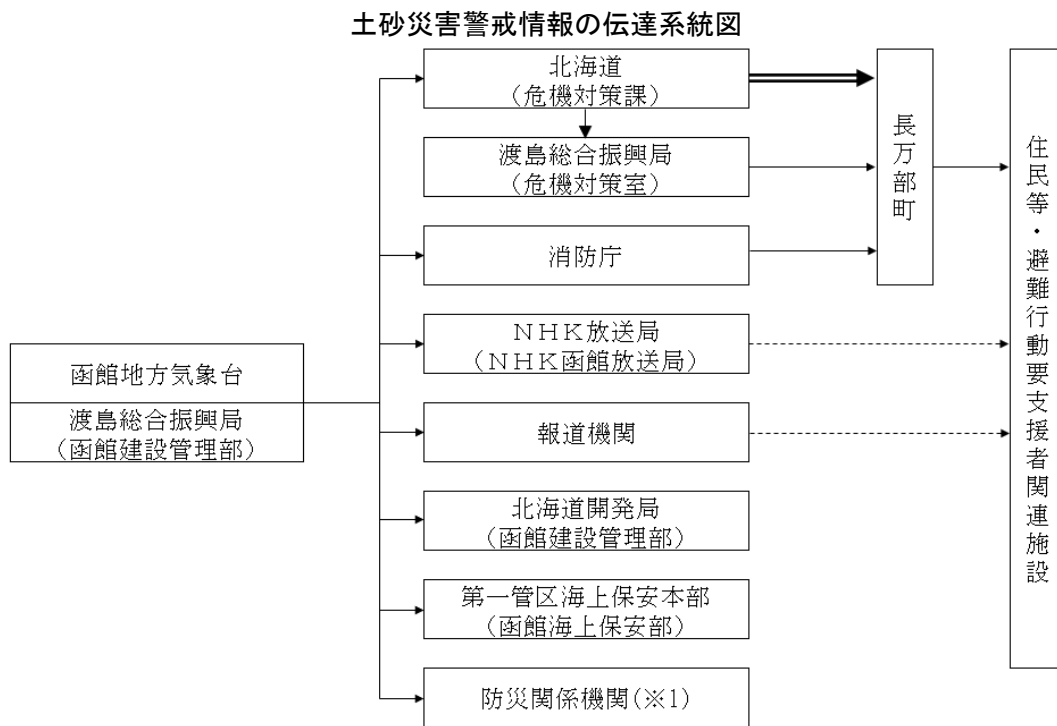
☐ (二重線) で囲まれている機関は、気象業務法第15条の規定に基づく法定伝達先

--▶ (点線) は放送・無線

## 5 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難情報の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒が呼びかけられる情報で、函館地方气象台と渡島総合振興局函館建設管理部から共同で発表される。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる（<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:land>）。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

伝達は次の系統により行う。



⇒ (二重線) は、土砂災害防止法第27条の規定に基づき通知が義務づけられている伝達経路

--▶ (点線) は放送・無線

(※1) 陸上自衛隊北部方面総監部（情報部資料課）、北海道警察、北海道運輸局、北海道電力（株）等

## 6 水防警報

### (1) 種類等

水防法第16条第1項の規定により、知事が指定した河川（長万部川）について水防警報をしたときは、関係水防管理者その他水防に係りのある機関に通知する。

#### 河川における水防警報の種類、内容及び発表基準

種類	内容	発表基準
待機	不意の出水あるいは水位の再上昇等が予想される場合に状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの 水防機関の出動期間が長引くような場合に出動人員を減らしても差し支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの	気象予報・警報等又は河川状況により、特に必要と認めるとき。

種類	内 容	発表基準
準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの	雨量、水位、流量その他河川状況により必要と認めるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの	河川氾濫注意情報等により、又は水位、流量その他の河川状況により氾濫注意水位に達し、なお上昇のおそれがあるとき。
指示	水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに越水（堤防から水があふれる。）、漏水、堤防斜面の崩れ、亀裂、その他河川状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの	河川氾濫警戒情報等により、又は既に氾濫注意水位を超え、災害のおそれがあるとき。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨、及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの	氾濫注意水位以下に下降したとき、又は氾濫注意水位以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

(注) 地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて水防警報を発表する。

#### 津波に関する水防警報の種類、内容及び発表基準

種類	内 容	発表基準
待機	水防活動を実施する消防団員の安全を確保した上で待機する必要がある旨を警告するもの	津波警報が発表される等必要と認めるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの	津波警報が解除される等、水防活動が安全に行える（時間的猶予がある）状態のとき。
解除	水防活動の必要が解消した旨を通告するもの	津波警報等が解除され、巡視等により被害が確認されなかったとき、又は応急復旧等が終了したとき等、水防作業を必要とする状況が解消したと認めるとき。

#### (2) 水防警報指定河川

本町に係る水防警報指定河川は次のとおりである。

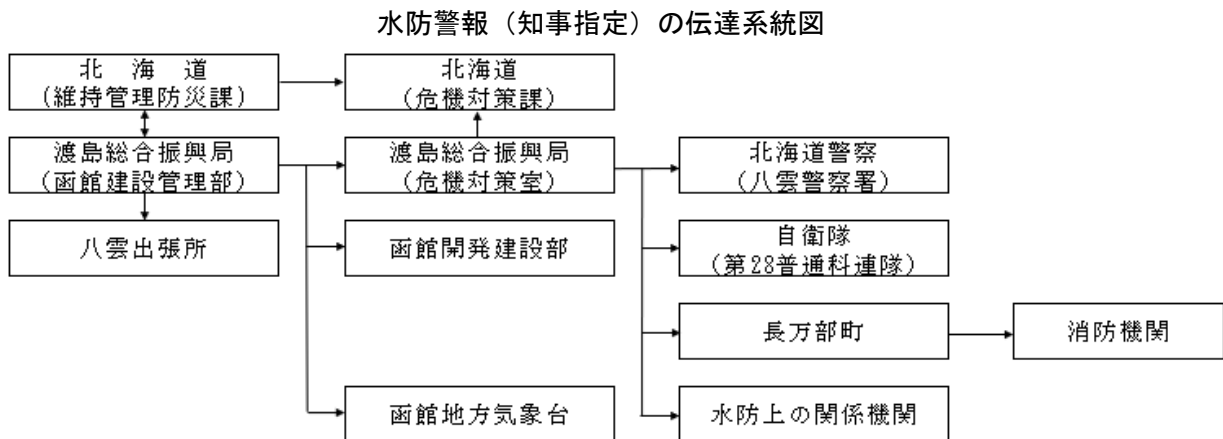
#### 指定河川、基準水位観測所、水防警報区、水位周知区間

指定河川	水 系	長万部川
	河 川	長万部川
基準水位観測所	名 称	長万部川
	位 置	海から 4.8km
	所在地	山越郡長万部町字栄原 69 番 1 地先河川敷
水防警報区間（洪水）	左 岸	自：山越郡長万部町字双葉 248 番 6 地先 至：海
	右 岸	自：山越郡長万部町字双葉 344 番 1 地先 至：海
水防警報区間（津波）	津波予報区	北海道太平洋沿岸西部
	津波観測点	渡島森港

		左岸	自：山越郡長万部町字双葉 248 番 6 地先 至：海
		右岸	自：山越郡長万部町字双葉 344 番 1 地先 至：海
水位周知区間			自：山越郡長万部町字栄原 171 番地 1 地先の長万部川橋下流端 至：海
水位	水防団待機水位	—	8.82m
	—	水防警報（待機）	9.36m
	氾濫注意水位	水防警報（準備）	9.89m
	避難判断水位	水防警報（出動）	10.18m
	氾濫危険水位	水防警報（指示）	11.11m
	計画高水位	—	11.11m
実施機関			渡島総合振興局函館建設管理部

(3) 伝達系統

長万部川における水防警報（知事指定）の伝達系統は次のとおりである。



7 水位情報の通知

(1) 種類等

知事は、水防法第13条第2項の規定により指定した河川（水位周知河川）について、水位が洪水特別警戒水位<sup>※</sup>に達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して水防管理者等に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、一般に周知させる。

なお、避難判断水位到達情報通知の実施責任者は、渡島総合振興局長である。

※河川の洪水特別警戒水位は、天端から住民への情報伝達、避難準備及び避難所への避難に要する時間の水位上昇を差し引いた水位（氾濫危険水位）である。

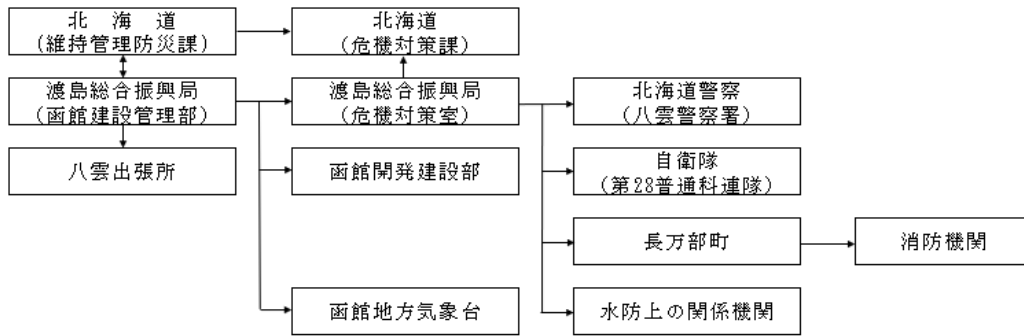
(2) 指定水位周知河川

本町に係る水位周知河川は前記6(2)の「指定河川、基準水位観測所、水防警報区、水位周知区間」で示すとおりある。

(3) 伝達系統

長万部川における水位情報の伝達系統は次のとおりである。

水位情報（知事指定）の伝達系統図



8 火災気象通報

函館地方気象台は、消防法（昭和23年法律第186号）第22条の規定に基づき、道に対し、火災気象通報の発表及び終了の通報を行い、通報を受けた道は、管内市町村に通報する。

町長は、この通報を受けたとき、又は気象の状況から火災の予防上危険であると認めたときは、火災に関する警報を発することができる。

なお、火災気象通報は林野火災気象通報を兼ねる。

(1) 通報基準

渡島地方における火災気象通報の通報基準

発表官署	地域名 (一次細分区域名)	通報基準
函館地方気象台	渡島地方	「乾燥注意報」及び「強風注意報」の基準と同一とする。 ただし、海上を対象とした「強風注意報」は火災気象通報の対象としない。

(2) 定時に実施する通報

毎日5時頃に翌日9時までの気象状況の概要を通報する。この際、火災気象通報の通報基準に該当又は該当するおそれがある場合は、見出しの冒頭部に「火災気象通報」と明示し、注意すべき事項を付加する。

ただし、火災気象通報の対象となる地域、期間で降水（降雪含む）が予想される場合には、火災気象通報に該当しないとして、見出しの冒頭部に明示しない場合がある。

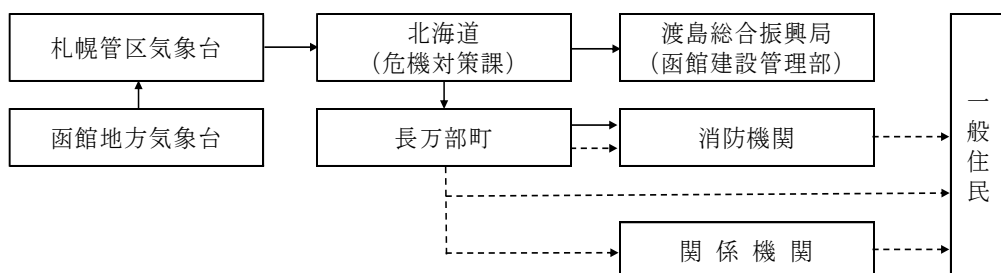
(3) 臨時に実施する通報

先に通報していた気象状況の内容と異なる「乾燥注意報」又は「強風注意報」の発表又は解除があった場合は、その旨を随時通報する。

(4) 伝達系統

火災気象通報の伝達系統は次のとおりである。

火災気象通報の伝達系統図



(注) - - - -▶ (点線) は町長が火災に関する警報を発した場合

## 第4 異常現象を発見した者の措置等

### 1 発見者の通報義務（基本法第54条第1項及び第2項）

災害が発生するおそれがある異常な現象（局地的な豪雨、林野火災、異常水位、河川の氾濫又は堤防の決壊、頻発地震、異常音響、地変等）を発見した者は、速やかに町長又は警察官、海上保安官若しくは消防署長に通報しなければならない。この場合においては、何人もこの通報が最も迅速に到着するように努めなければならない。

### 2 警察官等の通報（基本法第54条第3項）

異常現象発見者から通報を受けた警察官、海上保安官又は消防署員は、その旨を速やかに町長に通報しなければならない。

### 3 町長の通報（基本法第54条第4項）

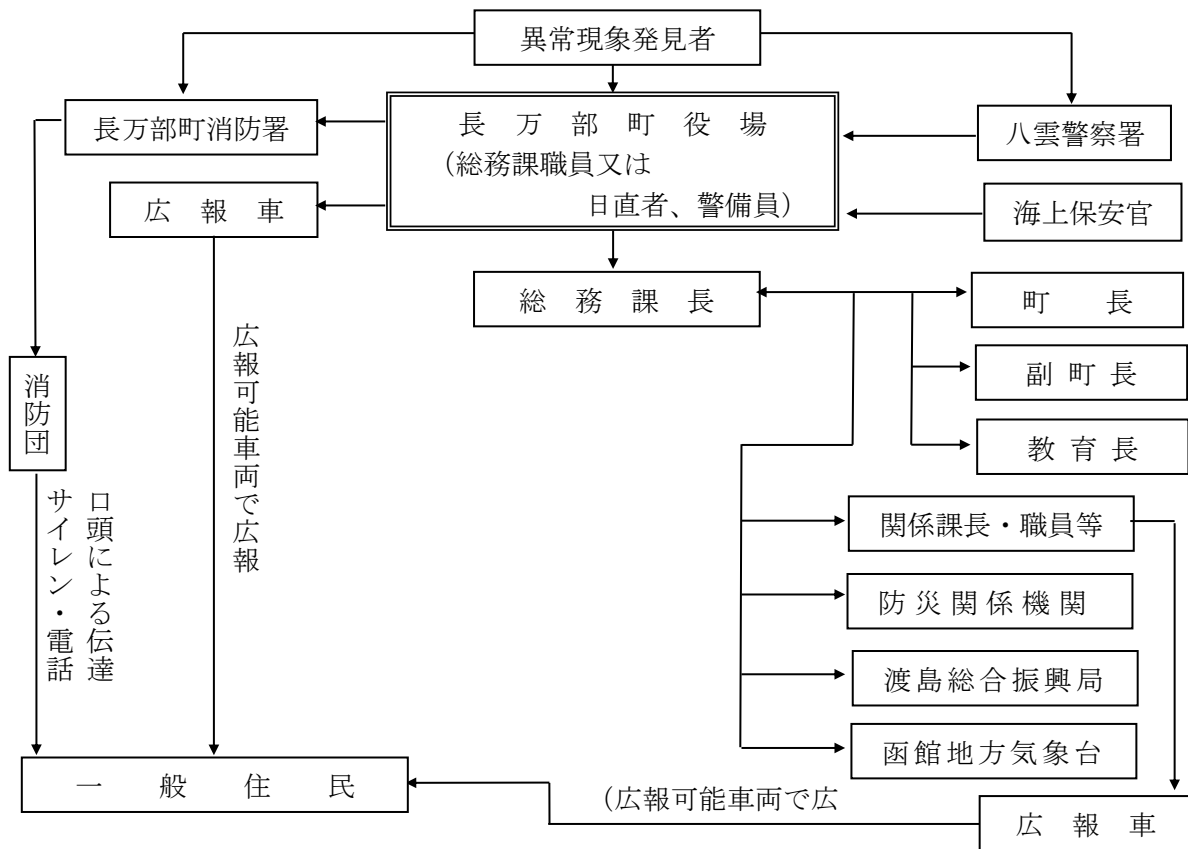
町長は、異常現象に関する通報を受けたときは、直ちに情報を確認し、必要な措置を講ずるとともに、函館地方気象台に通報する。

また、災害の規模、内容等により、必要に応じて防災関係機関に通報するとともに、住民に周知する。

### 4 伝達系統

異常現象発見通報時の伝達系統は次のとおりである。

異常現象発見通報時の連絡系統図



## 第5 気象通報等の受理及び伝達

町は、気象通報等（渡島総合振興局が発する対策通報を含む。以下同様とする。）を受理したとき

は、防災行政情報伝達システム、電話、広報車、その他最も有効な方法により迅速かつ的確に通報、伝達する。

なお、勤務時間外における関係課長に対する災害情報等の伝達系統は、あらかじめ各班が活動要項を定め、職員に対し周知する。

### 1 受理伝達責任者

関係法令に基づく気象通報等の受理、伝達の責任者（以下「受領伝達責任者」という。）は、総務課長とする。なお、総務課長不在の場合は、他の総務課職員とする。

### 2 気象通報等の受理等

受理伝達責任者が気象通報等を受けたときは、必要に応じ関係課に伝達するとともに、関係機関に通報する。

勤務時間外の気象通報等の取扱いは、宿日直員が受理し、受理伝達責任者に連絡し、指示を受ける。

### 3 地域別情報連絡責任者

地域別情報連絡責任者は、気象通報等を地域住民に伝達するとともに、地域内に災害が発生したときは、その情報を速やかに受理伝達責任者に伝達しなければならない。

伝達を必要とする災害情報は、おおむね次の事項とする。

- (1) 災害の発生日時、場所、区域、災害の発生原因、進行状況
- (2) 降雨、降雪、河川水位、がけ等の急傾斜地、海岸水位の異常状況
- (3) 住民の生命、財産の安否、住民の避難状況
- (4) 水防等の応急措置の状況及び電気、水道、ガス、通信等の被害状況
- (5) 家畜、建物、農地、山林、漁港、河川、海岸、道路等の被害状況
- (6) 食料その他緊急に補給すべき物資及び数量

### 4 気象通報等の伝達及び周知

#### (1) 関係機関への伝達

町は、法令の規定により災害に関する予報若しくは警報の通知を受けたとき、自ら災害に関する予報若しくは警報を覚知したとき、自ら災害に関する警報をしたとき、又は知事から災害に関する通知を受けたときは、当該予報若しくは警報又は通知に係る事項を関係機関に伝達する。

#### (2) 住民等への周知

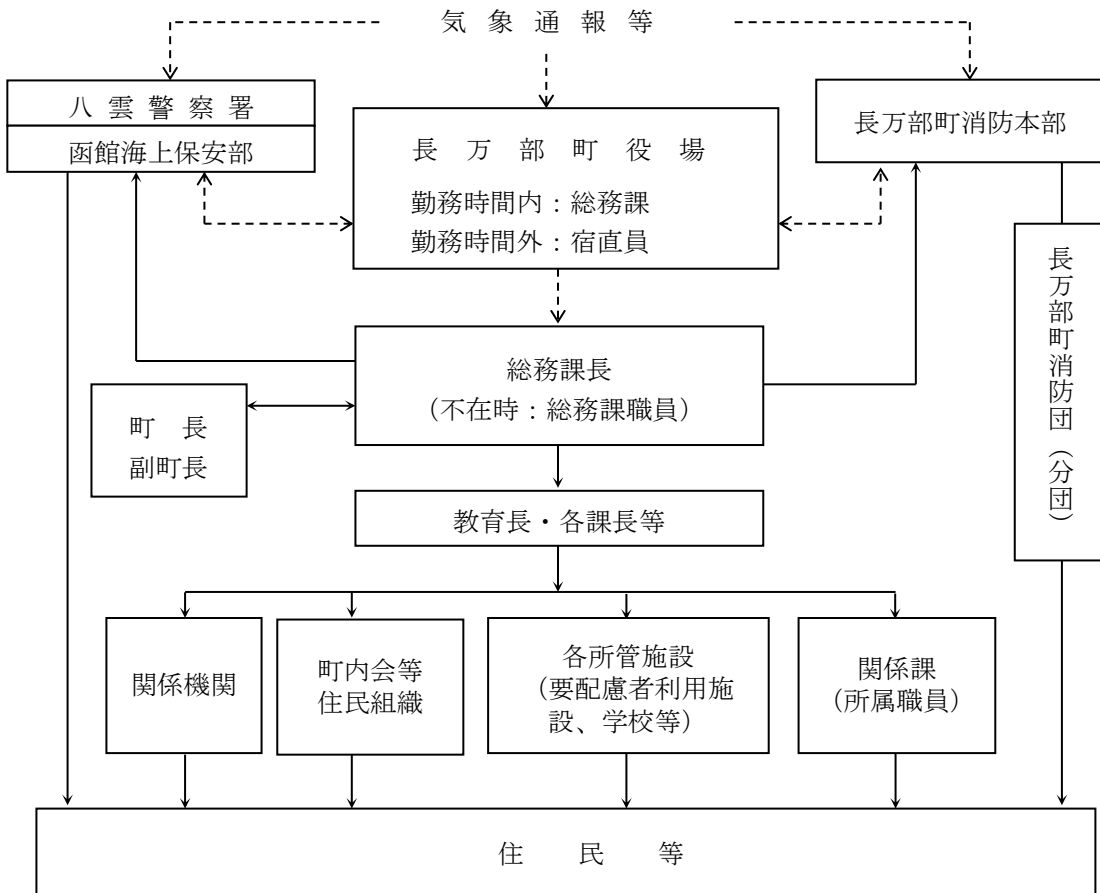
町は、気象通報等を受理した場合、その現象によって災害が予想される地域の住民及び関係者に対し、その状況の周知・徹底を図る。この場合、必要があると認めるときは、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置について必要な通報又は警告を行う。

なお、特別警報を受けた場合、気象業務法第15条の2の規定に基づき、直ちに住民及び所在の官公署への周知の措置を講じなければならない（法定義務）。

### 5 気象通報等の伝達系統

気象通報等は、次の系統により、電話、FAX、その他媒体等最も有効な方法を用いて伝達又は周知を図る。

気象通報等の伝達系統図



気象通報等の伝達先・伝達手段

伝達先	伝達責任者	伝達手段
教育長、各課長等	総務課長	庁内放送、電話、電子メール、口頭
関係課（所属職員）	関係課長等	
長万部町消防本部	総務課長	電話、FAX、口頭、其他媒体等
八雲警察署・函館海上保安部	〃	
関係機関	関係課長等	防災行政情報伝達システム、電話、FAX、町ホームページ、口頭、其他媒体等
各所管施設	〃	
町内会等住民組織	〃	
住民等	〃	防災行政情報伝達システム、広報車、町ホームページ、緊急速報メール、テレビ、ラジオ、消防サイレン、口頭、其他媒体等

- 資料編〔資料2-2〕 気象等に関する警報・注意報発表基準  
 〔資料2-3〕 雨量及び水位の観測所  
 〔資料1-6〕 地域別情報連絡責任者  
 〔資料1-12〕 関係機関等の連絡先

## 第2節 災害情報収集・伝達計画

### 第1 基本方針

災害情報の収集・伝達は、災害の予防及び応急対策の実施の基本となるものである。

町は、必要に応じ、関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関、登録被災者援護協力団体等に対し、資料・情報の提供等の協力を求めるものとする。

町は、災害に際し、防災対策の適切な実施を図るため、地理空間情報の活用などのほか、防災関係機関等が有する情報組織や無人航空機、SAR衛星等の情報収集手段、通信ネットワーク等を全面的に活用し、迅速かつ的確に災害情報の収集・伝達を行い、防災関係機関と相互に情報交換するものとする。その際、ヘリ搭載カメラ、定点カメラなど様々な手段を用いて情報収集に当たるとともに、夜間はヘリ搭載赤外線カメラ等についても積極的に活用するものとする。

また、通信が途絶している地域で応急活動に当たる場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努めるとともに、所要の応急対策を講じ、その状況を渡島総合振興局長に報告する。

### 第2 災害情報の収集・処理

町は、防災会議構成機関等から災害に関する情報を収集し、関係機関との情報共有に努めるものとする。その際、積極的に画像情報の収集に努めるものとする。

また、北海道防災情報システム等により収集した情報は、総合防災情報システム（SOBO-WE B）を活用して位置情報と結びつけた上で防災関係機関とリアルタイムで共有するものとする。

#### 1 災害情報の収集

- (1) 災害時の情報収集に万全を期すため、地域別情報連絡責任者は、地域内の住民と協力して警戒に当たり、「通報者からの情報受領書」等により情報の早期把握に努めるとともに、災害が発生したときは、直ちに町又はその他の関係機関に通報する。
- (2) 各班長は、直ちに所属職員を現地に派遣するなどして現地の実態を的確に把握し、道が定める「災害情報等報告取扱要領」に準じて所管に係る災害情報を収集するとともに、所管する関係機関との連絡・調整を行う。

また、災害情報等の調査収集に当たって必要なときは、関係する地域別情報連絡責任者を通じて迅速に調査・収集する。

#### 2 災害情報の処理

- (1) 各班長は、収集した情報（災害発生状況、被害状況、応急対策実施状況（関係機関を含む。）等）を班内で取りまとめ、道が定める「災害情報等報告取扱要領」に準じて本部情報収集責任者に報告する。
- (2) 本部情報収集責任者は、各班からの情報を取りまとめ、本部長へ報告するとともに、本部長からの応急対策措置等の指示を各班に伝達する。

なお、この際必要に応じて本部連絡員を配置する。

### 第3 災害情報の伝達・報告

町は、防災関係機関と相互に連携して災害応急対策を的確かつ円滑に推進するため、次のとおり災

害情報の伝達・報告を行う。

### 1 災害情報の連絡責任者

本町における関係機関に対する災害情報等連絡責任者は、総務班長を充てる。

### 2 災害等の内容及び通報の時期

#### (1) 防災関係機関への通報

災害対策本部を設置したときは、その状況及びその他の情報等について、関係する防災関係機関へ通報する。

また、災害情報について密接な相互連絡を図るため、必要に応じて災害対策本部への連絡要員の派遣を要請する。

#### (2) 道（渡島総合振興局）への通報

発災後の情報等について、次により渡島総合振興局を通じて道（危機対策課）に通報する。特に人的被害の数については、道が一元的に集約、調整を行うこととしているため、町は、人的被害の数について積極的に収集し、道に連絡する。

なお、災害発生場所の報告においては、地図等、場所の特定ができる資料を添付する。

ア 災害の状況及び応急対策の概要・・・発災後速やかに

イ 災害対策本部等の設置・・・・・・・・災害対策本部等を設置したとき直ちに

ウ 被害の概要及び応急復旧の見通し・・・被害の全貌が判明するまで、又は応急復旧が完了するまで随時

エ 被害の確定報告・・・・・・・・被害状況が確定したとき。

#### (3) 国（消防庁経由）及び道への通報

ア 119番通報が殺到したときには、その状況等を国（消防庁経由）及び道に報告する。

イ 自らの対応力のみでは十分な災害対策を講ずることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、国（消防庁経由）及び道への迅速な当該情報の報告に努める。

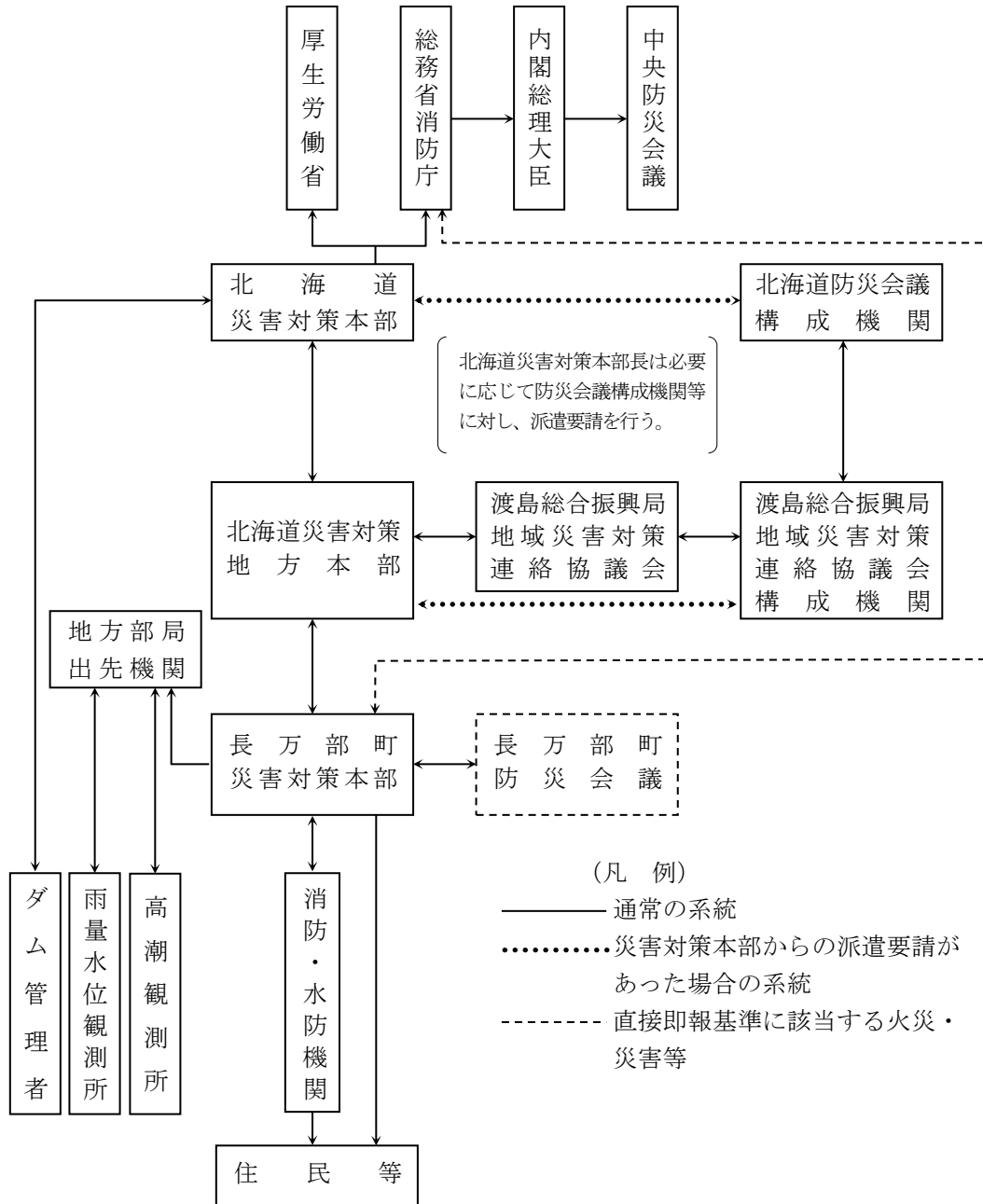
### 3 被害状況報告

町は、災害が発生したときは、「災害情報等報告取扱要領」に基づき道に報告するものとし、道は、「災害報告取扱要領」及び「火災・災害等即報要領」に基づき国（消防庁経由）に報告する。ただし、消防庁即報基準に該当する火災・災害等のうち、一定規模以上のもの（直接即報基準に該当する火災・災害等）を覚知した場合、第一報については、直接消防庁にも報告する。

なお、消防庁長官から要請があった場合については、第一報後の報告についても、引き続き消防庁に報告するものとし、通信の途絶等により道に報告することができない場合は、直接、国（消防庁経由）に報告する。

また、確定報告については、応急措置完了後20日以内に、内閣総理大臣宛て及び消防庁長官宛ての文書を消防庁へ提出する。

災害情報連絡系統図



被害状況等の報告先【北海道・渡島総合振興局報告先】

回線	区分	北海道 危機対策課	渡島総合振興局 危機対策室
N T T回線		011-204-5008	0138-47-9430
		011-231-4314 (F A X)	0138-47-9203 (F A X)
北海道総合行政情報ネットワーク (衛星専用電話機(F A X)を使用)		6-210-22-729	6-250-2191

## 被害状況等の報告先【消防庁報告先】

区分 回線		平日(9:30~18:15)	平日(左記時間帯以外)・休日	消防庁災害対策本部設置時
		消防庁応急対策室	消防庁宿直室 (消防防災・危機管理センター内)	情報集約班 (消防防災・危機管理センター内)
NTT回線	電話	03-5253-7527	03-5253-7777	03-5253-7510
	FAX	03-5253-7537	03-5253-7553	03-5253-7553
地域衛星通信 ネットワーク	電話	048-500-90-49013	048-500-90-49102	048-500-90-49175
	FAX	048-500-90-49033	048-500-90-49036	048-500-90-49036

## 4 情報の分析整理

町は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努める。

資料編〔資料4-1〕 災害情報等報告取扱要領  
〔資料7-2〕 通報者からの情報受領書

## 第3節 災害通信計画

## 第1 基本方針

町は、災害が発生し、又は発生するおそれがあると予想される場合、速やかに保有する通信施設の確認及び応急復旧を行うとともに、関係機関と連携の下、多様な通信手段を活用することにより、災害時における通信の確保を図るものとする。

なお、災害時の防災関係機関相互の通信連絡は、NTT 東日本電(株)等の公衆通信設備、防災関係機関が設置した通信設備及び衛星携帯電話等の移動通信回線を活用する。

## 第2 通信手段の確保

町は、災害発生直後において、災害情報連絡用の通信手段を確保するため、直ちに保有する情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた施設及び設備の復旧を行う。

なお、その場合において、道及び市町村は応急復旧対策のために必要な場所を確保し、提供するものとする。

## 1 災害通信の連絡方法

## (1) 災害対策本部に対する連絡方法

- ア NTT一般加入電話利用
- イ 専用電話利用(消防分団詰所→消防本部→災害対策本部)
- ウ 災害時優先電話
- エ 移動系防災行政無線

## (2) 災害対策本部から渡島総合振興局に対する連絡

- ア 北海道総合行政情報ネットワーク
- イ NTT一般加入電話利用

## 2 電話の優先利用

### (1) 電話による通信

電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用する。

なお、災害時優先電話は、発信は優先扱いされるが、着信については通常電話と同じ扱いとなることに留意する。

## 3 専用通信施設の利用

### (1) 長万部町消防署

#### ア 有線電話

- |                |            |
|----------------|------------|
| (ア) 専用電話（119番） | 消防本部事務室    |
| (イ) 加入電話       | 消防本部・分団詰め所 |

#### イ 無線電話

- |                |         |
|----------------|---------|
| (ア) 超短波無線電話基地局 | 消防本部事務室 |
| (イ) 超短波無線電話移動局 | 消防本部・分団 |
| (ウ) 携帯局        | 消防本部    |

### (2) 警察通信施設（八雲警察署（長万部交番・国縫交番・静狩交番））

#### ア 警察電話による通信

専用電話をもって通信相手機関に最も近い警察署等を経て行う。

#### イ 警察無線電話装置による通信

北海道警察本部及び各方面本部、警察署、同移動局（パトカー）等を経て行う。

### (3) 鉄道通信設備（有線）（JR長万部駅（字長万部鉄道用地））

#### ア 通信範囲

全国JR機関相互

#### イ 利用の方法

口頭申請

### (4) 北海道電力ネットワーク(株)八雲ネットワークセンター（八雲町富士見町103-3）

#### ア 北海道電力専用有線電話

- |           |          |
|-----------|----------|
| (ア) 通信範囲  | 全道各事業所相互 |
| (イ) 利用の方法 | 口頭申請     |

#### イ 業務用無線（車載）

- |           |          |
|-----------|----------|
| (ア) 通信範囲  | 長万部町の区域内 |
| (イ) 利用の方法 | 口頭申請     |

## 第3 通信途絶時等における措置等

### 1 通信途絶時の連絡方法

町は、上記に掲げる通信系統をもって連絡を行うことができないとき又は著しく困難であるときは、次に掲げる通信を要請するほか、車両・船艇、徒歩等により連絡員を派遣し、口頭により連絡するなど、臨機の措置を講ずる。

また、必要に応じ、次のとおり北海道総合通信局による臨機の措置を要請する。

- (1) 漁船用無線の要請
- (2) 無線赤十字奉仕団の要請
- (3) 渡島地区非常無線通信協議会

## 2 北海道総合通信局への要請方法

### (1) 北海道総合通信局の対応

- ア 町の要請に基づく移動通信機器、移動電源車及び臨時災害放送局（災害が発生した場合に、その被害を軽減するために、町等が開設する臨時かつ一時の目的のためのFMラジオ局）用機器の貸出し
- イ 無線局の免許等の臨機の措置（無線局の免許等に必要な申請手続き及び当該申請に係る処分について、口頭又は電話等迅速な方法で行い、所定の様式による手続きは、後刻可及的速やかに遡及処理する措置）

### (2) 町の対応

町が移動通信機器の借受けを希望する場合は、次の事項を北海道総合通信局に連絡する。

#### ア 移動通信機器の借受けを希望する場合

- (ア) 借受申請者の氏名又は名称及び住所
- (イ) 借受希望機種及び台数
- (ウ) 使用場所
- (エ) 引渡場所及び返納場所
- (オ) 借受希望日及び期間

#### イ 移動電源車の借受けを希望する場合

- (ア) 借受申請者の氏名又は名称及び住所
- (イ) 台数
- (ウ) 使用目的及び必要とする理由
- (エ) 使用場所
- (オ) 借受期間
- (カ) 引渡場所

#### ウ 臨時災害放送局用機器の借受けを希望する場合

- (ア) 借受申請者の氏名又は名称及び住所
- (イ) 希望エリア
- (ウ) 使用目的
- (エ) 希望する使用開始日時
- (オ) 引渡場所及び返納場所
- (カ) 借受希望日及び期間

#### エ 臨機の措置による手続きを希望する場合

- (ア) 早急に免許又は許可等を必要とする理由
- (イ) 上記(ア)に係る申請の内容

### (3) 連絡先

総務省北海道総合通信局防災対策推進室（直通電話） 011-747-6451

資料編〔資料4-2〕 災害時優先電話・衛星電話一覧

## 第4節 災害広報・情報提供計画

### 第1 基本方針

町は、災害時において、住民等に対して正確かつ分かりやすい情報を迅速に提供することにより、流言等による社会的混乱の防止を図り、被災地の住民等の適切な判断による行動を支援する。

また、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。

### 第2 災害広報及び情報等の提供の方法

町は、次の要領で災害広報及び情報等の提供を行う。

#### 1 災害情報等の収集方法

災害情報等の収集については「本章 第2節 災害情報収集・伝達計画」に定めるところによるほか、次の収集方法によるものとする。

- (1) 総務班派遣による災害現場の取材
- (2) 一般住民、報道機関その他関係取材による写真の収集
- (3) その他災害の状況に応じて各班の派遣による資料の収集

#### 2 災害情報等の発表及び広報の方法

- (1) 発表責任者  
災害情報等の伝達、広報は、総務班長が当たる。

- (2) 住民に対する広報の方法及び内容

##### ア 広報手段

住民及び被災者に対して災害時の状況を見極めながら、地域の実情に応じ、次に掲げるあらゆる広報媒体を組み合わせ、迅速かつ適切な広報を行うものとし、誤報等による混乱の防止に万全を期する。

また、実施に当たっては、要配慮者への伝達に十分配慮する。

- (ア) 防災行政情報伝達システムの利用
- (イ) 広報車の利用
- (ウ) 報道機関への情報提供
- (エ) 広報紙、チラシ等印刷物の利用
- (オ) 町ホームページの利用
- (カ) 緊急速報メールの利用
- (キ) 電話、文書等による地域別情報連絡責任者への連絡
- (ク) 北海道防災情報システムのメールサービスやLアラート（災害情報共有システム）の活用
- (ケ) ポータルサイト・サーバー運営業者への協力要請
- (コ) その他活用可能な広報媒体

##### イ 広報事項

防災関係機関との連絡を密にするとともに、被災者のニーズを十分把握した上で、被災者を

はじめとする住民等に対し、直接的に、被害の区域・状況、二次災害の危険性、避難指示等、避難場所・避難所、医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活関連情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、交通規制、被災者生活支援に関することや要配慮者等に必要な情報等について、ボランティア団体やNPO等とも連携を図りながら、正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

(ア) 災害に関する情報及び注意事項

(イ) 災害応急対策とその状況

(ウ) 災害復旧対策とその状況

(エ) 被災地を中心とした交通に関する状況

(オ) その他必要な事項

### (3) 報道機関に対する情報の発表

収集した被害状況、災害情報等は状況に応じ、通常発表（2時間から3時間ごと）と緊急発表（緊急の場合）に区分し、報道機関に対して次の事項を発表する。

また、災害時には、報道機関からの災害報道のための取材活動に対し、資料の提供等について協力する。

ア 災害の種別及び発生日時

イ 災害発生場所及び被害状況

ウ 応急対策の状況

エ 一般住民に対する避難指示等及び被災者に対する協力並びに注意事項

オ 災害対策本部の設置及び解散

## 3 庁内連絡

災害対策本部業務の適切な遂行のため、災害情報等を庁内放送及び庁内LAN等を利用して職員に周知するとともに、措置すべき事項及び伝達方法を連絡する。

## 4 各関係機関に対する周知

関係機関との連携を図るため、必要に応じて防災関係機関・公共的団体及び重要な施設の管理者等に対して、災害情報を提供する。

## 第3 安否情報の提供

### 1 安否情報の照会手続き

(1) 安否情報の照会は、町に対し、照会者の氏名・住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）や照会に係る被災者の氏名・住所・生年月日・性別、照会理由等を明らかにさせて行う。

(2) 安否情報の照会を受けた町は、当該照会者に対して運転免許証、健康保険の被保険者証、外国人登録証明書、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の44第1項に規定する住民基本台帳カード等の本人確認資料の提示又は提出を求めることなどにより、照会者が本人であることを確認する。

(3) 安否情報の照会を受けた町は、当該照会が不当な目的によるものと認めるときなどの一定の場合を除き、次の照会者と照会に係る者との間柄に応じて、適当と認められる範囲の安否情報の提供をすることができる。

## 安否情報の提供に関する照会者と照会に係る者との間柄

照会者と照会に係る被災者との間柄	照会に係る被災者の安否情報
・被災者の同居の親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）	・被災者の居所 ・被災者の負傷若しくは疾病の状況 ・被災者の連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報
・被災者の親族（前記に掲げる者を除く。） ・被災者の職場の関係者その他の関係者	・被災者の負傷又は疾病の状況
・被災者の知人その他の被災者の安否情報を必要とすることが相当であると認められる者	・被災者について保有している安否情報の有無

(4) 町は、上記(3)にかかわらず、照会に係る被災者の同意があるときなどの一定の場合には、必要と認められる照会に係る被災者の居所、死亡・負傷等の状況等、安否の確認に必要と認められる限度において情報を提供することができる。

## 2 安否情報を回答するに当たっての町の対応

町は、安否情報を回答するときは、次のとおり対応する。

- (1) 被災者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防・救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲において回答するよう努める。
- (2) 安否情報の適切な提供のために必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。
- (3) 安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係市町村、警察等と協力して被災者に関する情報の収集に努める。
- (4) 被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

## 第4 災害時の氏名等の公表

町は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

## 第5 広聴活動（災害相談窓口の開設）

厚生班は、災害の状況により必要と認めるときは、被災者のための相談窓口を開設して問い合わせに対応する体制を整え、被災者及びその家族、住民等からの意見、要望、相談等を広聴し、災害対策への反映に努める。

## 第6 災害対策現地合同本部等の広報

災害対策現地合同本部等が設置されたときは、必要に応じ、道において、各防災関係機関の情報を取りまとめて広報を実施することとしており、町はこれに協力する。

## 第7 偽・誤情報対策

町は、偽情報・誤情報が拡散されていることが確認された場合、報道機関をはじめ、関係機関と連携し、注意喚起を行うとともに、正確な情報の発信等に努めることとする。

## 第5節 避難対策計画

### 第1 基本方針

町は、災害の発生が予測される中、迅速かつ的確な避難活動を行う必要があるため、避難のため可能な限りの措置をとることにより、生命、身体の安全の確保に努めるものとする。その際、要配慮者について十分配慮する。

### 第2 避難実施責任者及び措置内容

風水害、火災、山（がけ）崩れ、地震、津波等の災害により、人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要があると認められる場合、町長等の避難実施責任者は、次により避難指示等を発令する。特に町は、住民の円滑かつ迅速な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ、高齢者等の避難行動要支援者の避難支援対策を充実・強化する必要があるため、避難指示のほか、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対してその避難行動支援対策と対応しつつ早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかける高齢者等避難を伝達する必要がある。

なお、避難指示等を発令するに当たり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示及び緊急安全確保を夜間や暴風警報発表時に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努める。

#### 1 町長（基本法第60条）

- (1) 町長は、災害時、警戒巡視等によって得られる情報の収集並びに過去の災害事例等を勘案し、住民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するために必要があると認めるときは、直ちに必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、次の指示を行う。

ア 避難のための立退きの指示

イ 必要に応じて行う立退き先としての指定緊急避難場所等の避難場所の指示

ウ 緊急安全確保措置の指示

- (2) 町長は、避難のための立退き又は緊急安全確保措置の指示を行うことができない場合は、警察官又は海上保安官にその指示を求める。
- (3) 町長は、前記の指示を行ったときは、その旨を速やかに渡島総合振興局長を通じて知事に報告する（これらの指示を解除した場合も同様とする。）。

#### 2 水防管理者（水防法第29条）

- (1) 水防管理者（町長）は、洪水、津波又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため、立退くべきことを指示する。
- (2) 水防管理者（町長）は、避難のための立退きを指示した場合は、その状況を渡島総合振興局長に速やかに報告するとともに、八雲警察署長にその旨を通知する。

#### 3 知事又はその命を受けた道の職員（基本法第60条・第72条、水防法第29条、地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第25条）

- (1) 知事（渡島総合振興局長）又は知事の命を受けた職員は、洪水、高潮若しくは地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき、又はその可能性が大きいと判断されるときは、避難のための立退きが必要であると認められる区域の居住者に対し立退きの指示をすることがで

きる。また、知事（渡島総合振興局長）は、洪水、高潮、地すべり以外の災害の場合においても、町長が行う避難、立退きの指示について必要な指示を行うことができる。

なお、災害救助法（昭和22年法律第118号）（以下「救助法」という。）が適用された場合の避難所の開設、避難者の受入れ等については町長に委任する。

- (2) 知事は、災害の発生により町長が避難のための立退き又は緊急安全確保措置の指示に関する措置ができない場合は、町長に代わって実施する。

また、町長から遠距離、その他の理由により必要な輸送手段の確保の要請があった場合は、関係機関に協力を要請する。

#### 4 警察官又は海上保安官（基本法第61条、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）第4条）

- (1) 警察官又は海上保安官は、上記1の(2)により町長から要求があったとき、又は町長が指示できないと認めるときは、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退き又は緊急安全確保措置の指示を行うものとし、避難のための立退きを指示する場合に必要なと認めるときには、その立退き先について指示することができる。この場合、直ちにその旨を町長に通知する。

- (2) 警察官は、災害による危険が急迫したときは、その場の危害を避けるため、その場にいる者を避難させることができる。この場合、所属の公安委員会にその旨を報告する。

#### 5 自衛隊（自衛隊法第94条等）

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、町長等、警察官がその場にいないときに限り、次の措置をとることができる。この場合において、当該措置をとったときは、直ちに、その旨を町長に通知しなければならない。

- (1) 住民等の避難等の措置等（警察官職務執行法第4条）
- (2) 他人の土地等への立ち入り（警察官職務執行法第6条第1項）
- (3) 警戒区域の設定等（基本法第63条第3項）
- (4) 他人の土地等の一時使用等及び被災工作物等の除去等（基本法第64条第8項）
- (5) 住民等への応急措置業務従事命令（基本法第65条第3項）

### 第3 避難措置における連絡、助言、協力及び援助

#### 1 連絡

町、道（渡島総合振興局）、北海道警察（八雲警察署）及び自衛隊は、避難の措置を行った場合には、法律又はそれぞれの計画の定めるところにより、その内容について相互に通報・連絡する。

- (1) 避難の措置を行ったときは、全て受理伝達責任者から渡島総合振興局（地域政策課）を経由し、知事に報告する。
- (2) 警察官に連絡し協力を得る。
- (3) 避難所として利用する施設の責任者に対し、至急連絡し、協力を得る。

#### 2 助言

町は、避難のための立退き又は緊急安全確保措置の指示を行うに際して、必要があると認めるときは、災害対応の多くの専門的知見等を有している函館地方気象台、河川事務所等、国や道の関係機関から、災害に関する情報等の必要な助言を求めることができる。このため、避難指示等を発令する際に必要な助言を求めることができるよう、国や道の関係機関との間でホットラインを構築するなど、災害時における連絡体制を整備するよう努める。さらに、町は、避難指示等の発令に当た

り、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。

### 3 協力及び援助

#### (1) 北海道警察

町長が行う避難の措置について、関係機関と協議し、避難者の誘導や事後の警備措置等に必要な協力を行う。

#### (2) 第一管区海上保安本部

避難指示等が発せられた場合において、必要に応じ又は要請に基づき避難者等の緊急輸送を行う。

## 第4 避難指示等の周知

町は、別途定める「避難情報の発令判断・伝達マニュアル」に基づき、避難指示等の避難情報を迅速かつ確実に住民に伝達するため、避難指示等の発令に当たっては、関係機関の協力を得つつ、次の事項について、複数の手段を有機的に組み合わせ、迅速かつ的確に当該地域の住民等に対して伝達し、住民等の円滑かつ迅速な避難を図る。この際、生命や身体に危険が及ぶおそれがあることを認識できるように避難指示等の伝達文の内容を工夫することや、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動について、住民にとって具体的でわかりやすい内容とするよう配慮する。

特に避難行動要支援者の中には、避難等に必要な情報を入手できれば、自ら避難行動をとることが可能な者もいることから、障がいの状態等に応じ、適切な手段を用いて情報伝達を行うとともに、民生委員・児童委員等の避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早期の避難行動の開始を促進できるよう配慮する。

### 1 周知内容

#### (1) 避難指示等の理由及び内容

#### (2) 避難場所等及び経路

#### (3) 火災、盗難の予防措置等

#### (4) 携行品等その他の注意事項

ア 携行品は、必要最小限にする（食料・水筒・タオル・ちり紙・着替え・救急薬品・懐中電灯・携帯ラジオ等）。

イ 避難する場合は、戸締まりに注意するとともに、火気危険物等の始末（器具消火、ガスの元栓の閉め等）を徹底し、火災が発生しないようにする。

ウ 服装は軽装とし、帽子・頭巾・雨合羽・防寒用具を携行する。

警戒レベル	住民がとるべき行動	住民に行動を促す情報避難情報等
警戒レベル5	指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。	緊急安全確保 ※必ず発令される情報ではない。
警戒レベル4	危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。	避難指示
警戒レベル3	・高齢者等は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難する。	高齢者等避難
警戒レベル2	災害に備え自らの避難行動を確認する。	大雨・洪水・高潮注意報
警戒レベル1	災害への心構えを高める。	早期注意情報

(注) 津波など避難の経路、場所等が変わる場合には、避難の種類によりサイレンの吹鳴方法を定め、住民に周知する。

## 2 伝達方法

次に掲げるもののうち、災害の状況及び地域の実情に応じて最も迅速かつ的確に伝達することができる方法により行うものとし、場合によっては2つ以上の方法を併用する。

### (1) 防災行政情報伝達システムを活用した伝達（戸別受信機、屋外拡声子局）

防災行政情報伝達システムによる避難指示等の情報を戸別受信機及び屋外拡声子局で伝達する。

### (2) 広報車による伝達

町広報車及び消防広報車並びに消防自動車により伝達する。また必要ある場合は警察パトロールカー等の出動を要請し、伝達する。

### (3) Lアラート（災害情報共有システム）を活用した伝達（テレビ・ラジオ、緊急速報メール）

北海道防災情報システム（北海道総合行政情報ネットワーク）を通じ、Lアラート（災害情報共有システム）に避難指示等の情報を提供することによりテレビ・ラジオ放送及び緊急速報メールで伝達する。

### (4) 電話による伝達

電話等により、住民組織、官公署、会社等に連絡する。

### (5) 戸別訪問による伝達

夜間、停電時、放送施設の被害時や広報車、消防自動車の運行が交通遮断等により伝達が不可能な場合は、消防団又は伝達班を編成し、戸別訪問による伝達をする。

## 第5 避難方法

### 1 避難誘導

避難誘導は、町の職員、消防職員・消防団員、警察官及びその他指示権者の命を受けた職員が当たるものとし、人命の安全を第一に、円滑な避難のための立退きについて適宜指導する。その際、自力避難の困難な避難行動要支援者に関しては、その実態を把握しておくとともに、事前に援助者を定めておく等の支援体制を整備し、危険が切迫する前に避難できるよう十分配慮する。

また、災害の状況に応じて避難指示等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、指定避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「近隣の安全な場所」への避難や、「屋内安全確保」といった適切な避難行動を住民がとれるように努める。特に台風による大雨発生など事前に予測が

可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努める。

さらに、町の職員、消防職員・消防団員、警察官など避難誘導に当たる者の安全の確保に努める。

## 2 移送の方法

- (1) 避難は、避難者が各個に行くことを原則とするが、自力での避難が不可能な場合、町は、協定を締結した運送事業者等と連携し、町において確保した車両等によって移送する。
- (2) 町は、避難者移送の実施が困難な場合、他市町村又は道に対し、応援を求める。
- (3) 道は、上記(2)の要請を受けた場合、関係機関に対する要請や協定を締結した運送事業者等との連携により被災者の移送について必要な措置を行う。

また、被災者の保護の実施のため、緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人・場所・期日を示して、被災者の運送を要請する。運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく要請に応じないときは、被災者保護の実施の必要性に鑑み、当該機関に対し、被災者の運送を行うべきことを指示する。

## 3 携帯品の制限

町は、避難者の携帯品を必要最小限にとどめるため、品名、数量及び携行方法等について、あらかじめ、町の広報紙等を通じて住民に周知する。

## 第6 避難路及び避難場所の安全確保

町の職員、警察官、その他避難措置の実施者は、住民等の避難に当たって、避難路及び避難場所の安全確保のために支障となるものを排除する。

## 第7 被災者の受入れ及び生活環境の整備

町は、避難所が誰もが安心して快適に過ごすことができ、被災者の健康を守り、その後の生活再建への活力を支える場所となるよう、良好な生活環境を確保するよう努めるものとする。

特に、要配慮者の個々のニーズに応じた支援が差別なく行えるよう、その運営及び資機材、情報提供の方法等に配慮する。

## 第8 指定緊急避難場所の開設

- 1 災害時、町は必要に応じ、避難指示等の発令と併せて指定緊急避難場所を開設し、住民等に対して周知・徹底を図る。
- 2 指定緊急避難場所は、住民等が緊急的に避難する施設又は場所であり、特に屋外となる場所では、避難者を指定避難所等へ移動させる必要があるため、市町村は、指定緊急避難場所の状況を把握し、指定避難所等へ誘導するなど、避難者の安全確保を図るものとする。

## 第9 指定避難所の開設等

### 1 避難施設の開設

災害時、町は必要に応じ、あらかじめ定めた指定避難所を開設するとともに、住民等に対して周知・徹底を図る。

また、要配慮者のため、必要に応じて指定福祉避難所を開設するとともに、次の事項に留意の上、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合にはあらかじめ指定した施設以外の施設について

も、管理者の同意を得て避難所として開設する。

なお、開設に当たっては、施設の被害の有無を確認するとともに、施設の構造や立地場所など安全性の確保に努めるものとする。

- (1) 指定避難所だけでは避難所が不足する場合には、国や独立行政法人が所有する研修施設やホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するように努めるものとする。特に要配慮者に配慮し、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。

また、必要に応じ、可能な場合は避難者に対して、親戚や友人の家等への避難を促す。

- (2) 町は、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。  
また、避難所内を良好な生活環境とするため開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるものとする。
- (3) ライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討する。
- (4) 著しく異常かつ激甚な非常災害により避難所が著しく不足し、特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、避難所の設置についてスプリンクラー等の消防用設備等の設置義務に関する消防法第17条の規定の適用除外措置があることに留意する。
- (5) 町は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。
- (6) 避難所において収容人数を超過することがないように、平時からホームページや防災メール等を含め、効果的な情報発信の手段について検討する。
- (7) 町は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に道に報告し、道は、その情報を国に共有するよう努めるものとする。

## 2 避難所連絡員の派遣

- (1) 町は、避難所を開設したときは、直ちに避難所連絡員を配置し、管理に当たらせる。
- (2) 避難所連絡員は、災害対策本部及び当該施設の管理者との連絡、避難者の受入れ等に当たる。

## 3 道（渡島総合振興局）に対する報告

町は、避難所を開設したときは、次の事項を記録して知事（渡島総合振興局長）に報告する。

- (1) 避難所開設の日時、場所及び施設名
- (2) 開設期間の見込み
- (3) 受入状況、受入人員
- (4) 炊き出し等の状況

## 第10 指定避難所等の運営管理等

### 1 指定避難所の運営管理

指定避難所の運営は、関係機関の協力の下、町が適切に行うものとし、指定避難所における情報の伝達、食料、水等の配付、清掃等については、避難者、地域住民、自主防災組織、町内会、自治会及び避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるように努めるとともに、必要に応じ、他市町村やボランティア団体等に対して協力を求める。

また、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援し、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意するものとする。このため、指定避難所の運営管理に際しては、実情に合わせて、応援職員やボランティア、地域防災マスター等による避難所運営業務の分担等、自主運営のための各種支援を行うこととし、関係団体等との連携・協力を努めるものとする。

なお、避難所における食事や物資の配布など生活上の情報提供について、障がい特性に応じた情報伝達手段を用いて、情報伝達がなされるよう努めるものとする。

#### (1) 避難所連絡員

避難所連絡員は、避難所における受入状況及び物資等の受払いを明確にするため、必要な帳簿類を備える。

また、指定避難所ごとに受け入れている避難者に係る情報及び指定避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者、車中泊の被災者等に係る情報を早期に把握するとともに、やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者等に係る情報の把握に努めるものとする。その際、デジタル技術を活用し効率的な情報の把握に努め、災害対策本部への報告を行う。

#### (2) 施設管理者

当該施設の管理者は、町長あるいはその命を受けた職員の指示に従い、速やかに避難所の開設及び管理運営に協力する。

## 2 避難者の生活環境の整備

町は、次の事項に留意の上、各指定避難所の生活環境の向上に努める。

(1) 被災者の人間らしさを保てる環境を整備するため、指定避難所の生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう実態とニーズ把握に努める。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講ずる。その際、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保及び福祉的な支援の充実のために、道や町、医療・保健関係者等は連携して、段ボールベッドの早期導入や簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレ、キッチンカー等の設置に配慮するよう努めるとともに、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努める。

(2) 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、し尿・ごみの処理状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講ずるよう努める。

また、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。

なお、家庭動物のためのスペースは、特に冬期を想定し、屋内に確保することが望ましい。あわせて、町は、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

(3) 指定避難所等の運営における女性や子育て家族の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等への配慮やこども・若者の居場所の確保に努めるものとする。特に女性専用の更衣室、物干し場、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配付、巡回警備や防犯ブザーの配付等による指定避難所等における安全性の確保、キッズスペースや学習スパー

スの設置など女性や子育て家庭、こども・若者のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努める。

- (4) 指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。  
また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。
- (5) やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、必要な生活関連物資の配布、保健医療サービスの提供、被災者支援に係る情報提供等、保健師・福祉関係者間との連携した状況把握など、生活環境の確保が図られるよう努める。
- (6) 町は、在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。
- (7) 災害の規模、被災者の避難及び受入状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて旅館やホテル等への移動を避難者に促す。特に要配慮者等へは、「災害発生時等における宿泊施設の活用に関する協定」を活用するなど良好な生活環境に努めるものとする。
- (8) 災害の規模等に鑑み、必要に応じて避難者の健全な住生活の早期確保のため、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、指定避難所の早期解消に努めることを基本とする。
- (9) 車中泊による避難を受け入れる場合は、トイレの確保や医療・保健関係者等と連携して、エコノミークラス症候群や一酸化炭素中毒等への予防対処策の周知、冬期間の寒さ対策など健康への配慮を行うものとする。また、安全対策や避難所施設の利用ルール、各種情報や食事等支援物資の提供方法などについてあらかじめ規定し、円滑な避難所運営ができる体制の構築に努めるものとする。
- (10) 避難所における食事については、食物アレルギー等に配慮し、避難生活が長期化した場合には、メニューの多様化や栄養バランス等を考慮して、適温食を提供できるよう、管理栄養士等の協力を得ながら、ボランティア等による炊き出しや地元事業者からの食料等の調達その他、給食センターを活用するなど、体制の構築に努めるものとする。
- (11) 被災地において感染症の発生、拡大が見られる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。
- (12) 指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無に関わらず適切に受け入れることとする。
- (13) 指定避難所における感染症対策のため、避難者等の健康状態を確認するとともに、十分な避難スペースを確保し、定期的に換気を行うなど避難所の衛生環境を確保するよう努めるものとする。
- (14) 避難所において感染症が発生又はその疑いがある場合の対応については、感染者の隔離や病院への搬送方法など、事前に防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、適切な対応を検討しておく区域と動線を分けるなど必要な措置を講じる。

- (15) 町は、国のデータベースを活用して災害時に活用可能なキッチンカー、トイレカー、トレーラーハウス等を調達するなど、指定避難所等の生活環境の整備に努める。

## 第10 避難行動要支援者の避難行動支援

町は、平常時から避難行動要支援者名簿や個別避難計画の情報を提供することに同意した者については、個別避難計画に基づいて避難支援を行うとともに、平常時から避難行動要支援者名簿や個別避難計画を提供することに不同意であった者や個別避難計画が作成されていない者についても、可能な範囲で避難支援を行うよう、民生委員・児童委員等の避難支援等関係者に協力を求める。

なお、避難支援を行うに当たっては、以下に定める事項のほか、避難支援等関係者の安全確保の措置、名簿情報や個別避難計画の提供を受けた者に係る守秘義務等に留意する。

### 1 避難行動要支援者の安否確認

避難行動要支援者名簿を有効に活用し、災害発生後、直ちに在宅避難者を含む避難行動要支援者の所在、連絡先を確認し、安否の確認を行う。

### 2 避難場所以降の避難行動要支援者への対応

地域の実情や特性を踏まえつつ、あらかじめ定める地域防災計画等に基づき、避難行動要支援者及びその名簿情報が避難支援等関係者から避難場所等の責任者に引き継がれるよう措置するとともに、速やかに負傷の有無や周囲の状況等を総合的に判断して次の措置を講ずる。

- (1) 指定避難所（必要に応じて福祉避難所）への移動
- (2) 病院への移送
- (3) 施設等への緊急入所

### 3 応急仮設住宅への優先的入居

応急仮設住宅への入居者の選定に当たり、要配慮者の優先的入居に努める。

### 4 在宅者への支援

要配慮者が在宅での生活が可能と判断された場合は、その生活実態を的確に把握し、適切な援助活動を行う。

### 5 応援の要請

救助活動の状況や要配慮者の状況を把握し、必要に応じて道、隣接市町村等へ応援を要請する。

## 第11 広域避難

### 1 広域避難の協議等

町は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、当該市町村の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合は、広域避難に係る協議等を行う事ができるものとする。

### 2 道内における広域避難

町は、道内の他の市町村への広域的な避難等が必要であると判断した場合には、当該市町村に対して直接協議を行うものとする。

### 3 道外への広域避難

- (1) 町は、他の都府県の市町村への広域的な避難等が必要であると判断した場合には、道に対し当該他の都府県との協議を求めるものとする。

- (2) 町は、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、(1)によらず、知事に報告した上で、自らの市町村に協議することができるものとする。

#### 4 避難者の受入

町は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについて定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

#### 5 関係機関の連携

町は、広域避難の受入先の町との間で、被災者に関する情報の共有を確実に行うものとする。また、受入先の町は、受け入れた被災者に対し、必要な支援情報を提供するものとする。また、あらかじめ策定した具体的な手順を定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。この場合においては、次の事項に留意して対応するものとする。

- (1) 広域避難を行うべき場合やその対象者の整理
- (2) 被災者を受け入れ可能な施設（ホテル、旅館等を含む）の確保
- (3) バスなど被災者の移送手段の確保
- (4) 広域避難についての被災者の意向の把握
- (5) 被災者の希望を踏まえた、施設（ホテル、旅館等を含む）のマッチング
- (6) 施設（ホテル、旅館等を含む）への移送
- (7) 広域避難先での継続的な支援

### 第12 広域一時滞在

#### 1 道内における広域一時滞在

- (1) 町長は、災害発生により、被災住民について、道内の他市町村における一時的な滞在（以下「道内広域一時滞在」という。）の必要があると認めるときは、道内の他の市町村長（以下「協議先市町村長」という。）に被災住民の受入れについて、協議を行う。

なお、適当な協議の相手方を見つけられない場合等は、知事に助言を求める。

- (2) 道内広域一時滞りの協議をしようとするとき、町長は、あらかじめ渡島総合振興局長を通じて知事に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは協議開始後、速やかに報告する。
- (3) 町長又は知事から、道内広域一時滞りの協議を受けた協議先市町村長は、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、指定避難所を提供し、被災住民を受け入れるものとし、受入れを決定したときは、直ちに指定避難所の管理者等、被災住民への支援に関係する機関に通知するとともに、速やかに町長に通知する。

なお、協議先市町村長は、必要に応じて知事に助言を求める。

- (4) 町長は、協議先市町村長から受入決定の通知を受けたときは、その内容を公示し、及び被災住民への支援に関係する機関等に通知するとともに、知事に報告する。
- (5) 町長は、道内広域一時滞りの必要がなくなったと認めるときは、速やかにその旨を協議先市町村長及び指定避難所の管理者等の被災住民への支援に関係する機関に通知し、内容を公示するとともに、知事に報告する。
- (6) 協議先市町村長は、町長から道内広域一時滞りの必要がなくなった旨の通知を受けたときは、

速やかにその旨を指定避難所の管理者等の被災住民への支援に係る機関に通知する。

- (7) 知事は、災害の発生により町が必要な事務を行えなくなった場合、被災住民について道内広域一時滞在の必要があると認めるときは、町長の実施すべき措置を代わって実施する。

また、町が必要な事務を遂行できる状況になったと認めるときは、速やかに事務を町長に引き継ぐものとする。なお、前記の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示するとともに、代行を終了したときは代行した事務の措置について、町長に通知する。

## 2 道外への広域一時滞在

- (1) 町長は、災害発生により、被災住民について、道外における一時的な滞在（以下「道外広域一時滞在」という。）の必要があると認める場合、知事に対し、他の都府県知事（以下「協議先知事」という。）との被災住民の受入れについて協議することを求めることができる。

- (2) 知事は、町長から道外広域一時滞在に関する要求があったときは、協議先知事と協議を行うとともに、必要に応じて内閣総理大臣に助言を求める。また、協議先知事から受入決定の通知を受けたときは、速やかに町長に通知するとともに、内閣総理大臣に報告する。

なお、道外広域一時滞りの協議をしようとする場合は、あらかじめ内閣総理大臣に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは協議開始後、速やかに報告する。

- (3) 町長は、知事から受入決定の通知を受けたときは、速やかにその内容を公示し、指定避難所の管理者等の被災住民への支援に係る機関に通知する。

- (4) 町長は、道外広域一時滞りの必要がなくなったと認めるときは速やかにその旨を知事に報告し、及び公示するとともに、避難所の管理者等の被災住民への支援に係る機関に通知する。

- (5) 知事は、町長から道外広域一時滞りの必要がなくなった旨の通知を受けたときは、速やかにその旨を協議先知事に通知し、また、これを公示するとともに、内閣総理大臣に報告する。

- (6) 知事は、災害の発生により町が必要な事務を行えなくなった場合、被災住民について道外広域一時滞りの必要があると認めるときは、町長から要求がない場合にあっても、協議先知事との協議を実施する。

## 3 広域一時滞在避難者への対応

町は、広域一時滞在により居住地以外の市町村に避難した被災住民に必要な情報や物資等を確実に送り届けられるよう、被災住民の所在地等の情報を共有するなど、避難元と避難先の市町村における連携に配慮する。

## 4 関係機関の連携

- (1) 町は、広域避難の受入先の町との間で、被災者に関する情報の共有を確実に行うものとする。また、受入先の町は、受け入れた被災者に対し、必要な支援情報を提供するものとする。

- (2) 町、運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的な手順を定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域一時滞りを実施するよう努めるものとする。この場合においては、次の事項に留意して対応するものとする。

ア 広域一時滞りを行うべき場合やその対象者の整理

イ 被災者を受け入れ可能な施設（ホテル、旅館等を含む）の確保

ウ バスなど被災者の移送手段の確保

エ 広域一時滞りについての被災者の意向の把握

オ 被災者の希望を踏まえた、施設（ホテル、旅館等を含む）のマッチング

カ 施設（ホテル、旅館等を含む）への移送

キ 広域一時滞在先での継続的な支援

- (2) 関係機関は、被災者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、一時滞在者等に役立つ確な情報を提供できるように努めるものとする。

## 5 内閣総理大臣による協議等の代行

内閣総理大臣は、災害の発生により町及び道が必要な事務を行えなくなった場合、被災住民について、道内広域一時滞在又は道外広域一時滞在の必要があると認めるときは、町長又は知事の実施すべき措置を代わって実施する。また、町長又は知事が必要な事務を遂行できる状況になったと認めるときは、速やかに町長又は知事との事務の引き継ぎを行う。

資料編〔資料5-3〕 避難施設

## 第6節 応急措置実施計画

### 第1 基本方針

町は、災害時、防災関係機関と連携の下、法令の定めるところにより、消防、水防、救助等の災害の発生の防ぎよ又は災害の拡大を防止するための所要の措置を講ずる。

### 第2 実施責任者

法令上の実施責任者として定められている者は、次のとおりである。

- 1 町長又はその委任を受けて町長の職権を行う町の職員
- 2 消防機関の長及びダム管理者その他法令の規定に基づきその責任を有する者
- 3 警察官及び海上保安官
- 4 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官
- 5 知事
- 6 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長
- 7 指定公共機関の長及び指定地方公共機関の長

### 第3 町等の実施する応急措置

町長及びその所轄の下に行動する消防機関の長及び防災に関係ある施設の管理者等は、基本法第62条に基づき、災害時は、法令及び本計画に定めるところにより、消防、水防、救助等の災害の発生の防ぎよ又は災害の拡大を防止するための所要の措置を講ずる。

また、町長は、応急措置をはじめとする災害応急対策を実施するため、必要に応じて、道及び他の市町村、関係機関等の協力を求める。

#### 1 警戒区域の設定（基本法第63条第1項、地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条）

- (1) 町長又はその委任を受けて町長の職権を行う町の職員（以下、本節において「町長等」という。）は、災害時において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち

入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

- (2) 町長等は、上記(1)の規定により警戒区域を設定しようとする場合、基本法第 61 条の 2 の規定に基づき、必要があると認めるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は知事に対し、当該指示に関する事項について、助言を求めることができる。
- (3) 町長等は、警戒区域を設定したときは、退去又は立入禁止の措置を講ずる。
- (4) 町長等は、住民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯・防火のためのパトロールを実施する。
- (5) 町長等以外の者が代わって警戒区域設定等の職務に当たる場合の設定要件・内容は、次のとおりである。町長等以外の者による警戒区域の設定要件

設定権者	設定の要件・内容	根拠法令
知事	○災害が発生した場合、当該災害により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、町長に代わって警戒区域を設定する。	基本法第 73 条
消防吏員 又は 消防団員	○火災又は水災を除く他の災害の現場においては、警戒区域を設定し、救護従事者その他総務省令で定める者以外の者に対して、当該区域からの退去を命じ、又はその区域への出入りを禁止し、若しくは制限することができる。	消防法第 28 条・第 36 条
消防機関に 属する者	○水防上緊急の必要がある場所においては、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、当該区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。	水防法第 21 条
警察官又は 海上保安官	○町長又はその委任を受けて町長の職権を行う町の職員が現場にいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警戒区域を設定することができるとともに、直ちに警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域の立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。この場合、直ちに、警戒区域を設定した旨を町長に通知する。 ○火災（水災を除く他の災害について準用する。）の現場において、消防職員又は消防団員が火災の現場にいないとき、又は消防職員又は消防団員の要求があったときは、消防警戒区域を設定して、消防警戒区域内にある消防対象物又は居住者及びその親族でこれらに対して救援をしようとする者その他総務省令で定める者以外の者に対して、その区域からの退去を命じ、又はその区域への出入りを禁止し、若しくは制限することができる。また、火災現場の上席消防員の指揮により消防警戒区域を設定する場合、現場の警察官は、これを援助する。 ○水防上緊急の必要がある場所において、消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。	基本法第 63 条 地方自治法第 153 条 消防法第 28 条・第 36 条 水防法第 21 条
災害派遣を 命ぜられた 部隊等の 自衛官	○町長又はその委任を受けて町長の職権を行う町の職員がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定することができる。この場合、自衛官は直ちに警戒区域を設定した旨を町長へ通知する。	基本法第 63 条

## 2 応急公用負担の実施（基本法第 64 条第 1 項）

町長等は、本町の地域に係る災害時において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、本町区域内の他人の土地、建物その他工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収用することができる。

### 3 災害現場の工作物及び物件の除去、保管等の実施（基本法第64条第2項）

町長等は、本町の地域に係る災害時において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、現場の災害を受けた工作物又は物件で当該応急措置の実施の支障となるもの（以下「工作物等」という。）の除去その他必要な措置をとることができる。この場合において、工作物等を除去したときは、当該工作物等を保管しなければならない。

### 4 応急措置を実施するための従事命令の実施（基本法第65条第1項）

町長等は、本町の地域に係る災害時において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、本町の区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させることができる。

### 5 従事命令等の実施

基本法第71条第2項の規定に基づき、従事命令等を発し、応急措置を実施する場合は、公用令書等を交付して行う。この場合、施設及び土地、家屋又は物資の保管する場所に立ち入ろうとする職員は、公用令書等に定める証票を携帯しなければならない。

また、従事命令等に伴う損失等が発生した場合、次のとおりその損失補償等を行う。

- (1) 施設、土地、家屋又は物資を管理し、使用し、若しくは収用した場合は、そのことにより通常生じる損失を補償する。
- (2) 従事命令により応急措置の業務に従事した者に対する費用弁償は、救助法による救助が実施された場合の例による。
- (3) 従事命令により応急措置の業務に従事した者が、そのために死亡し、負傷し、若しくは、疾病にかかり、又は障がいの状態となったときは、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償する。

## 第4 町の実施する応急措置の代行

### 1 道（基本法第73条）

知事（渡島総合振興局長）は、災害が発生し、当該災害により町が実施する次に掲げる事項に関する事務の全部又は大部分を行うことができなくなったときは、町長の実施する応急措置の全部又は一部を、町長に代わって実施しなければならない。

- (1) 警戒区域の設定（基本法第63条第1項）
- (2) 応急公用負担の実施（基本法第64条第1項）
- (3) 災害現場の工作物及び物件の除去並びに保管等の実施（基本法第64条第2項）
- (4) 応急措置を実施するため、当該区域内住民及び現場にある者への従事命令の実施（基本法第65条第1項）

### 2 指定行政機関・指定地方行政機関（基本法第78条の2）

指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長は、災害が発生し、当該災害により町及び道がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、町長の実施する応急措置の全部又は一部を、町長に代わって実施しなければならない。

- (1) 応急公用負担の実施（基本法第64条第1項）
- (2) 災害現場の工作物及び物件の除去並びに保管等の実施（基本法第64条第2項）
- (3) 応急措置を実施するため、当該区域内住民及び現場にある者への従事命令の実施（基本法第65条第1項）

## 第5 救助法の適用

救助法を適用し、同法に基づき実施する応急救助活動は「本章 第34節 災害救助法の適用と実施」に定めるところによる。

資料編〔資料5-1〕 従事命令、協力命令等の種類と執行者及び命令対象者  
〔資料5-2〕 従事命令等の実施手続き

## 第7節 自衛隊派遣要請計画

### 第1 基本方針

町は、自衛隊派遣要請を行う場合の必要事項、手続き等を明らかにし、災害時において円滑かつ迅速に災害派遣要請の要求を行い、自衛隊による効果的な派遣活動の実施に努めるものとする。

### 第2 派遣活動等

#### 1 支援活動内容

災害派遣時における自衛隊の支援活動は、次のとおりである。

- (1) 被害状況の把握
- (2) 避難の援助
- (3) 遭難者等の捜索救助活動
- (4) 水防活動
- (5) 消防活動
- (6) 道路又は水路の啓開
- (7) 応急医療、救護及び防疫
- (8) 人員及び物資の緊急輸送
- (9) 給食、給水及び入浴支援
- (10) 物資の無償貸付又は譲与
- (11) 危険物の保安及び除去
- (12) その他

#### 2 災害派遣時の権限

災害派遣時の自衛官の権限行使は、自衛隊法及び基本法並びにこれに基づく政令、総理府令及び訓令の規定による。

知事等の要請により派遣された自衛隊は、警察官等職権を行う者がその場にいない場合に限り、次の措置を行うことができる。

なお、職権を行う場合、指揮官の命令によるものとするが、緊急を要し、指揮官の命令を待ついとまがない場合にはこの限りではない。

- (1) 住民等の避難等の措置等（警察官職務執行法第4条）
- (2) 他人の土地等への立ち入り（警察官職務執行法第6条第1項）
- (3) 警戒区域の設定等（基本法第63条第3項）

- (4) 他人の土地等の一時使用等及び被災工作物等の除去等（基本法第64条第8項）
- (5) 住民等への応急措置業務従事命令（基本法第65条第3項）
- (6) 自衛隊用緊急運行車両の通行の確保のための車両等の移動等の措置命令等（基本法第76条の3第3項）

### 第3 災害派遣要請等

#### 1 派遣要請権者

- (1) 知事（ただし、北海道事務決裁規程第8条により、渡島総合振興局長が専決することができる。）
- (2) 海上保安庁長官
- (3) 第一管区海上保安本部長
- (4) 空港事務所長（丘珠、新千歳、稚内、函館、釧路）

#### 2 要請手続き

- (1) 町長は、災害時において、自衛隊の活動が必要かつ効果的であると認めるときは、基本法第68条の2の規定に基づき、次の事項を明らかにした文書をもって派遣要請権者に自衛隊の災害派遣を要求する。この場合において、必要に応じ、その旨及び本町の地域に係る災害の状況を要請先である指定部隊等の長に通知する。

また、緊急を要する場合は、口頭又は電話等により依頼し、事後速やかに文書を提出する。

ア 災害の状況及び派遣を要請する事由

イ 派遣を希望する期間

ウ 派遣を希望する区域及び活動内容

エ 派遣部隊が展開できる場所

オ 派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項

- (2) 要請権者は上記(1)の要請手続きにより派遣要請を受理し、その適否を審査して必要と認められた場合は速やかに指定部隊等の長に部隊の派遣を要請する。
- (3) 町長は、人命の緊急救助に関し、要請権者に依頼するいとまがないとき、又は通信の途絶等により要請権者と指定部隊との連絡が不能である場合等については、直接指定部隊等の長に通知することができる。ただしこの場合、速やかに要請権者に連絡し、上記(1)の手続きを行う。

## 派遣要請先（指定部隊等の長）

区分	指定部隊等の長	担当部課	担当地域
陸上自衛隊	北部方面總監部	防衛部運用室	北海道全域
第11旅団地区	第11旅団長	第3部防衛班	第11旅団地区全域
	第28普通科連隊長（函館駐屯地司令）	連隊第3科	渡島総合振興局、 檜山振興局管内
海上自衛隊	大湊地方總監	防衛部3室	北海道全域
	函館基地隊司令	警備科	北海道全域
航空自衛隊	北部航空方面隊司令部	防衛部	北海道全域
	第2航空団司令	防衛部	北海道全域

## 3 受入体制の確立

町長は、知事（渡島総合振興局長）から災害派遣の通知を受けたときは、次により措置する。

## (1) 宿泊所等の準備

派遣部隊の宿泊所及び車両、機材等の保管場所の準備その他受入れのために必要な措置を講ずる。

## (2) 連絡職員の指名

現地責任者を指名し、派遣部隊指揮官との協議、連絡等に当たる。

## (3) 作業計画の準備

応援を求める作業の内容、所要人員、機材等の確保その他必要な計画を立て、派遣部隊の到着と同時に作業ができるよう準備する。

## 4 自衛隊との連携強化

## (1) 連絡体制の確立

町は、災害時に自衛隊との相互連絡が迅速に行えるよう、あらかじめ要請（通報）手順、連絡調整窓口、連絡方法を定めるなど、情報収集・連絡体制の確立に努める。

## (2) 連絡調整

町長は、災害時に自衛隊の救援活動が適切かつ効率的に行われるよう、災害派遣を要請した指定部隊等の長と密接な連絡調整を行う。

## 5 経費

(1) 次の費用は、派遣部隊の受入側（施設等の管理者、町等）において負担する。

- ア 資材費及び機器借上料
- イ 電話料及びその施設費
- ウ 電気料

エ 水道料

オ くみ取り料

(2) その他必要経費については、自衛隊及び関係機関において協議の上、定める。

(3) 派遣部隊は、関係機関又は民間から宿泊・給食の施設、設備等の提供を受けた場合には、これを利用することができる。

## 6 撤収要請

町長は、災害派遣の目的を達成したとき又はその必要がなくなったときは、速やかに文書をもって知事（渡島総合振興局長）に撤収要請を依頼する。ただし、文書による要請に日時を要するときは、電話等で依頼し、その後文書を提出する。

資料編〔資料7-3〕 自衛隊の災害派遣要請

〔資料7-4〕 自衛隊の災害派遣部隊撤収要請

## 第8節 広域応援・受援計画

### 第1 基本方針

大規模災害時に、町単独では十分な応急対策の実施が困難となることが想定されるため、町は、防災関係機関等との相互協力体制を確立し、円滑な災害応急対策の実施を図るものとする。

また、冬期は、積雪・凍結等により、部隊や応援職員等の移動や救助、輸送、復旧活動に通常より時間を要することから、平常時から装備・資機材の充実、活動要領等を考慮する必要があるほか、道外からの応援者は積雪・凍結等の状況での円滑な行動が困難な場合があることに留意する。

### 第2 相互応援協力等

#### 1 応援協定による応援要請

町長は、大規模災害時に、町単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合、「災害時等における北海道及び市町村相互の応援等に関する協定」のほか、あらかじめ締結している相互応援協定等に基づき応援・受援の実施を図る。

#### 2 基本法による応援要請

##### (1) 他の市町村長等に対する応援要請（基本法第67条）

町長は、本町の地域に係る災害時において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長等に対し応援を求めることができる。この場合において、応急措置を実施するための応援を求められた市町村長等は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。

##### (2) 知事に対する応援要請（基本法第68条）

町長は、本町の地域に係る災害時において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事（渡島総合振興局長）に対し、応援又は応急措置の実施を要請することができる。この場合において、応援を求められ、又は災害応急対策の実施を要請された知事（渡島総合振興局長）は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策の実施を拒んではならない。

##### (3) 知事の指示等（基本法第72条）

知事（渡島総合振興局長）は、道内（管内）の市町村の行う災害応急対策の的確かつ円滑な実施を確保するため、特に必要があると認めるときは、道内（管内）の市町村長に対し、災害応急対策の実施を求め、又は他の市町村長を応援することを求めることができる。

#### 3 他市町村長に対する応援活動

町長は、知事（渡島総合振興局長）又は他の市町村長から応援を求められた場合、必要と認める事項について応援協力を努める。

なお、応援に従事する者は、応急措置の実施については、当該応援を求めた市町村長等の指揮の下で行動する。

### 第3 指定地方行政機関等の応援又は職員派遣要請等

#### 1 協定による応援要請

町長は、本町の地域に係る災害時において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは「北海道地方における災害時の応援に関する申合せ（協定締結先：北海道開発局）」及び「災害時の応援に関する協定（協定締結先：北海道財務局）」に基づき、応援又は応急措置の実施を要請する。

## 2 基本法による要請

町長等（町の委員会又は委員を含む。以下、本節において同様とする。）は、災害応急対策又は災害復旧対策のため必要があるときは、基本法第 29 条の規定に基づき、指定地方行政機関の長等に対して職員の派遣を要請し、又は基本法第 30 条の規定に基づき、知事に対して指定地方行政機関の職員の派遣のあっせんを求めることができる。

### (1) 要請手続き等

#### ア 職員の派遣要請

町長等は、職員の派遣を要請しようとするときは、指定地方行政機関の長等に対して次の事項を明らかにした文書をもって行う。

- (ア) 派遣を要請する理由
- (イ) 派遣を要請する職員の職種別人員数
- (ウ) 派遣を必要とする期間
- (エ) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (オ) 上記(ア)～(エ)に掲げるもののほか、職員の派遣についての必要な事項

#### イ 職員の派遣のあっせん要請

町長等は、職員の派遣のあっせんを求めようとするときは、知事に対して次の事項を明らかにした文書をもって行う。

なお、国の職員の派遣あっせんのみでなく、地方自治法第 252 条の 17 に規定する地方公共団体相互間の派遣についても含むものである。

- (ア) 派遣のあっせんを求める理由
- (イ) 派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数
- (ウ) 派遣を必要とする期間
- (エ) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (オ) 上記(ア)～(エ)に掲げるもののほか、職員の派遣のあっせんについての必要な事項

### (2) 派遣職員の身分取扱い

ア 派遣職員の身分取扱いは、原則として職員派遣側及び職員派遣受入側の双方の身分を有する。したがって、双方の法令・条例及び規則の適用がある。ただし、この場合、双方の関係規定に矛盾が生じた場合には、双方協議の上、決定する。

また、受入側はその派遣職員を定数外職員とする。

イ 派遣職員の給料等の双方の負担区分は、指定行政機関及び指定地方行政機関の職員については、基本法第 32 条第 2 項及び同法施行令第 18 条の規定により、また、地方公共団体の職員については地方自治法第 252 条の 17 の規定による。

ウ 派遣職員の分限及び懲戒は派遣側が行う。ただし、地方自治法に規定する地方公共団体相互間の派遣については、双方協議の上、決定する。

エ 派遣職員の服務は、派遣受入側の規定を適用する。

オ 派遣受入側は、災害派遣職員に対して災害派遣手当を支給することができる。

## 第4 受入体制の確保

大規模自然災害時において、町は、国からの災害対策現地情報連絡員（リエゾン）や道の職員派遣に対する受入体制を整備し、被災状況の迅速な把握、防災関係機関との調整等を円滑に進めるととも

に、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の現地活動拠点施設を定め、被害の発生及び拡大の防止並びに災害応急対策に対する技術的な支援を受け、被災地の早期復旧に万全を期す。

また、国の食料・物資支援チームによる、支援物資の受入体制を確保する。この際、特に大規模災害発生直後に被災地の状況が把握できない段階において、被災地からの要請がなくても必要と見込まれる支援物資を国や他の地方公共団体が物資を確保して送り込む、いわゆる「プッシュ型」の物資確保・輸送を的確かつ円滑に行えるようにする必要があることに留意する。

## 第5 消防機関

消防長は、大規模災害に対応するため、次のとおり広域応援・受援体制の確立を図る。

- 1 大規模災害が発生し、単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合、道等に応援を要請するほか、「北海道広域消防相互応援協定」に基づき、他の消防機関に応援を要請する。

また、必要に応じて町長を通じて知事に対し、広域航空消防応援（ヘリコプター）、他都府県の緊急消防援助隊による応援等を要請するよう依頼する。

- 2 他の消防機関等の応援が円滑に行われるよう、日頃から災害対策上必要な資料の交換を行うほか、他の消防機関等の応援の受入体制を確立する。
- 3 大規模災害時における緊急消防援助隊の応援要請や受入れは、「緊急消防援助隊北海道隊応援等実施計画」及び「緊急消防援助隊受援計画」に基づき、迅速かつ的確に対処する。

## 第6 公共的団体・民間団体

道及び市町村は、災害時に公共的団体又は民間の団体との連携を迅速に行うことができるよう、当該団体が災害時等に担うべき役割、当該団体との連携体制の構築や役割分担についての認識を共有し協定を締結するなど、連携を図るよう努めるものとする。

## 第7 防災関係機関の活動拠点等

防災関係機関は、災害応急対策若しくは災害復旧が円滑に実施できるよう、必要に応じて被災地域付近における活動拠点の確保に努めるものとする。

なお、活動拠点の確保や、燃料供給地点、応援者の宿泊場所等の確保が困難である場合は、道や市町村、他の防災関係機関に対し活動拠点等の確保について協力を依頼することができる。

資料編〔資料5－8〕	救助活動拠点・救援物資集積拠点
〔資料1－8〕	災害応援協定

## 第9節 航空機及び無人航空機活用計画

災害時における航空機及び無人航空機の活用については、本計画の定めるところによる。

### 第1 基本方針

町において災害が発生し、迅速な救急・救助活動や情報収集等の災害応急対策を実施するため、各機関が保有する広域かつ機動的に活動できる航空機及び無人航空機を活用する。

### 第2 航空機の活動内容

## 1 災害応急対策活動

- (1) 被災状況調査などの情報収集活動
- (2) 救援物資、人員、資機材等の搬送

## 2 救急救助活動

- (1) 傷病者、医師等の搬送
- (2) 被災者の救助救出

## 3 火災防ぎょ活動

- (1) 空中消火
- (2) 消火資機材、人員等の搬送

## 4 その他

航空機の活用が有効と認める場合

### 第3 無人航空機の活動等

防災関係機関は、情報収集、救助・救急、消火、輸送等のため、各機関が保有する無人航空機を活用することとする。

### 第4 ヘリコプターの運航要請等

#### 1 緊急運航の要請手続き

町長は、災害時、「北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領」等に基づき、知事に対し、ヘリコプターの出動を要請する。

町長から知事（危機対策局危機対策課防災航空室）に対する要請は、電話により次の事項を明らかにして行うとともに、FAXにより「北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票」を提出する。

- (1) 災害の種類
- (2) 災害発生の日時及び場所並びに災害の状況
- (3) 災害現場の気象状況
- (4) 災害現場の最高指揮者の職、氏名及び災害現場との連絡方法
- (5) 消防防災ヘリコプターの離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (6) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (7) その他必要な事項

また、災害が収束した場合には、「北海道消防防災ヘリコプター緊急運航に係る災害等状況報告書」により、総括管理者（北海道総務部危機管理監）に報告する。

#### 2 救急患者の緊急搬送手続き

- (1) 町長は、医療機関等から救急患者の緊急搬送のためヘリコプターの出動要請を受けた場合、又は生命が危険な傷病者を搬送する必要があると認められる場合は「ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領」に基づき、知事（危機対策局危機対策課防災航空室）に対して消防防災ヘリコプターの出動を要請し、その後渡島総合振興局及び八雲警察署にその旨を連絡する。
- (2) 消防防災ヘリコプターの要請は、電話により行うとともに、FAXにより「救急患者の緊急搬送情報伝達票」を提出する。
- (3) 町長は、知事（危機対策局危機対策課防災航空室）から運航の可否、運航スケジュール等の連絡を受けた場合は、その内容を依頼医療機関等に連絡する。

## 第5 受入体制等の確保

町は、ヘリコプター等の災害応急活動の円滑な対応のため、受入体制等を確保するとともに、活動に係る安全対策等を講ずる。

### 1 離着陸場の確保

安全対策等の措置が常時なされている場所、又は災害発生時において迅速に措置できる離着陸場を確保するとともに、必要に応じて救急車等の手配を行う。

### 2 安全対策

ヘリコプターの離着陸に支障が生じないための必要な措置、地上の支援等を実施する。

資料編〔資料4-5〕	ヘリコプター離着陸場
〔資料4-6〕	北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領
〔資料4-7〕	ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領

## 第10節 救助救出計画

### 第1 基本方針

町をはじめとする救助救出機関は、各機関相互の情報交換、担当区域の割り振りなど、円滑な連携の下で迅速な救助救出活動を実施する。

また、地域住民や自主防災組織等は、可能な限り救助救出活動に協力し、被災者の保護に努めるものとする。

### 第2 実施責任

#### 1 長万部町（救助法を適用された場合を含む。）

災害により生命又は身体に危険が及んでいる者等をあらゆる手段を講じて早急に救助救出し、負傷者については、速やかに医療機関又は日本赤十字社北海道支部の救護所に搬送する。

また、救助力が不足すると判断した場合には、隣接市町村、道（渡島総合振興局）等に応援を求める。

さらに、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

#### 2 北海道警察

被災地域において生命又は身体に危険が及んでいる者等の救助救出を実施する。

#### 3 第一管区海上保安本部

海上における遭難者の救助救出を実施する。また、海上における災害応急対策の実施に支障を来さない範囲において、陸上における救助・救出活動等について支援する。

### 第3 救助救出活動

#### 1 救出対象者

町は、災害が発生したときには、災害のため現に生命又は身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を速やかに捜索し、救出する。

## 2 被災地域における救助救出活動

町は、自らの安全確保を図りつつ、警察と緊密な連携の下に被災地域を巡回し、救助救出を要する者を発見した場合は、資機材を有効活用するとともに、救助関係機関及び住民の協力を得て、救出班を編成し、被災者の救助救出活動を実施する。特に発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人的・物的資源を優先的に配分する。

## 3 海上における救助救出活動

第一管区海上保安本部（函館海上保安部）は、海上災害が発生した場合、速やかに巡視船艇及び航空機により、海上における遭難者の救助活動を実施する。

## 4 費用及び期間

救助法の定めに準じて行う。

## 5 救出状況の記録

町は、被災者を救出した場合は「資料7-7 災害救助法関連様式」に準じてその状況を記録する。

## 6 災害対策現地合同本部

大規模災害が発生し、被災者の救助救出等の応急対策を迅速かつ適切に実施するため必要と認められる場合は「第1編 第3章 第1節 組織計画」に定めるところにより、防災関係機関と相互に連携の下、災害対策現地合同本部を設置する。

資料編〔資料7-7〕 災害救助法関連様式
----------------------

---

# 第11節 医療救護計画

---

## 第1 基本方針

町は、災害時において、住民の生命を守ることを最優先の目的として、次の方針に基づき、関係機関と緊密に連携して、医療救護活動を実施する。

## 医療救護活動における基本的な方針

- 1 医療救護活動は、原則として町又は道が設置する救護所において、救護班が実施するが、災害急性期（発災後おおむね48時間以内）においては、必要に応じて災害派遣医療チーム（DMAT）及び災害派遣精神医療チーム（DPAT）を被災地に派遣する。
- 2 救護班は、医師、薬剤師、看護師その他の要員により組織し、その編成は災害の状況に応じたものとする。
- 3 災害派遣医療チーム（DMAT）は、研修を受講した災害拠点病院等の医師、看護師等により組織する。
- 4 救護班及び災害派遣医療チーム（DMAT）の業務内容は、次のとおりである。
  - (1) トリアージ（重症度や緊急性などを判断し、医療救護等の優先順位を決定すること。）
  - (2) 傷病者に対する応急処置及び医療
  - (3) 傷病者の医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
  - (4) 災害時に都道府県が設置するSCU（広域搬送拠点臨時医療施設）における広域医療搬送や地域医療搬送に関する調整
  - (5) 助産救護
  - (6) 被災現場におけるメディカルコントロール（災害派遣医療チーム（DMAT）のみ）
  - (7) 被災地の災害拠点病院、広域医療搬送拠点等での医療支援（災害派遣医療チーム（DMAT）のみ）
- 5 災害派遣精神医療チーム（DPAT）は、災害時における、こころの対応が可能な医師、看護師、臨床心理技術者等により組織する。
- 6 災害派遣精神医療チーム（DPAT）の業務内容は、次のとおりである。
  - (1) 傷病者に対する精神科医療
  - (2) 被災者及び支援者に対する精神保健活動

## 第2 実施責任

### 1 長万部町

- (1) 災害の程度により医療救護活動を必要と認めたときは、自ら救護班を編成し、又は医師会、道その他の関係機関に協力を要請し、医療救護活動に当たる。
- (2) 被災者のニーズ等に的確に対応した健康管理を行うため、保健師等による保健指導及び栄養指導を実施する。

### 2 災害拠点病院

- (1) 道の要請に基づき救護班、災害派遣医療チーム（DMAT）を派遣し、医療救護活動を行う。
- (2) 被災患者を受け入れるとともに、医薬品・医療材料等の応急用資材の貸出し等により地域の医療機関を支援する。

### 3 協力機関等

関係協力機関は、道の要請等に基づき、救護班の派遣等により医療救護活動を行う。

## 第3 医療救護活動の実施

町は、医療及び助産等の救護を要する者の調査・把握を正確かつ迅速に行い、直ちに救護に関し、医師又は助産師等による救護班の派遣、救護所の開設、患者の救急輸送収容、通信連絡の確保、医療資材の確保、手配等必要な措置を講ずる。

### 1 対象者

- (1) 医療を必要とする状態にあるにもかかわらず、災害のため医療の途を失った者
- (2) 災害の発生日前後7日以内の分娩者又は分娩予定者で災害のため助産の途を失った者

## 2 救護班の編成

町は、災害の程度により医療救護活動を必要と認めるときは、自ら救護班を編成する。

救護班の編成は、厚生班及び医療班がその都度決めるものとするが、おおむね1班につき医師1名、看護師3名、補助員2名の編成とする。

## 3 救護所の設置

- (1) 本部長は、救護を必要とする地域ごとに救護所を設置する。
- (2) 救護所は学校、生活館等の公共施設を利用して設置するものとするが、当該地域に適切な施設がない場合には、民家、バス等を利用することがある。
- (3) 救護所を設置したときは、直ちに当該地域の住民に周知する。

## 4 応援の要請

町は、災害の規模に応じて渡島医師会、道その他の関係機関に救護班の派遣協力等を要請する。

## 5 健康管理

町は、被災者のニーズ等に的確に対応した健康管理を行うため、保健師等による保健指導及び栄養指導を実施する。

## 6 費用及び期間

救助法の定めに準じて行う。

## 7 医療救護活動実施の記録

町は、医療救護活動を実施したときは、「資料7-7 災害救助法関連様式」に準じてその状況を記録する。

## 第4 輸送体制の確保

### 1 救護班等

救護班等の移動手段についてはそれぞれの機関で行うが、道路の損壊などにより移動が困難な場合、又は緊急を要する場合は、道等が所有するヘリコプター等により輸送を行う。

また、状況に応じて自衛隊のヘリコプターやドクターヘリ等の派遣を要請する。

### 2 重症患者等

重症患者等の医療機関への搬送は、原則として消防機関が実施する。ただし、救急車両が確保できないときは、町、道又は他の救護班が確保した車両により搬送するものとし、道路の損壊などにより搬送が困難な場合、又は緊急を要する場合は、道等が所有するヘリコプター等により行う。

また、状況に応じて自衛隊のヘリコプターやドクターヘリ等の派遣を要請する。

## 第5 医薬品等の確保

町は、医療救護活動に必要な医薬品・医療資機材、暖房用燃料等については、備蓄医薬品等の活用又は町内薬局等からの調達により確保する。ただし、医薬品等の不足が生じたときは、道又は関係機関にその確保について要請する。

## 第6 臨時の医療施設に関する特例

町は、著しく異常かつ激甚な非常災害により臨時の医療施設が著しく不足し、被災者に対して医療を迅速に提供することが特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、臨時の医療施設の設置について病床等に関し、医療法（昭和23年法律第205号）の規定の適用除外措置

があることに留意する。

資料編〔資料5-6〕	医療機関
〔資料7-7〕	災害救助法関連様式

## 第12節 防疫計画

### 第1 基本方針

町は、災害発生時において、生活環境の悪化を防ぎ、感染症の流行を防止するため、被災地域又は被災状況等を迅速に把握するとともに、関係機関と密接に連携して対策方針を定め、防疫活動を実施する。

### 第2 実施責任

#### 1 長万部町

- (1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）に基づく、ねずみ族、昆虫等の駆除及び消毒等の措置を知事の指示に従い実施する。
- (2) 八雲保健所の指導の下、避難所等において住民に対する保健指導等を実施する。

### 第3 防疫体制の確立

町は、災害防疫実施のため、次のとおり各種作業実施体制を確立する。

#### 1 防疫班、検病検水班の編成

災害対策本部を設置している場合は厚生班、通常の場合は町民課がこれに当たるものとする。

#### 2 防疫用器材の調達

防疫を行うに当たり、町が所有する消毒機等の防疫用器材が不足した場合は、八雲保健所又は近隣市町村等に対し、応援を要請する。

### 第4 感染症の予防

町は、次のとおり感染症の予防措置を講ずる。

#### 1 検病調査及び保健指導等への協力

道が設置する検病調査班が実施する検病調査、保健指導等に協力するとともに、防疫情報の提供に努める。

#### 2 予防接種

知事が感染症予防上必要と認め、対象者の範囲及び期日を指定して指示があったときは、予防接種を実施する。

#### 3 清潔方法

家屋周辺の清潔方法は、各個人において実施するものとし、町は、管内における道路溝渠、公園等の公共の場所を中心に実施する。

## (1) ごみ

収集したごみ、汚染その他の汚物は焼却、埋め立て等衛生的に処分させる。この場合の取扱いは廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に規定するところによるものとする。

## (2) し尿

し尿は、できる限りし尿処理施設又は終末処理施設を利用させるなどの方法により不衛生にならないよう処分する。

**4 消毒方法**

感染症法第27条第2項の規定に基づく知事の指示があったときは、感染症法施行規則（平成10年厚生省令第99号）第14条及び「感染症法に基づく消毒・滅菌の手引きについて（平成16年1月30日付け健感発第0130001号）」の規定に基づき、薬剤の所要量を確保した上で、速やかにこれを実施する。

なお、知事の指示がない場合でも町長が必要と認めた場合は、上記の措置に準じて実施する。

**5 ねずみ族、昆虫等の駆除**

感染症法第28条第2項の規定に基づく知事の命令があったときは、感染症法施行規則第15条の規定に基づき、薬剤の所要量を確保し、速やかにこれを実施する。

**6 生活用水の供給**

感染症法第31条第2項の規定による知事の指示があったときは、その期間中継続して容器による搬送、ろ水機によるろ過給水等を実施するものとし、生活用水の供給に当たっては、特に配水器具等を衛生的に処理することに留意する。

なお、供給量は1日1人当たり約20リットルを目安とする。

**7 一般飲用井戸等の管理等**

飲用水に飲用井戸等を利用している場合は、当該井戸等の設置者等に対し、「北海道飲用井戸等衛生対策要領」に基づく水質検査及び汚染が判明した場合の措置について十分指導する。

**第5 患者等に対する措置**

町は、感染症法に規定する一類～三類感染症が発生した場合、又は四類感染症等の発生動向に通常と異なる傾向が認められる場合等は、速やかに八雲保健所に通知するとともに、知事が必要と認め実施する感染症法に基づく調査その他の防疫措置に協力する。

**第6 指定避難所等の防疫指導**

町は、指定避難所等の施設について、次により防疫指導等を実施する。

**1 健康調査等**

指定避難所等の管理者、町内の衛生管理組織等と連携し、避難者の健康状況を適宜把握するとともに、必要に応じて医療機関受診等の保健指導等を実施する。

**2 清潔方法、消毒方法等の実施**

八雲保健所長の指導の下、指定避難所等の清潔方法を指導するとともに、避難者に衣服等の日光消毒を行うよう指導する。

また、必要があるときは、消毒薬等によりトイレ、炊事場、洗濯場等の消毒を実施するよう指導

する。

### 3 集団給食

給食従事者は、原則として健康診断を終了した者をもって充て、できるだけ専従するものとし、配膳時の衛生保持及び残廃物、塵芥等の衛生的処理についても十分指導を徹底させる。

### 4 飲料水等の管理

飲料水の水質検査及び消毒については、十分指導を徹底させる。

## 第7 家畜防疫

町は、家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止のため、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）に基づき渡島家畜保健衛生所長が家畜防疫上必要があると認めたとときに実施する、被災地域の家畜の飼養者に対する飼養衛生管理に関する助言・指導、家畜の飼養場所への立入検査・消毒等、防疫体制の整備等に協力する。

資料編〔資料5-10〕 防疫用資器材等
---------------------

## 第13節 災害警備計画

### 第1 基本方針

町は、北海道警察及び第一管区海上保安本部が実施する警戒、警備に関し、必要な連携・協力をを行い、公共の安全と秩序の維持に努めるものとする。

### 第2 北海道警察

北海道警察（八雲警察署）は、関係機関と緊密な連携の下に災害警備諸対策を推進するほか、各種災害時は、早期に警備体制を確立して、災害情報の収集及び住民の生命、身体及び財産を保護し、被災地域における社会秩序の維持に当たることを任務とする。

#### 1 災害警備体制の確立

各種災害が発生した場合、その災害の規模及び態様に応じ、別に定めるところにより災害警備本部等を設置する。

#### 2 応急対策の実施

- (1) 災害警備活動に必要な情報を収集するとともに、収集した情報を関係機関と共有する。
- (2) 住民の避難に当たっては、町等と協力し、安全な経路を選定して誘導するとともに、被災後の無人化した住宅街、商店街等におけるパトロールを行い、犯罪の予防及び取締り等に当たる。
- (3) 各種災害時は、関係機関と密接な連携を図るとともに、災害の種別、規模及び態様に応じ、住民の避難、犯罪の予防、交通規制等の措置について迅速な広報に努める。
- (4) 防災関係機関と協力して、被災者の救助救出活動を実施するとともに、死体見分等に当たる。

### 第3 第一管区海上保安本部

第一管区海上保安本部（函館海上保安部）は、海上における治安を維持するため、次に掲げる措置を講ずる。

- 1 巡視船艇・航空機を災害発生地域の所要の海域に配備し、犯罪の予防及び取締りを行う。
- 2 巡視船艇・航空機により警戒区域（基本法第63条）又は重要施設周辺海域の警戒を行う。
- 3 治安の維持に必要な情報の収集を行う。

## 第14節 交通応急対策計画

### 第1 基本方針

町は、災害時における道路交通等の混乱を防止し、消火、避難、救助、救護等の応急対策活動を迅速に実施するため、必要に応じて交通規制、緊急通行車両等の確認申請等を実施するとともに、速やかに放置車両対策を講じ、交通並びに輸送車両の確保に努めるものとする。

### 第2 交通応急対策の実施

自然災害発災後の道路啓開、応急復旧を迅速に行うため、関係機関及び道路管理者相互の連携の下、道路法に基づき、あらかじめ道路啓開等の計画を立案するとともに、定期的な見直しを行い、事前の備えを推進する。

道路啓開については、北海道道路啓開計画【第2版】（一部改訂令和6年12月北海道道路啓開計画検討協議会）に基づき実施する。

また、道路管理者等は、自転車やバイク、無人航空機等の多様な手段を活用するなどして被害状況を収集・把握するものとする。

なお、道路管理者及び上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図るものとする。

#### 1 長万部町

町は、災害時における道路交通等の混乱を防止し、消火、避難、救助、救護等の応急対策活動を迅速に実施するため、必要に応じて交通規制、緊急通行車両等の確認申請等を実施するとともに、速やかに放置車両対策を講じ、交通並びに輸送車両の確保に努めるものとする。

- (1) 町が管理している道路で災害が発生した場合は、道路の警戒に努めるとともに、交通の危険を防止するため必要と認めるときは、その通行を禁止し、又は制限する。

また、迂回路等を的確に指示し、関係機関との連絡を密にして交通の確保に努める。

- (2) 町が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努める。
- (3) 消防職員は、警察官がその場にはいない場合に限り、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認められるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者、管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずる。

なお、この措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又は、その命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、自らその措置をとることができ、この場合において、当該措置をとるためやむを得ない限度において車両その他の物件を破損することができる。

## 2 北海道公安委員会（八雲警察署）

災害時において、道路における危険を防止し、交通の安全と円滑化を図るため必要があると認めるとき、また、災害応急対策上緊急輸送を行うため必要があると認められるときは、区域及び道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限する。

また、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認められるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者、管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずる。

## 3 第一管区海上保安本部

海上における船舶交通の安全を確保するため、必要に応じ海上交通の規制等を行う。

## 4 北海道開発局

国道の路線に係る道路の構造の保全と交通の危険を防止するため、障害物の除去に努めるものとし、必要と認められるときは、車両等の通行を禁止し、又は制限するとともに、迂回路等を的確に指示し、交通の確保を図る。

## 5 東日本高速道路株式会社北海道支社

東日本高速道路株式会社が管理している道路の構造の保全と交通の危険を防止するため、障害物の除去に努めるものとし、必要と認められるときは、車両等の通行を禁止、又は制限し、交通の確保を図る。

## 6 自衛隊

災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、町長、警察官等がその場にいらない場合、必要な措置を講じ、自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行の確保、警戒区域の設定並びにそれに基づく立入制限・禁止、現場の被災工作物等の除去等を実施する。

## 7 一般社団法人北海道警備業協会

一般社団法人北海道警備業協会及び支部は、災害時における交通誘導業務及び避難所の警備について、「災害時における交通誘導業務等に関する協定」等により関係機関の支援を行う。

# 第3 道路の交通規制

## 1 道路交通網の把握

災害が発生した場合、町は、他の道路管理者及び北海道公安委員会（八雲警察署）と相互に綿密な連携を図るとともに、関係機関の協力を得て、次の事項を中心に被災地内の道路及び交通の状況について、その実態を把握する。

- (1) 損壊し、又は通行不能となった路線名及び区間
- (2) 迂回路を設定し得る場合はその路線名、分岐点及び合流点
- (3) 緊急に通行の禁止又は制限を実施する必要の有無

## 2 交通規制の実施

町は、他の道路管理者及び北海道公安委員会（八雲警察署）と連携し、次の方法により交通規制を実施する。

- (1) 交通規制を実施するときは、道路標識等を設置する。
- (2) 緊急を要し道路標識等を設置するいとまがないとき、又は道路標識等を設置して行うことが困難なときは、現場警察官等の指示によりこれを行う。

### 3 関係機関との連携

町は、交通規制により通行の禁止又は制限を行った場合には、他の道路管理者及び北海道公安委員会（八雲警察署）と連携の下、関係機関に連絡するとともに、あらゆる広報媒体を通じて広報の徹底を図る。

## 第4 海上交通安全の確保

第一管区海上保安本部（函館海上保安部）は、海上交通の安全を確保するため、次に掲げる措置を講ずる。

- 1 船舶交通のふくそうが予想される海域においては、必要に応じて船舶交通の整理・指導を行う。
- 2 海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生じ又は生ずるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限し、又は禁止する。
- 3 海難船舶又は漂流物、沈没物その他の物件により船舶交通の危険が生じ又は生ずるおそれがあるときは、速やかに必要な応急措置を講ずるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずるべきことを命じ、又は勧告することができる。
- 4 船舶交通の混乱を避けるため、災害の概要、港湾・岸壁及び航路標識の状況、関係機関との連絡手段等、船舶の安全な運航に必要と考えられる情報について、無線等を通じ船舶への情報提供を行う。
- 5 水路の水深に異状を生じたと認められるときは、必要に応じて調査を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保する。
- 6 航路標識が損壊し又は流出したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標識の設置に努める。

## 第5 緊急通行車両等の確認申請

北海道公安委員会は、災害が発生し、災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送、その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保する必要があると認めるときは、区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両等以外の車両の通行を禁止し、又は制限する。

### 1 緊急通行車両の確認手続き

町は、基本法に規定する災害応急対策の実施のために使用する車両について、緊急通行車両確認証明書及び標章の交付を申請する。

#### (1) 確認場所

緊急通行車両の確認は、道庁（渡島総合振興局）又は北海道警察本部、函館方面本部、八雲警察署及び交通検問所で行う。

#### (2) 証明書及び標章の受領

緊急通行車両であると確認を受けたものについては、車両ごとに緊急通行車両確認証明書及び標章の交付を受け、当該車両の前面に標章を掲示する。

#### (3) 緊急通行車両

ア 基本法に規定する災害応急対策を実施するために使用され、次の事項について行う車両であ

ること。

- (7) 特別警報・警報の発表及び伝達並びに避難指示等に関する事項
  - (イ) 消防、水防その他の応急措置に関する事項
  - (ウ) 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
  - (エ) 災害を受けた児童生徒の応急の教育に関する事項
  - (オ) 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
  - (カ) 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
  - (キ) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
  - (ク) 緊急輸送の確保に関する事項
  - (ケ) その他災害の発生の防ぎよ又は拡大の防止のための措置に関する事項
- イ 指定行政機関等が保有し、若しくは、指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために専用に使用される車両又は災害時に他の関係機関・団体等から調達する車両であること。

緊急通行車両確認証明書

第 号		年 月 日
緊急通行車両確認証明書		
		知 事 印 公安委員会 印
番号標に表示されている番号		
車両の用途 (緊急輸送を行う車両に当たっては、輸送人員又は品名)		
使用者	住所	( ) 局
	氏名	
輸送日時		
輸送経路	出発地	目的地
備考		

(備考) 用紙は、日本産業規格A5とする。

緊急通行車両標章



(備考)

- 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分は白色、地は銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位はセンチメートルとする。

(4) 発災前確認手続の普及等

町は、輸送協定を締結した事業者等に対し、緊急通行車両標章交付のための確認手続を発災前に行うことができる旨周知を行うとともに、自らも発災前の手続を積極的に行うなど、その普及を図る。

緊急通行車両等事前届出書

<input type="checkbox"/> 地震防災 <input type="checkbox"/> 災害応急対策用 <input type="checkbox"/> 原子力災害 <input type="checkbox"/> 国民保護措置用 <p style="text-align: center;">緊急通行車両等事前届出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">北海道公安委員会 殿</p> <p style="text-align: right;">届出者住所 (電話) 氏名</p> <p style="text-align: right;">印</p>	<input type="checkbox"/> 地震防災 <input type="checkbox"/> 災害応急対策用 <input type="checkbox"/> 原子力災害 <input type="checkbox"/> 国民保護措置用 <p style="text-align: center;">緊急通行車両等事前届出済証</p> <p>左記のとおり事前届出を受けたことを証する。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">北海道公安委員会 印</p>
番号標に表示されている番号	(注) 1 大規模地震対策特別措置法、災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、この届出済証を最寄りの警察本部、警察署、交通検問所等に提出して所要の手続きを受けてください。 2 届出内容に変更が生じ又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、破損した場合には、公安委員会（警察本部降経由）に届け出て再交付を受けてください。 3 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。 (1) 緊急通行車両等に該当しなくなったとき。 (2) 緊急通行車両等が廃車となったとき。 (3) その他、緊急通行車両等としての必要性がなくなったとき。
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名)	
使用者	
住所	
氏名	
発 出 地	
(注) この事前届出書は2部作成して、当該車両の自動車検査証の写し及び当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を所管する警察署に提出してください。	

注 1 届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。  
 2 規格は、A列4番横長とする。

2 規制除外車両

北海道公安委員会は、民間事業者等による社会経済活動のうち大規模災害発生時に優先すべきものに使用される車両であって、公安委員会の意思決定により規制除外車両として通行を認める。

町は、通行規制の対象から除外される車両について、事前届出をしておくほか、災害発生時には、規制除外車両確認証明書及び標章の交付を申請する。

(1) 確認場所

規制除外車両の確認は、北海道警察本部、函館方面本部、八雲警察署及び交通検問所で行う。

(2) 証明書及び標章の受領

規制除外車両であると確認を受けたものについては、車両ごとに規制除外車両確認証明書及び標章の交付を受け、当該車両の前面に標章を掲示する。

(3) 事前届出制度

ア 規制除外車両の事前届出の対象とする車両

北海道公安委員会は、次のいずれかに該当する車両であって、規制除外車両の事前届出がなされた場合には、これを受理するものとする。

- (ア) 医師・歯科医師・医療機関が使用する車両
- (イ) 医薬品・医療機関・医療用資材等を輸送する車両
- (ウ) 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）
- (エ) 建設用重機・道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

イ 事前届出制度の普及

北海道公安委員会は、規制除外車両の事前届出に関する手続きについて、民間事業者等に対し、事前届出制度の周知を行うとともに、災害に備えた規制除外車両の普及を図るものとする。

規制除外車両事前届出書

<input type="checkbox"/> 地震防災 <input type="checkbox"/> 災害応急対策用 <input type="checkbox"/> 原子力災害 <input type="checkbox"/> 国民保護措置用  規制除外車両事前届出書  北海道公安委員会 殿 届出者住所 (電話) 氏名 年 月 日 印	第 号 <input type="checkbox"/> 地震防災 <input type="checkbox"/> 災害応急対策用 <input type="checkbox"/> 原子力災害 <input type="checkbox"/> 国民保護措置用  規制除外車両事前届出済証 左記のとおり事前届出を受けたことを証する。 年 月 日 北海道公安委員会 印
番号標に表示されている番号	(注) 1 大規模地震対策特別措置法、災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、この届出済証を最寄りの警察本部、警察署、交通機関所等に提出して所要の手続きを受けてください。 2 届出内容に変更が生じ又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、破損した場合には、公安委員会（警察本部降経由）に届け出て再交付を受けてください。 3 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。 (1) 規制除外車両に該当しなくなったとき。 (2) 規制除外車両が廃車となったとき。 (3) その他、規制除外車両としての必要性がなくなったとき。
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名)	
使用者	
住所	
氏名	
出 発 地	
(注) この事前届出書は2部作成して、当該車両の自動車検査証の写し及び当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を所管する警察署に提出してください。	

注 1 届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。  
 2 規格は、A列4番横長とする。

第6 放置車両対策

道路管理者は、管理する道路において、放置車両や立ち往生車両等が発生し、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるとき、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。

なお、運転者がいない場合等においては、道路管理者が自ら当該車両の移動等を行う。

また、北海道公安委員会からの要請若しくは道からの指示に基づき、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等を行う。

第7 緊急輸送道路等の確保

緊急輸送道路は、災害直後から発生する緊急輸送を的確かつ円滑に実施するために必要な道路であり、耐震性を有し、災害時にネットワークとして機能することが重要である。

町は、災害時における円滑な避難、救急、消火活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の観点から、防災関係機関と連携の下、該当する緊急輸送道路の障害物等の除去等により緊急輸送道路の確保に努める。

資料編〔資料4-3〕 緊急輸送道路

第15節 輸送計画

第1 基本方針

町は、災害応急対策、復旧対策等に万全を期すため、必要な措置を講じ、住民の避難、災害応急対策要員の移送及び救援若しくは救助のための資機材、物資の輸送（以下、本節において「緊急輸送」という。）を迅速かつ的確に行う。

なお、町は、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送事業者等と物資の保管、荷捌き

車両の手配及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努めるものとする。その際、災害時に物資の輸送拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努めるとともに、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努めるものとする。

また、災害時には、道は広域物資輸送拠点を、市町村は地域内輸送拠点を速やかに開設し、協定等に基づいて輸送拠点での物資の受入れ、車両の手配、輸送等を行う体制を速やかに整え、指定避難所等までの輸送手段を含めた体制を確保するものとする。ものとする。

## 第2 実施責任

### 1 長万部町

防災関係機関の協力を得て災害時輸送を行う。

### 2 北海道運輸局

鉄道、自動車輸送並びに海上又は港湾運送の調整及び確保を図る。

### 3 東京航空局道内各空港事務所

航空機の運航方法、時期などの調整を行い、安全な航空輸送の確保を図る。

### 4 北海道バス協会、北海道トラック協会、運送事業者等

北海道運輸局長からの要請又は災害事態が急迫し、北海道運輸局長からの輸送の措置を待つとまのない場合において、知事から要請のあったとき、緊急輸送を実施する。

### 5 第一管区海上保安本部

人員又は物資の緊急輸送について、必要に応じ、又は関係機関の要請があったときは、迅速かつ積極的に実施する。

## 第3 輸送の範囲

災害時輸送の範囲はおおむね次に掲げるものとし、住民の生命及び身体の保護に直接関わるものを最優先する。

なお、輸送の順位としては、種類、数量、緊急度及び交通施設の状況等を勘案して、人命の安全、被害の拡大防止、応急対策の円滑な実施の順に配慮しながら行う。

- 1 被災者を避難させるための輸送
- 2 医療及び助産で緊急を要する者の輸送
- 3 応急対策のための必要な人員、器材の輸送
- 4 飲料水の確保と運搬給水
- 5 救援物資の輸送
- 6 その他災害対策本部が行う輸送

## 第4 緊急輸送の実施

### 1 輸送の方法

町は、被災地の状況を総合的に判断し、次に掲げるもののうち、最も適切な方法により緊急輸送を実施する。

#### (1) 車両等による輸送

災害時において車両による輸送のための交通路が確保されている場合、緊急輸送は第一次的

には車両により行う。

#### ア 配車の方法

各対策班長は、災害時において車両を必要とするときは総務班長に配車の要請を行い、要請を受けた総務班長は、あらかじめ作成した「一般車両及び土木建設用機械等の運用計画」に基づき、又は対策班長の要請により、災害の状況等を勘案して適切な配車を行う。

なお、配車については、総務班長と土木技術班長は連絡を密にすることとする。

#### イ 車両の状況

町が所有する車両は、「資料4-4 町有車両の現況」のとおりである。

被災地までの距離、被害の状況等により公用車では不足する場合、又は他機関の所有する輸送施設等を活用した方が効率的である場合は、防災関係機関への応援要請、又は協定による民間車両の借上げ等により車両の確保を図る。

#### ウ 緊急輸送車両の申請

災害時において公安委員会等が車両の通行を禁止又は制限した場合は、「本章 第14節 交通応急対策計画」に定めるところにより、緊急輸送車両であることの標章及び証明書の交付を申請する。

#### (2) 人力輸送

災害の状況により車両による輸送が不可能となったときは、労務者による人力輸送を行う。

#### (3) 船舶輸送

漁業協同組合等の協力並びに漁船の借上げをするほか、災害の規模に応じ、函館海上保安部等の協力を得て輸送を行う。

#### (4) 空中輸送

陸上輸送の全てが不可能な事態が生じた場合、又は山間へき地などで緊急輸送の必要がある場合は「本章 第7節 自衛隊派遣要請計画」及び「本章 第9節 ヘリコプター等活用計画」に定めるところにより、航空機等を利用した輸送を要請し、輸送力の確保を図る。

## 2 実施状況の記録

町は、緊急輸送を実施した場合は、「資料7-7 災害救助法関連様式」に準じてその状況を記録する。

## 第5 輸送費用の支払

緊急輸送に要する経費の負担関係については、原則として次のとおりである。

### 1 国の機関が保有する輸送手段を用いて行う緊急輸送

国の機関が行う災害時の輸送に要する費用については、当該国の機関が負担する。

### 2 要請により運送事業者が行う緊急輸送

知事からの要請により運送事業者が行う緊急輸送に要する経費については、当該緊急輸送を要請した知事が支払う。

なお、道路運送法（昭和26年法律第183号）等の法令に基づく運送命令等による損失補償については、各法令の定めるところによる。

資料編〔資料4-4〕	町有車両の現況
〔資料7-7〕	災害救助法関連様式

## 第16節 食料供給計画

### 第1 基本方針

災害発生時において、町は、関係機関と連携の下、被災地の住民及び災害応急対策実働従事者に供給する食料を調達するとともに、迅速かつ的確に食料の供給、炊き出しを実施する。この場合において、避難所に避難している被災者のみならず、避難所以外に避難した被災者あるいは在宅の被災者への供給にも配慮する。

なお、食料の調達・供給に当たっては、要配慮者や乳幼児等のニーズに配慮する。

### 第2 実施責任

#### 1 長万部町

被災者及び災害応急対策従事者に対する食料の調達、供給対策を実施する。

なお、町において調達が困難な場合、町は、その確保について渡島総合振興局を通じて道に要請する。

#### 2 北海道農政事務所

農林水産省が調達及び供給した応急用食料等の供給状況に係る確認等を実施する。

### 第3 食料の供給

#### 1 供給対象者

食料の供給対象者は、次のとおりとする。

- (1) 避難指示等に基づき避難施設に避難している者
- (2) 住家が被害を受け、炊事が不可能な者（避難所以外に避難した被災者あるいは在宅の被災者を含む。）
- (3) 旅行者、町内通過者などで、他に食料を得る手段のない者
- (4) 施設で調理することができない社会福祉施設等の入所者
- (5) 災害応急活動従事者

#### 2 需要の把握

町は、被災者及び災害応急活動従事者に対する食料の需要を把握し、食料等の調達計画を作成するとともに、必要な量の食料の調達を行う。この際、特に要配慮者に配慮して需要を把握することに努める。

#### 3 食料の確保

町は、災害時の救助用として、食料を次のとおり確保する。

##### (1) 備蓄食料の活用

###### ア 個人の備蓄

「自らの身の安全は自らが守る」のが防災の基本であることから、住民等に対し、家庭内の食料備蓄について普及・啓発を図り、災害時においてはこれを活用する。

###### イ 町の備蓄

災害時の初期応急対策に対応できる一定の食料について、集中備蓄又は分散備蓄の両方により保管・管理し、応急時においてこれを供給する。

## (2) 主要食料の調達

被災者等に対しての炊き出し等の給食に米穀等を必要とする場合は、町内業者及び協定締結業者から調達するものとするが、必要量が確保できないときは、渡島総合振興局長を経由し、知事に対して支援を要請する。

また、必要に応じて渡島総合振興局長を経由し、知事に対して農林水産省政策統括官（以下「政策統括官」という。）への政府所有米穀の緊急の引渡要請を依頼する。ただし、通信機能不全等により手続きがとれない場合は、直接政策統括官に要請する。

なお、当該米穀を買い受ける場合には「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知）」第4章I第11の規定に基づき、政策統括官と売買契約を締結した上で、政策統括官と販売等業務委託契約を締結している受託事業者から当該米穀の引渡しを受ける。

## (3) 副食及び調味料の調達

副食、調味料その他主食以外の食料は、原則として町が直接、町内業者及び協定締結業者から調達するものとするが、調達が不可能なとき、又は必要量が確保できないときは、渡島総合振興局長を経由して知事に対して支援を要請する。

## (4) 乳幼児対策

乳幼児に対する食料品は、最寄りの食料品店、農業協同組合支所、漁業協同組合支所から調達する。

## 4 炊き出し計画

### (1) 現場責任者

炊き出しを実施する場合、厚生班長は、当該班員の中から現場の責任者を指定し、指揮監督に当たらせる。

### (2) 炊き出しの場所

町内集会施設、小学校、中学校、高等学校の調理実習室及び学校給食センターを利用する。

### (3) 炊き出しの方法

町は、炊き出しを実施する場合、「資料1-7 住民組織と業務分担」に定める団体及び日本赤十字社北海道支部、ボランティア団体等の協力を得て、給食施設を有する避難所を利用して行うものとし、不足する場合は、町内の炊き出し可能な施設の協力を求める。

### (4) 業者からの購入

町において直接炊き出しすることが困難な場合で、米飯提供業者に注文することが実情に即すると認められるときは、炊き出しの基準等を明示し、町内の米飯提供業者から購入し供給する。

また、必要がある場合は、渡島総合振興局長に対して自衛隊の派遣要請を依頼する。

## 5 食料の供給

被災者に対する食料の供給は、公平かつ円滑に実施できるよう配慮しつつ、各地区町内会長、自治会長、駐在員、住民組織等の協力を得て、次のとおり行う。

(1) 炊き出しその他による食料の供給は、原則として避難所において行う。

(2) 自宅等に残留する被災者に対しては、最寄りの避難所において供給する。

## 6 食料供給時の留意事項

町は、次の事項に留意の上、常に食品衛生等を心掛ける。

- (1) 炊き出し施設には、飲料用水を十分供給する。
- (2) 供給人員に応じて必要な器具、容器を確保し、備え付ける。
- (3) 炊き出し施設には、洗浄設備及び器具類の消毒ができる設備を設ける。
- (4) 炊き出しに当たっては、ハエ、その他害虫の駆除に十分留意する。
- (5) 使用原材料は、できるだけ信用のある業者から仕入れを行い、保管に注意する。

## 7 費用及び期間

救助法の定めに準じて行う。

## 8 供給状況の記録

町は、炊き出しその他による食料の供給を実施した場合は、「資料7-7 災害救助法関連様式」に準じてその状況を記録する。

## 第4 食料輸送計画

食料の輸送に当たって、車両等の輸送施設及び労務者を必要とする場合は「本章 第15節 輸送計画」及び「本章 第33節 労務供給計画」に定めるところにより措置する。

資料編〔資料5-7〕 救援物資等調達先  
〔資料7-7〕 災害救助法関連様式

## 第17節 給水計画

### 第1 基本方針

町は、災害発生に伴う水道施設の損壊等により、飲料用水や生活用水を得ることができない者に対し、衛生的で清浄な飲料水及び生活用水を供給する。この場合において、避難所に避難している被災者のみならず、避難所以外に避難した被災者あるいは在宅の被災者への供給にも配慮する。

### 第2 実施責任

#### 1 長万部町

給水活動を円滑かつ迅速に実施するための応急給水体制を確立し、地域住民の生活用水及び医療機関等の医療用水を確認するとともに、応急給水を実施する。

### 第3 給水の実施

町は、災害時における応急給水を次のとおり実施する。

#### 1 給水対象者

災害のため飲料水を得ることができない者とする。

#### 2 給水量

1人1日当たりの給水量は、おおむね3リットルとする。

#### 3 飲料水及び給水資機材の確保等

- (1) 個人備蓄の推進

飲料水をはじめとする生活用水を災害発生後3日間分程度、個人において準備しておくよう住民に広報しておくものとする。

(2) 生活水の確保

災害時の生活水の水源として、震災対策用貯水施設と被災地付近の浄水場の貯留水を主体とし、不足する場合は河川、ため池、等の水)、プール、受水槽、防火水槽等の水をろ過、滅菌して供給する。このため、これらの水源は平時からリスト化に取り組むよう努めるものとする。

また、地域住民や企業が所有する井戸や湧水を災害用井戸・湧水として活用するための登録制度や、防災拠点施設・指定避難所等における公共井戸を整備・活用するなど、代替水源による生活水の確保に努めるものとする。

(3) 給水資機材の確保

災害時に使用できる応急給水資機材の確保に努め、保有状況を常時把握しておくとともに、災害時には、長万部町上水道事業指定業者から応急給水用・給水施設用応急復旧資機材を調達するほか、被災地の給水人口に応じて給水車、散水車及び消防タンク車を所有機関から調達し、給水に当たる。

(4) 協定による給水

災害時の応急給水や応急復旧及び応急復旧用資材の提供等について、必要に応じて水道関係団体や民間事業者等と協定を締結する。

#### 4 給水施設の応急復旧

共用栓、消火栓及び医療施設等民生安定と緊急を要するものを優先的に実施するとともに、共同で使用できる大口径の給水栓又は消火栓を適当な間隔に取り付け、被災者に飲料水を供給する。

#### 5 給水方法

(1) 輸送による給水

被災地の近隣地域に適当な補給水源がある場合は、給水車（給水タンク車・散水車・消防タンク車等）により補給水源から取水し、被災地域内へ輸送の上、住民に給水する。この場合、散水車、消防タンク車等の使用に当たっては、事前にタンク内の清掃及び消毒を行う。

(2) 応急給水栓の設置による給水

給配水管施設に災害が少なく、応急給水栓の設置による給水が適当と判断された場合は、適宜設置し、給水する。

(3) 浄水装置による給水

輸送その他の方法による給水が困難であり、付近に利用可能な水源がある場合は、可搬式浄水・設備その他の必要資材を用いてこれを浄化し、飲料水として住民に供給する。

(4) 受水槽設置者等の利用協力

災害時における飲料水の供給源として、町内の受水槽設置者及び井戸水の保有者に利用協力を要請する。

なお、井戸水については、飲料水としての適否について事前に水質検査を行う。

(5) 水源井を含む水道施設全部が被災した場合

ア 近隣市町村に要請して飲料水の提供を受ける。

イ 湧水、表流水をろ水器によりろ水し、消毒薬（次亜塩素酸ナトリウム等）で滅菌処理して給水する。

ウ 搬送給水は、消防タンク車・トラックによるほか、必要に応じ自衛隊の出動要請を得て行う。

## 6 応援の要請

町は、自ら飲料水の供給を実施することが困難な場合は、他市町村又は道、災害時協定を締結する水道関係団体や民間事業者等に対し、飲料水の供給又はこれに要する要員及び給水資機材の応援を要請する。

なお、道は、その事態に照らして緊急を要し、町からの要求を待ついとまがないと認められるときは、要求を待たず町に対する応急給水について必要な措置を講ずる。

## 7 費用及び期間

救助法の定めに準じて行う。

## 8 給水の記録

町は、給水を実施した場合は、「資料7-7 災害救助法関連様式」に準じてその状況を記録する。

資料編〔資料5-9〕	水道施設・給水資機材
〔資料7-7〕	災害救助法関連様式

# 第18節 衣料、生活必需物資供給計画

## 第1 基本方針

災害発生時において、町は、関係機関と連携の下、被災者に供給する衣料、生活必需品その他の物資を調達するとともに、迅速かつ的確に供給する。この場合において、被災地の実情や男女のニーズの違いにも十分配慮するとともに、要配慮者、孤立状態、在宅、応急仮設住宅の避難者及び広域避難者に対しても物資等が円滑に供給されるよう努めるものとする。

## 第2 実施責任

### 1 長万部町

被災者に対する衣料、生活必需品その他の物資の調達、供給対策を実施する。なお、町において調達が困難な場合、町は、その確保について渡島総合振興局を通じて道に要請する。

### 2 指定地方行政機関

法令及び計画の定めるところにより、被災者への物資供給を図る。なお、北海道経済産業局が救援物資の供給・確保を緊急に行う必要が生じた場合には、地方公共団体等と十分連絡をとりつつ被災地の物資調達状況を、供給・確保後はその到着状況等について確認する。

### 3 指定公共機関及び指定地方公共機関

法令及び計画の定めるところにより、被災者への物資供給を実施する。

## 第3 物資の供給

町は、次のとおり災害により日常生活に必要な衣料、生活必需品等物資を失った者に対し、被害状況及び世帯構成人員に応じて、一時的に急場をしのぐ程度の衣料、生活必需品等物資を給与又は貸与する。なお、給与等に際しては、要配慮者に優先的に配分するなどの配慮をする。

## 1 対象者

給与又は貸与する対象者は、おおむね次のとおりである。

- (1) 住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水の被害を受けた者
- (2) 衣料等を喪失し、又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難と思われる者

## 2 対象者の認定及び給（貸）与の期間

町長が被災世帯調査表、物資支払簿等を作成し、これにより行うものとするが、状況に応じては、地区民生委員・児童委員に委嘱して行うことがある。給（貸）与の期間は原則として、災害発生の日から10日以内とする。

## 3 物資の種類

被災者に給与又は貸与する救援物資の品目は、おおむね次のとおりとし、被災状況及び物資調達の状況等から給与又は貸与する物資を決定する。なお、給与又は貸与する物資は、要配慮者等のニーズや男女ニーズの違いに配慮しながら行う。

- (1) 寝具（毛布、布団、タオルケット等）
- (2) 外衣（洋服、作業衣、子供服等）
- (3) 肌着（シャツ、パンツ等）
- (4) 身の回り品（タオル、手拭き、靴下、傘等）
- (5) 炊事道具（炊飯器、鍋、包丁、ガス器具等）
- (6) 食器（茶碗、皿、箸等）
- (7) 日用品（石けん、ちり紙、歯ブラシ、歯磨き粉、生理用品等）
- (8) 光熱材料（マッチ、ロウソク等）
- (9) その他日常生活に欠くことができないと認められるもの

## 4 物資の確保

被災世帯調査表等により世帯別の被害状況を把握した上で、厚生班長が被災者の状況に応じて配分計画を樹立し、これに基づき、必要数量を次により調達する。

- (1) 地域内で調達できる生活必需品等物資の調達先及び集積場所等の状況を把握しておくものとし、災害発生時においては、その規模に応じて、町内の各衣料品店及び日用品取扱店を調達先とする。また、生活必需品等物資を取り扱う小売、卸売業者等と事前に連絡調整を図っておくなど、迅速に調達できる方法をあらかじめ定め、町内業者及び協定締結業者等から調達する。
- (2) 日本赤十字社北海道支部が被災者の救援用物資として備蓄している毛布及び日用品セットについて、必要に応じ提供を要請する。

### 日本赤十字社北海道支部における災害救助物資の備蓄

① 毛布	② 緊急セット	③ 拠点用日用品セット	④ 安眠セット
------	---------	-------------	---------

(注) 救援物資の緊急輸送を円滑に行うため別に定める「赤十字災害救助物資備蓄（配分）要綱」及び「拠点における赤十字災害救援物資備蓄（配分）要綱」によりあらかじめ地区に備蓄

- (3) その他必要とする生活必需品等物資の調達が困難なとき、又は地域内において調達が不能になったときは、近隣市町村又は道に要請し、調達する。
- (4) 調達までの時間等を考慮して、応急的に対応できるだけの一定数量を町で備蓄保管する。

## 5 給与又は貸与の方法

物資支払簿等により、調達物資の受払状況を明確にしておくとともに、給与又は貸与に当たっては、物資購入の際作成する配分計画に基づき、住民組織等の協力を得ながら、迅速かつ的確に行う。

#### 6 費用の限度及び期間

救助法の定めに準じて行う。

#### 7 給与又は貸与に係る実施状況の記録

物資の給与又は貸与を実施した場合は、「資料7-7 災害救助法関連様式」に準じてその状況を記録する。

### 第4 義援品の取扱い

町に送付された義援品の取扱いについては、厚生班が担当するものとし、受付の記録、保管、被災者への配分等は、町長の指示するところにより、その状態に応じ適切かつ正確に行うものとする。

なお、災害救助法による救助物資とその他義援物資とは、明確に区分して処理する。

資料編〔資料5-7〕	救援物資等調達先
〔資料7-5〕	被災世帯調査表
〔資料7-6〕	物資購入（配分）計画表
〔資料7-7〕	災害救助法関連様式

## 第19節 石油類燃料供給計画

### 第1 基本方針

町は、災害応急対策活動を円滑に実施するため、災害時の石油類燃料（LPGを含む。）の確保を図るとともに、被災者等に対する炊き出し等に必要な石油類燃料の供給又はあっせんを行う。

### 第2 実施責任

町は、町管理の緊急通行車両のガソリン等の確保に努めるとともに、災害対策上重要な施設、避難所、医療機関及び社会福祉施設等における石油類燃料の確保に努める。

### 第3 石油類燃料の確保

町は、次の事項に留意の上、石油類燃料の確保を図るものとし、確保に当たっては、卸売組合、協同組合、主要業者に対して協力を要請し、又はあっせんを求める。また、燃料の供給不足に伴う混乱を防止するため、町民に対し、節度ある給油マナーと燃料の節約について呼びかけを行う。

- 1 地域内で調達できる石油類燃料の調達先及び集積場所等の状況を把握しておく。
- 2 地域の卸売組合、協同組合、主要業者と事前に協定を締結しておくなど、石油類燃料を迅速に調達できる方法を定める。
- 3 地域内において調達が不能になったときは、道に協力を求める。
- 4 LPG（液化石油ガス）については、迅速に調達できるよう、北海道エルピーガス災害対策協議会と連絡調整を行う。

### 第4 平時の取組

町は、重要施設等に係るの燃料タンクの規格など必要な情報を整理し、北海道石油業協同組合連合

会及び石油連盟等と共有するとともに、重要施設等管理者や市町村担当者に対して、災害時の燃料供給の要請窓口や手順等を周知する。

また、町は、関係団体等と協力して、町民及び重要施設等管理者に対し、車両や施設等の燃料を日頃から満量としておくよう心掛け平常時から燃料を確保するよう啓発を行うとともに、防災関係機関に対して、発災前に緊急通行車両標章の交付及び規制除外車両の事前届出の手続きを行うことができる旨周知を行い、普及を図るものとする。

## 第20節 電力施設災害応急計画

---

### 第1 基本方針

災害時には、地震、風雨等により電柱の倒壊、電線の断線等が多数発生し、住民生活に多大な支障を及ぼす可能性があるため、迅速かつ的確な優先度を考慮した対応が必要である。このため町は、北海道電力(株)、北海道電力ネットワーク(株)が別に定める「防災業務計画」に基づいて実施する電力施設の防護、復旧活動等に協力し、早急な電力供給の確保に努めるものとする。

### 第2 応急対策

#### 1 電源確保等

町は、庁舎の電源確保に努める。

また、通信機能の確保を図るとともに、各部において保有する情報システムのデータ保全に努める。

#### 2 治安の維持等

町は、信号機の停止等に対処するため、必要に応じて八雲警察署と協力して交通整理・交通規制を行うとともに、夜間においては、防犯パトロールを実施する。

#### 3 災害広報

町は、北海道電力ネットワーク(株)と協力し、電力施設の被害状況、復旧の見通し等について、積極的な広報活動を実施するとともに、感電事故及び漏電等による出火を防止するための注意喚起を行う。

## 第21節 ガス施設災害応急計画

---

### 第1 基本方針

管理者(町長)は、ガス事業法(昭和29年法律第51号)に基づき保安規定及び保安業務規定を定め、保安上の基準に適合するようガス工作物の維持を図るほか、非常災害の事前対策、災害発生時の応急対策等個々の実態に応じた応急対策を講ずる。

### 第2 ガス事業及び施設の状況

本町のガス事業及び施設の状況は、次のとおりである。

## ガス事業及び施設の状況

名称	所在地	供給区域
長万部町営ガス	山越郡長万部町字長万部 199 番地 8	長万部町の一部

## 第3 応急対策

町は、次のとおり非常災害の事前対策を講じておくとともに、災害発生時は、適切に応急対策を講じ、二次災害の防止に努める。

## 1 非常災害の事前対策

## (1) 情報連絡

ア 気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等については新聞、ラジオ、テレビ等に注意し、その動静を把握するとともに当該地域の風速、降水量、その他気象状況について各関係機関と緊密に連絡をとる。

イ 災害発生前の情報交換、その他の連絡を兼ねて一定時間ごとに関係各課と確認する。

## (2) 各設備の予防強化

下記事項について、他課の応援を得て、あらかじめ措置を講ずる。

## ア 業務設備

- (ア) 要員の確保
- (イ) 防火、防水、救命用具の点検整備
- (ウ) 非常持出品の搬出整備
- (エ) 建物の補強
- (オ) 建設中の設備並びに資材の補強及び損害防止
- (カ) 排水設備の点検整備

## イ 製造設備、供給設備

被害を受けるおそれのある製造設備、供給設備においては、設備の重要度に応じた防災施策を講じる。

## (3) 人員の動員連絡の徹底

ア 保安規程及び保管業務規定に基づき組織及び分担業務を定め、いつでも出動し得るよう体制を確立しておく。

イ 指定業者に応援を求める場合の動員表を作成し、連絡体制を確立しておく。

ウ 道に協力を要請する場合は、道の災害対策（連絡）本部と密接な連絡をとる。

## (4) 工具、機動力、資材等の整備確認

あらかじめ工具、車両等を整備して応急出動に備えるとともに、手持資材の数量を調査し、復旧工事に支障のないよう手配する。

## (5) 宿舎、衛生、食料等について

宿舎、衛生、食料、衣服、緊急薬品についてあらかじめ対策を講じ、復旧作業に当たって、遺漏のないよう確保する。

## (6) 広報

災害時の広報（テレビ、ラジオやホームページ等）に備え、平時から関係機関との関係強化を図るとともに、対応方法を整理しておく。

(7) 重要施設への臨時供給

地震発災後、病院等の重要施設の臨時供給を迅速かつ確実に実施するために、北海道とあらかじめ需要家情報を共有し、平時から連携強化を図る。

(8) 代替熱源提供体制の整備

災害により、ガス供給ができないときに需要家に対し、カセットコンロ等の代替熱源を提供できる体制をあらかじめ整備する。

## 2 災害発生時の対策

災害発生時には、ガス事業法により定められた「保安規程」、「保安業務規定」及び「ガス漏えい及びガス事故等処理要領」その他災害対策に関する諸規程によるほか、消防機関とは連携を密にし、二次災害の防止に努める。

# 第22節 上下水道施設対策計画

## 第1 基本方針

上下水道施設等に災害時、町は、当該施設を災害から防ぎよするとともに、災害が発生した場合には速やかに応急復旧を行い、上下水道の確保を図るものとする。

また、必要な広報を実施し、住民の不安解消を図るものとする。

## 第2 上水道

### 1 応急復旧

大規模災害等により長期間断水となることは、生活の維持に重大な支障が生じるものであるため、町は、被災した施設の応急復旧等についての計画をあらかじめ定めておくほか、災害に際しては、次の対策を講じて速やかに応急復旧し、住民に対する水道水の供給に努める。

なお、町単独では十分に災害応急対策を実施できない場合は、他の水道事業者等の協力を求める。

- (1) 施設の点検、被害状況の把握及び復旧計画の策定を行う。
- (2) 要員及び資材等の確保等復旧体制を確立する。
- (3) 被害状況により他市町村等へ支援を要請する。
- (4) 住民への広報活動を行う。

### 2 広報

町は、水道施設に被害を生じた場合は、その被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、住民の不安解消を図るとともに、応急復旧までの対応について周知を図る。

## 第3 下水道

### 1 応急復旧

町は、災害時における下水道施設の被害に対し、雨水・汚水の疎通に支障のないよう排水の万全を期するため、被災した施設の応急復旧等についての計画をあらかじめ定めておくほか、災害に際しては次の対策を講じて速やかに応急復旧を行う。

- (1) 施設の点検、被害状況の把握及び復旧計画の策定を行う。
- (2) 要員及び資材等の確保等復旧体制を確立する。

- (3) 被害状況により他市町村等へ支援を要請する。
- (4) 管渠・マンホール内部の土砂の浚渫、可搬式ポンプによる緊急送水、仮管渠の設置等により、排水機能の回復に努める。
- (5) 処理場への流入水量の増大により、二次災害防止のためやむを得ずバイパス放流を行う等緊急的措置をとる場合は、速やかに関係機関等へ連絡する。
- (6) 住民への広報活動を行う

## 2 広報

町は、下水道施設に被害を生じた場合は、その被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、住民の生活排水に関する不安解消に努める。

### 第4 上下水道一体での対応

水道事業者及び下水道管理者は、民間事業者等との協定締結などにより発災後における上下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても上下水道の機能を維持するため、必要な資機材の整備等に努めるものとする。

また、発災後に迅速に復旧できるよう、上下水道システムの基幹施設等の最優先で復旧すべき箇所をあらかじめ定めておくなど、上下水道一体となった対応に努めるものとする。さらに、宅内配管についても迅速に復旧できるよう、あらかじめ体制の構築に努めるものとする。

なお、応急復旧にあたっては、上下水道の構造等を 勘案して、上下水道一体となって施設の機能を維持するために必要な応急措置を講ずるものとする。

## 第23節 応急土木対策計画

### 第1 基本方針

町は、災害時における公共土木施設及びその他土木施設（以下「土木施設」という。）の応急復旧対策のため、必要な措置を講ずる。

### 第2 実施責任

災害時における土木施設の応急復旧等は、当該施設の管理者又はその他法令による当該施設の管理者以外の者により実施する。

### 第3 応急土木復旧対策

#### 1 被害種別

- (1) 道路路体の地形地盤の変動及び崩壊
- (2) 盛土及び切土法面の崩壊
- (3) 道路上の崩土堆積
- (4) トンネル、橋りょう及び道路と一体となって効用を全うする附属施設の被害
- (5) 河岸、堤防、護岸、水制、床止め及びその他施設の被害
- (6) 河川、砂防えん堤及び漁港の埋塞
- (7) 堤防、消波工、離岸堤、突堤及びその他海岸を防護する施設の被害
- (8) 砂防、地すべり及び急傾斜地の崩壊を防止する施設の被害

- (9) ため池等えん堤の流失及び決壊
- (10) 貯水池の流木等の堆積
- (11) 下水道管渠の蛇行、閉塞、亀裂及び処理場施設の被害
- (12) 岸壁・物揚場の倒壊及び陥没
- (13) 航路・泊地の埋没

## 2 応急対策及び応急復旧対策

町は、災害時における被害の発生を予防し、また、被害の拡大を防止するため、所管する施設等の応急措置及び応急復旧対策を次のとおり実施する。

なお、町単独での実施が困難な場合は、関係機関に応援を要請する。

### (1) 応急措置の準備

ア 所管施設について、あらかじめ防災上必要な調査を実施し、応急措置及び応急復旧を実施するための資機材の備蓄及び調達方法等を定めておくものとする。

イ 災害の発生が予想されるときは、逐次所管施設を巡回監視し、周囲の状況及び推移等を判断して、応急対策の万全を期する。

### (2) 応急措置の実施

所管施設の防護のため、逐次補強等の防護措置を講ずるとともに、状況により自己の能力で応急措置を実施することが困難と認められる場合、また、当該施設が災害を受けることにより、被害が拡大して、他の施設に重大な影響を与え、又は住民生活の安定に重大な支障を与えることが予想される場合は、応急公用負担等を実施する。

また、必要に応じて道、他市町村、関係機関、自衛隊等の協力を求める。

### (3) 応急復旧

災害が終局したときは、速やかに現地の状況に即した方法により上記(2)で定めるところに準じ、応急復旧を実施する。

## 3 関係機関等の協力

関係機関等は、法令及びそれぞれの計画の定めるところにより、必要な応急措置を実施するとともに、当該施設の管理者が実施する応急措置等が、的確かつ円滑に実施されるよう相互に協力する。

また、公共土木施設の管理者は、地域の関係団体や企業と協定を結ぶなどの連携を図ることにより、管理者が実施する応急措置等が的確かつ円滑に実施されるよう協力体制の確立を図る。

---

## 第24節 被災宅地安全対策計画

---

### 第1 基本方針

災害対策本部が設置されることとなる規模の地震又は降雨等の災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、町は、被災宅地危険度判定士（以下「判定士」という。）を活用して被災宅地危険度判定（以下「危険度判定」という。）を実施し、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握して二次災害の軽減、防止に努めるものとする。

### 第2 事前準備

町及び道は、災害の発生に備え、「被災宅地危険度判定業務実施マニュアル」（以下「実施マニユ

アル」という。)に基づき、次の取組を推進する。

- 1 町と道は相互支援体制を充実し、連絡体制を整備する。
- 2 町は、道と協力して危険度判定に使用する資機材の備蓄を行う。

### 第3 応急危険度判定の実施

#### 1 危険度判定の実施の決定

町長は、災害の発生後に宅地の被害に関する情報に基づき、危険度判定の実施を決定し、危険度判定実施本部を設置するとともに、知事に対して支援を要請する。

#### 2 危険度判定の支援

知事は、町長から支援要請を受けたときは、危険度判定支援本部を設置し、道協議会等に対し、判定士の派遣等を依頼する。

#### 3 判定士の業務

判定士は、次により被災宅地の危険度判定を行い、判定結果を表示する。

- (1) 「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」に基づき、宅地ごとに調査票へ記入し、判定を行う。
- (2) 宅地の被害程度に応じ「危険宅地」、「要注意宅地」、「調査済宅地」の3区分で判定する。
- (3) 判定結果は、当該宅地の見やすい場所（擁壁、法面等）に判定ステッカーを表示する。

#### 被災宅地の危険度判定結果の表示区分等

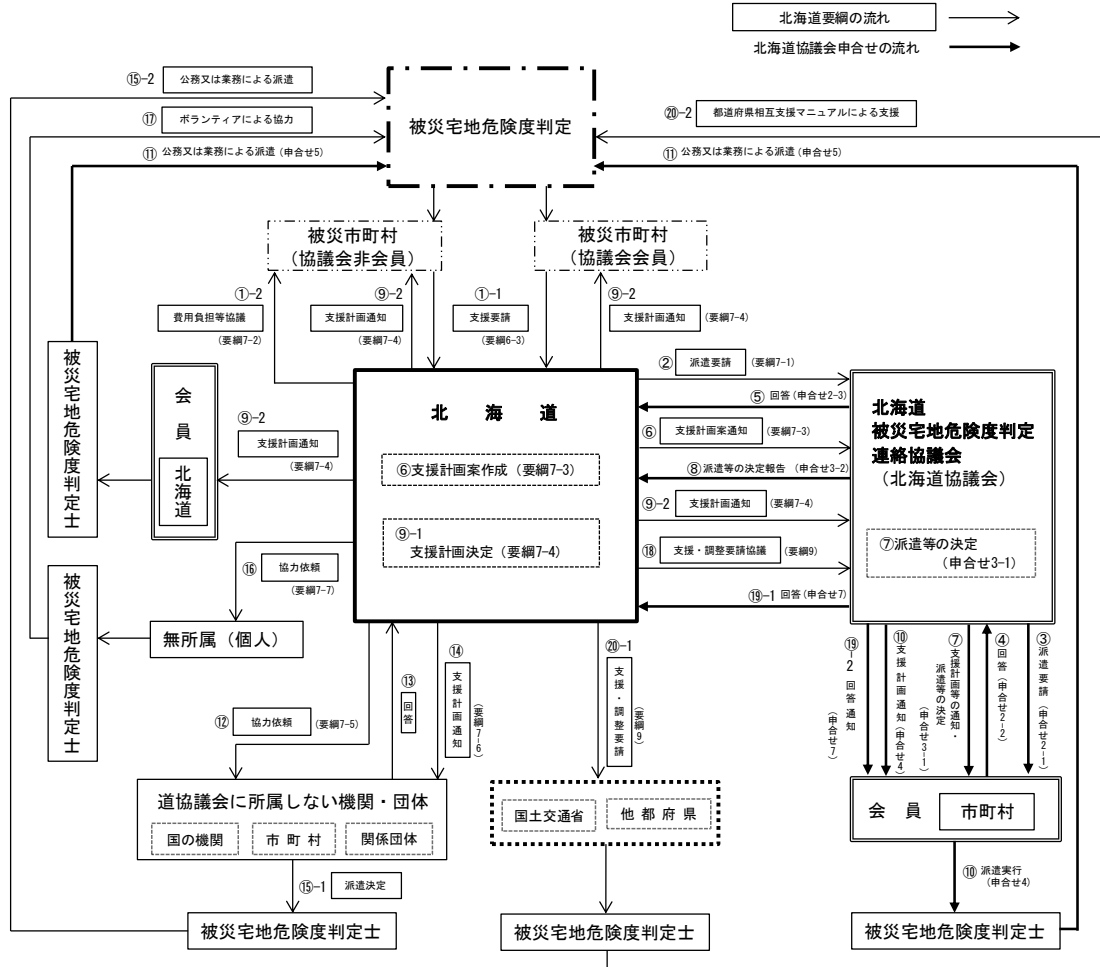
区 分	表 示 方 法
危険宅地	赤のステッカーを表示する。
要注意宅地	黄のステッカーを表示する。
調査済宅地	青のステッカーを表示する。

#### 4 危険度判定実施本部の業務

危険度判定実施本部は、実施マニュアルに基づき、次の業務を行う。

- (1) 宅地に係る被害情報の収集
- (2) 判定実施計画の作成
- (3) 判定士・判定調整員の受入れ及び組織編成
- (4) 判定の実施及び判定結果の現地表示並びに住民対応
- (5) 判定結果の調整及び集計並びに関係機関への報告

被災宅地危険度判定実施の流れ図



資料：北海道地域防災計画

## 第25節 住宅対策計画

### 第1 基本方針

町は、道と連携の下、災害により住宅を失い、又は破損のため居住ができなくなった世帯に対する応急仮設住宅の供与、住宅の応急修理を実施するとともに、避難所の設置等を行う。

なお、建設に当たっては、速やかに道と協議を行うとともに、二次災害に十分配慮する。

### 第2 実施責任

#### 1 長万部町

災害のため住宅に被害を受け、自己の資力により住宅の応急修理をすることのできない被災者に対し、大工あるいは技術者を動員して応急修理を実施する。

また、救助法が適用された場合の避難所の設置及び住宅の応急修理を実施する。なお、町長が応急仮設住宅を設置しようとする場合は、事前に知事からの委任を受けて実施することができる。

### 第3 実施の方法

#### 1 避難所

町は、災害により住宅が被害を受け、居住の場所を失った者を受け入れて保護するため、「本章第5節 避難対策計画」に定めるところにより、公共施設等を利用し、避難所を開設する。

#### 2 公営住宅等のあっせん

町は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家等の把握に努め、災害時にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備する。

#### 3 応急仮設住宅

(1) 応急仮設住宅の種類は次のとおりとする。

##### ア 建設型応急住宅

プレハブ住宅、木造住宅の建設、ムービングハウス等の設置

##### イ 賃貸型応急住宅

民間賃貸住宅等の提供

(2) 入居対象者

応急仮設住宅への入居対象者は、原則として、住宅が全壊、全焼又は流出し、居住する住宅がない者であって、自らの資力では住宅を確保できない者とする。

(3) 入居者の選定

応急仮設住宅の入居者の選考については、民生委員・児童委員等からなる選考委員会を設け、被災者の資力、その他の生活条件を十分調査の上、町が決定する。

(4) 設置戸数

道は町からの要請に基づき設置個数を決定する。

(5) 建設型応急住宅の建設地、構造等

ア 町及び道は、災害時に建設型応急住宅の設置が速やかに行われるよう、建設可能用地や建設可能戸数について、あらかじめ把握する。

イ 建設型応急住宅は、原則として軽量鉄骨組立方式により、2～6戸の連続建て又は共同建てとし、北海道の気候に適した仕様とする。ただし、被害の程度その他必要と認めた場合は、一

戸建てにより実施する。

ウ 応急仮設住宅の存続期間は、その建築工事（又は借上げに係る契約を締結）を完了した後、3か月以内であるが、特定行政庁の許可を受けて、2年以内とすることができる。ただし、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）に基づき、政令で指定されたものに係る応急仮設住宅については、さらに期間を延長することができる。

(6) 費用

救助法及び関係法令の定めるところによる。

(7) 維持管理

知事が設置した場合、その維持管理は、町長に委任する。

(8) 運営管理

町及び道は、応急仮設住宅の運営管理に当たって、安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入れに配慮する。

#### 4 平常時の規制の適用除外措置

町は、著しく異常かつ激甚な非常災害により避難所又は応急仮設住宅が著しく不足し、被災者に対して住居を迅速に提供することが特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、避難所又は応急仮設住宅に関し、スプリンクラー等の消防用設備等の設置義務に関する消防法第17条の規定の適用の除外措置があることに留意する。

#### 5 住宅の応急修理

(1) 対象者

ア 住宅が半壊、半焼し、又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者。

イ 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住宅が半壊した者。

(2) 応急修理実施の方法

応急修理は、応急仮設住宅の建設に準じて行う。

(3) 修理の範囲と費用

ア 応急修理は、居室、炊事場及びトイレ等日常生活に欠くことのできない部分で必要最小限とする。

イ 費用は、救助法及び関係法令の定めるところによる。

#### 6 災害公営住宅の整備

(1) 災害公営住宅は、大規模な災害が発生し、住宅の被害が次に掲げる項目の1以上に達した場合に滅失した住宅に居住していた低額所得者に賃貸するため、国から補助を受けて整備し、入居者の受入れを行う。

ア 地震、暴風雨、洪水、高潮その他の異常な天然現象による災害の場合

(イ) 被災地全域の滅失戸数が500戸以上のとき。

(ロ) 1市町村の区域内の滅失戸数が200戸以上のとき。

(ハ) 滅失戸数がその市町村の区域内の住宅戸数の1割以上のとき。

## イ 火災による場合

- (ア) 被災地域の滅失戸数が200戸以上のとき。
- (イ) 滅失戸数がその市町村の区域内の住宅戸数の1割以上のとき。

## (2) 整備及び管理者

災害公営住宅は町が整備し、管理する。ただし、知事が道において整備する必要を認めたときは道が整備し、整備後は公営住宅法（昭和16年法律第193号）第46条の規定による事業主体の変更を行って町に譲渡し、管理は町が行う。

## (3) 整備管理等の基準

災害公営住宅の整備及びその管理はおおむね次の基準によるものとする。

## ア 入居者資格

- (ア) 当該災害発生の日から3年間は当該災害により住宅を失った者であること。
  - (イ) 収入分位50%(月収259,000円)を限度に地方公共団体が条例で定める収入以下の者であること。
- ただし、当該災害発生の日から3年を経過した後は、通常の公営住宅と同じ扱いとする。
- (ウ) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。

## イ 構造

再度の被災を防止する構造とする。

## ウ 整備年度

原則として当該年度、やむを得ない場合は翌年度

## エ 国庫補助

- (ア) 建設、買取りを行う場合は当該公営住宅の建設、買取りに要する費用の2/3。ただし、激甚災害の場合は3/4
- (イ) 借上げを行う場合は住宅共用部分工事費の2/5

## 7 応急仮設住宅設置及び住宅応急修理の記録

町は、応急仮設住宅の建設及び住宅応急修理を実施した場合は、「資料7-7 災害救助法関連様式」に準じてその状況を記録する。

## 第4 資材等の調達

町長は、建築資材、暖房用燃料等の調達が困難な場合は、知事にあつせんを依頼する。

## 第5 住宅の応急復旧活動

町は、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進する。

資料編〔資料7-7〕 災害救助法関連様式
----------------------

## 第26節 障害物除去計画

### 第1 基本方針

町は、災害時における緊急な応急措置の実施に障害となっている工作物、山崩れ、がけ崩れ及び浸水等によって、道路、河川、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で住民の生命、身体及び財産等に危険を及ぼし、又は日常生活に著しい支障を及ぼしている障害物を除去し、応急対策の万全を図るものとする。

### 第2 実施責任

#### 1 道路、河川及び海岸に障害を及ぼしているものの除去

道路及び河川に障害を及ぼしているものの除去は、道路法（昭和27年法律第180号）、河川法（昭和39年法律第167号）及び海岸法（昭和31年法律第101号）に定めるそれぞれの管理者が行うものとし、災害の規模及び障害の内容等により、各管理者は相互に協力して実施する。

なお、住居又はその周辺については、本町に救助法が適用された場合は、町長が知事の委任により行う。

#### 2 鉄道等に障害を及ぼしているものの除去

鉄道等に障害を及ぼしているものの除去は、鉄道事業法（昭和61年法律第92号）その他の法律により定められている当該施設の所有者が行う。

#### 3 海上で障害を及ぼしているものの除去

海上で障害を及ぼしているものの除去は、「本章 第14節 交通応急対策計画」の定めるところによる。

### 第3 障害物除去の対象

災害時における障害物の除去は、住民の生活に著しい支障及び危険を与え、又は与えると予想される場合並びにその他公共的立場から必要と認めたとときに行うものとするが、その概要は次のとおりである。

- 1 住民の生命財産等を保護するために速やかにその障害の排除を必要とする場合
- 2 障害物の除去が交通の安全と輸送の確保に必要な場合
- 3 河川における障害物の除去は、それによって河川の流れをよくし、溢水の防止と護岸等の決壊を防止するため必要と認める場合
- 4 その他公共的立場から除去を必要とする場合

### 第4 障害物の除去

#### 1 実施方法

- (1) 実施責任者は、自らの応急対策資機材を用い、又は状況に応じ自衛隊及び土木業者の協力を得て、速やかに障害物の除去を行う。
- (2) 障害物除去の方法は、原状回復ではなく応急的な除去に限るものとする。

#### 2 除去した障害物の集積場所

- (1) 除去した障害物は、それぞれの実施機関において付近の遊休地を利用し、集積する。

(2) 町は、北海道財務局及び道と相互に連携しつつ、公共用地等の有効活用に配慮する。

### 3 工作物等の保管

- (1) 工作物を保管したときは、保管を始めた日から14日間その工作物名簿を公示する。
- (2) 保管した工作物等が滅失、破損するおそれのあるとき、又はその保管に不相当の費用・手数を要するときは、その工作物を売却し代金は保管する。

### 4 費用の限度及び期間

救助法の定めに基づいて行う。

### 5 実施状況の記録

障害物を除去した場合は、「資料7-7 災害救助法関連様式」に基づいてその状況を記録する。

## 第5 放置車両の除去

放置車両の除去については「本章 第14節 交通応急対策計画」に定めるところによる。

資料編〔資料7-7〕 災害救助法関連様式

## 第27節 文教対策計画

### 第1 基本方針

町は、災害時において、児童生徒等の安全を確保するとともに、通常の教育活動に支障を来した場合の応急対策を講ずる。

また、文化財の保全等に努めるものとする。

### 第2 実施責任

#### 1 学校管理者等

##### (1) 防災上必要な体制の整備

災害時に迅速かつ適切な対応を図るため、各学校では平素から災害種別に応じた安全確保に努めるとともに、災害に備えた職員等の任務の分担、相互の連携、時間外における職員の参集等についての体制を整備する。

##### (2) 児童生徒の安全確保

###### ア 在校中の安全確保

在校中の児童生徒の安全を確保するため、児童生徒に対して防災上必要な安全教育を行うとともに、災害時に迅速かつ適切な行動をとることができるよう防災訓練等の実施に努める。

###### イ 登下校時の安全確保

登下校時の児童生徒の安全を確保するため、情報の収集や伝達の方法、児童生徒の誘導方法、保護者との連携方法、緊急通学路の設定及びその他登下校時の危険を回避するための方法等について計画を立てるとともに、あらかじめ教職員、児童生徒、保護者及び関係機関に周知・徹底を図る。

##### (3) 施設の整備

文教施設、設備等を災害から防護するため、日常点検や定期点検を行い、危険箇所あるいは要補修箇所の早期発見に努めるとともに、これらの改善を図る。

## 2 長万部町・北海道

応急教育対策及び文化財保全対策を講ずる。

なお、救助法を適用した場合の児童生徒に対する教科書、文房具等の給与は町長が知事の委任により実施する。

## 第3 応急対策実施計画

町及び学校管理者は、相互に連携の下、次のとおり応急対策を実施する。

### 1 休校措置

#### (1) 授業開始後の場合

授業開始後において災害が発生し、又は発生が予想される気象条件となったときは、各学校長は自らの判断に基づき、又は教育委員会の指示により休校措置をとることとする。この場合、下校についての注意事項を十分徹底させるとともに、必要ある場合は教師が地区別に引率するなどの措置を講ずる。

また、休校等の措置については、教育委員会に報告する。

#### (2) 登校前の場合

休校措置を登校前に決定したときは、学校長は直ちにその旨を各学校があらかじめ定める伝達方法に従い各児童生徒に周知するとともに、教育委員会に報告する。

### 2 施設の確保と復旧対策

災害により学校施設に被害があった場合は、被害の程度により、速やかに応急処理を行い、施設の確保に努めるものとするが、教室が授業に使用できない場合は、おおむね次の基準により応急授業を行う。

#### (1) 校舎の一部が使用不能となった場合

特別教室、屋内体育施設等を利用し、なお不足するときは二部授業等の方法をとるなどして授業の確保に努める。

#### (2) 校舎の大部分又は全部が使用不能となった場合

公民館等公共施設又は最寄りの学校の校舎等を利用し、授業の確保に努める。

#### (3) 仮校舎等の建築

上記において施設の確保ができない場合は、仮校舎、仮運動場を建築するなどの対策を講じ、又は渡島教育局を通じて道教育委員会に対し、施設のあっせんを要請する。

### 3 教育の要領

(1) 災害状況に応じた特別の教育計画を立て、できるだけ授業の確保に努める。特に授業の実施が不可能な場合にあっても家庭学習の方法等について指導し、学力の低下を防ぐように努める。

(2) 特別の教育計画による授業の実施に当たっては、次の点に留意する。

ア 教科書、学用品等の損失状況を考慮し、学習の内容、方法が児童生徒の過度の負担にならないよう配慮する。

イ 公民館が避難所になっている場合など、教育活動の場所として学校以外の施設を利用する場合は、授業の効率化、児童生徒の安全確保に留意する。

ウ 通学路その他の被害状況に応じ、通学の安全について遺漏のないよう指導する（集団登下校の際は、地域住民、関係機関、団体、保護者の協力を得る。）。

エ 学校に避難所が開設された場合には、特に児童生徒の指導・管理に注意するとともに、避難

の受入れが授業の支障とならないよう留意する。

オ 教育活動の実施に当たっては、被災による精神的な打撃によって児童生徒に生じやすい心理的な障がいには十分に配慮する。

(3) 災害復旧については、教育活動に支障のない限り可能な協力をする。

#### 4 教職員の確保

教育職員の被災状況を把握するとともに、道教育委員会と緊密な連絡をとり、教育職員の確保に努め、又管内の教育職員の臨時配置計画を作成して、教育に支障を来さないように努める。

#### 5 授業料の減免、修学制度の活用援助

高等学校の生徒が被害を受けた場合は、道教育委員会が必要に応じて次の措置を講ずる。

- (1) 保護者又は本人の申請に基づく授業料等の減免
- (2) 公益財団法人北海道高等学校奨学会で実施する奨学金等の活用周知

#### 6 学校給食対策

##### (1) 施設の復旧

給食施設設備が被災したときは、できるかぎり給食の継続が図られるよう応急措置を講ずる。

##### (2) 原料の確保

給食用物資が被災したときは、米穀、小麦、脱脂粉乳及び牛乳について、関係機関と連絡の上、直ちに緊急配送を行うものとし、その他の物資については応急調達に努める。

##### (3) 衛生管理

給食施設及び物資が被災した場合は、衛生管理には特に注意し、食中毒などの事故防止に万全の措置を講ずる。

#### 7 衛生管理対策

学校が避難所として使用される場合は、次の点に留意をして保健管理の徹底に努める。

- (1) 校舎内、特に水飲み場、トイレは常に清潔にして消毒に万全を期すること。
- (2) 校舎の一部に被災者を受け入れて授業を継続する場合、受入場所との間をできるだけ隔絶すること。
- (3) 受入施設としての使用が終わったときは、校舎全体の清掃及び消毒を行うとともに便槽のくみ取りを実施すること。
- (4) 必要に応じて児童生徒の健康診断を実施すること。

### 第4 教材、学用品等の調達及び給与

町は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼、床上浸水等によって学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある児童生徒に対して教科書、文房具及び通学用品を調達し、給与するものとし、その費用及び期間は、救助法の定めに準じて行う。

また、救助法が適用された場合は、救助法施行規則（昭和22年総理庁・内務省・大蔵省・厚生省・運輸省令第1号）に基づき迅速な措置を講ずる。

#### 1 調達方法

##### (1) 教科書及び教材の調達

被災学校別、学年別、使用教科書別にその数量を速やかに調査し、道教育委員会に報告するとともに、その指示に基づき、教科書供給書店等に連絡して供給を受ける。

また、町内の他の学校及び他の市町村に対し、使用済みの教科書の供与を依頼する。

## (2) 学用品の調達

道教育委員会から送付を受けたものを配布するほか、町内学用品取扱店から購入する。

## 2 給与方法

学校長と緊密な連絡を保ち、支給の対象となる児童生徒を調査把握した上で、各学校長を通じて対象者に給与する。

## 3 救助法が適用されない場合の措置

被災の状況により、救助法が適用された場合に準じて行う。

## 4 給与状況の記録

学用品の給与を行った場合は「資料7-7 災害救助法関連様式」に準じてその状況を記録する。

## 第5 文化財保全対策

文化財保護法（昭和25年法律第214号）、北海道文化財保護条例（昭和30年北海道条例第83号）及び長万部町文化財保護条例（昭和37年長万部町条例第19号）による文化財（有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群）の所有者並びに管理者は、常に当該指定物件の保全、保護に当たり、災害が発生したときは、町に被害状況を連絡するとともに、その復旧に努める。

資料編〔資料5-14〕	埋蔵文化財遺跡・包蔵地
〔資料7-7〕	災害救助法関連様式

## 第28節 行方不明者の捜索及び遺体の収容・処理・埋葬計画

### 第1 基本方針

町は、災害により行方不明となった者の捜索及び遺体の収容、処理、埋葬等を適切に実施する。

### 第2 実施責任

#### 1 長万部町・日本赤十字社北海道支部

関係機関相互の協力の下、警察、自衛隊あるいは民間協力団体等の協力を得て、行方不明となった者の捜索及び遺体の収容、処理、埋葬等を実施する。

なお、救助法が適用された場合は、町長が知事の委任により行うものとするが、遺体の処理のうち、洗浄等の処置及び検案については、知事の委託を受けた日本赤十字社北海道支部が行う。

#### 2 八雲警察署・函館海上保安部

行方不明者の捜索、死体見分等を実施する。

### 第3 実施の方法

#### 1 行方不明者の捜索

##### (1) 捜索の対象

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の状況により既に死亡していると推定される者

## (2) 搜索の実施

町は、消防、警察等に協力を要請して搜索班を編成して搜索を実施するものとし、被災の状況によっては、地域住民の協力を得て実施する。

## (3) 搜索の要請

町は、単独での搜索の実施が困難であり、近隣市町村の応援を要する場合、又は町において被災し、行方不明者が流失により他の市町村に漂着していると考えられる場合は、関係市町村に対し、次の事項を明示して搜索を要請する。

- ア 行方不明者が漂着又は埋没していると思われる場所
- イ 行方不明者数及び氏名、性別、年齢、容ぼう、特徴、着衣等
- ウ 応援を要請する人員、又は船艇、機械器具等

## (4) 変死体の届け出

町は、変死体を発見した場合、直ちに警察官又は海上保安官に届け出を行う。  
また、所要の措置を経た後に引き渡された場合は、遺体の処理を実施する。

## 2 遺体の処理

## (1) 対象者

災害の際に死亡した者で災害による社会混乱のため、その遺族等が遺体の処理を行うことができない者

## (2) 処理の範囲

- ア 遺体の収容及び一時保存（町）
- イ 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理（日本赤十字社北海道支部）
- ウ 検案（日本赤十字社北海道支部）
- エ 死体見分（警察官、海上保安官）

## (3) 安置場所の確保

遺体の安置場所は、町内の寺院、公共建物、公園等収容に適切な場所を選定するが、適切な既存建物がない場合は、天幕等を設置して安置場所とする。

また、町は、遺体安置場所の確保について、発災時はもとより、日頃から八雲警察署との連携を図り、事前の確保に努める。

## (4) 収容及び処理

## ア 遺体の収容（一時保存）

(ア) 遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時間に埋葬ができない場合、町は、必要に応じて町内の医師、地域住民等の協力を求め、遺体を安置場所に安置し、埋葬の処理をするまで保存する。

(イ) 遺体の身元が判明している場合は、死亡した者の遺族等又は当該市町村長に連絡の上、引き渡す。ただし、被災地域が災害発生直後において、災害による混乱のため遺族等が直ちに引き取ることができない場合は、関係機関と連携の下、町において処理する。

(ウ) 身元が判明しない場合、遺族等による身元確認が困難な場合、又は引取人がいない場合は、死体の洗浄、縫合、消毒及び一時的な保管をすると同時に、死体の特徴の記録及び所持品を保管する。

## イ 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理

遺体識別のため、洗浄、縫合、消毒をし、また、遺体の撮影により身元確認の措置をとる。

## ウ 検案、見分

死因その他の医学的検査を行う。

## 3 遺体の埋葬

## (1) 対象者

災害時の混乱の際に死亡した者及び災害のため埋葬を行うことが困難な場合又は遺族のいない遺体

## (2) 埋葬の方法

ア 町は、遺体を土葬又は火葬に付し、又は棺、骨つぼ等を遺族に支給するなど、現物給付をもって行う。

イ 身元不明の遺体等については警察その他関係機関に連絡し、その調査に当たるが、一定期間経過しても身元が判明しない場合は、行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治 32 年法律第 93 号）の規定により処理し、埋葬に当たっては土葬又は火葬とする。

## (3) 広域火葬の調整等

町は、大規模災害等により、平常時に使用している火葬場の能力だけでは当該遺体の火葬を行うことが不可能になった場合、又は火葬場が被災して稼働できなくなった場合は、道に対し、広域火葬の調整を要請する。

## (4) 平常時の規制の適用除外措置

町及び墓地・納骨堂・火葬場の管理者は、著しく異常かつ激甚な非常災害であって、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の特に必要があると認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、埋葬及び火葬に関する各種証明・許可証が同一の市町村で発行されない場合等に対応し、厚生労働大臣が、その定める期間に限り、墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年法律第 48 号）第 5 条及び第 14 条に規定する手続きの特例を定めることができることに留意する。

## 4 実施状況の記録

町は、行方不明者の搜索、遺体処理及び埋葬した場合は、「資料 7-7 災害救助法関連様式」に準じてその状況を記録する。

資料編 [資料 5-12]	火葬場施設
[資料 5-13]	遺体埋葬場所
[資料 7-7]	災害救助法関連様式

## 第 29 節 家庭動物等対策計画

## 第 1 基本方針

町は、動物愛護及び被災者支援の観点から、飼い主不明や負傷した家庭動物の保護や、同行避難時の適切な飼育指導等の家庭動物の救護を行う。

## 第 2 実施責任

## 1 長万部町

被災地における逸走犬等の管理を行う。

なお、町単独で措置を講ずることが困難な場合は、近隣市町村及び道に応援を求め、実施する。

### 第3 家庭動物等の取扱い

- 1 動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年北海道条例第3号。以下、本節において「条例」という。）に基づき、災害時においても、動物の健康及び安全を保持し、適正に取り扱う。
- 2 町は、災害時において、道及び関係団体の協力を得て、逸走犬等を保護・収容するなど適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図る。

### 第4 同行避難

避難所への家庭動物との同行避難に関して、市町村等は家庭動物の種に応じた同行避難が可能な避難所について予め調整しておくとともに、災害時には家庭動物との同行避難が円滑に行われるよう家庭動物同行避難の開設状況を広報する。

また、平時から災害への備えについて家庭動物の飼い主に啓発するとともに、災害時には、条例第6条第1項第4号の規定に基づき、動物の飼い主は自らの責任により、同行避難（飼養している動物を伴い、安全な場所まで避難すること）を行う。

## 第30節 応急飼料計画

---

### 第1 基本方針

町は、災害に際し、家畜飼料を確保するため、必要な措置を講ずる。

### 第2 実施責任

#### 1 長万部町

被災農家の家畜飼料等の確保に努める。

なお、町単独で措置を講ずることが困難な場合は、近隣市町村及び道に応援を求め、実施する。

### 第3 実施の方法

町長は、被災農家の家畜飼料等の確保ができないときは、応急飼料、転飼場所及び再播用飼料作物種子のあっせん区分により、次の事項を明らかにした文書をもって渡島総合振興局長を通じ、道農政部長に応急飼料のあっせんを要請できる。

#### 1 飼料（再播用飼料作物種子を含む。）

- (1) 家畜の種類及び頭羽数
- (2) 飼料の種類及び数量（再播用種子については、種類、品質、数量）
- (3) 購入予算額
- (4) 農家戸数等の参考となる事項

#### 2 転飼

- (1) 家畜の種類及び頭数
- (2) 転飼希望期間
- (3) 管理方法（預託、附添等）

- (4) 転飼予算額
- (5) 農家戸数等の参考となる事項

## 第31節 廃棄物等処理計画

### 第1 基本方針

町は、災害時における被災地のごみ収集、し尿のくみ取り、災害に伴い生じた廃棄物の処理処分及び死亡獣畜の処理等（以下「廃棄物等の処理」という。）の業務について、迅速かつ的確に必要な措置を講じ、生活環境の保全、公衆衛生の確保、さらに、被災地での応急対策や復旧・復興の円滑な実施を図るものとする。

なお、住居又はその周辺に運ばれた土砂、樹木等の除去については「本章 第26節 障害物除去計画」に定めるところによる。このほか、廃棄物等処理については、「長万部町災害廃棄物処理計画」を準用する。

### 第2 実施責任

#### 1 長万部町

- (1) 被災地における廃棄物等の処理を行う。

なお、損壊家屋等の災害廃棄物や避難所から排出される生活ごみ及びし尿の処理及び廃棄物処理施設の被災等により、町のみで処理することが困難な場合は、近隣市町村及び道に応援を求め、実施する。

- (2) 被災地における死亡獣畜の処理は所有者が行うものとするが、所有者が不明であるとき又は所有者が処理することが困難なときに実施する。

### 第3 廃棄物等の処理方法

#### 1 廃棄物等の処理体制の確立

ごみ、し尿については委託業者が町長の指示又は要請により実施するが、これらの者が独自で実施することができない場合の応援並びにへい獣の処理は厚生班・産業経済班が実施する。

また、損壊家屋の解体を実施する場合には、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第9条に基づき適切な分別解体を行うものとする。この際、適切な処理が確保されるよう、解体業者、廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行う。

#### 2 ごみ及びし尿の収集、運搬及び処分

町は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条の2第2項及び第3項、第12条第1項並びに第12条の2第1項に規定する基準に従い所要の措置を講ずる。

なお、基本法に基づき、環境大臣が町域において「廃棄物処理特例地域」を指定した場合には、基本法第86条の5の規定に従い必要な措置を講ずる。

- (1) ごみ処理

ア 食物の残廃物を優先収集すること。

イ 処理方法は、ごみ処理施設を使用することを原則とし、施設が被災した場合等に埋立ての方

法をとる。

(2) し尿処理

ア 収集不能地域に対しては容器を配付すること。

イ 処理方法は、し尿処理施設を使用することを原則とし必要に応じ簡易処理場を設置することとする。

### 3 死亡獣畜の処理

死亡獣畜の処理は、死亡獣畜取扱場（以下、本節において「取扱場」という。）において行う。ただし、取扱場のない場合又は運搬することが困難な場合は、渡島総合振興局保健環境部長の指導を受け、次により処理することができる。

- (1) 環境衛生上他に影響を及ぼさないよう配慮して埋却及び焼却の方法で処理する。
- (2) 移動できないものについては、八雲保健所長の指導を受け臨機の措置を講ずる。
- (3) 上記(1)及び(2)において埋却する場合にあつては1 m以上覆土する。

## 第4 計画の実効性の向上

町は、定期的に災害廃棄物処理に関する研修、訓練を実施するとともに、必要に応じて、災害廃棄物処理計画の見直しを行い、計画の実効性の向上に努めるものとする。

資料編〔資料5-11〕 廃棄物処理施設等

## 第32節 災害ボランティアとの連携計画

### 第1 基本方針

大規模な災害が発生した場合、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、防災関係機関だけでは十分に対応することができないことが予想されるため、町は、防災ボランティア活動指針に基づき、関係機関と連携を図りつつ、ボランティアニーズを把握するとともに、日本赤十字社北海道支部又は各種ボランティア団体・NPOからの協力の申入れ等により、災害応急対策の実施について労務の協力を受け、効率的な災害応急活動の実施に努める。

### 第2 ボランティア団体・NPOの活動

ボランティア団体・NPOに依頼する活動の内容は、主として次のとおりとする。

- 1 災害・安否・生活情報の収集・伝達
- 2 炊き出し、その他の災害救助活動
- 3 高齢者、障がい者等の介護、看護補助
- 4 清掃及び防疫
- 5 災害応急対策物資、資機材等の輸送及び仕分け・配分
- 6 被災建築物の応急危険度判定
- 7 応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
- 8 災害応急対策事務の補助
- 9 救急救助活動

- 10 医療・救護活動
- 11 外国語通訳
- 12 非常通信
- 13 被災者の心のケア活動
- 14 被災した母子及び父子のケア活動
- 15 被災動物の保護・救助活動
- 16 ボランティア・コーディネート

### 第3 ボランティアの受入れ

町は、道、日本赤十字社北海道支部、長万部町社会福祉協議会、その他関係団体等と相互に協力し、ボランティア活動に関する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受入れ及びその調整のほか、ボランティア活動をコーディネートする人材の配置等、被災地の早期復旧に向け、ボランティアの受入体制の確保に努める。

また、ボランティアの受入れに当たっては、ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティア活動の拠点を提供するなど、その活動が円滑に行われるよう必要な支援に努める。

### 第4 ボランティア活動の環境整備

町は、災害時において、ボランティア活動が迅速かつ円滑に行われるよう、長万部町社会福祉協議会等と連携のほか、国が整備する登録団体データベースを活用し、専門的なノウハウや技術力を有する登録被災者援護協力団体とも連携し、災害ボランティアセンターの早期設置を進めるとともに、ボランティア活動の調整を行う体制や活動拠点の確保等に努める。

## 第33節 労務供給計画

---

### 第1 基本方針

町は、災害時における応急対策に必要なときは、一般労働者の供給を受け、災害対策の円滑な実施を図るものとする。

### 第2 実施責任

#### 1 長万部町

災害応急対策の実施に労務者を必要とするときは、必要な作業従事者の雇上げを行う。

また、必要に応じて八雲公共職業安定所長に対し、求人申し込みを行う。

#### 2 公共職業安定所

労務者の求人申し込みを2つの機関以上から受けた場合は、緊急度等を勘案してその必要度の高いものより紹介する。

### 第3 労務者の雇上げ

町は、活動要員等の人員が不足し、又は特殊作業のため労働力が必要なときは、労務者を雇上げ、災害対策の円滑な実施を図る。

## 1 労務者雇上げの範囲

- (1) 土木、清掃作業等災害応急対策のための雇用
- (2) 行方不明者の捜索及び処理及び埋葬のための雇用
- (3) 救出機械器具操作のための雇用
- (4) 避難及び医療助産の輸送のための雇用
- (5) 飲料水の運搬給水のための雇用

## 2 動員の要請

各班長は、応急対策のため作業員を必要とする場合は、次の事項を明示して賃金作業員の配備を産業経済班に要請する。

要請を受けた産業経済班は、速やかに労務供給計画を樹立し、町長へ報告する。

- (1) 作業従事者を必要とする理由
- (2) 作業の内容
- (3) 従事する場所
- (4) 就労予定期間
- (5) 所要人員数
- (6) その他参考事項

## 3 作業従事者の雇上げ方法

- (1) 長万部町建設協会等に対し、作業従事者の提供を要請する。
- (2) 新聞へチラシ折込み、及び広報車等による求人広告を行う。

## 4 公共職業安定所への要請

町長は、災害応急対策の実施に労務者を必要とするときは、八雲公共職業安定所長に対し、文書又は口頭により求人申込みをする。

- (1) 職業別、所要労働者数
- (2) 作業場所及び作業内容
- (3) 期間及び賃金等の労働条件
- (4) 宿泊施設等の状況
- (5) その他必要な事項

## 5 賃金及びその他の費用負担

- (1) 労務者に対する費用は、その求人を行った者（町）が負担する。
- (2) 労務者に対する賃金は、その地域における同種の業務及び同程度の技能に係る賃金水準を上回るよう努める。

---

# 第34節 災害救助法の適用と実施

---

## 第1 基本方針

災害が一定規模以上で、かつ応急的な救助を必要とする場合、町は、速やかに救助法の適用を申請するとともに、救助法による救助の実施により、被災者の保護と社会秩序の保全を図るものとする。

## 第2 救助法の適用基準

### 1 災害が発生した場合

救助法施行令（昭和22年政令第225号）第1条第1項第1号～第4号の規定による本町における適用基準は次のとおりである。

#### 救助法の適用基準

被害区分 町の人口	町単独の場合の 住家滅失世帯数	相当広範囲な場合 (全道2,500世帯以上) の住家滅失世帯数	被害が全道にわたり、12,000世帯以上の住家が滅失した場合
5,000人以上 15,000人未満	40	20	町の被害状況が特に救助を必要とする状態にあると認められたとき。
摘要	<p>1 住家被害の判定基準</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・滅失：全壊、全焼、流失 住家が全部倒壊、流失、埋没、焼失したもの又は損壊が甚だしく、補修により再使用することが困難で具体的には、損壊、焼失又は流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達したもの、又は住家の主要な要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、50%以上に達した程度のもの</li> <li>・半壊、半焼：2世帯で滅失1世帯に換算 住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分の床面積が、その住家の延床面積の20～70%のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、20%以上50%未満のもの</li> <li>・床上浸水：3世帯で滅失1世帯に換算 床上浸水、土砂の堆積等により、一時的に居住することができない状態となったもの</li> </ul> <p>2 世帯の判定</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 生計を一にしている実際の生活単位をいう。</li> <li>(2) 会社又は学生の寮等は、各々が独立した生計を営んでいると認められる場合、個々の生活実態に即し、判断する。</li> </ol>		

### 2 災害が発生するおそれがある場合

災害が発生するおそれがある段階において、国が災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置し、所管区域を告示した場合で、当該所管区域内の市町村において現に救助を必要とする者に対して行う。

## 第3 救助法の適用手続き

### 1 救助法の適用要請

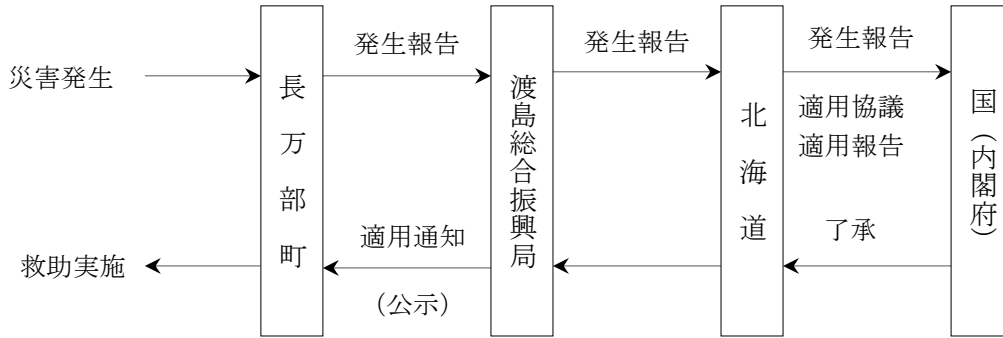
町長は、町における災害が救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当するおそれがある場合には、直ちに次の事項を渡島総合振興局長に報告するとともに、被災者が現に救助を要する状態である場合は、併せて救助法の適用を要請する。

- (1) 災害発生の日時及び場所
- (2) 災害の原因及び被害の状況
- (3) 救助法の適用を要請する理由
- (4) 救助法の適用を必要とする期間
- (5) 既にとった救助措置及び今後の救助措置の見込み
- (6) その他必要な事項

## 2 適用要請の特例

災害の事態が急迫し、知事による救助の実施を待ついとまがない場合、町長は、救助法の規定による救助を行い、その状況を直ちに渡島総合振興局長に報告し、その後の処置について指示を受ける。

救助法の適用手続き系統図



## 第4 救助の実施

### 1 実施機関

救助法による救助は、知事（渡島総合振興局長）が行う。ただし、町長は、知事から救助の実施について、個別の災害ごとに救助に関する事務の一部を委任された場合は、自らの判断責任において実施する。

### 2 救助の種類等

救助法による救助は、同法に基づき、下表（救助法による救助の種類等）に掲げるもののうち、当該災害により現に救助を必要とする者に対し、必要と認める救助を実施する。

なお、知事は、町長が実施した方がより迅速に災害に対処できると判断される救助の実施については、町長へ個別の災害ごとに救助に関する事務を通知により委任する。

救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準等は、北海道における救助法施行細則（昭和31年規則第142号）の定めるところによるが、やむを得ない特別の事情があるときは、応急救助に必要な範囲内において特別基準の設定について内閣総理大臣と協議する。

### 3 実施状況の記録

町は、救助法に基づく救助を実施した場合は、「資料7-7 災害救助法関連様式」に準じてその状況を記録する。ただし、災害直後の混乱時のため、これらの帳簿書式等の整備ができない場合には、これらに代わる何らかの書類等を整備・保存しておくものとする。

救助の種類	主な対象者	実施者区分
避難所の設置 (供与)	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者</li> <li>災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者</li> </ul>	町・日赤支部 町
応急仮設住宅 の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	対象者、対象箇所の選定：町 設置：道 (但し、委任したときは町)

救助の種類	主な対象者	実施者区分
炊き出しその他による食品の給与	避難所に避難している者又は住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	町
飲料水の供給	災害のために現に飲料水を得ることができない者	町
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水、全島避難等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	町
医療	災害により医療の途を失った者	救護班：道・日赤道支部 (但し、委任したときは町)
助産	災害発生の日以前又は以後の7日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失った者	救護班：道・日赤道支部 (但し、委任したときは町)
被災者の救出	災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出する者	町
福祉サービスの提供	災害のため現に被害を受け、避難生活において配慮を必用とする災害時要配慮者（高齢者、障がい者、子ども、妊産婦その他の者）	設置：道（但し、委任したときは町）
被災した住宅の応急修理	災害のため住宅が半壊（焼）又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者 など	町
学用品の給与	災害により住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水による損失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒（幼稚園児、専門学校生、大学生等は対象外）	町
埋葬	災害の際死亡した者を対象に、実際に埋葬を実施する者に支給	町
遺体の捜索	災害のため現に行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情により、すでに死亡していると推定される者を捜索する	町
遺体の処理	災害の際死亡した者に、死体に関する処理（埋葬を除く）をする	町・日赤道支部
障害物の除去	半壊（焼）又は床上浸水した住家であって、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で一時的に居住できない状態にあり、自力では当該障害物を除去できない者	町

#### 4 救助の程度、方法及び期間

災害救助法が適用された場合の救助の程度、方法及び期間については、災害救助法施行細則第12条によるものとする。

なお、災害救助法施行細則第12条により救助の適切な実施が困難な場合には、知事は、内閣総理大臣に協議し、同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

#### 5 救助に必要とする措置

知事は、救助を行うために必要とする場合における関係者に対する従事命令、協力、物資の収用、立入検査等を、その緊急の限度においてそれぞれ救助法及び同施行令、規則並びに細則の定めにより公用令書その他所定の定めにより実施するものとし、同法第5条、第6条により行う指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長が公用令書等によって行う職務について相互に協力をしなければならない。

### 第5 基本法と救助法の関連

基本法の定めるところによる災害について、救助法が適用された場合における救助事務の取扱いに

については、救助法の適用時期等によりその責任を明らかにしなければならない。

資料編〔資料7-7〕 災害救助法関連様式

## 第3章 災害復旧・被災者援護計画

災害が発生した際には、速やかに、被災施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興へとつなげていく必要がある。このため町は、住民の意向を尊重しながら、国、道、関係機関等の協力と適切な役割分担の下、被災者生活再建及び経済の復興、再度災害防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域づくりを目指すとともに、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り円滑かつ迅速な復旧・復興を図るものとする。

### 第1節 災害復旧計画

#### 第1 基本方針

町は、防災関係機関との適切な役割分担及び連携の下、被災地域の特性や被災状況、関係する公共施設管理者の意向等を勘案し、被災後に早期かつ的確に復興まちづくりを行えるよう、事前復興まちづくり計画策定等の復興事前準備に努めるものとする。迅速な原状復旧を目指すのか、災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すのかについて早急に検討し、基本となる方向を定め、又はこれに基づき計画を作成することにより、計画的に災害復旧事業を実施する。

あわせて、災害に伴い生じた廃棄物については、広域的な処理を含めた計画的な収集・運搬・処分により、迅速かつ適切に廃棄物処理を行う。

なお、著しく異常かつ激甚な非常災害が発生し、国に緊急災害対策本部が設置され、当該災害からの復興を推進するため特別の必要があると認めるときは、大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）に基づき、被災地の復興を図るため必要となる措置を行う。

#### 第2 実施責任

指定地方行政機関の長、地方公共団体の長、その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他法令の規定により災害復旧の実施について責任を有する者が実施する。

#### 第3 復旧事業計画

公共施設の災害復旧事業計画は、おおむね次の計画とする。

##### 1 公共土木施設災害復旧事業計画

- (1) 河川
- (2) 海岸
- (3) 砂防設備
- (4) 林地荒廃防止施設
- (5) 地すべり防止施設
- (6) 急傾斜地崩壊防止施設
- (7) 道路
- (8) 漁港
- (9) 下水道

## (10) 公園

- 2 農林業施設災害復旧事業計画
- 3 都市施設災害復旧事業計画
- 4 上水道災害復旧事業計画
- 5 住宅災害復旧事業計画
- 6 社会福祉施設災害復旧事業計画
- 7 公共医療施設、病院等災害復旧事業計画
- 8 学校教育施設災害復旧事業計画
- 9 社会教育施設災害復旧事業計画
- 10 その他災害復旧事業計画

**第4 災害復旧予算措置**

災害復旧事業、その他関係事業に要する費用は、別に法律の定めるところにより、予算の範囲内において、国及び道が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる。

なお、事業別の国庫負担及び補助率は、おおむね「資料6-2 事業別国庫負担等一覧」のとおりである。

**第5 激甚災害に係る財政援助措置**

著しく激甚である災害が発生した場合、町は、道と連携の下、被害の状況を速やかに調査把握し、早期に、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）による激甚災害の指定が受けられるよう措置して、公共施設の災害復旧事業が円滑に行われるよう努める。

資料編〔資料6-2〕 事業別国庫負担等一覧
-----------------------

**第2節 被災者援護計画****第1 基本方針**

町は、災害からの速やかな復旧を図るとともに、被災者等の生活再建に向け、住まいの確保や生活資金の援助等、きめ細かな支援対策を講ずる。

**第2 罹災証明書の交付****1 罹災証明書の交付体制の確立**

町は、被災者に対する各種支援措置を早期に実施するため、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立する。

なお、町長は、罹災証明書のうち、火災に起因するものの交付に関する事務について、必要に応じて消防長等に消防法による火災損害調査の結果に基づき行わせることとすることができる。

**2 罹災証明書の交付**

- (1) 町長は、町域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があったときは、遅滞なく、住家の被害その他町長が定める種類の被害の状況を調査し、罹災証明書を交付しなければならない。
- (2) 町は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討

する。

- (3) 町は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明する。
- (4) 町は、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。
- (5) 町は、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。
- (6) 町は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や不動産鑑定士や行政書士等の士業団体その他の民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。

### 第3 被災者台帳の作成及び台帳情報の利用・提供

#### 1 被災者台帳の作成

- (1) 町長は、町域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があると認めるときは、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、国のクラウド型被災者支援システム等の被災者業務を支援するシステムを活用するなどを積極的に検討するものとする。

- (2) 被災者台帳には、被災者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録する。

ア 氏名

イ 生年月日

ウ 性別

エ 住所又は居所

オ 住家の被害その他町長が定める種類の被害の状況

カ 援護の実施の状況

キ 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由

ク 電話番号その他の連絡先

ケ 世帯の構成

コ 罹災証明書の交付の状況

サ 町長が台帳情報を町以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先

シ 上記サの提供先に台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時

ス 被災者台帳の作成に当たり、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号を利用する場合には、当該被災者に係る個人番号

セ その他被災者の援護の実施に関して町長が必要と認める事項

- (3) 町長は、被災者台帳の作成に必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。
- (4) 町長は、必要に応じて、被災者台帳の作成のため、道や他市町村等に対して被災者に関する情報の提供を求めることができる。

## 2 台帳情報の利用及び提供

- (1) 町長は、次のいずれかに該当すると認めるときは、台帳情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することができる。
  - ア 本人（台帳情報によって識別される特定の個人をいう。）の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
  - イ 町が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき。
  - ウ 他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき。
- (2) 台帳情報の提供を受けようとする申請者は、次に掲げる事項を記載した申請書を当該台帳情報を保有する町長に提出しなければならない。
  - ア 申請者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
  - イ 申請に係る被災者を特定するために必要な情報
  - ウ 提供を受けようとする台帳情報の範囲
  - エ 提供を受けようとする台帳情報に申請者以外の者に係るものが含まれる場合には、その使用目的
  - オ その他台帳情報の提供に関して町長が必要と認める事項
- (3) 町長は、上記(2)の申請があつた場合において、当該申請が不当な目的によるものと認めるとき、又は申請者が台帳情報の提供を受けることにより知り得た情報が不当な目的に使用されるおそれがあると認めるときを除き、申請者に対し、当該申請に係る台帳情報を提供することができる。この場合、提供する台帳情報には、当該被災者に係る行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号（本節第3の1(2)のス）を含めないものとする。

## 第4 特別行政相談活動による被災者への情報提供

北海道管区行政評価局は、発災後速やかに被災者に情報提供ができるよう、道及び市町村と連携し、生活支援情報をまとめたガイドブックを作成するものとする。

また、発災後は、ガイドブックの避難所等への配付や災害専用フリーダイヤルの設置、被災者の相談にワンストップで対応する特別行政相談所の開設など、生活支援情報の提供や被災者からの相談に対応するものとする。

## 第5 融資・貸付等による金融支援

災害の応急復旧を図り、罹災者の速やかな立直りを期するための応急金融については次のとおりである。

なお、応急金融の融資の名称、取扱機関等の大要の詳細は、「資料6-3 応急金融の大要」による。

- 1 生活福祉資金
- 2 母子父子寡婦福祉資金
- 3 災害援護資金貸付金
- 4 災害弔慰金
- 5 災害障害見舞金
- 6 住家被害見舞金等（都道府県見舞金・災害対策交付金を含む。）
- 7 災害復興住宅資金
- 8 農林漁業セーフティネット資金
- 9 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法(昭和30年法律第136号)による融資
- 10 農林漁業施設資金（主務大臣指定施設（災害復旧））
- 11 農林漁業施設資金（主務大臣指定施設）水産業施設資金（災害復旧）
- 12 造林資金
- 13 樹苗養成施設資金
- 14 林道資金
- 15 主務大臣指定施設資金
- 16 共同利用施設資金
- 17 備荒資金直接融資資金
- 18 中小企業総合振興資金「経営環境変化対応貸付（災害復旧）」
- 19 勤労者福祉資金
- 20 被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）に基づく支援

## 第6 義援金の募集及び配分

### 1 義援金の募集

#### (1) 受付窓口の設置

町は、災害による被災者を救援するため災害義援金の募集及び配分を必要とするときは、義援金の受付窓口を設置するとともに、義援金専用の預貯金口座を設け、払出しまでの間、預貯金を保管する。

#### (2) 義援金の受入れ

町は、災害の発生に際して、長万部町社会福祉協議会と連携の下、義援金の募集を行うものとし、募集に際しては、募集方法、期間等を定め、報道機関等を通じて支援を要請する。

### 2 義援金の配分

#### (1) 災害義援金配分委員会の設置

町は、災害発生時に集まった義援金の配分が公平かつ効果的に行われるよう、長万部町災害義援金配分委員会（以下「配分委員会」という。）を設置する。

#### (2) 配分計画の作成

町は、寄託された義援金（日本赤十字社北海道支部や道等の義援金受付団体に寄託された義援金を含む。）について、配分委員会において次の事項について審議し、義援金総額、被災状況等を考慮した配分基準を定めるとともに、迅速かつ適切に配分する。

#### ア 配分対象

- イ 配分基準
- ウ 配分方法
- エ その他必要な事項について

(3) 配分結果の公表

配分委員会は、義援金の配分結果について、町防災会議に報告するとともに、報道機関等を通して公表し、救援活動の透明性の確保を図る。

3 北海道による義援金の募集及び配分

道は、災害による被災者を救護するための災害義援金の募集及び配分を必要とするときは、北海道災害義援金募集委員会及び北海道災害義援金配分委員会を設置し、これに当たる。

資料編〔資料6-1〕	長万部町災害弔慰金の支給等に関する条例
〔資料6-3〕	応急金融の概要

## 第3編 地震・津波災害対策編



# 第1章 災害予防計画

町は、地震・津波による災害の発生及び拡大の防止を図ることを目的に、他の防災関係機関と相互に協力して災害予防対策を積極的に推進する。

また、住民及び民間事業者は、平常時から災害に対する備えを心掛けるよう努めるものとする。

## 第1節 住民の心構え

### 第1 基本方針

住民は、北海道地方で過去に発生した地震・津波災害や、平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災、平成23年3月の東日本大震災の経験を踏まえ、「自らの身の安全は自らが守る」のが基本であるとの自覚を持ち、平時から災害に対する備えを心掛けるとともに、防災訓練など自発的な防災活動への参加や、防災教育等により、災害の伝承につとめ、災害時においては、自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。

また、地震・津波発生時においては、家庭又は職場等において、個人又は共同で、人命の安全を第一として混乱の防止に留意しつつ、地震・津波災害による被害の発生を最小限に止めるために必要な措置をとるものとし、その実践を促進する住民運動を展開することが必要である。

### 第2 家庭における措置

#### 1 平常時の心得

- (1) 地域の避難場所、避難経路及び家族の集合場所や連絡方法を確認する。
- (2) がけ崩れ、津波に注意する。
- (3) 建物の補強、家具の固定をする。
- (4) 火気器具の点検や火気周辺の可燃物に注意する。
- (5) 消火器等の用意をする。
- (6) 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー、女性用品、マスク、消毒液、ポータブルストーブ等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、携帯電話充電器等）を準備する。
- (7) 地域の防災訓練に進んで参加する。
- (8) 隣近所と地震時の協力について話し合う。
- (9) 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等を行う。

#### 2 地震発生時の心得

- (1) まずわが身の安全を図る。
- (2) 特に緊急地震速報を見聞きしたときには、まわりの人に声を掛けながら周囲の状況に応じて、あわてずに、まず身の安全を確保する。
- (3) 揺れがおさまったら、落ち着いてすばやく火の始末をする。
- (4) 火が出たらまず消火する。
- (5) あわてて戸外に飛び出さず出口を確保する。

- (6) 狭い路地、塀のわき、がけ、川べりには近寄らない。
- (7) 山崩れ、がけ崩れ、津波、浸水に注意する。
- (8) 避難は徒歩で、持ち物は最小限にする。
- (9) みんなが協力し合って、応急救護を行う。
- (10) 正しい情報をつかみ、流言飛語に惑わされない。
- (11) 秩序を守り、衛生に注意する。

### 第3 職場における措置

#### 1 平常時の心得

- (1) 消防計画、予防規程などを整備し、各自の役割分担を明確にする。
- (2) 消防計画により避難訓練を実施する。
- (3) とりあえず身を置く場所を確保し、ロッカー等重量物の転倒防止措置をとる。
- (4) 重要書類等の非常持出品を確認する。
- (5) 不特定かつ多数の者が出入りする職場では、入場者の安全確保を第一に考える。

#### 2 地震発生時の心得

- (1) まずわが身の安全を図る。
- (2) 特に緊急地震速報を見聞きしたときには、まわりの人に声をかけながら周囲の状況に応じて、あわてずに、まず身の安全を確保する。
- (3) 揺れがおさまったら、落ち着いてすばやく火の始末をすること。
- (4) 職場の消防計画に基づき行動する。
- (5) 職場の条件と状況に応じ、安全な場所に避難する。
- (6) 正確な情報を入手する。
- (7) 近くの職場同士で協力し合う。
- (8) エレベーターの使用は避ける。
- (9) マイカーによる出勤、帰宅等は自粛するとともに、危険物車両等の運行は自粛する。

### 第4 集客施設でとるべき措置

- 1 構内放送や係員の指示がある場合は、落ち着いてその指示に従い行動する。
- 2 あわてて出口・階段などに殺到しない。
- 3 吊り下がっている照明などの下からは退避する。

### 第5 街など屋外でとるべき措置

- 1 ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れる。
- 2 ビルからの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、ビルのそばから離れる。
- 3 丈夫なビルのそばであれば、ビルの中に避難する。

### 第6 運転者のとるべき措置

#### 1 走行中のとき

- (1) 走行中に車内のラジオ等で緊急地震速報を聞いたときは、後続の車が緊急地震速報を聞いていないおそれがあることを考慮し、ハザードランプを点灯するなど周りの車に注意を促した後、緩やかに停止させる。
- (2) 走行中に大きな揺れを感じたときは、急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全

な方法により、道路の左側に停止させる。

- (3) 停止後は、ラジオ等で地震情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動する。
- (4) 車を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておく。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切る。この際、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしない。また、駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しない。

## 2 避難するとき

被災地域では、道路の破壊、物件の散乱等のほか、幹線道路等に車が集中することにより交通が混乱するので、やむを得ない場合を除き、避難のために車を使用しない。

## 第7 津波に対する心得

### 1 一般住民

- (1) 強い揺れ又は弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難する。
- (2) 「巨大」の定性的表現となる大津波警報（特別警報）が発表された場合は最悪の事態を想定して最大限の避難等防災対応をとる。
- (3) 津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもある。
- (4) 津波は第二波・第三波などの後続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合によっては一日以上にわたり継続する可能性がある。
- (5) 強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる津波（いわゆる津波地震や遠地地震。火山噴火等によって引き起こされるもの）が発生する可能性がある。
- (6) 大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の意味や内容、地震発生直後に発表されるこれら津波警報等の精度には一定の限界がある。
- (7) 大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の発表時にとるべき行動について知っておく。
- (8) 沖合の津波観測に関する情報の意味や内容、この情報が発表されてから避難するのではなく避難行動開始のきっかけは強い揺れや大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報である。
- (9) 正しい情報をラジオ、テレビ、無線などを通じて入手する。
- (10) 津波注意報でも、海水浴や磯釣りは危険なので行わない。
- (11) 津波は繰り返して襲ってくるので、大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の解除まで気を緩めない。

### 2 船舶関係者

- (1) 強い揺れを感じたとき若しくは弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき又は揺れを感じなくても大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報が発表されたときは、次のとおり対応する。
  - ア 津波到達時刻まで時間的余裕がある場合  
荷役等を中止し港外に避難又は係留を強化（陸揚げ固縛）したのち、安全な場所に避難する。
  - イ 津波到達時刻まで時間的余裕がない場合  
荷役等を中止し、直ちに岸壁等を離れ、安全な場所に避難する。
- (2) 正しい情報をラジオ、テレビ、広報車などで入手する。
- (3) 津波は繰り返して襲ってくるので、大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の解除ま

で警戒を緩めず、岸壁等に近づかない。

### 3 漁業地域関係者

- (1) 陸上・海岸部にいる人は、陸上の指定緊急避難場所に避難する。決して漁船や海を見に行かない。漁港にいる漁船等の船舶の乗船者も陸上の指定緊急避難場所に避難する。
- (2) 漁港周辺にいる漁船等の船舶で避難海域に逃げる方が早い場合、または沖合にいる漁船等の船舶は、直ちに水深概ね50m以深の海域（一次避難海域）へ避難する。一次避難海域に避難するまでの間に気象庁からの津波情報を入手し、「大津波警報」が出された場合、更に水深の深い海域（二次避難海域）へ避難する。
- (3) 避難判断は、独自の判断では行わず、大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報が解除されるまで避難海域で待機する。

## 第2節 地震に強いまちづくり推進計画

### 第1 基本方針

町は、建築物、土木構造物、通信施設、ライフライン施設、防災関連施設など構造物、施設等の耐震性を確保するため、地盤状況の把握など地域の特性に配慮し、地震に強いまちづくりを推進するとともに、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指すものとする。

### 第2 地震に強いまちづくり

町は、国、道及び防災関係機関と連携し、次のとおり地震に強いまちづくりを推進する。

- 1 避難路、避難場所、延焼遮断帯、防災活動拠点となる幹線道路、一時的な避難地としての公園、河川など骨格的な都市基盤施設、消防活動困難区域の解消に資する街路及び防災安全街区の整備、土地区画整理事業、市街地再開発事業等による市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化、水面・緑地帯の計画的確保など、防災に配慮した計画や土地利用の誘導により、地震に強いまちづくりに努める。
- 2 避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図る。
- 3 不特定多数の者が利用する都市施設等の地震発生時における安全性の確保の重要性を考慮し、これらの施設等の管理者と連携の下、安全確保対策及び発災時の応急活動体制の整備を強化する。

### 第3 建築物の安全化

町は、国、道及び防災関係機関と連携し、次のとおり建築物の安全化を推進する。

- 1 耐震改修促進計画において設定された建築物の耐震改修等の具体的な目標の達成のために、既存建築物の耐震診断・耐震改修を促進する施策を積極的に推進する。
- 2 特に災害時の拠点となる庁舎、指定避難所等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努める。
- 3 指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を

進める。

- 4 防災拠点や学校など公共施設の耐震診断を速やかに行い、その結果を公表するとともに、特に学校施設の耐震化については、一刻も早く完了させ、施設の耐震性の向上を図る。
- 5 老朽化した社会資本について、その適切な維持管理に努める。
- 6 住宅をはじめとする建築物の耐震性の確保を促進するため、建築基準法等の遵守の指導等に努める。
- 7 建築物の施設管理者と連携の下、建築物における天井の脱落防止等の落下物対策、ブロック塀の倒壊防止、エレベーターにおける閉じ込め防止など総合的な地震安全対策を推進する。
- 8 文化財保護のための施設・設備の整備等の耐震対策に努める。

#### 第4 主要交通の強化

町は、国、道及び防災関係機関と連携し、主要な道路等の耐震性の強化や多重性・代替性を考慮した耐震設計やネットワークの充実に努める。

#### 第5 通信機能の強化

町は、道及び防災関係機関と協力し、主要な通信施設等について、災害対応に必要なネットワークの範囲を検討するとともに、設備の耐震性の確保や通信手段の多様化・多重化に努めるなどして、耐災害性の強化に努める。

#### 第6 ライフライン施設等の機能の確保

町は、道、防災関係機関及びライフライン事業者と連携し、次のとおり地震発生時におけるライフライン施設等の機能の確保に努める。

- 1 上水道、下水道、電気、ガス、電話等のライフライン施設及び灌漑用水、営農飲雑用水等のライフライン代替施設の機能の確保を図るため、主要設備の耐震化、震災後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等に努める。特に医療機関等の人命に関わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化を進める。
- 2 ライフライン共同収容施設としての共同溝、電線共同溝等の整備等に努める。
- 3 自ら保有するコンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講ずるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組を促進する。
- 4 廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼働することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努める。

#### 第7 復旧対策基地の整備

町は、震災後の復旧拠点基地、救援基地となる都市公園等の整備に努める。

#### 第8 液状化対策等

町は、国、道、防災関係機関及び公共施設等の管理者と連携し、次のとおり必要な対策の実施に努める。

- 1 公共施設等の設置に当たっては、地盤改良等により液状化の発生を防止する対策や液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策等を適切に実施するほか、大規模開発に際しては十分な連絡・調整を図る。
- 2 個人住宅等の小規模建築物についても、液状化対策に有効な基礎構造等についてパンフレット等

による普及を図る。

- 3 地震による破損等で決壊した場合に大きな被害をもたらすおそれのあるため池について、ハザードマップの作成等により、適切な情報提供を図る。

## 第9 危険物施設等の安全確保

町は、道及び防災関係機関と連携の下、危険物施設等及び火災原因となるボイラー施設等の耐震性の確保、緩衝地帯の整備及び防災訓練の積極的な実施等を促進する。

## 第10 災害応急・復旧対策等への備え

町は、道及び防災関係機関と連携の下、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うため、震災後の復旧拠点基地、救援基地となる公園等の整備など必要な備えを行うとともに、地震などが発生した場合に備え、災害応急対策活動拠点として、災害対策車両やヘリコプターなどが十分活動できるグラウンド・公園などを確保し、周辺住民の理解を得るなど環境整備に努める。

## 第11 地震防災緊急事業五箇年計画の推進

### 1 地震防災緊急事業五箇年計画

道は、地震防災対策特別措置法に基づき、北海道地域防災計画及び本計画に定められた事項のうち、地震防災対策上緊急に整備すべき施設等について、全道を対象とする地震防災緊急事業五箇年計画を作成しており、町は、道と連携の下、その整備を計画的に進める。

### 2 計画対象事業

- (1) 避難地
- (2) 避難路
- (3) 消防用施設
- (4) 消防活動用道路
- (5) 緊急輸送道路、交通管制施設、ヘリポート、漁港施設、共同溝等
- (6) 医療機関、社会福祉施設、公立幼稚園、公立小中学校、公的建造物等の改築・補強
- (7) 津波避難確保のための海岸保全施設、河川管理施設
- (8) 砂防設備、森林保安施設、地すべり等防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、農業用排水施設であるため池のうち地震防災上必要なもの
- (9) 地域防災拠点施設
- (10) 防災行政無線施設、設備
- (11) 飲料水確保施設、電源確保施設等
- (12) 非常用食料、救助用資機材等備蓄倉庫
- (13) 負傷者の一時収容、設備、資機材（応急救護設備等）
- (14) 老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策

## 第12 津波に強いまちづくり

町は、国、道及び防災関係機関と連携し、次のとおり津波に強いまちづくりを推進する。

- 1 津波からの迅速かつ確実な避難を実現するため、やむを得ない場合を除き、徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指す。

- 2 浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画、できるだけ短時間で避難が可能となるような指定緊急避難場所、津波避難ビル等及び避難路、避難階段等の整備など、関連計画と連携した避難関連施設の計画的整備や民間施設の活用による避難関連施設の確保、建築物や公共施設の耐浪化等により、津波に強いまちの形成を図る。
- 3 本計画及び関連計画等の相互の有機的な連携を図るため、関係部局による共同での計画作成、まちづくりへの防災専門家の参画など、津波防災の観点からのまちづくりに努める。  
また、関連計画等を担当する職員に対してハザードマップ等を用いた防災教育を行い、日常の計画行政の中に防災の観点を取り入れるよう努める。
- 4 町は、行政関連施設、要配慮者に関わる施設等については、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備するとともに、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合には、建築物の耐浪化、非常用電源の設置場所の工夫など施設の防災拠点化を図るとともに、中長期的には浸水の危険性のより低い場所へ誘導を図るものとする。
- 5 老朽化した社会資本について、その適切な維持管理に努める。

資料編〔資料3-6〕	危険物貯蔵所等
〔資料5-8〕	救助活動拠点・救援物資集積拠点
〔資料5-14〕	埋蔵文化財遺跡・包蔵地

## 第3節 地震・津波に関する防災知識の普及・啓発

### 第1 基本方針

町は、地震・津波災害を予防し、又はその拡大を防止するため、道及び防災関係機関と連携の下、防災関係職員に対して地震防災に関する教育、研修、訓練を行うとともに、一般住民に対して地震・津波に係る防災知識の普及・啓発を図り、防災活動の的確かつ円滑な実施に努めるものとする。

なお、防災知識の普及・啓発に当たっては、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が確立されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう、女性防災リーダーの育成や防災会議の委員に占める女性の割合を高めるなど、防災の取組への男女共同参画に努めるものとする。

また、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図るものとする。

### 第2 防災知識の普及・啓発

#### 1 職員に対する防災教育の推進

町は、職員に対して防災（地震・津波）に関する体制、制度、対策等について講習会等の開催、訓練の実施、防災資料の作成、配布等により防災知識の普及・啓発の徹底を図る。

#### 2 住民に対する防災知識の普及・啓発

町は、住民に対し、次により地震・津波に関する防災知識の普及・啓発を図る。特に住民が緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動を含め、緊急地震速報について普及・啓発に努める。

##### (1) 啓発内容

ア 地震・津波に対する心得

- イ 地震・津波に関する一般知識
- ウ 非常用食料、飲料水、身の回り品等、非常持出品や緊急医療の準備
- エ 建物の耐震診断と補強、家具の固定、ガラスの飛散防止
- オ 災害情報の正確な入手方法
- カ 出火の防止及び初期消火の心得
- キ 市街地等への外出時における地震発生時の対処方法
- ク 自動車運転時の心得
- ケ 救助・救護に関する事項
- コ 避難場所、避難路及び避難方法等避難対策に関する事項
- サ 上水道、電力、ガス、電話などの地震災害時の心得
- シ 要配慮者への配慮
- ス 各防災関係機関が行う地震災害対策

## (2) 普及方法

- ア テレビ、ラジオ、新聞の利用
- イ インターネット、SNSの利用
- ウ 広報紙、広報車両の利用
- エ 映画、スライド、ビデオ等による普及
- オ パンフレットの配布
- カ 講習会、講演会等の開催及び訓練の実施

## 3 学校等教育関係機関における防災思想の普及・啓発

- (1) 学校においては、児童生徒等に対し、地震・津波の現象、災害の予防等の知識の向上及び防災の実践活動（地震・津波発生時における避難、保護の措置等）の習得を積極的に推進する。
- (2) 児童生徒等に対する地震・津波防災教育の充実を図るため、教職員等に対する地震・津波防災に関する研修機会の充実等に努める。
- (3) 地震・津波防災教育は、学校等の種別、立地条件及び児童生徒等の発達段階などの実態に応じた内容のものとして実施する。
- (4) 社会教育においては、PTA、成人学級、青年団体、女性団体等の会合や各種研究集会等の機会を活用し、災害の現象、防災の心構え等の防災知識の普及・啓発に努める。

## 4 普及・啓発の時期

防災の日、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、津波防災の日及び防災とボランティアの日、防災とボランティア週間等、普及・啓発の内容により最も効果のある時期を選んで行う。

## 第4節 防災訓練計画

町は、地震・津波災害に対する災害応急対策活動の円滑な実施を図るため、防災に関する知識及び技能の向上と住民に対する防災知識の普及・啓発を図ることを目的とした防災訓練を実施する。

訓練の実施に当たっては、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努めるものとし、具体的な計画については、「第2編 第1章 第2節 防災訓練計画」

を準用する。

## 第5節 物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画

---

「第2編 第1章 第3節 物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画」を準用する。

## 第6節 相互応援（受援）体制整備計画

---

「第2編 第1章 第4節 相互応援（受援）体制整備計画」を準用する。

## 第7節 自主防災組織の育成等に関する計画

---

「第2編 第1章 第5節 自主防災組織の育成等に関する計画」を準用する。

## 第8節 避難体制整備計画

---

### 第1 基本方針

町は、地震・津波災害から住民の生命及び身体を保護するための避難路、避難場所、避難所の確保及び整備等に努める。その際、要配慮者についても十分考慮する。

なお、地震・津波に対する避難体制の整備については、「第2編 第1章 第6節 避難体制整備計画」に定めるところによるほか、次のとおり実施する。

### 第2 津波避難計画等の作成

町は、道が示す「津波避難計画策定指針」を参考に、これまで個別に進めてきた津波対策を点検し、必要に応じて長万部町津波避難計画を見直すほか、必要に応じて地域津波避難計画の作成に取り組むとともに、自主防災組織等の育成を通じて避難体制の確立に努める。

また、避難行動要支援者を速やかに避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら、平常時から情報伝達体制の整備、避難行動要支援者に関する情報の把握・共有、避難行動要支援者ごとの具体的な避難支援計画（個別プラン）の策定等の避難誘導體制の整備に努める。

なお、これらの計画を作成するに当たっては、関係機関や地域住民等との綿密な連携が必要不可欠であることから、町防災会議のほか、渡島総合振興局地域災害対策連絡協議会を利用するなどしてその推進を図る。

## 第9節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画

「第2編 第1章 第7節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画」を準用する。

## 第10節 津波災害予防計画

### 第1 基本方針

津波災害対策の検討に当たっては、次の2つのレベルの津波を想定することを基本とする。

① 発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波

② 最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波  
町は、最大クラスの津波に対しては住民等の生命を守ることを最優先として、住民等の避難を軸に、地域ごとの特性を踏まえ、既存の公共施設や民間施設も活用しながら、ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせて総動員させる「多重防御」の発想により、国、道及び市町村の連携・協力の下、地域活性化の観点も含めた総合的な地域づくりの中で津波防災を効率的かつ効果的に推進するため、必要な対策を講じるものとする。

また、比較的頻度の高い一定程度の津波に対しては、人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設等の整備を進めるものとする。

### 第2 津波災害に対する予防対策

津波の発生を予知し、防ぎよすることは極めて困難なことであるが、この予防対策として過去の被害状況や道が調査研究した「津波浸水想定区域図」等を参考として、護岸・防潮堤等の施設の整備を図る。

また、指定緊急避難場所及び避難路の整備、通信手段の多重化・多様化等を図るとともに、住民が安全かつ迅速な避難行動をとれるよう、津波避難計画や津波ハザードマップの周知徹底に努めるなど、地震・津波防災上必要な教育及び広報を継続的に推進する。

さらに、必要に応じてこれらの予防対策の実施に関し、道に支援を要請する。

#### 1 津波等災害予防施設の整備

町は、国及び道と連携の下、次により災害予防施設の整備を実施するとともに、地震発生後の防ぎよ機能の維持のため、耐震診断や補強による耐震性の確保を図る。

##### (1) 海岸保全対策

町は、高波、高潮及び津波による災害予防施設として、防潮堤防、防潮護岸等の海岸保全施設事業を実施する。

防潮扉・水門等管理者は適切に管理をするとともに、水門や陸閘の自動化や遠隔操作化を図るなど、津波発生時における迅速かつ的確な開閉に万全を期する。

##### (2) 漁港整備事業

漁港管理者は、高波、高潮及び津波による災害予防施設としての効果を有する防波堤、防潮堤等、外郭施設の整備事業を実施する。

#### 2 津波警報等、避難指示等の伝達体制の整備

## (1) 津波警報等の迅速かつ確実な伝達

ア 町は、所定の伝達経路及び伝達手段を点検整備し、通知を受けた大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の住民、関係機関等への迅速な伝達を図るとともに、休日、夜間、休憩時等における、これら津波警報等の確実な伝達を図るための要員確保等の防災体制を強化する。なお、津波発生時における海面監視等の水防活動、その他危険を伴う水防活動に当たっては、従事する者の安全の確保が図られるように配慮する。

イ 町は、道が整備する北海道防災情報システム（北海道総合行政情報ネットワーク回線により伝送）を活用し、津波災害情報の伝達体制を整備する。

ウ 町は、国及び道と連携の下、沖合を含むより多くの地点における津波即時観測データを活用し、関係機関等で共有するとともに、公表を図る。

## (2) 伝達手段の確保

町は、住民等に対する大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の伝達手段として、走行中の車両、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう、屋外スピーカーのほか、北海道防災情報システム、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、赤と白の格子模様の旗（津波フラッグ）等のあらゆる伝達手段の活用を図るとともに、海浜地での迅速かつ確実な伝達を確保するため、サイレン、広報車等多様な手段を整備する。

また、船舶については、特に小型漁船を重点として無線機の設置を促進する。

## (3) 伝達協力体制の確保

町長は、沿岸部に多数の人出が予想される施設の管理者（漁業協同組合、海水浴場の管理者等）、事業者（工事施工管理者等）及び自主防災組織の協力を得て、大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の伝達協力体制を確保する。

## (4) 津波警報等災害情報伝達訓練の実施

大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報を迅速かつ的確に伝達するため、町は、道防災会議が行う災害情報伝達訓練に積極的に参加するほか、独自に訓練を企画し、実施する。

## (5) 津波防災訓練

町は、地域住民等に対し、各種講演会等の各種普及・啓発活動を通じて津波に対する防災意識の高揚を図るとともに、防災関係機関、地域住民、事業所等が一体となり、要配慮者にも配慮した大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の伝達、避難誘導、避難援助等の実践的な津波防災訓練を実施する。

## (6) 津波防災教育

学校等教育関係機関は、児童生徒が津波の特性を正しく理解するため、防災教育の一環として、津波防災教育を行うとともに、津波避難訓練を実施する。

### 3 津波警戒の周知徹底

町は、広報紙等を活用し、「本章 第1節 住民の心構え」で示す一般住民及び船舶関係者に対する「津波に対する心得」に加え、次のとおり漁業地域における事項を含め、津波警戒に関する事項の周知徹底を図る。

- (1) 陸上・海岸部にいる人は、陸上の指定緊急避難場所に避難し、決して漁船や海を見に行かない。また、漁港にいる漁船等の船舶の乗船者も陸上の指定緊急避難場所に避難する。
- (2) 漁港周辺にいる漁船等の船舶で避難海域に逃げる方が早い場合、又は沖合にいる漁船等の船舶は、直ちに水深おおむね 50m 以深の海域（一次避難海域）へ避難する。一次避難海域に避難

するまでの間に気象庁からの津波情報を入手し、「大津波警報（特別警報）」が出された場合、さらに水深の深い海域（二次避難海域）へ避難する。

- (3) 避難判断は、独自の判断では行わず、大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報が解除されるまで避難海域で待機する。

## 第11節 火災予防計画

### 第1 基本方針

町は、地震に起因して発生する多発火災及び大規模火災の拡大を防止するため、地震時における出火の未然防止、初期消火の徹底など火災予防のための指導の徹底及び消防力の整備を図るものとする。

なお、地震に対する火災予防計画は、「第2編 第1章 第10節 消防計画」及び「第4編 第1章 第7節 大規模な火事災害対策計画」に定めるところによるほか、次のとおり実施する。

### 第2 地震による火災の防止

地震時の火災発生は、使用中の火気設備等によるものが多いことから、町は、道と連携の下、地震時の火の取扱いについて指導・啓発するとともに、長万部町火災予防条例（昭和48年長万部町条例第22号）に基づく火気の取扱い及び耐震自動消火装置付石油ストーブを使用するよう指導を強化する。

### 第3 火災予防の徹底

火災による被害を最小限に食い止めるためには、初期消火が重要であるため、町は、道と連携の下、次のとおり、地域ぐるみ、職場ぐるみの協力体制と強力な消防体制の確立を図る。

- 1 一般家庭に対し、予防思想の啓発に努め、消火器やガスのマイコンメーター、感電ブレーカーの設置促進、消防用水の確保を図るとともに、これらの器具等の取扱い方を指導し、地震時における火災の防止と初期消火の徹底を図る。
- 2 防災思想の啓発や災害の未然防止に着実な成果を上げるため、地域の自主防災組織、女性防火クラブ、少年消防クラブ等の設置及び育成指導を強化する。
- 3 一定規模以上の防火対象物に対し、法令の基準による消防用設備等の設置を徹底するとともに、自主点検の実施及び適正な維持管理の指導を強化する。

### 第4 予防査察の強化指導

町は、消防法に規定する立入検査を対象物の用途、地域等に応じて計画的に実施し、常に当該区域の防火対象物の状況を把握し、火災発生危険の排除に努め、予防対策の万全な指導を図る。

- 1 防火対象物の用途、地域等に応じ計画的に立入検査を実施する。
- 2 消防用設備等の自主点検の充実及び適正な維持管理の指導を強化する。

### 第5 消防力の整備

近年の産業、経済の発展に伴って、高層建築物、危険物施設等が増加し、火災発生時の人命の危険度も増大していることから、町は、消防施設及び消防水利の整備充実を図るとともに、消防職員の確保、消防技術の向上等により、消防力の整備充実を図る。

また、地域防災の中核となる消防団員の確保、育成強化及び装備等の充実を図り、消防団活動の活

性化を推進する。

## 第11節 危険物等災害予防計画

---

### 第1 基本方針

町は、関係機関と連携し、地震時における危険物、火薬類、高圧ガス等の爆発、飛散、火災等による災害の発生の予防に努める。

なお、地震に対する危険物等の災害予防については、「第4編 第1章 第6節 危険物等災害対策計画」に定めるところによるほか、次のとおり実施する。

### 第2 事業者等に対する指導の強化

危険物等による災害の予防を促進するため、町は、道及び関係機関と連携の下、事業者等に対し、次の事項の指導に努める。

- 1 事業者等に対する設備、保安基準遵守事項の監督、指導の強化
- 2 事業者等の監督、指導における防災関係機関の連携強化
- 3 危険物等保安責任者制度の効果的活用による保安対策の強化
- 4 事業者等における自主保安体制の確立強化
- 5 事業者等における従業員に対する安全教育の徹底指導
- 6 事業者等の間における防災についての協力体制の確立強化
- 7 危険物保管施設の耐震性の確保に関する事業者等への指導の強化

資料編〔資料3-6〕 危険物貯蔵所等
--------------------

## 第13節 建築物等災害予防計画

---

「第2編 第1章 第9節 建築物等災害予防計画」を準用する。

## 第14節 土砂災害予防計画

---

地震による土砂災害は、地すべりを含む崩壊現象はもとより、崩壊土砂・落石等の直撃及び岩屑流・土石流となる崩壊土砂の流動化現象も予想されるため、町は、道等と協力して植林等による林相の改善並びに下流における砂防工事等の推進と相まって治山えん堤の築堤、溪流工事等、治山施設の完備を図るものとする。

また、地震によって引き起こされる地すべりは、移動が急激な場合も考えられ、多大な被害をもたらす危険性があるため、その防止を推進する。

なお、土砂災害予防対策については、「第2編 第1章 第16節 土砂災害予防計画」に定めるところによるものとするが、地震による地盤の緩みの増加に伴い土砂災害の危険性が一層高まるため、これらの施設整備を図り、流域住民の安全を期するものとする。

---

## 第15節 液状化災害予防計画

---

### 第1 基本方針

町は、地震に起因する地盤の液状化による災害の予防に努める。

### 第2 液状化対策の推進

町は、液状化による被害を最小限に食い止めるため、道及び防災関係機関と連携の下、公共事業などの実施に当たって現地の地盤を調査し、発生する液状化現象を的確に予測することにより、現場の施工条件と、効果の確実性、経済性等を総合的に検討・判断するとともに、次のとおり効果的な液状化対策を推進する。

#### 1 液状化対策の調査・研究

大学や各種研究機関の協力の下、液状化現象に関する研究成果を踏まえ、危険度分布や構造物への影響を予測し、液状化対策についての調査・研究を行う。

#### 2 液状化の対策

液状化の対策としては、大別して次のような代替機能を確保する対策を検討する。

- (1) 地盤自体の改良等により液状化の発生を防ぐ対策
- (2) 発生した液状化に対して施設の被害を防止、軽減する構造的対策
- (3) 施設のネットワーク化等による代替機能を確保する対策

#### 3 液状化対策の普及・啓発

液状化対策の調査・研究に基づき、住民・施工業者等に対して知識の普及・啓発を図るものとする。

---

## 第16節 積雪・寒冷対策計画

---

「第2編 第1章 第17節 積雪・寒冷対策計画」を準用する。

---

## 第17節 複合災害に関する計画

---

「第2編 第1章 第18節 複合災害に関する計画」を準用する。

---

## 第18節 業務継続計画の策定

---

「第2編 第1章 第19節 業務継続計画の策定」を準用する。

## 第2章 災害応急対策計画

地震・津波災害は、他の災害と異なり、事前予知が困難であり、大規模な地震・津波の発生時には広範囲に甚大な被害が及ぶことが想定される。災害応急対策実施責任者は、地震・津波災害による被害の拡大を防止するため、相互に連携して災害応急対策を実施する。

なお、地震・津波災害時の応急活動体制については、「第1編 第3章 第1節 組織計画」及び「第1編 第3章 第2節 動員配備計画」に定めるところによる。

### 第1節 地震・津波に関する情報の収集・伝達計画

#### 第1 基本方針

町は、地震・津波に関する情報並びに異常現象発見者の通報を迅速かつ的確に処理し、防災対策の適切な実施を図るものとする。

#### 第2 地震・津波に関する情報の発表

##### 1 緊急地震速報

最大震度5弱以上又は長周期地震動階級3以上の揺れが予想された場合に、震度4以上又は長周期地震動階級3以上が予想された地域に対して緊急地震速報（警報）が発表され、日本放送協会（NHK）に伝達されるとともに、関係省庁、地方公共団体に提供される。

また、気象庁が発表した緊急地震速報は、消防庁の全国瞬時警報システム（J-ALERT）により、地方公共団体等に伝達される。

なお、緊急地震速報（警報）の伝達に当たっては、放送事業者、通信事業者等の協力を得て、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等を用いて広く伝達されている。

地震動の特別警報・警報及び予報の区分及び名称

区分	情報発表の名称	内容
地震動特別警報	「緊急地震速報（警報）」 又は「緊急地震速報」	最大震度5弱以上又は長周期地震動階級3以上の揺れが予想されたときに*、強い揺れが予想される地域に対し、地震動により重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表するもの（このうち、震度6弱以上又は長周期地震動階級4の揺れが予想される場合は特別警報に位置付ける。）
地震動警報		
地震動予報	「緊急地震速報（予報）」	最大震度3以上又は長周期地震動階級1以上、マグニチュード3.5以上等と予想されたときに発表するもの

※ 2箇所以上の地震観測点のデータに基づく予想

（注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。解析や伝達に一定の時間（数秒程度）がかかるため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合などにおいて、震源に近い場所への緊急地震速報の提供が強い揺れの到達に原理的に間に合わない。

## 2 津波警報等

### (1) 津波警報等の種類

#### ア 大津波警報（特別警報）・津波警報

担当する津波予報区において、津波による重大な災害のおそれ著しく大きい場合に大津波警報を、津波による重大な災害のおそれがある場合に津波警報が発表される。

なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。

#### イ 津波注意報

担当する津波予報区において、津波による災害のおそれがあると予想されるときに発表される。

#### ウ 津波予報

津波による災害のおそれがないと予想されるときに発表される。

### (2) 発表基準・解説・発表される津波の高さ等

地震が発生したときは地震の規模や位置を速やかに推定し、これらを基に沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報（以下、本節においてこれらを「津波警報等」という。）を津波予想区単位で発表される。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表される。ただし、地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等が発表される。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表された場合には、その後、地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表される。

#### ア 津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と とるべき行動
		数値での発表 (津波の高さ 予想の区分)	巨大地震の 場合の発表	
大津波警報 (特別警報)	予想される津波の最大波の高さが高い所で3mを超える場合	10m超 (10m<予想高さ)	巨 大	巨大な津波が襲い、木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、直ちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。 警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		10m (5m<予想高さ≤10m)		
		5m (3m<予想高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の最大波の高さが高い所で1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想高さ≤3m)	高 い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、直ちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。 警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の最大波の高さが高い所で0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m<予想高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。海の中にいる人は直ちに海から上がって、海岸から離れる。 海水浴や磯釣りは危険なので行わない。 注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近づいたりしない。

イ 津波予報の発表基準

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

発表基準	発表内容
津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
0.2m未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高い所でも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

3 地震・津波に関する情報

気象庁は、次のような地震に関する情報を発表する。

(1) 地震に関する情報

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を約188地域に区分)と地震の揺れの検知時刻を速報
震源に関する情報	・震度3以上(大津波警報または津波警報、注意報(以下「津波警報等」という。)を発表した場合は発表しない)	「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表
震源・震度に関する情報	・震度1以上 ・津波警報等の発表又は若干の海面変動が予想された時 ・緊急地震速報(警報)発表時	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名・地点名を発表
長周期地震動に関する観測情報	・震度1以上を観測した地震のうち長周期地震動階級1以上を観測した場合	地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表(地震発生から10分後程度で1回発表)
遠地地震に関する情報	・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合(国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある。)	国外で発生した地震について、地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)をおおむね30分以内に発表*。日本や国外への津波の影響についても記述して発表) ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は、噴火発生から1時間半～2時間程度で発表する
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データを基に、250m四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表

(2) 地震活動に関する解説資料等

地震情報以外に、地震活動の状況等を知らせるために気象庁及び札幌管区気象台、函館地方気象台等が関係地方公共団体、報道機関等に提供している資料

解説資料等の種類	発表基準	内容
地震解説資料 (全国速報版・地域速報版)	以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だけ発表 ・北海道沿岸で大津波警報、津波警報、津波注意報発表時 ・北海道で震度4以上を観測(ただし、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。)	地震発生後30分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、震度に関する情報や津波警報や津波注意報等の発表状況等、及び津波や地震の図情報を取りまとめた資料。 ・地震解説資料(全国速報版) 上記内容について、全国の状況を取りまとめた資料。 ・地震解説資料(地域速報版) 上記内容について、発表基準を満たした都道府県別に取りまとめた資料。
地震解説資料 (全国詳細版・地域詳細版)	以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表 ・北海道沿岸で大津波警報、津波警報、津波注意報発表時 ・北海道で震度5弱以上を観測 ・社会的に関心の高い地震が発生	地震発生後1～2時間を目途に第1号を発表する。 ・地震解説資料(全国詳細版) 地震や津波の特徴を解説するため、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料。 ・地震解説資料(地域詳細版) 地震解説資料(全国詳細版)発表以降に状況に応じて必要となる続報を適宜発表するとともに、状況に応じて適切な解説を加えることで、防災対応を支援する資料(北海道の地震活動状況や応じて、単独で提供されることもある)。
地震活動図	・定期(毎月月初旬)	地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、毎月の北海道及び各地方の地震活動の状況を取りまとめた地震活動の傾向等を示す資料。

(3) 津波に関する情報

気象庁は津波警報等を発表した場合には、各津波予報区の津波到達予想時刻や予想される津波の高さ、各観測点の満潮時刻や津波の到達予想時刻等を津波情報で発表する。

情報の種類	発表内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値(メートル単位)又「巨大」や「高い」という言葉で発表 [発表される津波の高さの値は、上記2の(2)「発表基準・解説・発表される津波の高さ等」参照]
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表 <sup>※1</sup>
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表 <sup>※2</sup>
津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表

※1 津波観測に関する情報の発表内容について

- 沿岸で観測された津波の第一波の到達時刻と押し引き、及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。
- 最大波の観測値については、大津波警報(特別警報)又は津波警報を発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値でなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

## 沿岸で観測された津波の最大波の発表内容

津波警報等の発表状況	観測された津波の高さ	発表内容
大津波警報 (特別警報)	1 mを超える	数値で発表
	1 m以下	「観測中」と発表
津波警報	0.2m以上	数値で発表
	0.2m未満	「観測中」と発表
津波注意報	(全ての場合)	数値で発表(津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現)

## ※2 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- 沖合で観測された津波の第一波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値(第一波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ)を津波予報区単位で発表する。
- 最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」(沖合での観測値)及び「推定中」(沿岸での推定値)の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

## 沖合で観測された津波の最大波(観測値及び沿岸での推定値)の発表内容

津波警報等の発表状況	沿岸で推定される津波の高さ	発表内容
大津波警報 (特別警報)	3 mを超える	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	3 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波警報	1 mを超える	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	1 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波注意報	(全ての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

## (備考) 津波情報の留意事項等

## ① 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

○津波到達予想時刻は、津波予報区の中で最も早く津波が到達する時刻である。同じ津波予報区の中でも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくる可能性がある。

○津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

## ② 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

○津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。

## ③ 津波観測に関する情報

○津波による潮位変化(第一波の到達)が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上掛かることがある。

○場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりもさらに大きな津波が到達しているおそれがある。

## ④ 沖合の津波観測に関する情報

○津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。

○津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するま

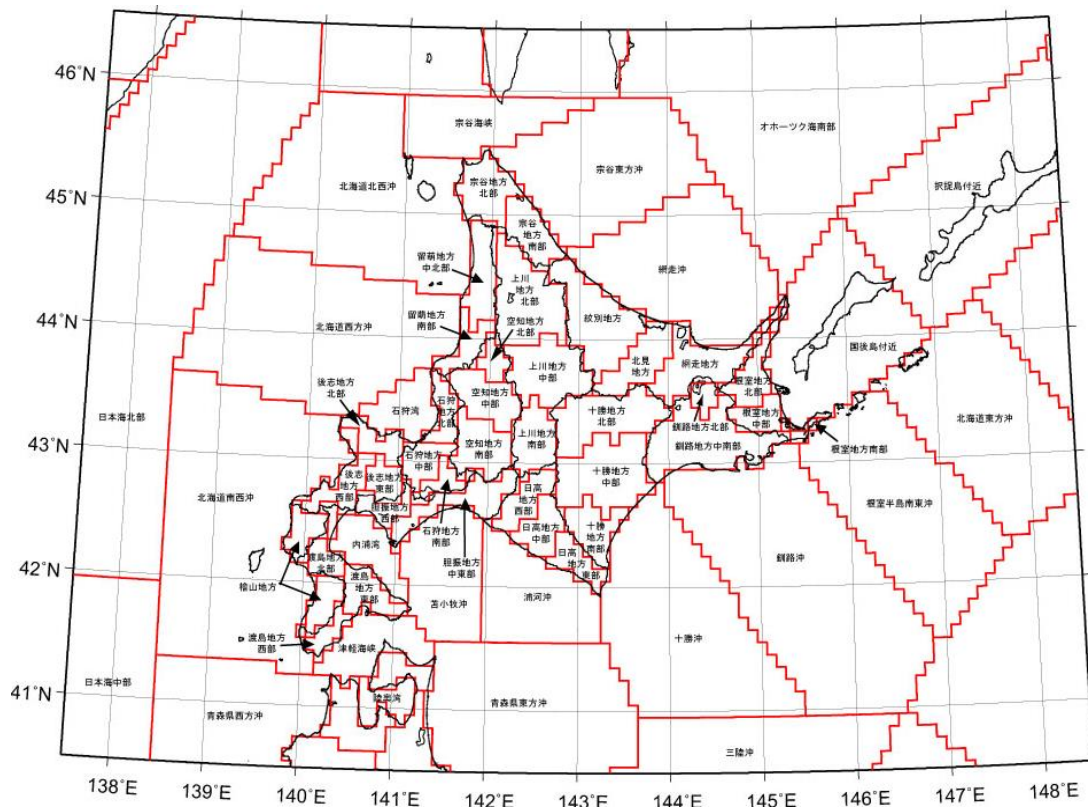
で5分と掛からない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

#### 4 地震・津波に関する情報に用いる地域名称、震央地名及び津波予報区

##### (1) 緊急地震速報において予想される震度の発表に用いる地域



##### (2) 震央地名



本町が該当する緊急地震速報で用いる府県予報区の名称及び緊急地震速報や震度速報で用いる区域の名称は、次のとおりである。

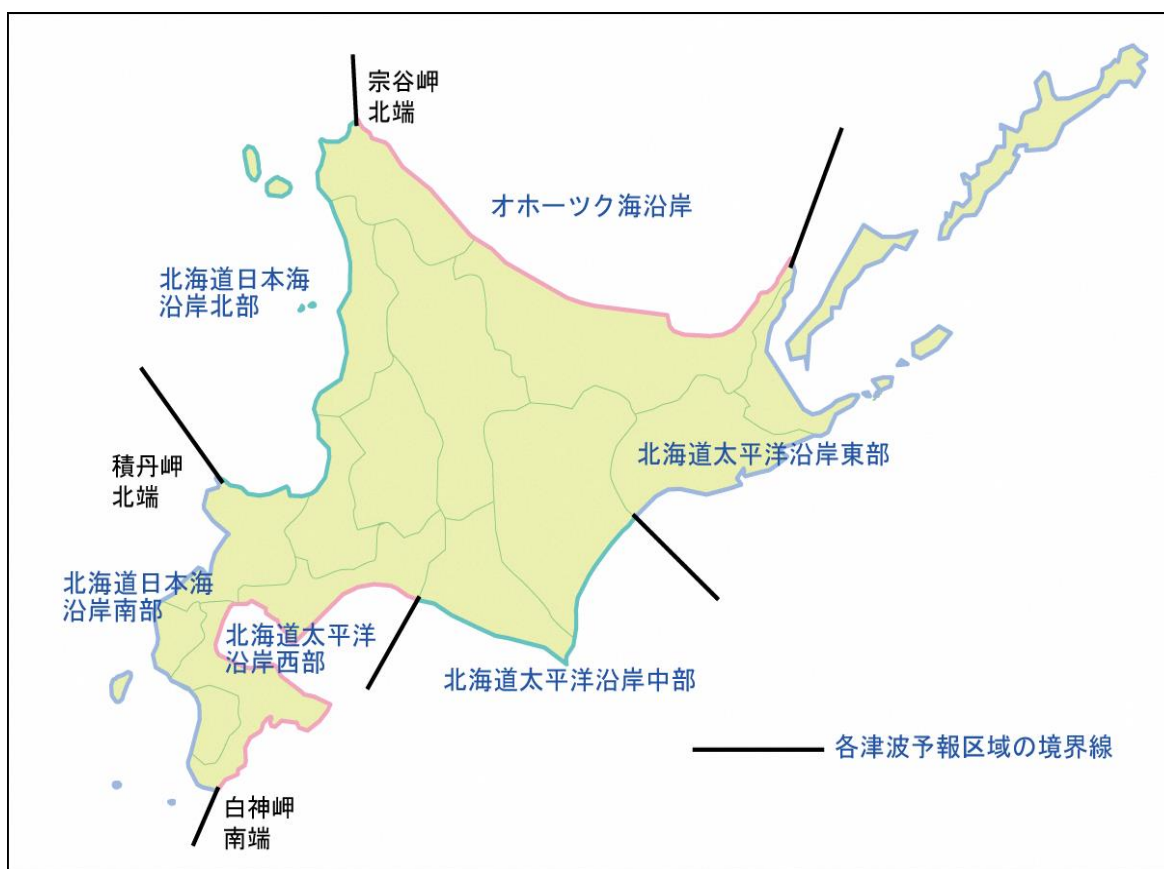
震度情報や緊急地震速報で用いる区域の名称

区 分	名 称
緊急地震速報で用いる府県予報区の名称	北海道道南
緊急地震速報や震度速報で用いる区域の名称	渡島地方北部

(3) 津波予報区

気象庁は、全国を66区域に分けた津波予報区に対して、津波警報等を発表しており、本町が該当する津波予報区は、「北海道太平洋沿岸西部」である。

津波予報区

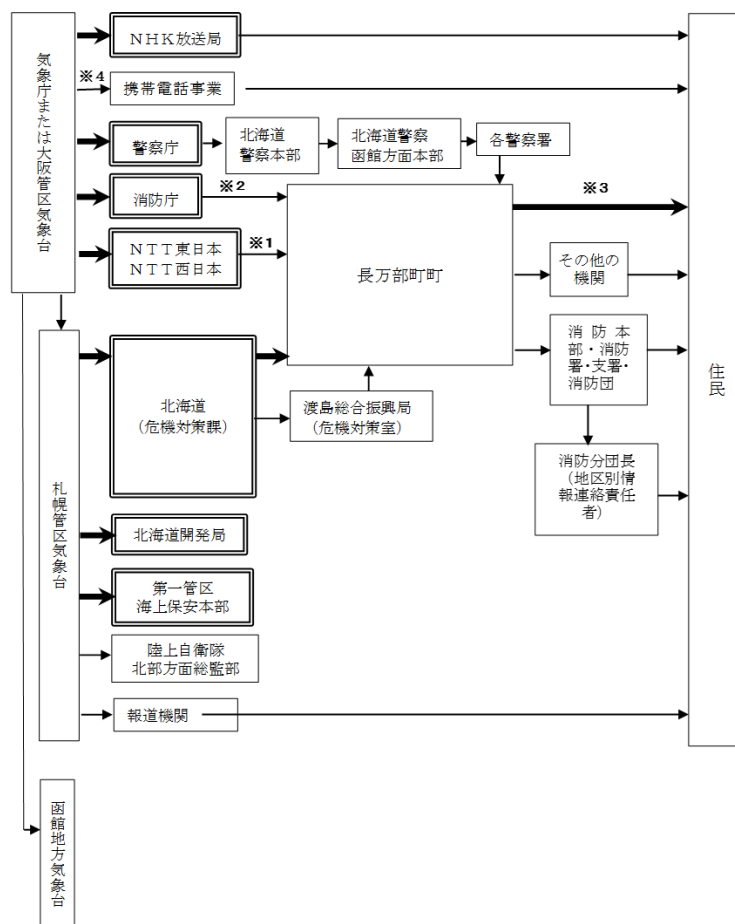


資料：北海道地域防災計画

## 5 津波警報等の伝達

津波警報等の伝達系統は、次のとおりである。

津波警報等の伝達系統図



☐ (二重線) で囲まれている機関は、気象業務法の規定に基づく法定伝達先

※1 津波警報と大津波警報（特別警報）の発表と解除のみ通報

※2 J-ALERT による伝達

※3 特別警報は一般住民に対しスピーカーによる放送、広報車巡回、携帯メールサービス、消防団等による伝達等の周知の措置をとる

※4 緊急速報メールは大津波警報・津波警報が発表されたときに、気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。

→ (太線) は、特別警報が発表された際の気象業務法の規定に基づく通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達

### 第3 異常現象を発見した場合の通報

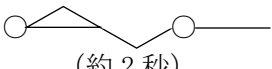
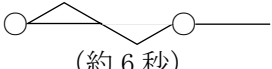
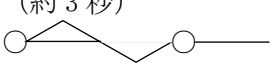
異常現象を発見した場合の通報に関する事項は、「第2編 第2章 第1節 第4 異常現象を発見した者の措置等」の定めるところによる。

### 第4 地震・津波に関する情報の受理及び伝達

町は、地震・津波に関する情報を迅速に収集するとともに、「第2編 第2章 第1節 第5 気象通報等の受理及び伝達」の定めるところにより、関係機関、住民等に伝達する。特に津波警報等の伝達

に当たっては、気象庁の定める予報警報標識規則における津波注意報及び津波警報標識に基づき、鐘音、サイレン音による伝達を実施する。

津波注意報及び津波警報標識

標識の種類	標 識	
	鐘 音	サイレン音
津波注意報標識	(3点と2点との斑打) ●—●—● ●—●	(約10秒)  (約2秒)
津波警報標識	(2点) ●—● ●—● ●—●	(約5秒)  (約6秒)
大津波警報標識	(連点) ●—●—●—●—●—●	(約3秒)  (約2秒) (短声連点)

(注) 1 「ツナミナシ」の津波注意報を行った場合は、標識を用いない。  
2 鳴鐘又は吹鳴の反復は、適宜とする。

資料編〔資料2-4〕 気象庁震度階級関連解説表

## 第2節 災害情報収集・伝達計画

### 第1 基本方針

町は、防災対策の適切な実施を図るため、防災関係機関と連携の下、必要な災害情報等を収集するとともに、速やかに住民、関係機関等に伝達する。

なお、地震・津波発生時における災害情報等の収集・伝達については、「第2編 第2章 第2節 災害情報収集・伝達計画」に定めるところによるほか、次のとおり実施する。

### 第2 災害情報の収集・伝達体制の整備

- 1 町は、迅速な緊急地震速報の伝達のため、その伝達体制及び通信施設、設備の充実を図るよう努めることとし、全国瞬時警報システム(J-ALERT)などで受信した緊急地震速報を屋外スピーカー等により住民等への伝達に努める。
- 2 町は、要配慮者にも配慮した分かりやすい情報伝達と、要配慮者や災害により孤立する危険のある地域の被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。特に災害時に孤立するおそれのある地域で停電が発生した場合に備え、衛星携帯電話などにより、当該地域の住民と町との双方向の情報連絡体制を確保するよう留意する。

また、被災者等への情報伝達手段として、特に防災行政無線等の無線系(個別受信機を含む。)の整備を図るとともに、津波注意報及び津波警報標識、北海道防災情報システム、全国瞬時警報システム(J-ALERT)、テレビ、ラジオ(コミュニティFM放送を含む。)、携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)、衛星携帯電話、ワンセグ等、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努める。

- 3 町は、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が防災、防犯に関する情報の取得及び緊急の通報

を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置及び多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な措置を講ずるものとする。

- 4 放送事業者、通信事業者等は、被害に関する情報、被災者の安否情報等について、情報の収集・伝達に係る体制の整備に努める。

また、町は、安否情報の確認のためのシステムの効果的、効率的な活用が図られるよう、住民に対する普及・啓発に努める。

- 5 町は、防災関係機関が有する情報組織や無人航空機、SAR衛星等の情報収集手段、通信ネットワーク等を全面的に活用し、迅速かつ正確に災害情報等を収集し、相互に交換する。

また、被災地において、迅速かつ正確に情報の収集・連絡を行うため、その通信手段の多重化・多様化、非常用電源の確保に努める。特に町から道へ被災状況の報告ができない場合等は、道が被災地に職員を積極的に派遣し、被災情報等を収集・把握することとしており、町は、これら派遣職員の受入れに留意する。

なお、人的被害の数については、道が一元的に集約、調整を行うこととしているため、町は、人的被害の数について積極的に収集し、道に連絡を行う。

- 6 町は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。

### 第3 災害情報等の内容及び通報の時期

- 1 町は、震度5弱以上を記録した場合、被災状況を道に報告する（ただし、震度5強以上を記録した場合、第一報を道及び国（消防庁経由）に、原則として30分以内で可能な限り早く報告する。）。

なお、消防庁長官から要請があった場合については、第一報後の報告についても、引き続き消防庁に報告する。

- 2 町は、119番通報の殺到状況時には、その状況等を道及び国（消防庁経由）に報告する。

- 3 町は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講ずることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の道及び国（消防庁経由）への報告に努める。

資料編〔資料4-1〕 災害情報等報告取扱要領
------------------------

## 第3節 災害通信計画

「第2編 第2章 第3節 災害通信計画」を準用する。

## 第4節 災害広報・情報提供計画

「第2編 第2章 第4節 災害広報・情報提供計画」を準用する。

## 第5節 避難対策計画

### 第1 基本方針

地震・津波発生時においては、家屋の倒壊、火災等の発生が予測される中で迅速かつ確かな避難活動を行う必要があるため、町は、避難のため可能な限りの措置をとることにより、生命、身体の安全の確保に努めるものとする。その際、要配慮者について十分配慮する。

なお、地震・津波発生時における避難措置については、「第2編 第2章 第5節 避難対策計画」に定めるところによるほか、次のとおり実施するものとし、特に大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報など津波の発生予報が発せられた場合は、直ちに高台などの安全な場所へ避難させる等の措置をとる。

### 第2 避難方法

大規模な地震・津波が発生した場合は、各所で同時に火災が発生し、大火災に発展することが予測される。このため住民等は、地震・津波が発生し、避難が必要と判断した場合、直ちにガスやブレーカー等の火の始末をした後、道路の亀裂、看板等の落下、ブロック塀の倒壊等に注意しながら、まずは、身の安全が確保できる避難場所（一時的に避難するグラウンド等）に避難して、当該避難場所で正確な災害情報等を収集する。

また、安全を確保した後、必要により安全確認が得られた指定避難所に避難する。

なお、特に津波発生時の避難については、次の事項に留意しつつ、必要な避難誘導體制を整備する。

- 1 避難については、徒歩によることを原則とするが、各地域において津波到達時間、避難場所までの距離、避難行動要支援者の存在、避難路の状況等を踏まえて、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合、町は、避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策をあらかじめ検討するものとし、検討に当たっては、警察と十分調整しつつ、自動車避難に伴う危険性の軽減方策とともに、自動車による避難には限界量があることを認識し、限界量以下に抑制するよう各地域で合意形成を図る。
- 2 町の職員、消防職員、消防団、警察官等避難誘導・支援に当たる者の危険を回避するため、津波到達時間などを考慮した避難誘導・支援に係る行動ルールや退避の判断基準を定め、住民等に周知するものとし、避難誘導・支援の訓練を実施することにより、避難誘導等の活動における問題点を検証し、行動ルール等を必要に応じて見直す。

### 第3 避難所の開設、運営

#### 1 避難状況の把握

町は、施設管理者等から被災者の避難状況、施設の被害状況等を把握する。

また、休日、勤務時間外に地震が発生した場合は、参集職員が最寄りの避難施設に立ち寄り、被災者の避難状況を把握する。

#### 2 開設予定の指定避難所の安全性の確保

避難所の開設に先立ち、開設予定施設が余震等の二次災害の危険のおそれがあるかどうか、次により施設の安全性を確認する。

## (1) 施設管理者等によるチェック

避難所の管理者及び担当職員は、地震発生後速やかに目視等により、施設の安全性を確認し、調査結果を災害対策本部に報告する。

なお、使用が困難な場合は、災害対策本部への報告のほか、次の措置を行う。

ア 立入禁止措置

イ 他の避難所の案内図の貼付

## (2) 応急危険判定士によるチェック

上記(1)のチェックでは、施設の安全性の確認に判断がつかかねる場合、町は、施設の安全性を確認するため、直ちに道に対して応急危険度判定士の派遣を要請する。

## (3) 避難住民への措置

既に避難所に避難住民が集まっている場合は、施設の安全が確認できるまで、グラウンド等の安全な場所に待機させる。

## 3 学校機能の早期回復

大規模な地震災害により、避難所を開設した場合は、避難所での生活が長期化するおそれがあるため、町は、開設した避難所が学校である場合、避難者の立入禁止区域を設定するなど、避難者と児童生徒とのすみ分けを行うとともに、応急仮設住宅の早期建設等、学校機能の早期回復に配慮する。

資料編〔資料5-3〕 避難施設

## 第6節 地震火災等対策計画

### 第1 基本方針

大地震が発生した場合には、建物等の倒壊をはじめ、火災の同時多発や市街地への延焼拡大などにより、多大な人的・物的被害が発生するおそれがある。このため町及び被災地の住民や自主防災組織等は、消防機関が実施する消防活動に協力するとともに、可能な限り初期消火及び延焼拡大の防止に努めるものとする。

なお、地震発生時における消火活動については、「第4編 第1章 第7節 大規模な火事災害対策計画」に定めるところによるほか、次のとおり実施する。

### 第2 消防活動体制の整備

町は、その地域における地震災害を防ぎよし、これらの被害を軽減するため、消防部隊の編成及び運用、応急消防活動その他消防活動の実施体制について、十分に検討を行い、整備する。

### 第3 火災発生、被害拡大危険区域の把握

町は、地震による火災発生及び拡大を防止するため、あらかじめ、おおむね次に掲げる危険区域を把握する。

また、必要に応じて被害想定を作成し、災害応急活動の円滑な実施に努める。

- 1 住宅密集地域の火災危険区域
- 2 がけ崩れ、崩壊危険箇所

- 3 津波等による浸水危険区域
- 4 特殊火災危険区域（危険物、ガス、火薬、毒劇物等施設）

#### 第4 相互応援協力の推進

町は、消防活動が円滑に行われるよう、次に掲げる応援協定等により、必要に応じ相互に応援協力をする。

- 1 消防相互応援
- 2 広域航空消防応援
- 3 緊急消防援助隊による応援

#### 第5 地震火災対策計画の作成

町は、大地震時における火災防ぎょ活動及び救出活動の適切かつ効果的な実施を図るため、必要に応じ、あらかじめ地震火災対策計画を作成する。この場合の基本的事項は、おおむね次のとおりである。

##### 1 消防職員等の確保

大規模地震発生時には、住宅密集地域における火災の多発に伴い、集中的消火活動は困難であり、また、消防設備が破壊され、搬出不能となることも考えられ、さらに消防職員・消防団員の招集も困難になるなど、消防能力が低下するおそれがあることから、あらかじめこれらに対する維持・確保の措置を講ずる。

##### 2 消防水利の確保

地震災害時には、水道施設の停止や水道管の破損等により、消火栓が使用不能となることが考えられることから、防火水槽・耐震性貯水槽・配水池の配置のほか、河川等多角的な方策による消防水利の確保に努める。

##### 3 応急救出活動

大規模地震発生時の混乱した状況下における救出活動は、非常に困難であるため、倒壊した家屋内での住民、特に要配慮者の救護方法について検討する。

##### 4 初期消火の徹底

住民に対して平素から地震発生時の火気の手締りと初期消火の重要性を十分に認識させるため、事前啓発の徹底を図る。

また、地震発生直後には、被災地までの道路交通網等の寸断等により、消防機関の到着に時間を要することから、被災地の住民や自主防災組織等は、可能な限り初期消火及び延焼防止に努める。

## 第7節 津波災害応急対策計画

---

### 第1 基本方針

町は、大津波警報（特別警報）、津波警報若しくは津波注意報が発表され、又は津波発生のおそれがある場合、警戒態勢をとり、津波の発生に備えるほか、津波が発生した場合は、直ちに応急対策を実施する。

## 第2 津波警戒態勢の確立

町は、気象庁の発表する大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報によるほか、強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときには、津波襲来に備えて警戒態勢をとる。

また、海浜等にある者に対し、海岸等からの退避、テレビ、ラジオの聴取等警戒態勢をとるよう周知するとともに、水門等の閉鎖、安全な場所からの海面監視等警戒に当たる。

さらに、潮位の変化等津波情報の収集・伝達を行うほか、道との連絡調整等を行う。

## 第3 住民等の避難・安全の確保

大津波警報（特別警報）、津波警報若しくは津波注意報が発表された場合、又は海面監視により異常現象を発見した場合、町は、津波襲来時に備え、沿岸住民等に対して、直ちに退避・避難するよう指示を行う。

また、津波襲来が切迫している場合、最寄りの津波避難ビルなどに緊急避難するよう伝達する。

なお、町が災害の発生により、避難の指示を行うことができない場合は、知事が町長に代わって避難のための指示に関する措置の全部又は一部を実施する。

## 第4 災害情報の収集

町は、道、北海道警察及び第一管区海上保安本部が航空機又は船艇を派遣して把握・収集した災害状況について、相互に情報の共有化を図る。

## 第8節 応急措置実施計画

---

「第2編 第2章 第6節 応急措置実施計画」を準用する。

## 第9節 自衛隊派遣要請計画

---

「第2編 第2章 第7節 自衛隊派遣要請計画」を準用する。

## 第10節 広域応援・受援計画

---

「第2編 第2章 第8節 広域応援・受援計画」を準用する。

## 第11節 ヘリコプター等活用計画

---

「第2編 第2章 第9節 ヘリコプター等活用計画」を準用する。

## 第12節 救助救出計画

---

---

「第2編 第2章 第10節 救助救出計画」を準用する。

## 第13節 医療救護計画

---

---

「第2編 第2章 第11節 医療救護計画」を準用する。

## 第14節 防疫計画

---

---

「第2編 第2章 第12節 防疫計画」を準用する。

## 第15節 災害警備計画

---

---

「第2編 第2章 第13節 災害警備計画」を準用する。

## 第16節 交通応急対策計画

---

---

「第2編 第2章 第14節 交通応急対策計画」を準用する。

## 第17節 輸送計画

---

---

「第2編 第2章 第15節 輸送計画」を準用する。

## 第18節 食料供給計画

---

---

「第2編 第2章 第16節 食料供給計画」を準用する。

## 第19節 給水計画

---

---

「第2編 第2章 第17節 給水計画」を準用する。

## 第20節 衣料、生活必需物資供給計画

---

「第2編 第2章 第18節 衣料、生活必需物資供給計画」を準用する。

## 第21節 石油類燃料供給計画

---

「第2編 第2章 第19節 石油類燃料供給計画」を準用する。

## 第22節 生活関連施設対策計画

---

### 第1 基本方針

地震・津波の発生に伴い、生活に密着した施設（上水道施設、電気、通信、放送施設等）が被災し、水、電気等の供給が停止した場合は、生活の維持に重大な支障を与えるため、これら各施設の管理者等は、速やかに応急復旧を実施するなどの対策を講ずるとともに、施設の被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、住民の不安解消に努めるものとする。

### 第2 上水道・下水道

「第2編 第2章 第22節 上下水道施設対策計画」に定めるところによるほか、次のとおり実施する。

#### 1 上水道施設

##### (1) 応急措置

町は、地震・津波災害により被災した施設の応急復旧についての計画をあらかじめ定めておくほか、地震・津波発生時においては、この計画に基づき、直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施するとともに、被害があった場合は、速やかに応急復旧し、住民に対する飲料水等の供給に努める。

##### (2) 広報

町は、地震・津波により上水道施設に被害を生じた場合は、その被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、住民の不安解消を図るとともに、応急復旧までの対応についての周知を図る。

#### 2 下水道施設

##### (1) 応急復旧

町は、地震・津波災害により被災した施設の応急復旧についての計画をあらかじめ定めておくほか、地震・津波発生時においては、この計画に基づき、直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施し、排水機能の支障及び二次災害のおそれのあるものについては、応急復旧を行う。

(2) 広報

町は、地震・津波により下水道施設に被害のあった場合は、下水道施設の被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、住民の生活排水に関する不安解消に努める。

### 第3 電気

「第2編 第2章 第20節 電力施設災害応急計画」に定めるところによるほか、次のとおり実施する。

#### 1 応急復旧

電気事業者は、地震・津波災害により被災した施設の応急復旧についての計画をあらかじめ定めておくほか、地震・津波発生時においては、この計画に基づき、直ちに被害状況（停電の状況）の調査、施設の点検を実施し、施設に被害（停電）があった場合は、二次災害の発生を防止するとともに、速やかに応急復旧を実施し、早急に停電の解消に努める。

#### 2 広報

電気事業者は、地震・津波により電力施設に被害があった場合は、感電事故、漏電による出火の防止及び電力施設の被害状況（停電の状況）、復旧見込み等について、テレビ・ラジオなどの報道機関や広報車を通じて広報し、住民の不安解消に努める。

### 第4 通信

#### 1 応急復旧

電気通信事業者は、地震・津波発生時の通信を確保するため、施設の被害調査、点検を実施するとともに、被害があった場合又は異常事態の発生により通信が途絶するような場合において、速やかに応急復旧を実施するなどの対策を講ずる。

#### 2 広報

通信を管理する機関は、地震・津波により通信施設に被害のあった場合、テレビ・ラジオなどの報道機関の協力を得て、通信施設の被害状況、電話等の通信状況等について広報するとともに、被災地への電話の自粛について理解と協力を求めるなど住民の不安解消に努める。

### 第5 放送

放送機関は、地震・津波発生時、被災地及び被災住民に対する迅速かつ的確な情報を提供するため、施設の被害調査、点検を実施するとともに、施設に被害があった場合、速やかに応急復旧を実施するなど、放送が途絶えることのないよう対策を講ずる。

## 第23節 応急土木対策計画

---

「第2編 第2章 第23節 応急土木対策計画」を準用する。

## 第24節 被災建築物安全対策計画

### 第1 基本方針

町は、被災建築物の余震等による倒壊及び部材の落下等から生じる二次災害を防止するため、防災関係機関と連携の下、被災建築物の安全対策を講ずる。

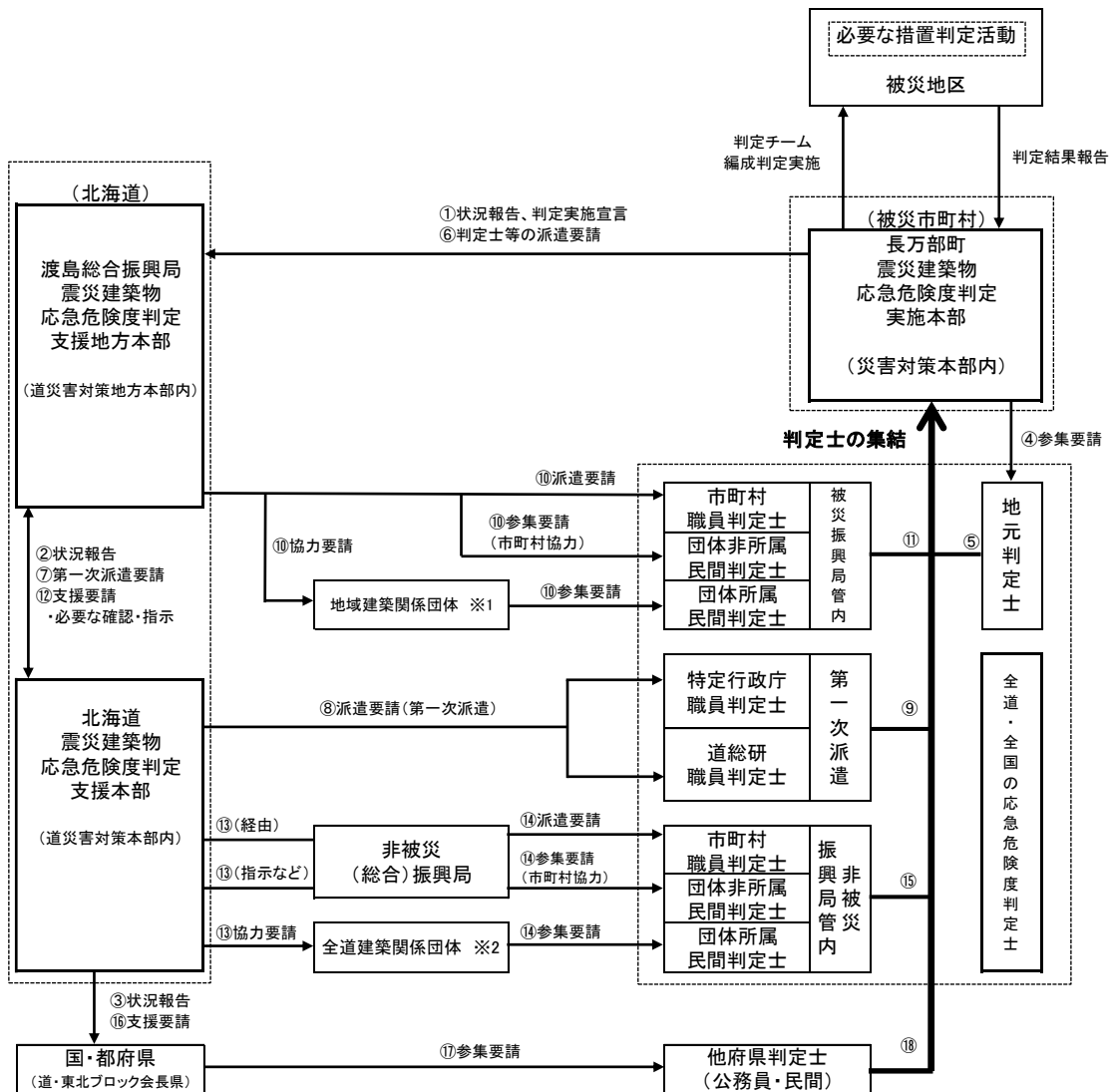
### 第2 応急危険度判定の実施

町は、地震により被災した建築物等の当面の使用の可否を判定し、所有者等に知らせる応急危険度判定を実施する。

#### 1 活動体制

町は、「北海道震災建築物応急危険度判定要綱」に基づき、建築関係団体等の協力を得て、応急危険度判定士による被災建築物の応急危険度判定活動を行う。

判定活動の体制



※1 地域建築関係団体：被災地を含む管内で構成する地区協議会の会員である建築関係団体（例：建築士会〇〇支部）  
 ※2 全道建築関係団体：全道連絡協議会の会員である建築関係団体（例：建築士会（本部））

資料：北海道地域防災計画

## 2 基本的事項

- (1) 判定対象建築物  
原則、全ての被災建築物を対象とするが、被害状況により判定対象を限定することができる。
- (2) 判定開始時期、調査方法  
地震発生後、できる限り早い時期に、主として目視により、被災建築物の危険性について、木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造の構造種別ごとに調査表により行う。
- (3) 判定の内容、判定結果の表示  
被災建築物の構造躯体等の危険性を調査し、「危険」、「要注意」、「調査済」の3段階で判定を行い、3色の判定ステッカー（赤「危険」、黄「要注意」、緑「調査済」）に対処方法等の所要事項を記入し、当該建築物の出入り口等の見やすい場所に貼付する。

### 判定ステッカーの内容

区分	判定の内容
危険	建築物の損傷が著しく、倒壊などの危険性が高い場合であり、使用及び立ち入りができない。
要注意	建築物の損傷は認められるが、注意事項に留意することにより立ち入りが可能である。
調査済	建築物の損傷が少ない場合である。

- (4) 判定の効力  
行政機関による情報の提供である。
- (5) 判定の変更  
応急危険度判定は、応急的な調査であること、また、余震等で被害が進んだ場合あるいは適切な応急補強が行われた場合には、判定結果が変更されることがある。

## 第3 石綿飛散防災対策

被災建築物からの石綿の飛散による二次被害の防止については、次のとおりとする。

### 1 基本方針

各実施主体は、関係法令や「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（第3版）」（環境省）等に基づき、石綿の飛散防止措置を講ずるものとする。

### 2 実施主体及び実施方法

- (1) 北海道及び町  
道及び町は連携し、被災建築物等の石綿露出状況等の把握、建築物等の所有者等に対する応急措置の指導・助言及び解体等工事に係る事業者への指導等を行う。
- (2) 建築物等の所有者等  
建築物等の損壊や倒壊に伴う石綿の飛散・ばく露防止のための応急措置を行う。
- (3) 解体等工事業者  
石綿含有建材の使用の有無に関する事前調査を実施し、調査結果等を当該解体等工事の場所に掲示するとともに、特定粉じん排出等作業に係る基準等に従い、解体等工事を行う。
- (4) 廃棄物処理業者  
関係法令に定める基準等に従い、廃石綿等及び石綿含有廃棄物の処理を行う。

## 第25節 被災宅地安全対策計画

---

「第2編 第2章 第24節 被災宅地安全対策計画」を準用する。

## 第26節 住宅対策計画

---

「第2編 第2章 第25節 住宅対策計画」を準用する。

## 第27節 障害物除去計画

---

「第2編 第2章 第26節 障害物除去計画」を準用する。

## 第28節 文教対策計画

---

「第2編 第2章 第27節 文教対策計画」を準用する。

## 第29節 行方不明者の捜索及び遺体の収容・処理・埋葬計画

---

「第2編 第2章 第28節 行方不明者の捜索及び遺体の収容・処理・埋葬計画」を準用する。

## 第30節 家庭動物等対策計画

---

「第2編 第2章 第29節 家庭動物等対策計画」を準用する。

## 第31節 応急飼料計画

---

「第2編 第2章 第30節 応急飼料計画」を準用する。

## 第32節 廃棄物等処理計画

---

---

「第2編 第2章 第31節 廃棄物等処理計画」を準用する。

## 第33節 災害ボランティアとの連携計画

---

---

「第2編 第2章 第32節 災害ボランティアとの連携計画」を準用する。

## 第34節 労務供給計画

---

---

「第2編 第2章 第33節 労務供給計画」を準用する。

## 第35節 災害救助法の適用と実施

---

---

「第2編 第2章 第34節 災害救助法の適用と実施」を準用する。



## 第3章 災害復旧・被災者援護計画

地震・津波災害が発生した際には、速やかに、被災施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興へとつなげていく必要がある。

このため、町は、道及び防災関係機関との適切な役割分担及び連携の下、被災地域の特性や被災状況、関係する公共施設管理者の意向等を勘案し、迅速な原状復旧を目指すのか、災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すのかについて早急に検討し、基本となる方向を定め、又は、これに基づき計画を作成することにより、計画的に災害復旧事業を実施する。

あわせて、災害に伴い生じた廃棄物については、広域的な処理を含めた計画的な収集・運搬・処分により適切かつ速やかに廃棄物処理を行う。

また、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細かな支援を継続的に実施する取組）の実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細かな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

なお、著しく異常かつ激甚な非常災害が発生し、国に緊急災害対策本部が設置され、当該災害からの復興を推進するため特別の必要があると認めるときは、大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）に基づき、被災地の復興を図るため必要となる措置を行う。

### 第1節 災害復旧計画

「第2編 第3章 第1節 災害復旧計画」を準用する。

### 第2節 被災者援護計画

地震・津波災害は、各種の被害が広範囲にわたり、瞬間的に発生するところに特殊性があり、住居や家財の喪失、経済的困窮、あるいは生命の危険に瀕し、地域社会が混乱に陥る可能性がある。

また、こうした社会の混乱は、速やかな災害復旧を妨げる要因となるため、町は、災害時の人心の安定と社会秩序の維持を図ることを目的として、防災関係機関と協力し、被災地の生活の安定のため緊急措置を講ずるとともに、適切な情報提供に努めるものとする。

被災者援護措置に当たっては、「第2編 第3章 第2節 被災者援護計画」に定めるところによるほか、特に地震災害発生時においては、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした公的保険制度である地震保険が、被災者の住宅再建にとって有効な手段の一つであることから、その制度の普及促進に努めるものとする。

## 第4章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画

### 第1節 総則

#### 第1 推進計画の目的

この計画は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号。以下「日本海溝特措法」という。）第5条第2項の規定に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）について、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

#### 第2 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

本町の地域に係る地震防災に関し、防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱は、「第1編 第1章 第5節 計画の基本方針」を準用する。

### 第2節 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の特性

#### 第1 想定される日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の概要

日本海溝及び千島海溝沿いの領域では、プレート境界での地震、地殻内や沈み込むプレート内での地震等、マグニチュード（M）7からM8を超える巨大地震や地震の揺れに比べ大きな津波を発生させる「津波地震」と呼ばれる地震まで、多種多様な地震が発生しており、幾度となく大きな被害を及ぼしてきた。

令和2年に国が公表した巨大地震モデルにおいて推定された最大クラスの津波断層モデルの地震の規模は、岩手県沖から北海道日高地方の沖合の日本海溝沿いの領域がMw9.1、襟裳岬から東の千島海溝沿いの領域ではMw9.3であり、いずれの領域においても、最大クラスの津波の発生が切迫している状況にあると考えられている。

#### 第2 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震による被害の特性

想定される日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震について、道が公表した津波浸水想定を基に、国が用いた手法を参考とし、浸水域内における時間帯別の人口動態等の状況など実態を反映させ、長万部町の被害想定（R4）等における被害の特性は「第1編 第2章 第2節 災害の概況」を準用する。

## 第3節 関係者との連携協力の確保に関する事項

---

### 第1 資機材、人員等の配備手配

#### 1 物資等の調達手配

- (1) 町は、地震発生後に行う災害応急対策に必要な物資、資機材（以下「物資等」という。）の確保を行う。
- (2) 町は、道に対して町内の居住者、公私の団体（以下「居住者等」という。）及び観光客、釣り客やドライバー等（以下「観光客等」という。）に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のため必要な物資等の供給の要請をすることができる。

#### 2 人員の配置

町は、人員の配置状況を道に報告し、必要に応じて人員の派遣を要請するものとする。

#### 3 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

- (1) 町及び防災関係機関は、地震が発生した場合において、長万部町地域防災計画（計画編）に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を行うものとする。
- (2) 機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定める。

#### 4 他機関に対する応援要請

町が災害応急対策の実施のため必要な協力を得ることに関し、「第2編 第2章 第8節 広域応援・受援計画」及び「第2編 第2章 第7節 自衛隊派遣要請計画」を準用する。

## 第4節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

---

### 第1 津波からの防護

河川、漁港等の管理者は、次の方針・計画等に基づき、各種整備等を行うものとする。

- 1 河川、漁港等の管理者は、海溝型地震が発生した場合は直ちに、水門及び閘門の閉鎖、工事中の場合は工事の中断等の措置を講ずるものとする。  
また、内水排除施設等については、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置を講ずるものとする。
- 2 河川、漁港等の管理者は、津波による被害を防止・軽減するための防潮堤、堤防、水門等の点検や自動化・遠隔操作化・補強等必要な施設整備等の方針・計画について必要に応じ別に定めるものとする。  
また、水門や陸閘等の閉鎖を迅速・確実に行うための体制、手順及び平常時の管理方法について、特に、冬期の積雪や凍結の影響により水門等の閉鎖に支障をきたすことなく、確実に作動するよう配慮するものとし、必要に応じ別に定めるものとする。
- 3 町は必要に応じ津波により孤立が懸念される地域のヘリポート、ヘリコプター臨時発着場、漁港等の整備の方針及び計画を定めるものとする。

- 4 町は必要に応じ防災行政無線等の整備の方針及び計画を定めるものとする。このほか、津波からの防護のための施設の整備等については、「第3編 第1章 第2節 地震に強いまちづくり推進計画」を準用する。

## 第2 津波に関する情報の伝達等

津波に関する情報の伝達に係る基本的事項及び関係者の連絡体制は、「第3編 第2章 第1節 地震・津波に関する情報の収集・伝達計画」及び「第3編 第2章 第2節 災害情報収集伝達計画」を準用するほか、次の事項にも配慮する。

- 1 町は、居住者等及び観光客等並びに防災関係機関に対し、津波に関する情報を正確かつ広範に伝達するものとする。  
また、外国人や聴覚障がい者、視覚障がい者等にも的確に伝わること等に配慮するものとする。
- 2 居住者等及び観光客等は、強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、自ら津波に対する警戒体制をとり、海浜等から退避するとともに、テレビ・ラジオからの津波に関する情報の入手や道及び市町村等による津波に関する情報の伝達を受け、必要に応じた迅速な避難行動に備えるよう努めるものとする。
- 3 町は、道等から大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の伝達を受けた場合は、速やかにその内容に応じた適切な措置を講ずるとともに、居住者等及び観光客等並びに防災関係機関に対し必要な情報を周知徹底するものとし、休日・夜間等の勤務時間外や停電時の対応を含め、的確な伝達体制を整備するものとする。
- 4 町は、船舶、漁船等に対して速やかに大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の伝達を行うものとする。この場合において、予想される津波の高さ、到達時間等を踏まえ、陸から離れた水深の深い安全水域への避難等のとるべき措置を併せて示すことに配慮するものとする。
- 5 町及び防災関係機関は、管轄区域内の被害状況を迅速・確実に把握するための情報収集の経路及びその方法を点検し、災害情報収集伝達訓練等を通じて、被災状況により通常使用している情報伝達網が寸断される可能性があることを考慮し円滑な情報伝達体制を整備するものとする。
- 6 町は、必要に応じ防災行政無線等の整備等の方針及び工程等を定めるものとする。

## 第3 地域住民等の避難行動等

町は、道等と協力し、避難対象地区の住民等が津波襲来時に的確な避難を行うことができるよう次のとおり取り組むこととする。

### 1 避難対象地区の指定

町は、過去の津波被害の履歴や道等が作成した津波浸水予測図又は津波浸水想定区域図における浸水する陸域の範囲等を基本として、海溝型地震が発生した場合において、津波により避難が必要になることが想定される地区（以下「避難対象地区」という。）を指定するものとする。

### 2 避難の確保

- (1) 町は、道の津波避難計画策定指針（資料編9-9参照）を参考に、これまで個別に進めてきた津波対策を点検し、必要に応じて新たに津波避難計画や地域防災計画津波対策編等（全体計画・地域計画）の策定に取り組むとともに、主に次の事項に留意して自主防災組織等の育成を通じて避難体制の確立に努めるものとする。

また、避難行動要支援者を速やかに避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら、平常時より情報伝達体制の整備、避難行動要支援者に関する情

報の把握・共有、避難行動要支援者ごとの具体的な個別避難計画の作成等の避難誘導體制の整備に努めるものとする。これら避難計画を作成するに当たり、関係地区住民にあらかじめ十分周知するとともに、各種防災施設の整備等の状況や防災訓練などによる検証を通じて避難計画の内容を見直していくものとする。

ア 地区の範囲

イ 想定される危険な範囲（浸水域）

ウ 津波からの避難場所（屋内、屋外の種別）

エ 指定緊急避難場所に至る経路

オ 避難指示の伝達方法

カ 避難場所にある設備、物資等及び避難場所において行われる救護の措置等

キ その他避難に関する注意事項（集団避難、防火、防犯、持出品、服装、車の使用禁止等）

- (2) 町は、津波に関する被害想定や避難に関する情報等を視覚的に表したハザードマップを作成し、住民への周知に努めるものとする。また、避難場所から避難所への避難経路、防寒機能を備えた屋内の避難所への二次避難の経路等について考慮するものとする。
- (3) 町は、指定緊急避難場所として利用可能な道路盛土等の活用について検討し、活用できる場合には、道路管理者等の協力を得つつ、避難路・避難階段の整備に努めるものとする。
- (4) 避難対象地区の居住者等は、避難地、避難路、避難方法及び家族との連絡方法等を平常時から確認しておき、津波が襲来した場合の備えに万全を期するよう努めるものとする。
- (5) 避難のための指示

ア 町長

(ア) 町長は、大津波警報（特別警報）・津波警報が発表された場合又は海面監視により異常現象を発見した場合、海浜等にある者、海岸付近の住民等に対して、直ちに退避し、安全な場所に避難するよう避難指示を行う。また、津波注意報が発表された場合は、海浜等にある者に対し直ちに退避し、安全な場所に避難するよう指示を行う。地震発生後、報道機関から津波警報が放送されたときも、同様の措置をとるものとする。

また、津波襲来が切迫している場合にあつては、必要に応じ最寄りの高層ビルなどに緊急避難するよう指示するものとする。

- (イ) 町は、強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、海浜等にある者、海岸付近の住民等に対し、海岸等からの退避、テレビ・ラジオの聴取等警戒体制をとるよう周知するものとし、町長は、必要と認める場合には、直ちに退避し、安全な場所に避難するよう避難指示を行うものとする。
- (ウ) 避難指示は、災害の状況及び地域の実情に応じ、町防災行政無線（戸別受信機を含む。）、北海道防災情報システム、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等のあらゆる手段を活用して、対象地域の住民に迅速かつ的確に伝達する。

イ 知事

知事は、地震発生時に当該災害の発生により、町長が避難のための指示に関する措置ができない場合は、町長に代わってこれらの措置を実施する。

ウ 警察官又は海上保安官

町長から要請があったとき又は町長が避難の指示をすることができないと認めるときは、避

難の指示等を行うものとし、その場合、直ちにその旨を町長に通知するものとする。通知を受けた町長は、その旨を総合振興局長又は振興局長に報告する。警察官は、天災等により危険な事態が発生し、特に急を要する場合は、危害を受けるおそれのある者を避難させるものとする。

エ 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官

天災等により危険な事態が発生し、特に急を要する場合において、警察官がその場にはいないときは、危害を受けるおそれのある者を避難させるものとする。

(6) 避難指示の発令

次の点に留意し、発令基準を定め、上記(5)により、適切に避難の指示を行うものとする。

ア 道又は法令に基づく機関から大津波警報（特別警報）、津波警報、津波注意報の伝達を受けた場合及び報道機関の放送等により大津波警報（特別警報）、津波警報、津波注意報の発表を認知した場合

イ 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときで、必要と認めるとき

ウ 海面監視により異常現象を発見した場合等その他住民の生命、身体に被害が及ぶおそれがあると判断される状況に至ったとき

(7) 避難場所の指定

ア 町は、耐震性に配慮し、原則として要配慮者の保護のために必要に応じて行う屋内避難に使用する建物を定めるものとする。

イ 町は、高台への避難に相当な時間を要する平野部などにおける避難場所の指定に当たっては、耐震性・耐浪性や浸水深に配慮したうえで建築物を避難場所に指定するいわゆる津波避難ビルの活用、人工高台の整備等を進めるものとする。

(8) 避難場所の維持・運営

ア 町は、避難場所を開設した場合は、当該避難場所に必要な設備及び資機材の配備、食料等生活必需品の調達、確保並びに職員の派遣を行うものとする。

イ 町は、避難場所への津波警報等の情報の提供、特に冬期における避難時の低体温症対策として、防寒機能を備えた避難場所等の確保、乾いた衣類、防寒具、暖房器具・燃料等の備蓄、温かい食事を提供できる体制の構築など、避難生活環境の確保について配慮するものとする。

ウ 避難した居住者等は、自主防災組織等の単位ごとに互いに協力しつつ、避難場所の運営に協力する。

### 3 避難場所における救護

避難場所での救護に当たっては、次の点に留意するものとする。

(1) 町が避難場所において避難者に対し実施する救護の内容は次のとおりとする。

ア 受入施設への受入れ

イ 飲料水、主要食糧及び毛布の供給

ウ その他必要な措置

(2) 町は(1)アに掲げる救護に必要な物資、資機材の調達及び確保を図るため、次の措置をとるものとする。

ア 流通在庫の引き渡し等の要請

イ 道に対し道及び他の市町村が備蓄している物資等の供給要請

ウ その他必要な措置

#### 4 避難行動要支援者の避難支援

他人の支援を要する者に対しては、支援を行う者の避難に要する時間に配慮しつつ、次の点に留意するものとする。

- (1) 町は、あらかじめ自主防災組織単位に、在宅の高齢者、乳幼児、障がい者、病人、妊産婦等の避難に当たり他人の支援を要する避難行動要支援者の人数及び支援者の有無等の把握に努めるものとする。
- (2) 津波発生のおそれにより、町長より避難指示が行われたときは、(1)に掲げる者の避難場所までの避難支援は、原則として本人の親族又は本人が属する消防団・自主防災組織が指定する者が担当するものとし、町は、自主防災組織を通じて避難支援に必要な資機材の提供その他の援助を行うものとする。
- (3) 海溝型地震が発生した場合、町は(1)に掲げる者を受け入れる施設のうち自ら管理するものについて、受入れする者等に対し必要な救護を行うものとする。

#### 5 避難誘導等

- (1) 地域の自主防災組織及び施設又は事業所の自衛消防組織は、避難指示があったときは、あらかじめ定めた避難計画及び町災害対策本部の指示に従い、住民、従業員、入場者等の避難誘導のため必要な措置をとるものとする。
- (2) 町は、あらかじめ関係事業者と協議して、外国人、出張者等に対する避難誘導等の対応について定めるものとする。
- (3) 町は、現地の地理に不案内な観光客等に対しては、パンフレットやチラシの配布、津波注意、指定緊急避難場所及び津波避難ビルを示す標識を設置するなどして、円滑な避難誘導のための環境整備に努めるものとする。  
また、津波注意、指定緊急避難場所及び津波避難ビルを示す標識の設置に当たっては、国が示した統一標識のデザインを使用するよう留意するものとする。
- (4) 道及び町は、避難経路の除雪・防雪・凍結防止のため必要な措置を講ずるものとする。
- (5) 町は、災害救助法の適用となる避難対策について、適切な対応を行うものとする。

#### 6 意識の普及啓発等

道及び町は、地域住民等が、「自らの命は自らが守る」という早期避難への意識を持ち、その意識を持続的に共有し、津波襲来時に円滑かつ迅速な避難を行うことができるよう、必要に応じて冬期の課題に配慮された内容により、ハザードマップや津波避難計画を作成・変更し、津波避難に関する意識啓発のための方策を実施するものとする。

### 第4 消防機関等の活動

#### 1 町の措置

町は、消防機関及び水防団が津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点としてその対策を定めるものとする。

- (1) 大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の的確な収集及び伝達
- (2) 津波からの避難誘導
- (3) 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する支援
- (4) 津波到達予想時間等を考慮した退避ルールの確立

## 2 水防管理団体等の措置

海溝型地震が発生した場合は、水防管理団体等は、次のような措置をとるものとする。

- (1) 所管区域内の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡通知
- (2) 水門、閘門及び防潮扉の操作又は操作の準備並びに人員の配置
- (3) 水防資機材の点検、整備、配備

## 第5 水道、電気、ガス、通信、放送関係

### 1 水道

水道事業の管理者等は、地域住民等の津波からの円滑な避難を確保するため、水道管の破損等による二次災害を軽減させるための措置を実施するものとする。

### 2 電気

- (1) 大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の伝達や夜間の避難時の照明の確保等に加え、冬期の医療施設や避難所等での防寒対策及び夏期の熱中症対策に重要であることを踏まえ、優先的に電力を必要とする重要施設をあらかじめ選定し、電力事業者と共有する。
- (2) 指定公共機関北海道電力株式会社が行う火災等の二次災害防止に必要な利用者によるブレーカーの解放等の措置に関する広報、重要施設への電力供給のための体制確保、優先復旧の手順の作成等の措置は、別に定めるところによる。

### 3 ガス

指定地方公共機関北海道ガス株式会社などガス事業者が行う利用者によるガス栓の閉止等、火災等の二次災害の防止に関する広報等の措置は、別に定めるところによる。

### 4 通信

- (1) 電気通信事業者は、津波警報等の情報を確実に伝達するために必要な通信を確保するため、電源の確保（非常用電源を含む）、地震発生後の輻輳等の対策を実施するものとする。
- (2) 指定公共機関東日本電信電話株式会社北海道事業部、同株式会社N T T ドコモ北海道支社が行う電源の確保、通信手段の多重化・多様化に係る対策、地震発生後の輻輳対策等、災害用伝言ダイヤル等の安否確認手段の普及方策等の措置は、別に定めるところによる。

### 5 放送

- (1) 放送事業者は、放送が居住者等及び観光客等への情報の正確かつ迅速な伝達のために不可欠なものであるため、津波に対する避難が必要な地域の居住者等及び観光客等に対しては、強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報が発表される前であっても津波に対する注意喚起に努めるとともに、これら津波警報等の正確かつ迅速な報道に努めるものとする。
- (2) 放送事業者は、道、町及び防災関係機関と協力して、被害に関する情報、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、津波に関する情報等、居住者等及び観光客等が津波からの円滑な避難を行うために必要な情報の提供に努めるよう留意するものとする。
- (3) 放送事業者は、地震・津波等に伴う避難指示等について町から放送の依頼があった場合には、放送を通じた避難指示等の情報伝達に努めるものとする。
- (4) 放送事業者は、発災後も円滑に放送を継続し、大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報を報道できるようあらかじめ、必要な要員の配置、施設等の緊急点検その他の被災防災措置を

講ずるものとする。

(5) 指定公共機関日本放送協会函館放送局が行う措置は、別に定めるところによる。

## 第6 交通対策

### 1 道路

(1) 北海道公安委員会及び道路管理者は、津波の襲来により危険度が高いと予想される区間及び避難路として使用が予定されている区間についての交通規制の内容を、住民の安全確保を最優先するよう、相互に協議、連携し、広域的な整合性に配慮しつつ定めるとともに、事前の周知措置を講ずるものとする。

(2) 道路管理者は、緊急輸送道路や避難場所へのアクセス道路等について、除雪・防雪・凍結防止のため必要な措置を講ずるものとする。

### 2 鉄道

鉄道事業者は、津波の襲来により危険度が高いと予想される区間における運行の停止等の運行上の措置を講ずるものとする。

### 3 乗客等の避難誘導

鉄道事業者その他一般の旅客運送に関する事業者は、列車、船舶等の乗客や駅、空港、港湾のターミナルに滞在する者の避難誘導計画等を定めるものとする。

なお、避難誘導計画等の作成に当たっては、避難路の凍結等により避難が困難となることにも配慮したものとする。

## 第7 町が管理等を行う施設等に関する対策

### 1 不特定かつ多数の者が出入りする施設

町が管理する庁舎、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、病院、学校等の管理上の措置はおおむね次のとおりである。

#### (1) 各施設に共通する事項

ア 大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の入場者等への伝達

海岸近くにある施設については、大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の発表が行われる前であっても、強い揺れを感じたとき、又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは直ちに避難するよう入場者等に対し伝達する。

なお、伝達の方法等については、次の事項に留意する。

(ア) 入場者等が極めて多数の場合は、これらの者が円滑な避難行動を取り得るよう情報の適切な伝達方法を考える等の措置を講ずること。

(イ) 避難場所や避難経路、避難対象地区、交通規制状況その他必要な情報を併せて伝達するよう努めること。

イ 入場者等の避難のための措置

ウ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置

エ 出火防止措置

オ 飲料水、食料等の備蓄

カ 消防用設備の点検、整備

キ 非常用発電の整備、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備

ク 防災訓練並びに地震防災上必要な教育及び広報

(2) 個別事項

ア 病院、診療所等にあつては、重症患者、新生児等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保及び避難誘導のための必要な措置

イ 学校、職業能力開発校、研修所等にあつては、次の措置

(ア) 当該学校等が、津波避難対象地区にあるときは、避難誘導のための必要な措置

(イ) 特別支援学校など当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合、これらの者に対する保護の措置

(ウ) 町から災害時の避難場所又は避難所として指定を受けている施設については、避難住民等の受入方法等

ウ 社会福祉施設にあつては、重度障がい者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保及び避難誘導のための必要な措置

なお、要配慮者の避難誘導方法に配慮し、具体的な措置内容は施設ごとに別に定めるものとする。

## 2 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

(1) 災害対策本部又は災害対策地方本部がおかれる庁舎等の管理者は、1の(1)に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

また、災害対策本部等を町が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置を取るよう協力を要請するものとする。

ア 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保

イ 無線通信機等通信手段の確保

ウ 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

(2) 町は、町有施設が町推進計画に定める避難所又は応急救護所となっている場合、それぞれの施設の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとする。

## 3 工事中の建築物等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については、津波襲来に備えて安全確保上実施すべき措置の方針を定めるものとする。この場合において、津波襲来のおそれがある場合には、原則として工事を中断するものとし、特別の必要により津波被害の防止対策を行う場合には、作業員の安全確保のため津波からの避難に要する時間に配慮するものとする。

## 4 町が管理又は運営する施設に関する対策

町が自ら管理又は運営する施設に関する対策については、上記1～3に準ずる。

## 第8 迅速な救助

1 町は、消防庁舎等の耐震化を含め、消防機関等による被災者の迅速かつ適切な救助・救急活動の実施体制の整備について、必要に応じて、適切な助言等を行うものとする。

2 道及び町は、自衛隊・警察・消防等実働部隊による迅速な救助のため、被災地への経路及び空港・港湾等の活動拠点の確保を含む救助活動における連携の推進等を図る。

## 第5節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

### 第1 基本方針

海溝型地震に対する防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画は「第3編 第1章 第2節 地震に強いまちづくり推進計画」に定めるほか、次のとおり定める。

### 第2 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備

#### 1 整備方針

- (1) 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備については、おおむね五箇年を目途として行うものとし、具体的な事業計画は、別途地震対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業五箇年計画及び日本海溝特措法を踏まえ作成し、推進するものとする。
- (2) 町は、施設等の整備の推進について、地震防災緊急事業五箇年計画及び日本海溝特措法を基本に、その必要性及び緊急度に従い、年次計画を作成し、実施するものとする。
- (3) 施設等の整備に当たっては、ソフト対策とハード対策を組み合わせた効果的な対策の実施し、交通、通信その他積雪寒冷地域における地震防災上必要な機能が確保されるよう配慮して行うものとする。
- (4) 具体的な事業施行等に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう整備の順序及び方法について考慮するものとする。

### 第3 建築物、構造物等の耐震化の推進

#### 1 建築物の耐震化

- (1) 防災関係機関及び多数の者が使用する施設並びに学校及び医療機関等の応急対策上重要な施設管理者は、非構造部材の耐震対策を含めた耐震性の確保に積極的に努めるとともに、指定緊急避難場所・指定避難所に指定されている施設については、あらかじめ必要な諸機能の整備に努める。
- (2) 特に公立学校施設は、屋内運動場等の天井、照明器具、バスケットゴール等の総点検を実施し、落下防止対策については、一刻も早い完了を目指すこととし、非構造部材の耐震対策の一層の促進を図る。

#### 2 長周期地震動への対応等

町、道及び防災関係機関は、国、関係機関による長周期地震動に関する理論的研究及び長大構造物に及ぼす影響に対する専門的な調査研究の成果等を踏まえ、長周期地震動対策の検討、推進を図るものとする。

## 第6節 防災訓練計画

### 第1 町、道及び防災関係機関における防災訓練の実施

- 1 町、道及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関相互の連携及び住民、自主防災組織等との協体制度の強化を目的として、海溝型地震を想定した防災訓練を実施するものとする。
- 2 1の防災訓練は、年1回以上実施するものとし、避難行動に支障をきたすと考えられる冬期にも訓練を行うことに配慮するものとする。
- 3 1の防災訓練は、地震発生から津波襲来までの円滑な津波避難、後発地震への注意を促す情報等が発信された場合の情報伝達、その他の災害応急対策を中心とする。
- 4 町は、道、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、次のような具体的かつ実践的な訓練を行うものとする。
  - (1) 動員訓練及び本部運営訓練
  - (2) 大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の情報収集、伝達訓練
  - (3) 避難行動要支援者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練
  - (4) 災害発生状況、避難指示、自主避難による各指定緊急避難場所等への避難者の人数等について、迅速かつ的確に道及び防災関係機関に伝達する訓練

### 第2 学校における津波防災訓練の実施等

避難対象地域に所在する学校は、津波警報の発表等を想定した津波避難訓練を行う。  
また、町、道及び防災関係機関等が実施する訓練に可能な限り参加するよう努めるものとする。

## 第7節 地震防災上必要な教育及び広報に関する事項

### 第1 基本方針

町は、道、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進するものとする。

### 第2 職員等に対する教育

- 1 町、道及び防災関係機関は、災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行うものとする。
- 2 職員に対する防災教育は、災害対策本部等に係る各班の所掌事務等を踏まえ各部局・機関ごとに行うものとし、その内容は少なくとも次の事項を含むものとする。
  - (1) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
  - (2) 地震・津波に関する一般的な知識
  - (3) 後発地震への注意を促す情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
  - (4) 後発地震への注意を促す情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発

生した場合に職員等が果たすべき役割

- (5) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (6) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策として今後取り組む必要のある課題
- (7) 後発地震への注意を促す情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容

### 第3 住民等に対する教育・広報

1 教育・広報は、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとし、その内容は少なくとも次の事項を含むものとする。

- (1) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 地震・津波に関する一般的な知識
- (3) 後発地震への注意を促す情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- (4) 後発地震への注意を促す情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、自動車運転の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
- (5) 正確な情報の入手方法
- (6) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- (7) 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- (8) 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識
- (9) 地域住民等自らが実施し得る、最低でも3日間分、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
- (10) 住居の耐震診断と必要な耐震改修の実施
- (11) 防寒具等の冬季における避難の際の非常持出品

### 第4 児童、生徒等に対する教育・広報

1 学校においては、児童生徒等に対し、次の事項に配慮して学年等に応じた実践的な教育を行うものとする。

- (1) 過去の地震及び津波災害の実態
- (2) 地震や津波の発生の仕組みと危険性
- (3) 地震や津波に対する身の守り方と心構え
- (4) 地域における地震・津波防災の取組等

### 第5 防災上重要な施設の管理者に対する教育・広報

町は、防災上重要な施設の管理者に対する研修の実施に配慮するものとし、防災上重要な施設の管理者は、道、町が実施する研修に参加するよう努めるものとする。

### 第6 自動車運転者に対する教育・広報

町、道、北海道公安委員会は、自動車運転者がとるべき措置について、教育・広報に努めるものとする。

### 第7 相談窓口の設置等

町及び道は、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知

徹底を図るものとする。

## 第8節 地域防災力の向上に関する計画

### 第1 基本方針

海溝型地震では、広域かつ甚大な被害が発生するおそれがあり、地域の災害状況によっては地震発生直後の応急対策活動に時間を要する可能性もあることから、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の原点に立って、住民自ら可能な防災対策を実践することに加え、地域住民、事業所、自主防災組織等の参加・連携による地域防災力の向上が重要である。

### 第2 住民の防災対策

- 1 住民は、家庭又は職場等において、個人又は共同で、人命の安全を第一として混乱の防止に留意しつつ、地震・津波災害による被害の発生を最小限にとどめるために必要な措置をとるものとする。
- 2 住民は、平常時より地震・津波に対する備えを心がけ、地震防災に関わる研修や訓練等への参加などを通じて、実践的な災害対応能力を身につけるよう努めるものとする。
- 3 平常時及び地震発生時の住民の心得等については、「第3編 第1章 第1節 住民の心構え」に定めるところによる。

### 第3 自主防災組織の育成等

- 1 住民は、地域の自主防災組織に積極的に参加し、地域の防災に寄与するよう努めるものとする。
- 2 町は、地域ごとの自主防災組織の設置及び育成に努め、地域住民が一致団結して、初期消火活動の実施、避難行動要支援者の避難誘導等の防災活動が効果的に行われるよう協力体制の確立を図る。

### 第4 事業所等の防災対策

- 1 事業所を営む企業は、災害時に企業の果たす役割（従業員・顧客等の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定等を実施するなどの防災活動の推進に努めるものとする。
- 2 基本計画で定められた区域において、法令に定める不特定多数の者が出入りする施設、危険物取扱施設等の施設又は事業を管理・運営する事業者は、対策計画等に基づき、町、防災関係機関及び地域住民等との連携にも配慮し、防災対策を実施するものとする。
- 3 多数の者が利用し、又は従事する施設並びに危険物を取り扱う事業所において、自衛消防組織が法令により義務付けられている一定の事業所については、消防関係法令の周知徹底を図るとともに、防災要員等の資質の向上に努めるものとする。

また、その他の事業所についても、自主的な防災組織の設置、育成等を図り、積極的な防災体制の整備、強化に努めるものとする。

## 第9節 後発地震への注意を促す情報が発信された場合にとるべき防災対応に関する事項

### 第1 基本方針

日本海溝・千島海溝沿いでは、Mw7.0以上の地震が発生した後、数日程度の短い期間において、Mw8クラス以上の地震が続いて発生するなど、後発地震が発生した事例もあることから実際に後発地震が発生する確率は低いものの巨大地震が発生した際の甚大な被害を少しでも軽減するため、国からの「北海道・三陸沖後発地震注意情報」の発信を受け、道及び町等から地域住民に対して注意を促すものとする。

### 第2 後発地震への注意を促す情報等の伝達、町の災害に関する組織等の設置等

#### 1 後発地震への注意を促す情報の伝達

後発地震への注意を促す情報その他これらに関連する情報や後発地震に対して注意する措置等（以下「後発地震への注意を促す情報等」という。）の伝達については、気象庁及び消防庁からの伝達を町で受けた後、住民等へ伝達のほか、次の事項にも配慮する。

ア 防災行政無線や緊急速報メール等の活用、地域の自主消防組織やその他の公共的団体等の協力による伝達手段の多重化に努め、可能な限り短い時間内において正確かつ広範囲に伝達を行うものとする。

イ 地域住民等に対する後発地震への注意を促す情報等の伝達を行う際には、具体的に取るべき行動を併せて示すこと等に配慮するものとする。

ウ 状況の変化等に応じて、後発地震への注意を促す情報等を逐次伝達するために必要な措置を講ずるとともに、地域住民等が正確に理解できる平明な表現を用いて、反復継続して行うよう努めるものとする。

エ 外国人等の特に配慮を要する者に対する情報伝達については、外国語放送等様々な周知手段を活用するよう努めるものとする。

#### 2 町の災害に関する組織等の設置

災害対策本部等の設置運営方法等その他の事項については、「第1編 第3章 第1節 組織計画」を準用する。

### 第3 後発地震への注意を促す情報等が発信された後の周知

町は、地域住民等に冷静な対応を呼びかけるとともに、後発地震への注意を促す情報等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報等、地域住民等に密接に関係のある事項について周知するものとする。

### 第4 災害応急対策をとるべき期間等

町は、後発地震への注意を促す情報の発信に至った地震の発生から1週間、後発地震に対して注意する措置を講ずる。

### 第5 町のとるべき措置

町は、後発地震への注意を促す情報等が発信された場合において、道等と協力し、地域住民に対し、日頃からの地震への備えの再確認や円滑かつ迅速な避難をするための備え等の防止対策をとる旨を呼びかける。また、日頃からの地震への備えを再確認するとともに施設・設備等の点検等により円滑かつ迅速な避難を確保するよう備える。

## 第4編 事故災害対策編



# 第1章 個別事故対策計画

社会・産業の高度化、複雑化、多様化に伴い、高度な交通・輸送体系の形成、多様な危険物等の利用の増大、橋りょうなど道路構造の大規模化等が進展している。

このような社会構造の変化に伴い発生する、海上災害、航空災害、鉄道災害、道路災害、危険物等災害、大規模な火事災害、林野火災、原子力災害等の大規模な事故による被害（事故災害）について、町（消防機関を含む。以下本編において同様とする。）が実施する予防対策及び防災関係機関と連携して実施する応急対策について定め、大規模な事故による被害拡大防止の一層の充実・強化を図るものとする。

## 第1節 海上災害（海難）対策計画

### 第1 基本方針

船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難の発生による多数の遭難者、行方不明者、死傷者等が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、被害の軽減を図るため、町は、必要な予防措置を講ずるとともに、防災関係機関と連携の下、各種応急対策を実施する。

### 第2 災害予防

町、船舶所有者等（船舶所有者、管理者、占有者等を含む。以下本章において同様とする。）及び漁業協同組合は、防災関係機関と相互に協力して海難の発生を未然に防止し、又は被害を軽減するため、次のとおり必要な予防対策を実施する。

#### 1 長万部町

- (1) 迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制の整備を図る。
- (2) 海難発生時における緊急情報連絡を確保するため、平常時から災害対策を重視した通信設備の整備・充実に努める。
- (3) 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、応急活動体制を整備する。
- (4) 海難発生時における応急活動等に関し、あらかじめ協定の締結を行うなど、平常時から関係機関相互の連携体制の強化を図る。
- (5) 海難発生時の救急、救助、救護に備え、資機材等の整備促進に努める。
- (6) 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、海難発生時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずる。
- (7) 船舶所有者及び船長に対し、次により気象情報の把握に努め、荒天に際しては、早期避難、避泊を図ることを指導するとともに、漁業協同組合に対し、気象情報の常時把握と組合員に対する迅速な伝達組織の確立を図ることを指導する。

ア 漁業気象通報及び天気予報等の放送を聴取し、周辺海域の気象状況の把握に努める。

イ 漁業無線局の気象通報は、各出漁船に対し、最も適切にその状況を伝えるので、必ず聴取す

るとともに、荒天に対処する海上保安部からの警告指導が出た場合は、速やかに適切な措置を講ずる。

(8) 法令の定めるところにより適切な予防対策を講ずるほか、公益社団法人北海道海難防止・水難救済センターとともに、船舶所有者及び乗組員に対して次の事項を指導する。

- ア 船体、機関、救命設備（救命用具、信号用具、消防設備等）及び通信施設の整備
- イ 気象状況の常時把握と適正な準備体制の確立
- ウ 漁船乗務員の養成と資質の向上
- エ 小型漁船の集団操業の励行と相互救護体制の強化
- オ 海難防止に対する意識の高揚

## 2 船舶所有者等・長万部漁業協同組合

- (1) 気象情報の把握に努め、海難を未然に防止するため必要な措置を講ずる。
- (2) 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、応急活動体制を整備する。
- (3) 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、海難発生時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずる。
- (4) 船舶の火災等に備え、必要な消防力を整備するとともに自衛消防隊の組織化に努める。

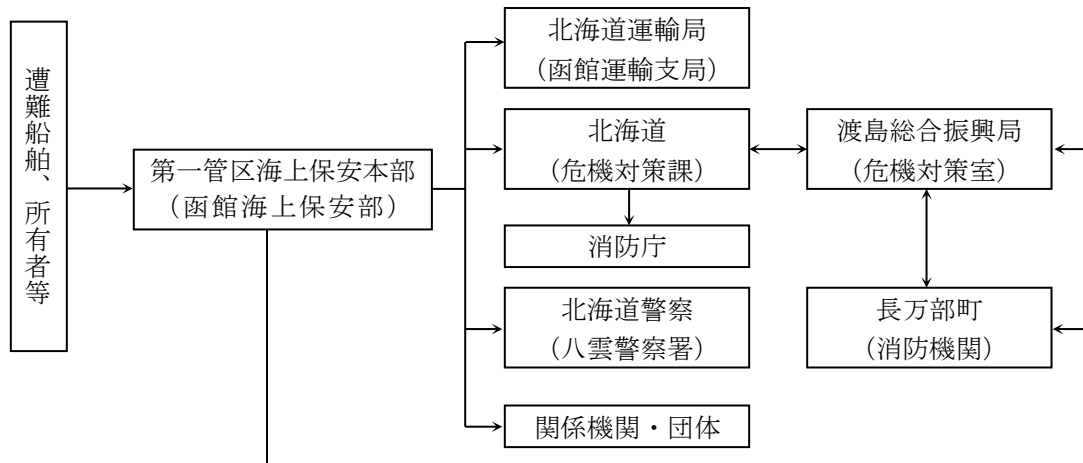
## 第3 災害応急対策

### 1 情報通信

海難が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

- (1) 情報通信連絡系統

海上災害（海難）の情報通信連絡系統図



- (2) 実施事項

町及び関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保し、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について、迅速に他の関係機関に連絡する。

また、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有、応急対策の調整等を行う。

### 2 海難発生時の広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、

被災者の家族、旅客、地域住民等に対して行う広報は「第2編 第2章 第4節 災害広報・情報提供計画」に定めるところによるほか、次により実施する。

(1) 被災者の家族等への広報

町及び関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供する。

- ア 海難の状況
- イ 家族等の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 町及び関係機関の実施する応急対策に関する情報
- オ その他必要な事項

(2) 旅客及び地域住民等への広報

町及び関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用等により、次の事項についての広報を実施する。

- ア 海難の状況
- イ 旅客及び乗組員等の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 町及び関係機関の実施する応急対策に関する情報
- オ その他必要な事項

### 3 応急活動体制

町及び関係機関は、海難が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

また、防災関係機関は、必要に応じて協議の上、「災害対策現地合同本部設置要綱」に基づく現地合同本部を設置し、円滑かつ迅速な災害応急対策の実施を図る。

### 4 搜索活動

海難船舶の搜索活動は、各関係機関が相互に密接に協力の上、漁業協同組合、水難救難所の協力を得て、それぞれ船舶、ヘリコプターなどを活用して行う。

### 5 救助救出活動

海難発生時における救助救出活動については、「第2編 第2章 第10節 救助救出計画」に定めるところによるほか、次により実施する。

(1) 第一管区海上保安本部（函館海上保安部）（海上保安庁法（昭和23年法律第28号）第5条）

- ア 海難の際の人命、積荷及び船舶の救助並びに天災事変その他救済を必要とする場合における援助を行うこと。
- イ 船舶交通の障害の除去に関すること。
- ウ 海上保安庁以外の者で海上において人命、積荷及び船舶の救助を行うもの並びに船舶交通に対する障害を除去するものの監督に関すること。
- エ 警察庁及び都道府県警察、税関、検疫所その他関係行政庁との間における協力、共助及び連絡に関すること。

(2) 長万部町（基本法第62条、水難救護法（明治32年法律第95号）第1条）

- ア 遭難船舶を認知した場合、函館海上保安部及び八雲警察署に連絡するとともに、直ちに現場

に臨み、救護措置を行うこと。

イ 救護のため必要があるときは、住民を招集し、船舶車馬その他の物件を徴用し、又は他人の所有地を使用し、救助の指揮を行うこと。

(3) 北海道警察（八雲警察署）（水難救護法第4条）

警察官は、救護の事務に関し、町長を助け、町長が現場にいない場合は、町長に代ってその職務を行うこと。

(4) 漁業協同組合（長万部漁業協同組合）

常時所属出漁船の動静を把握し、海難発生時には、適切な指示を与えるとともに、関係機関に対する連絡に当たること。

(5) 水難救難所（日本水難救済会長万部救難所）

関係機関の実施する海難による人命、船舶及び積荷の救済に協力すること。

## 6 医療救護活動

医療救護活動については「第2編 第2章 第11節 医療救護計画」に定めるところにより実施する。

## 7 消防活動

岸壁等に接岸係留された漁船等については、消防機関が函館海上保安部の協力の下で消火活動に当たり、これ以外の海上にある船舶等の消火活動は函館海上保安部が担当し、消防機関はこれに協力する。

## 8 行方不明者の捜索及び遺体の収容等

行方不明者の捜索及び遺体の収容等については「第2編 第2章 第28節 行方不明者の捜索及び遺体の収容・処理・埋葬計画」に定めるところにより実施する。

## 9 交通規制

海難発生時における交通規制については「第2編 第2章 第14節 交通応急対策計画」に定めるところにより実施する。

## 10 自衛隊派遣要請

自衛隊派遣要請については「第2編 第2章 第7節 自衛隊派遣要請計画」に定めるところにより実施する。

## 11 広域応援

海難の規模により、単独では十分な災害応急対策を実施できない場合の広域応援要請については「第2編 第2章 第8節 広域応援・受援計画」に定めるところにより実施する。

## 第2節 海上災害（流出油等）対策計画

### 第1 基本方針

船舶に衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難事故により、船舶からの油等の大量流出等による著しい海洋汚染、火災、爆発等が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、被害の軽減を図るため、町は、必要な予防措置を講ずるとともに、防災関係機関と連携の下、各種応急対策を実施する。

### 第2 災害予防

町、船舶所有者等及び漁業協同組合は、防災関係機関と相互に協力して海難事故による油等の海上流出等を未然に防止し、又は被害を軽減するため、次のとおり必要な予防対策を実施する。

#### 1 長万部町

- (1) 迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制の整備を図る。
- (2) 災害時における緊急情報連絡を確保するため、平常時から災害対策を重視した通信設備の整備・充実に努める。
- (3) 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、応急活動体制を整備する。
- (4) 海難発生時における応急活動等に関し、あらかじめ協定の締結を行うなど、平常時から関係機関相互の連携体制の強化を図る。
- (5) 災害時の油等の大量流出等に備え、消防艇、化学消火剤、油処理剤、オイルフェンス等の資機材の整備促進に努めるとともに、その整備状況等について関係機関と情報を共有する。
- (6) 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、海難発生時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずる。
- (7) 油類積載船舶の接岸荷役の安全を確保するため、岸壁及びその付属施設（防舷材、けい船柱）等の改修、岸壁水深の維持に努める。
- (8) 大量の危険物荷役中の警備及び監視を厳重にし、火気及び立入禁止の徹底を図る。
- (9) 船舶所有者等、漁業協同組合に対し、荷役について次のとおり指導する。
  - ア 荷役は油槽所等の保安担当職員の指導監督の下に行うこと。
  - イ 消火器具の配備
  - ウ 油流出事故の予防対策及び化学消火剤等の配備
  - エ 立入禁止、火気厳禁の標示の徹底
- (10) 入港船舶の危険物積載の状況等、消防活動上、あらかじめ掌握しておくことが必要と認められる資料及び情報について関係機関と相互に交換する。

#### 2 船舶所有者等・長万部漁業協同組合

- (1) 気象情報の把握に努め、海上等における流出油等災害を未然に防止するため必要な措置を講ずる。
- (2) 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、応急活動体制を整備する。
- (3) 災害時の油等の大量流出等に備え、化学消火剤、油処理剤、オイルフェンス等の資機材の整備推進に努める。
- (4) 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連

携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずる。

### 第3 災害応急対策

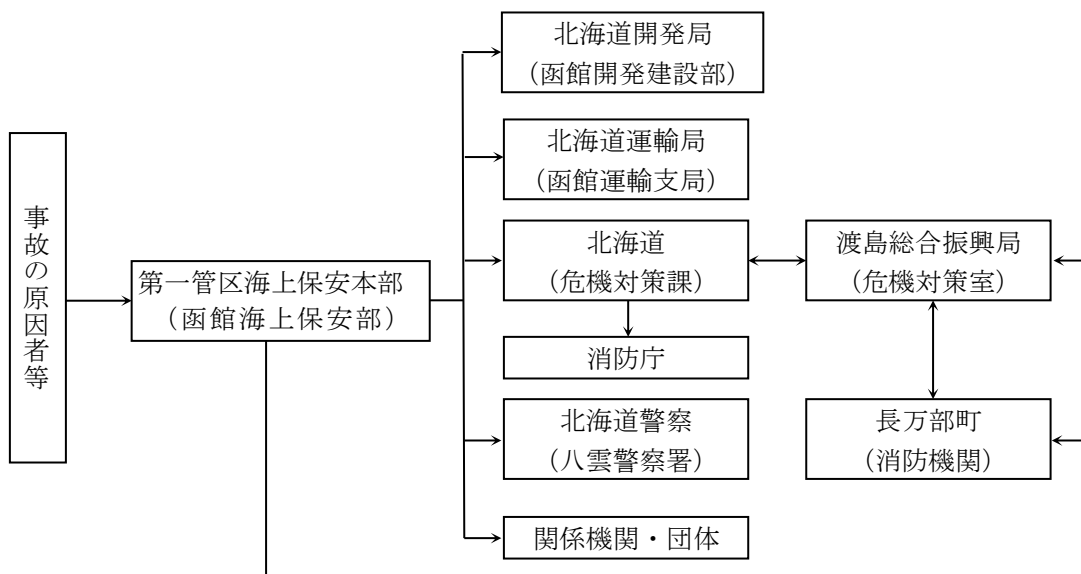
油等大量流出事故時の対応は、本計画に定めるもののほか、「流出油事故災害対応マニュアル」に基づいて実施する。

#### 1 情報通信

海難が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

##### (1) 情報通信連絡系統

海上災害（流出油等）の情報通信連絡系統図



##### (2) 実施事項

町及び関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保し、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について、迅速に他の関係機関に連絡する。

また、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有、応急対策の調整等を行う。

#### 2 災害広報

油等大量流出事故災害時の広報は「第2編 第2章 第4節 災害広報・情報提供計画」に定めるところによるほか、町及び関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用等により、次の事項についての広報を実施する。

- (1) 海難の状況
- (2) 旅客及び乗組員等の安否情報
- (3) 医療機関等の情報
- (4) 町及び関係機関の実施する応急対策に関する情報
- (5) その他必要な事項

### 3 応急活動体制

町及び関係機関は、油等大量流出事故災害時、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

また、防災関係機関は、必要に応じて協議の上、「災害対策現地合同本部設置要綱」に基づく現地合同本部を設置し、円滑かつ迅速な災害応急対策の実施を図る。

### 4 油等の流出又は流出するおそれがある場合の防除活動

主な防災関係機関等の実施事項は次のとおりである。

#### (1) 事故の原因者等

速やかに最寄りの海上保安機関に通報するとともに、油等が流出した場合は、汚染の拡大を防ぎ、引き続き流出を止め、除去し、又は油等が流出するおそれがあるときは、流出を防止する等の防除活動を実施しなければならない。

#### (2) 第一管区海上保安本部（函館海上保安部）

ア 巡視船艇、航空機又は海上保安官により、流出油等の汚染拡散範囲及び性状の変化状況等を調査するとともに、関係機関に情報を提供する。

イ 周辺海域の警戒を行い、必要に応じて船舶交通の整理、指導又は制限の措置を講ずる。特に必要が認められるときは、区域を設定し、船舶等に対し、区域外への退去及び入域の制限又は禁止の指示を行う。

ウ 防除活動等の必要な措置を行うべき事故原因者等の防除措置義務者の対応が不十分なときは、指導又は命令を行い、緊急に防除措置を講ずる必要があると認めるときは、巡視船艇等により応急の防除措置を講じる。

エ 緊急を要し、かつ、必要と認められるときは、海上災害防止センターに対し流出油防除のための必要な措置を講ずることを指示する。

オ 排出油等の防除に関する協議会等関係機関に対し、それぞれの立場に応じた防除活動や協議会相互の連携ができるように調整を行う。

カ 船艇等による油防除作業、船舶からの油の抜取り、オイルフェンスの展張、油処理剤の使用等防除作業の実施に必要な事項について指導を行う。

キ 第一管区海上保安本部長等は、特に必要があると認めるときは、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長その他の執行機関に対し、排出された油、有害液体物質、廃棄物その他の物の除去、排出のおそれがある油若しくは有害液体物質の抜取り又は沈没し、若しくは乗り揚げた船舶の撤去、その他の海洋の汚染を防止するため必要な措置を講ずることを要請することができる。

#### (3) 長万部町・北海道

油流出等の海岸等への漂着に対処するため、直ちに関係機関と協力の上、必要に応じて、流出油等の防除、環境モニタリング等必要な措置を講ずる。

なお、防除措置を実施するに当たっては、必要な資機材を迅速に調達するものとし、流出油等による被害の軽減に努める。

また、道は、ヘリコプターにより流出油の漂流状況等の情報収集を行うとともに、その情報を関係機関へ提供する。

(4) 北海道警察（八雲警察署）

- ア 油等大量流出等の災害が発生した場合には、警察用航空機、警察船舶等を活用するとともに、沿岸における警ら活動を行い、漂着物の状況等を把握する。
- イ 油等大量流出等の災害が発生した場合には、関係機関と緊密に連携し、必要により地域住民等の避難誘導、立入禁止区域警戒、交通規制等を実施する。

5 消防活動

流出油等の海上火災等発生時における消防活動は次により実施する。

(1) 第一管区海上保安本部（函館海上保安部）

速やかに巡視船艇により消火活動を行うとともに、必要に応じて関係市町村（消防機関）に協力を要請する。

(2) 消防機関

火災状況等の情報収集に努め、第一管区海上保安本部の消火活動に協力する。

6 避難措置

流出油等による火災、爆発により住民の生命及び身体の安全、保護を図るため必要がある場合の避難措置については「第2編 第2章 第5節 避難対策計画」に定めるところにより実施する。

7 交通規制

海上災害時における交通規制については「第2編 第2章 第14節 交通応急対策計画」に定めるところにより実施する。

8 自衛隊派遣要請

自衛隊派遣要請については「第2編 第2章 第7節 自衛隊派遣要請計画」に定めるところにより実施する。

9 広域応援

流出油等事故災害の規模により、単独では十分な災害応急対策を実施できない場合の広域応援要請については「第2編 第2章 第8節 広域応援・受援計画」に定めるところにより実施する。

10 危険物関係施設管理者及び水難救難所（日本水難救済会長万部救難所）の協力

危険物関係施設管理者及び水難救難所は、流出油等防災対策上関係機関から要請があった場合、保有する諸資機材等をもって協力を行う。

11 災害ボランティアとの連携

流出油の防除作業等には多くの労働力が必要となるため、それらの作業を実施する災害ボランティア団体等の受入れ等については、「第2編 第2章 第32節 災害ボランティアとの連携計画」に定めるところにより実施する。

### 第3節 航空災害対策計画

#### 第1 基本方針

町域において、航空機の墜落炎上等により多数の死傷者を伴う大規模な事故（以下「航空災害」という。）が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立してその拡大を防ぎよし、被害の軽減を図るため、町は、必要な予防措置を講ずるとともに、防災関係機関と連携の下、各種応急対策を実施する。

#### 第2 災害予防

町は、航空災害が発生した場合にその拡大を防ぎよし、被害の軽減を図るため、必要な対策を講ずるとともに、関係機関が実施する災害予防対策に協力し、航空災害発生時の被害の拡大防止に努める。

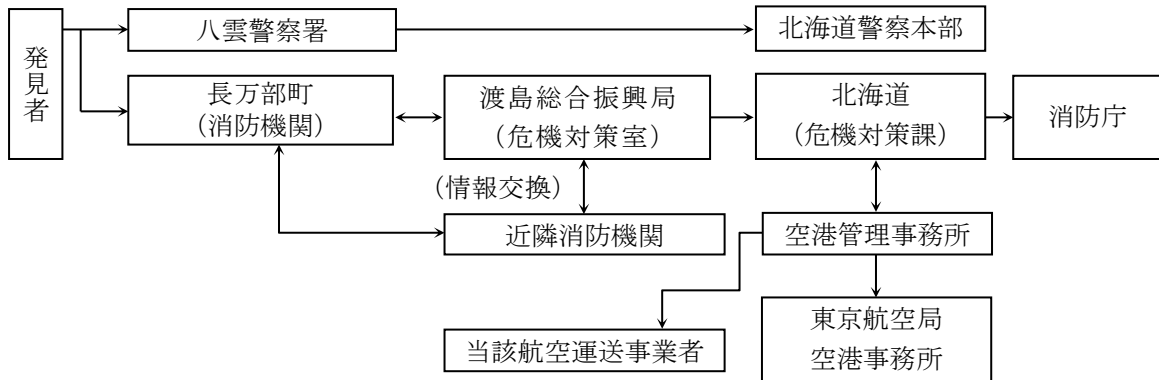
#### 第3 災害応急対策

##### 1 情報通信

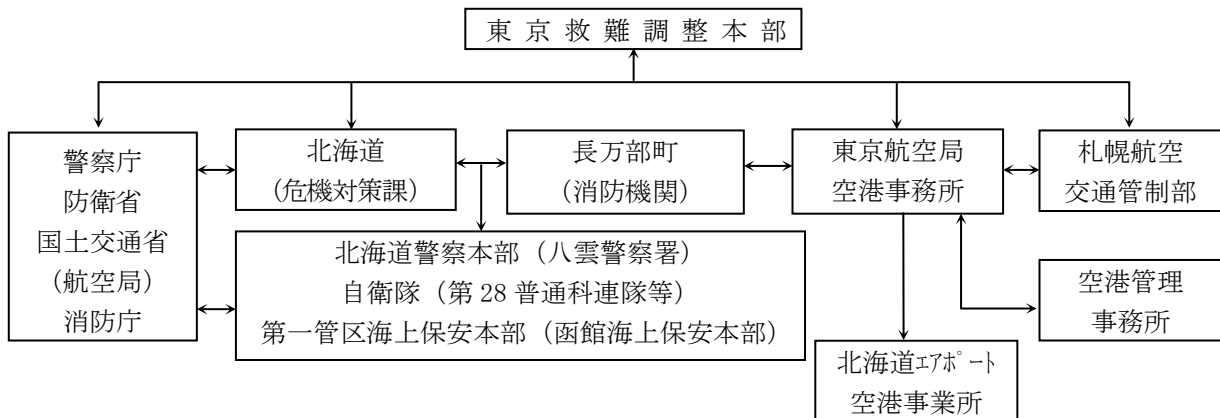
航空災害時の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

##### (1) 情報通信連絡系統

航空災害の情報通信連絡系統図（発生地点が明確な場合）



航空災害の情報通信連絡系統図（発生地点が不明な場合（航空機の搜索活動））



(注) 救難調整本部は、東京空港事務所に設けられる。

(2) 実施事項

町及び関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保し、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。

また、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有、応急対策の調整等を行う。

2 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族、旅客、地域住民等に対して行う広報は「第2編 第2章 第4節 災害広報・情報提供計画」に定めるところによるほか、次により実施する。

(1) 被災者の家族等への広報

町及び関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供する。

- ア 航空災害の状況
- イ 家族等の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 町及び関係機関の実施する応急対策に関する情報
- オ その他必要な事項

(2) 旅客及び地域住民等への広報

町及び関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用等により、次の事項についての広報を実施する。

- ア 航空災害の状況
- イ 旅客及び乗務員等の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 町及び関係機関の実施する応急対策に関する情報
- オ 航空輸送復旧の見通し
- カ 避難の必要性等、地域に与える影響
- キ その他必要な事項

3 応急活動体制

町及び関係機関は、大規模な火事災害時、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

また、防災関係機関は、必要に応じて協議の上、「災害対策現地合同本部設置要綱」に基づく現地合同本部を設置し、円滑かつ迅速な災害応急対策の実施を図る。

4 搜索活動

航空機の搜索活動は、東京救難調整本部を通じて、各関係機関が相互に密接に協力し、それぞれヘリコプターなど多様な手段を活用して行う。

5 救助救出活動

航空災害時における救助救出活動については、東京航空局空港事務所等が行う発生直後の救助救出活動のほか、「第2編 第2章 第10節 救助救出計画」に定めるところにより実施する。

## 6 医療救護活動

医療救護活動については「第2編 第2章 第11節 医療救護計画」に定めるところにより実施する。

## 7 消防活動

航空災害時における消防活動は、次により実施する。

- (1) 消防機関は、速やかに航空災害による火災の発生状況を把握するとともに、化学消防車、化学消火薬剤等による消防活動を迅速に実施する。
- (2) 消防職員は、航空災害による火災が発生した場合において、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定する。

## 8 行方不明者の捜索及び遺体の収容等

行方不明者の捜索及び遺体の収容等については、「第2編 第2章 第28節 行方不明者の捜索及び遺体の収容・処理・埋葬計画」に定めるところにより実施する。

## 9 交通規制

災害の拡大防止及び交通の確保のための交通規制については「第2編 第2章 第14節 交通応急対策計画」に定めるところにより実施する。

## 10 防疫及び廃棄物等処理

防疫及び廃棄物等処理については「第2編 第2章 第12節 防疫計画」及び「第2編 第2章 第31節 廃棄物等処理計画」に定めるところにより実施する。

なお、災害に係る航空機が国際線である場合は、道及び空港検疫所等と密接な連携を図りつつ、的確な応急防疫対策を講ずる。

## 11 自衛隊派遣要請

自衛隊派遣要請については「第2編 第2章 第7節 自衛隊派遣要請計画」に定めるところにより実施する。

## 12 広域応援

災害の規模により、単独では十分な災害応急対策を実施できない場合の広域応援要請については「第2編 第2章 第8節 広域応援・受援計画」に定めるところにより実施する。

## 第4節 鉄道災害対策計画

### 第1 基本方針

鉄軌道における列車の衝突等により多数の死傷者を伴う大規模な災害（以下「鉄道災害」という。）が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、町は、早期に初動体制を確立してその拡大を防ぎよし、被害の軽減を図るため、防災関係機関と連携の下、各種の予防、応急対策の実施に努めるものとする。

### 第2 災害予防

町は、鉄道災害が発生した場合にその拡大を防ぎよし、被害の軽減を図るため、必要な対策を講ずるとともに、北海道運輸局及び鉄軌道事業者が実施する災害予防対策に協力し、鉄道災害発生時の被害の拡大防止に努める。

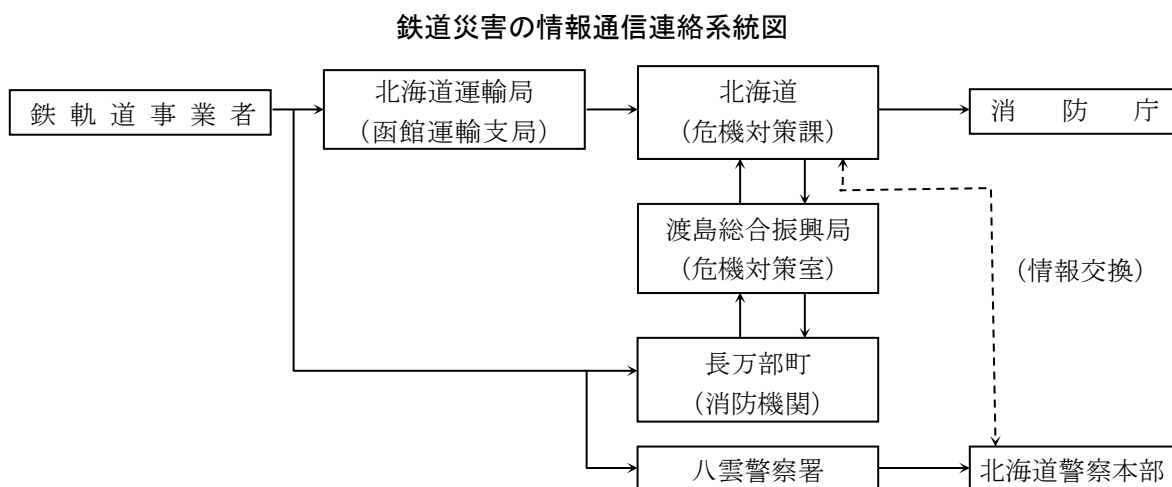
- 1 迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制の整備を図る。
- 2 災害時における緊急情報連絡を確保するため、平常時から災害対策を重視した通信設備の整備・充実に努める。
- 3 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害対応時の応急活動体制を整備する。
- 4 災害時における応急活動等に関し、あらかじめ協定の締結を行うなど、平常時から関係機関相互の連携体制の強化を図る。
- 5 災害時の救急救助、救護、消防活動に備え、資機材等の整備促進に努める。
- 6 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずる。

### 第3 災害応急対策

#### 1 情報通信

鉄道災害時の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

##### (1) 情報通信連絡系統



## (2) 実施事項

町及び関係機関は、災害発生時に、直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保し、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。

また、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有、応急対策の調整等を行う。

## 2 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族、道路利用者、地域住民等に対して行う広報は「第2編 第2章 第4節 災害広報・情報提供計画」に定めるところによるほか、次により実施する。

### (1) 被災者の家族への広報

町及び関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供する。

- ア 鉄道災害の状況
- イ 家族等の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 関係機関の実施する応急対策の概要
- オ その他必要な事項

### (2) 旅客及び地域住民等への広報

町及び関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用等により、次の事項についての広報を実施する。

- ア 鉄道災害の状況
- イ 旅客及び乗務員等の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 関係機関の実施する応急対策の概要
- オ 施設等の復旧状況
- カ 避難の必要性等、地域に与える影響
- キ その他必要な事項

## 3 応急活動体制

町及び関係機関は、鉄道災害時、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

また、防災関係機関は、必要に応じて協議の上、「災害対策現地合同本部設置要綱」に基づく現地合同本部を設置し、円滑かつ迅速な災害応急対策の実施を図る。

## 4 救助救出活動

鉄道災害時における救助救出活動については、鉄軌道事業者が行う発生直後の救助救出活動のほか、「第2編 第2章 第10節 救助救出計画」に定めるところにより実施する。

## 5 医療救護活動

鉄道災害時における医療救護活動については「第2編 第2章 第11節 医療救護計画」に定めるところによるほか、鉄軌道事業者も、災害発生直後における救護活動に努めるとともに、関係機関による迅速かつ的確な救護が行われるよう協力する。

## 6 消防活動

鉄道災害時における消防活動は、次により実施する。

### (1) 鉄軌道事業者

鉄道災害による火災の発生に際しては、消防隊による迅速かつ的確な初期消火活動が行われるよう協力する。

### (2) 消防機関

- ア 速やかに鉄道災害による火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消防活動を実施する。
- イ 消防職員は、鉄道災害による火災が発生した場合において、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定する。

## 7 行方不明者の捜索及び遺体の収容等

行方不明者の捜索及び遺体の収容等については「第2編 第2章 第28節 行方不明者の捜索及び遺体の収容・処理・埋葬計画」に定めるところにより実施する。

## 8 交通規制

災害の拡大防止及び交通の確保のための交通規制については「第2編 第2章 第14節 交通応急対策計画」に定めるところにより実施する。

## 9 危険物流出対策

鉄道災害により危険物が流出し、又はそのおそれがある場合は「本章 第6節 危険物等災害対策計画」に定めるところにより速やかに対処し、危険物による二次災害の防止に努める。

## 10 自衛隊派遣要請

鉄道災害発生時における自衛隊派遣要請については「第2編 第2章 第7節 自衛隊派遣要請計画」に定めるところにより実施する。

## 11 広域応援

災害の規模により、単独では十分な災害応急対策を実施できない場合の広域応援要請については「第2編 第2章 第8節 広域応援・受援計画」に定めるところにより実施する。

## 12 災害復旧

鉄軌道事業者は、その公共性に鑑み、被災施設及び車両の迅速な復旧に努めるとともに、可能な限り復旧予定時期を明らかにするよう努める。

## 第5節 道路災害対策計画

### 第1 基本方針

道路構造物の被災又は車両の衝突等により、大規模な救急救助活動や消火活動等を必要とする災害（以下「道路災害」という。）が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立してその拡大を防ぎ、被害の軽減を図るため、町は、必要な予防措置を講ずるとともに、防災関係機関と連携の下、各種応急対策を実施する。

### 第2 災害予防

町は、道路災害を未然に防止し、又は被害を軽減するため、防災関係機関と相互に協力し、次のとおり必要な予防対策を実施する。

- 1 橋りょう等道路施設の点検体制を強化し、施設等の現況の把握に努めるとともに、異常を迅速に発見して速やかな応急対策を行うため、情報の収集・連絡体制の整備を図る。  
また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合、道路利用者とその情報を迅速に提供するための体制の整備を図る。
- 2 道路災害を予防するため、必要な施設の整備を図るとともに、道路施設の安全を確保するために必要な体制の整備に努める。
- 3 道路災害を未然に防止するため、安全性・信頼性の高い道路ネットワーク整備を計画的かつ総合的に実施する。
- 4 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備する。
- 5 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、道路災害等の情報伝達、活動手順等について徹底を図るとともに、必要に応じ、体制の改善等の必要な措置を講ずる。
- 6 道路災害時に、施設・設備の被害情報の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制、資機材を整備する。
- 7 道路利用者に対して道路災害時の対応等の防災知識の普及・啓発を図る。
- 8 道路災害の原因究明のための総合的な調査研究を行い、その成果を踏まえて再発防止対策を実施する。

### 第3 災害応急対策

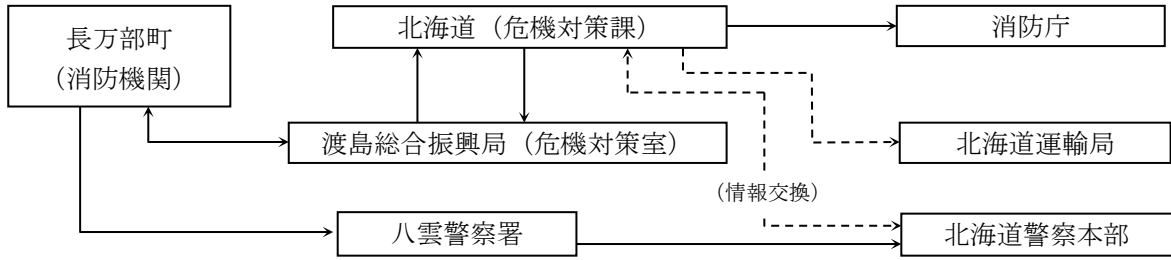
#### 1 情報通信

道路災害時の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

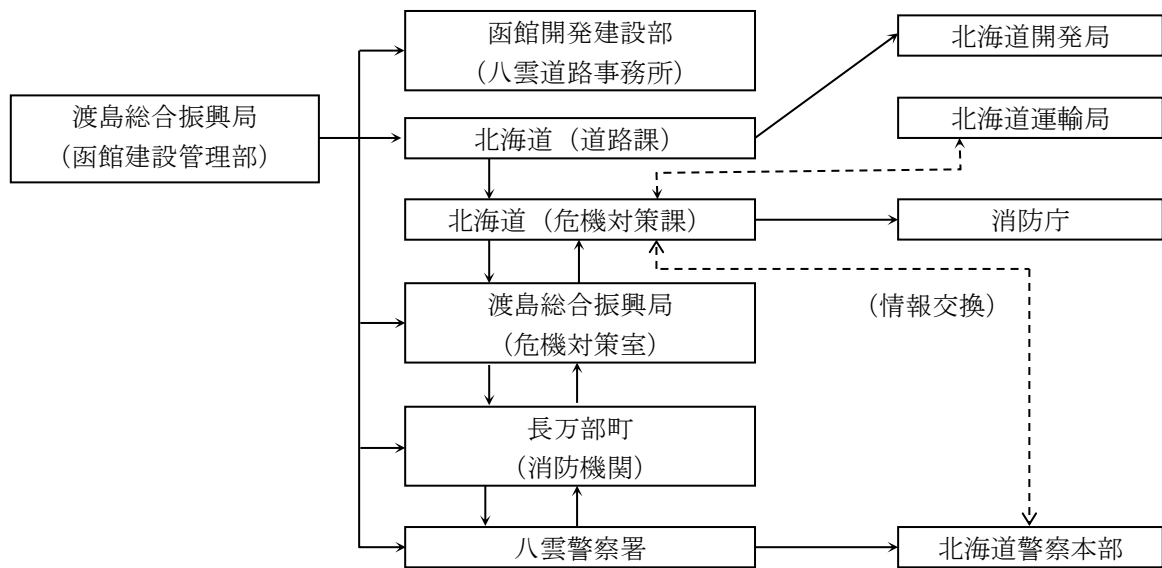
##### (1) 情報通信連絡系統

情報通信の連絡系統は、次のとおりである。

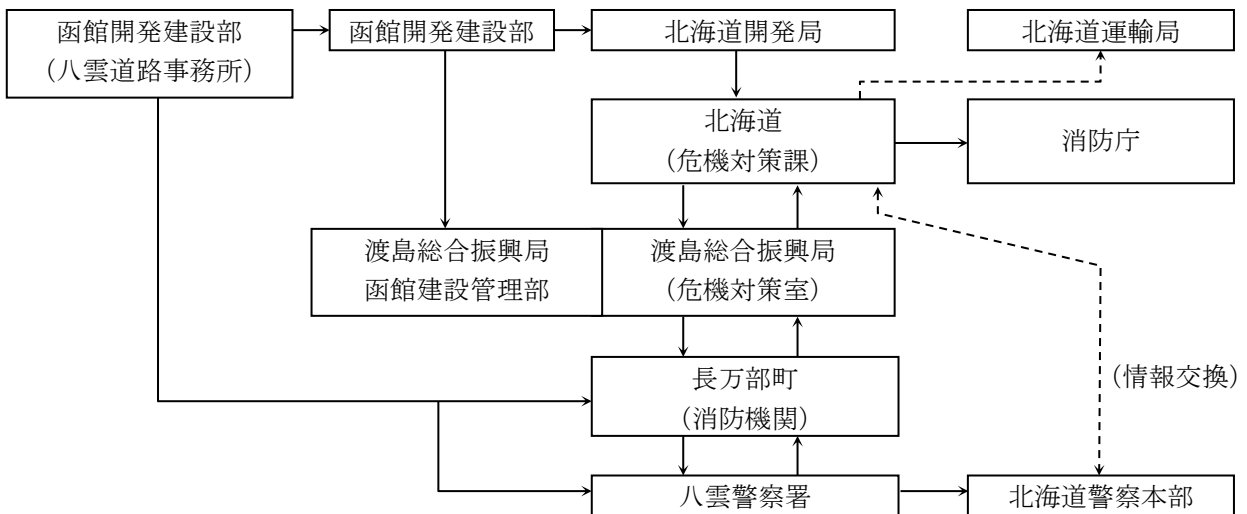
道路災害の情報通信連絡系統図（町の管理する道路の場合）



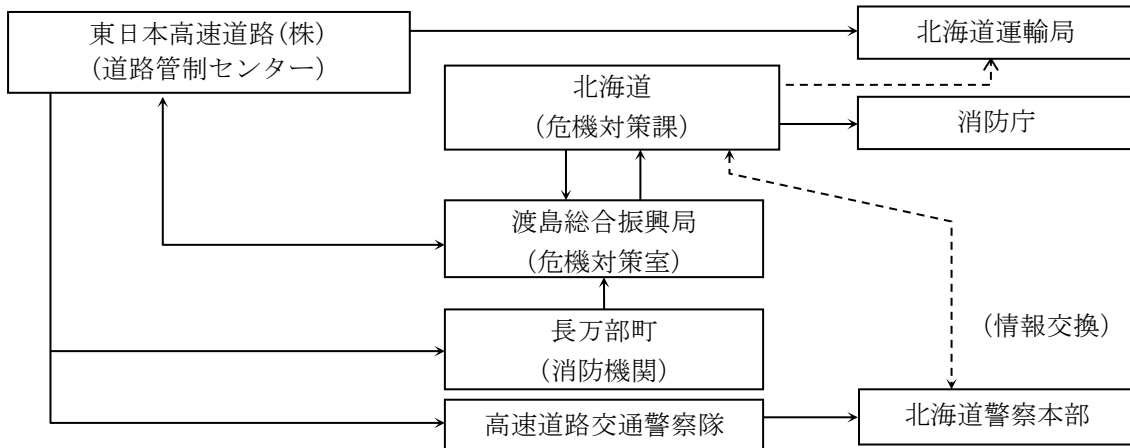
道路災害の情報通信連絡系統図（道の管理する道路の場合）



道路災害の情報通信連絡系統図（国の管理する道路の場合）



## 道路災害の情報通信連絡系統図（高速自動車国道の場合）



## (2) 実施事項

町及び関係機関は、災害発生時に、直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保し、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。

また、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有、応急対策の調整等を行う。

## 2 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族、道路利用者、地域住民等に対して行う広報は「第2編 第2章 第4節 災害広報・情報提供計画」に定めるところによるほか、次により実施する。

## (1) 被災者の家族等への広報

町及び関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供する。

- ア 道路災害の状況
- イ 家族等の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 町及び関係機関の実施する応急対策に関する情報
- オ その他必要な事項

## (2) 地域住民等への広報

町及び関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用等により、次の事項についての広報を実施する。

- ア 道路災害の状況
- イ 被災者の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 町及び関係機関の実施する応急対策に関する情報
- オ 施設等の復旧状況
- カ 避難の必要性等、地域に与える影響
- キ その他必要な事項

### 3 応急活動体制

町及び関係機関は、道路災害時、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

また、防災関係機関は、必要に応じて協議の上、「災害対策現地合同本部設置要綱」に基づく現地合同本部を設置し、円滑かつ迅速な災害応急対策の実施を図る。

### 4 救助救出活動

道路災害時における救助救出活動については、道路管理者が行う初期の救助救出活動のほか、「第2編 第2章 第10節 救助救出計画」に定めるところにより実施する。

### 5 医療救護活動

医療救護活動については「第2編 第2章 第11節 医療救護計画」に定めるところによるほか、道路管理者も、関係機関による迅速かつ的確な救護が行われるよう協力する。

### 6 消防活動

道路災害時における消防活動は、次により実施する。

#### (1) 道路管理者

道路災害による火災の発生に際しては、消防隊による迅速かつ的確な初期消火活動が行われるよう協力する。

#### (2) 消防機関

ア 速やかに道路災害による火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消防活動を実施する。

イ 消防職員は、道路災害による火災が発生した場合において、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定する。

### 7 行方不明者の捜索及び遺体の収容等

行方不明者の捜索及び遺体の収容等については「第2編 第2章 第28節 行方不明者の捜索及び遺体の収容・処理・埋葬計画」に定めるところにより実施する。

### 8 交通規制

災害の拡大防止及び交通の確保のための交通規制については「第2編 第2章 第14節 交通応急対策計画」に定めるところによるほか、次により実施する。

#### (1) 北海道警察（八雲警察署）

道路災害発生地に通じる道路及び周辺道路等において、災害の拡大防止及び交通の確保のため必要な交通規制を行う。

#### (2) 道路管理者

自己の管理する道路において、災害の拡大防止及び交通の確保のため必要な交通規制を行う。

### 9 危険物流出対策

道路災害により危険物が流出し、又はそのおそれがある場合は「本章 第6節 危険物等災害対策計画」に定めるところにより速やかに対処し、危険物による二次災害の防止に努める。

### 10 自衛隊派遣要請

自衛隊派遣要請については「第2編 第2章 第7節 自衛隊派遣要請計画」に定めるところにより実施する。

## 11 広域応援

災害の規模により、単独では十分な災害応急対策を実施できない場合の広域応援要請については「第2編 第2章 第8節 広域応援・受援計画」に定めるところにより実施する。

## 12 応急復旧対策

道路管理者は、その公共性に鑑み、次の事項に留意して迅速な道路施設の応急復旧に努める。

- (1) 道路の被災に伴う障害物の除去、仮設等の応急復旧を迅速かつ的確に行い、早期の道路交通の確保に努める。
- (2) 関係機関と協力し、あらかじめ定められた物資・資材の調達計画、人材の応援計画等を活用するなどして、円滑かつ迅速に被災施設の復旧を行う。
- (3) 類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行う。
- (4) 災害復旧に当たっては、可能な限り復旧予定時期を明確化するよう努める。

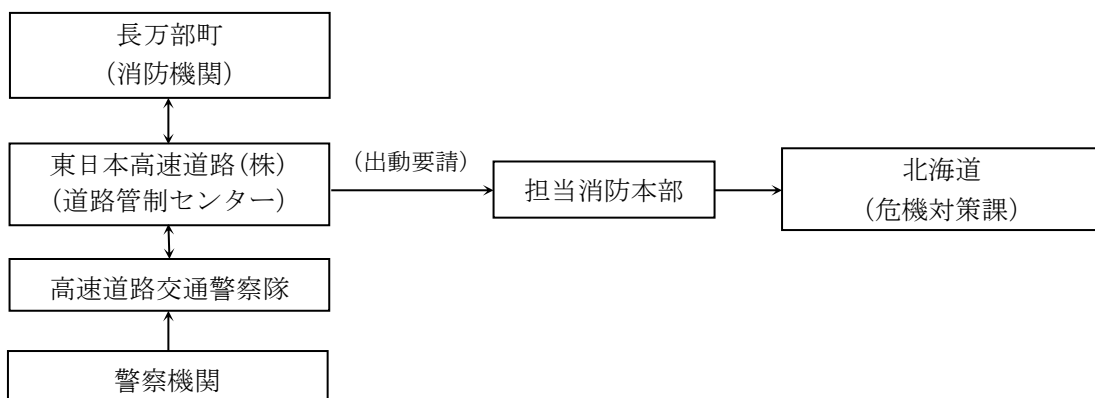
## 第4 高速自動車国道事故等対策

高速自動車国道において車両の衝突若しくは炎上又は積載物の爆発、炎上若しくは転落等によって、大規模な消火活動、救急救助活動等必要とされる事故等が発生した場合の関係機関の応急対策は次によるものとする。

### 1 事故発生通報

事故等の発生情報は、次の系統により速やかに行う。

高速自動車国道事故発生通報系統図



- (注) 1 東日本高速道路(株)から担当消防本部への通報(出動要請)は、原則上下線方式による。  
2 消防機関の相互応援要請に関する通報連絡は、「北海道広域消防相互応援協定」による。

### 2 事故等対策現地本部の設置等

#### (1) 事故等対策現地本部の設置

- ア 消火活動、救急救助活動及び事故等の拡大防止などを円滑かつ迅速に実施するため、事故発生現場に「事故等対策現地本部」を設置する。
- イ 「事故等対策現地本部」の構成は、管轄消防機関、高速道路交通警察隊及び東日本高速道路(株)の3機関とし、事故等の規模に応じ必要な関係機関の参入を要請することができる。

(2) 事故等対策現地本部の業務

- ア 「事故等対策現地本部」は、事故等の対策を実施するため、的確に現場の状況把握を行うとともに、関係機関の諸活動の相互調整を行う。
- イ その他必要な事項については「事故等対策現地本部」において決定する。
- ウ 関係機関

陸上自衛隊北部方面総監部、北海道警察、北海道市長会、北海道町村会、全国消防長会北海道支部、日本赤十字社北海道支部、東日本高速道路(株)北海道支社、北海道医師会、北海道

3 事故等対策連絡本部の設置等

(1) 事故等対策連絡本部の設置

「事故等対策現地本部」の業務及び事故等の対策を的確に推進するため、北海道に「事故等対策連絡本部」を設置する。

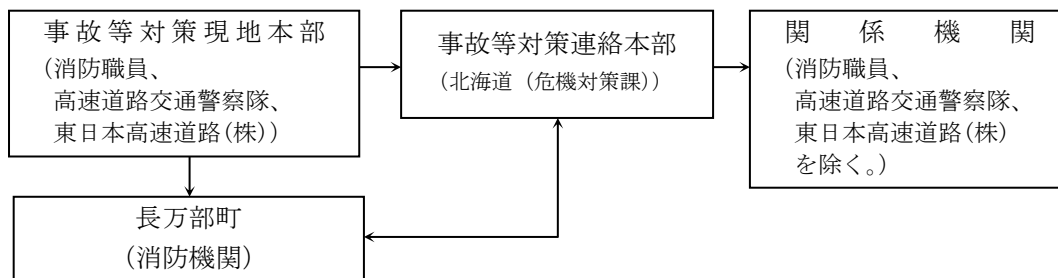
(2) 事故等対策連絡本部の業務

「事故等対策連絡本部」は「事故等対策現地本部」の要請に基づき事故等の対策を行う。

4 事故等の対策通報

事故等の対策通報は、次の系統により速やかに行う。

高速自動車国道事故等の対策通報系統図



## 第6節 危険物等災害対策計画

### 第1 基本方針

危険物等（危険物、火薬類、高圧ガス、毒物・劇物、放射性物質）の漏えい、流出、火災、爆発等により死傷者が多数発生するなどの災害時に、早期に初動体制を確立してその拡大を防ぎよし、被害の軽減を図るため、町は、必要な予防措置を講ずるとともに、防災関係機関と連携の下、各種応急対策を実施する。

#### 危険物の定義

区分	定義	例
危険物	消防法（昭和23年法律第186号）第2条第7項に規定されているもの	石油類（ガソリン、灯油、軽油、重油）等
火薬類	火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第2条に規定されているもの	火薬、爆薬、火工品（工業雷管、電気雷管等）等
高圧ガス	高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第2条に規定されているもの	液化石油ガス（LPG）、アセチレン、アンモニア等
毒物・劇物	毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第2条に規定されているもの	毒物（シアン化水素、シアン化ナトリウム等）、劇物（ホルムアルデヒド、塩素等）等
放射性物質	放射性同位元素、核燃料物質、核原料物質を総称したもの（放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）等により、それぞれ規定されている。）	

### 第2 災害予防

町（消防機関）及び危険物等の貯蔵・取扱い等を行う事業者（以下、本節において「事業者」という。）は、危険物等災害の発生を未然に防止するため、次のとおり必要な予防対策を実施する。

#### 1 危険物等災害予防

##### (1) 事業者

ア 消防法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、予防規程の作成、従業者に対する保安教育の実施、自衛消防組織の設置、危険物保安監督者の選任等による自主保安体制の確立を図る。

イ 危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定を確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策に係る計画の作成等の実施に努めるものとする。

ウ 危険物の流出その他の事故が発生したときは、直ちに、流出及び拡散の防止、危険物の除去その他災害の発生防止のための応急の措置を講ずるとともに、消防機関、八雲警察署へ通報する。

(2) 長万部町

- ア 消防法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取り消し等の措置命令を発する。
- イ 事業者の自主保安体制確立を図るため、予防規程の作成、従事者に対する保安教育の実施、自衛消防組織の編成、危険物保安監督者の選任等について指導する。

## 2 火薬類災害予防

(1) 事業者

- ア 火薬類取締法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、火薬類製造保安責任者の選任等による自主保安体制の確立を図る。
- イ 火薬庫が近隣の火災その他の事情により危険な状態になり、又は火薬類が安定度に異常を呈したときは、法令で定める応急措置を講ずる。  
また、火薬類について災害が発生したときは、直ちに警察官に届け出るとともに、道に報告する。

(2) 長万部町

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用施設等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

## 3 高圧ガス災害予防

(1) 事業者

- ア 高圧ガス保安法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、高圧ガス製造保安統括者の選任等による自主保安体制の確立を図る。
- イ 高圧ガスの製造施設等が危険な状態になったときは、高圧ガス保安法で定める応急措置を講ずるとともに、高圧ガスについて災害が発生したときは、知事又は警察官に届け出る。

(2) 長万部町

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用施設等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

## 4 毒物・劇物災害予防

(1) 事業者

- ア 毒物及び劇物取締法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、従業者に対する危害防止のための教育の実施、毒物・劇物取扱責任者の選任等による自主保安体制の確立を図る。
- イ 毒物・劇物が飛散することなどにより不特定又は多数の者に保健衛生上の危害が生じるおそれがあるときは、直ちにその旨を八雲保健所、八雲警察署又は消防機関に届け出るとともに、必要な応急の措置を講ずる。

(2) 長万部町

火災予防上並びに保健衛生上の観点から事業所の実態を把握し、消防用施設等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

## 5 放射性物質災害予防

### (1) 事業者

ア 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、放射線障害予防規程の作成、必要な教育訓練の実施、放射線取扱主任者の選任等による自主保安体制の確立を図る。

イ 放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律で定める応急措置を講ずるとともに、直ちに文部科学大臣、消防機関等関係機関へ通報する。

### (2) 長万部町

火災防止の観点から事業所の実態を把握し、消防用施設等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

## 第3 災害応急対策

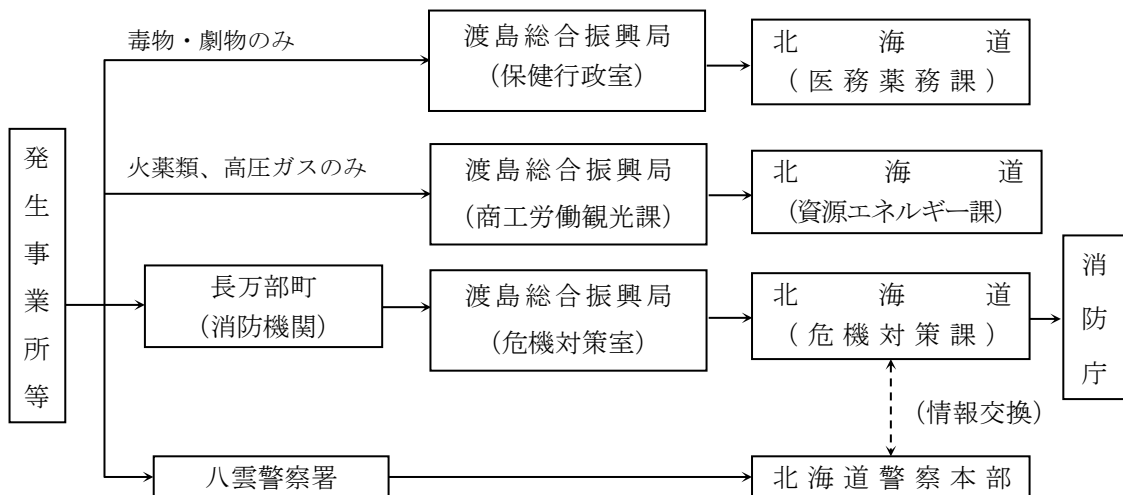
### 1 情報通信

危険物等災害時の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

#### (1) 情報通信連絡系統

情報通信の連絡系統は、次のとおりである。

危険物等災害の情報通信連絡系統図



#### (2) 実施事項

町及び関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保し、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。

また、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有、応急対策の調整等を行う。

## 2 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族、地域住民等に対して行う広報は「第2編 第2章 第4節 災害広報・情報提供計画」に定めるところによるほか、次により実施する。

### (1) 被災者の家族等への広報

町及び関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供する。

- ア 災害の状況
- イ 被災者の安否情報
- ウ 危険物等の種類、性状など人体・環境に与える影響
- エ 医療機関等の情報
- オ 関係機関の実施する応急対策の概要
- カ その他必要な事項

### (2) 地域住民等への広報

町及び関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用等により、次の事項についての広報を実施する。

- ア 災害の状況
- イ 被害者の安否情報
- ウ 危険物等の種類、性状など人体・環境に与える影響
- エ 医療機関等の情報
- オ 関係機関の実施する応急対策の概要
- カ 避難の必要性等、地域に与える影響
- キ その他必要な事項

## 3 応急活動体制

町及び関係機関は、危険物等災害時、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

また、防災関係機関は、必要に応じて協議の上、「災害対策現地合同本部設置要綱」に基づく現地合同本部を設置し、円滑かつ迅速な災害応急対策の実施を図る。

## 4 災害拡大防止

危険物等による災害の拡大防止を図るため、爆発性・引火性・有毒性等の危険物等の性状を十分に把握し、次により実施する。

### (1) 事業者

的確な応急点検及び応急措置等を講ずる。

### (2) 危険物等の取扱規制担当機関

危険物等の流出・拡散の防止、流出した危険物等の除去、環境モニタリングをはじめ、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令など、災害の拡大防止を図るため適切な応急対策を講ずる。

## 5 消防活動

危険物等災害時における消防活動は、次により実施する。

### (1) 事業者

消防隊の現場到着までの間、自衛消防組織等によりその延焼拡大を最小限度に抑える等の消防活動に努める。

### (2) 消防機関

ア 事業者との緊密な連携を図り、化学消防車、化学消火薬剤、中和剤、ガス検知器等を活用し、危険物等の性状に合った適切な消防活動を実施する。

イ 消防職員は、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定する。

## 6 避難措置

人命の安全を確保するための必要な避難措置については「第2編 第2章 第5節 避難対策計画」に定めるところにより、爆発性・引火性・有毒性といった危険物等の特殊性を考慮しつつ実施する。

## 7 救助救出及び医療救護活動

救助救出及び医療救護活動については「第2編 第2章 第10節 救助救出計画」及び「第2編 第2章 第11節 医療救護計画」に定めるところにより実施する。

## 8 行方不明者の搜索及び遺体の収容等

行方不明者の搜索及び遺体の収容等については「第2編 第2章 第28節 行方不明者の搜索及び遺体の収容・処理・埋葬計画」に定めるところにより実施する。

## 9 交通規制

災害の拡大防止及び交通の確保のための交通規制については「第2編 第2章 第14節 交通応急対策計画」に定めるところにより実施する。

## 10 自衛隊派遣要請

自衛隊派遣要請については「第2編 第2章 第7節 自衛隊派遣要請計画」に定めるところにより実施する。

## 11 広域応援

災害の規模により、単独では十分な災害応急対策を実施できない場合の広域応援要請については「第2編 第2章 第8節 広域応援・受援計画」に定めるところにより実施する。

資料編〔資料3－6〕 危険物貯蔵所等
--------------------

## 第7節 大規模な火事災害対策計画

### 第1 基本方針

死傷者が多数発生するなど大規模な火事災害時に、早期に初動体制を確立してその拡大を防ぎ、被害の軽減を図るため、町は、必要な予防措置を講ずるとともに、防災関係機関と連携の下、各種応急対策を実施する。

### 第2 災害予防

町は、防災関係機関と相互に協力し、大規模な火事災害の発生を未然に防止するため、次のとおり必要な予防対策を実施する。

#### 1 大規模な火事災害に強いまちづくり

延焼拡大の防止を図るため、建築物や公共施設の不燃化、空き地・緑地等の連続的な配置による延焼遮断帯の形成、防火地域及び準防火地域の的確な指定等により、大規模な火事災害に強いまちづくりを推進する。

#### 2 火災発生、被害拡大危険区域の把握

災害応急対策の円滑な実施を図るため、火災発生及び延焼拡大の危険性のある区域を把握の上、被害想定を作成するよう努める。

#### 3 予防査察の実施

多数の人が出入りする防火対象物に対して、消防法に基づく消防用設備等の整備促進、保守点検の実施及び適正な維持管理について指導する。

#### 4 防火管理者制度の推進

防火管理に関する講習会を開催し、防火管理者の知識の向上を図るとともに、防火管理者を定めるべき防火対象物における自衛消防体制の強化を図るため、防火管理者の選任及び消防計画の作成、消防訓練の実施等について指導する。

#### 5 防火思想の普及

年2回（春、秋）の全道火災予防運動、防災週間等を通じて、各種広報媒体を活用することにより、住民の防火思想の普及、高揚を図る。

また、高齢者宅の防火訪問を実施するなど、要配慮者対策に十分配慮する。

#### 6 自主防災組織の育成強化

地域の自主防災組織等の民間防火組織の設置及び育成指導の強化を図り、初期消火訓練等の自主的・火災予防運動の実践を推進する。

#### 7 消防水利の確保

同時多発火災や消火栓の使用不能等に備えて、防火水槽の配備、河川水の活用等により、消防水利の多様化及び確保に努める。

#### 8 消防体制の整備

消防職員及び消防団員の非常招集方法、消火部隊の編成及び運用、消防用機械・資機材の整備、災害時の情報通信手段等について十分に検討を行い、大規模な火事災害の対応力を高める。

## 9 防災訓練の実践

関係機関、地域住民等と相互に連携して実践的な消火救助・救急等の訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、訓練後には評価を行い、必要に応じて体制等の改善を行う。

## 10 火災警報の発令

### (1) 発令

町長は、道から火災気象通報を受け、又は自ら地域性を考慮し定めた火災警報発令条件となった場合、必要に応じて消防長、消防署長と協議し、火災予防上危険であると認めるときは、消防法第22条に基づく火災警報を発令する。

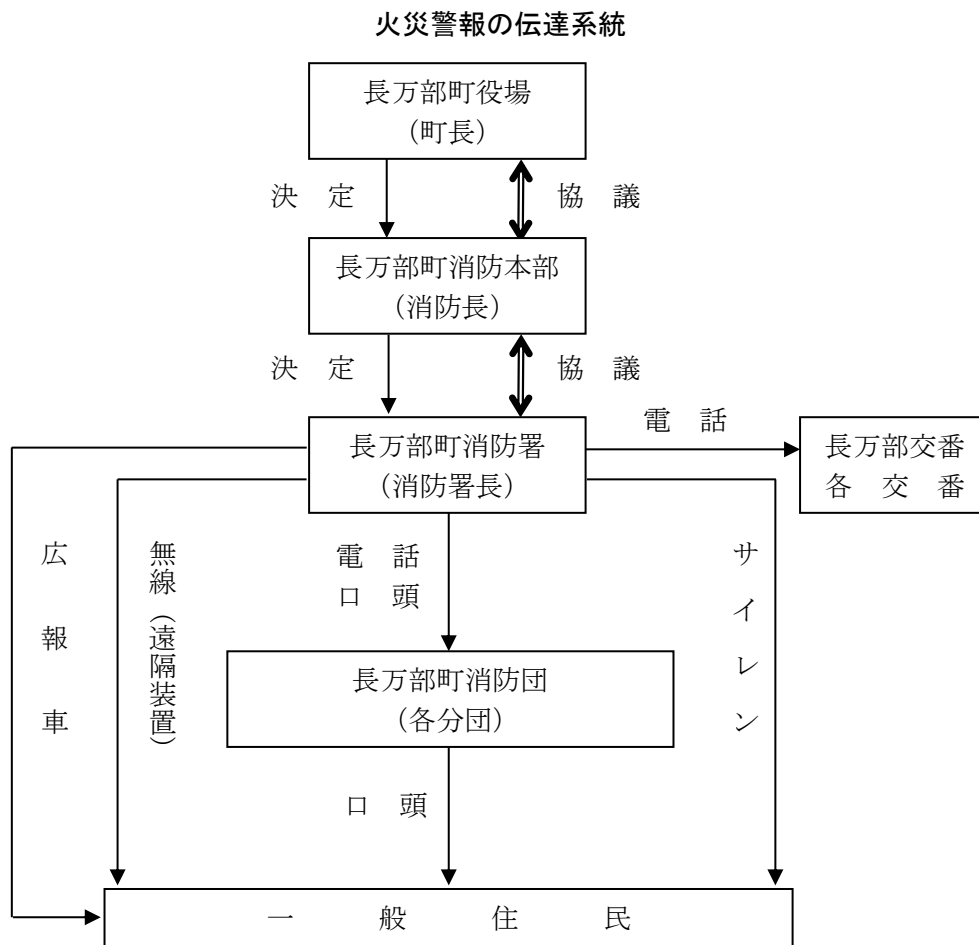
### (2) 通報

町長が火災警報を発令した場合、消防署長は直ちに消防団及び一般住民に通報する。

また、解除した場合も同様とする。

### (3) 処置

火災警報が発令されてから解除されるまでの間、消防署は条例で定める火の使用を制限するとともに、町内に在る者は、これに従わなければならない。



### 第3 災害応急対策

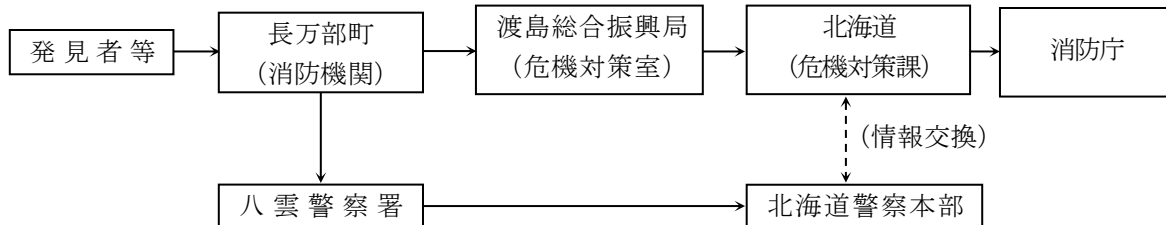
#### 1 情報通信

大規模な火事災害時の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

##### (1) 情報通信連絡系統

情報通信の連絡系統は、次のとおりである。

大規模な火事災害の情報通信連絡系統図



##### (2) 実施事項

町及び関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保し、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。

また、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有、応急対策の調整等を行う。

#### 2 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族、地域住民等に対して行う広報は「第2編 第2章 第4節 災害広報・情報提供計画」に定めるところによるほか、次により実施する。

##### (1) 被災者の家族等への広報

町及び関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供する。

- ア 災害の状況
- イ 家族等の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 町及び関係機関の実施する応急対策に関する情報
- オ その他必要な事項

##### (2) 地域住民等への広報

町及び関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用等により、次の事項についての広報を実施する。

- ア 災害の状況
- イ 被災者の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 町及び関係機関の実施する応急対策に関する情報
- オ 避難の必要性等、地域に与える影響
- カ その他必要な事項

### 3 応急活動体制

町及び関係機関は、大規模な火事災害時、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

また、防災関係機関は、必要に応じて協議の上、「災害対策現地合同本部設置要綱」に基づく現地合同本部を設置し、円滑かつ迅速な災害応急対策の実施を図る。

### 4 消防活動

消防機関は、人命の安全確保と延焼防止を基本とし、次により消防活動を行う。

- (1) 現場活動情報等の連絡整理を行い、速やかに火災の状況を把握する。
- (2) 避難場所・避難経路の確保及び重要かつ危険度の高い箇所・地域を優先しながら活動を実施する。
- (3) 消火、飛火警戒等においては、近隣住民等の協力を得て、効果的な活動を実施する。

なお、住民等による初期消火活動の実施に当たっては、住民等に危険が及ばない範囲での活動にとどめ、安全に十分配慮するよう努める。

### 5 避難措置

人命の安全を確保するための必要な避難措置については「第2編 第2章 第5節 避難対策計画」に定めるところにより実施する。

### 6 救助救出及び医療救護活動

救助救出及び医療救護活動については「第2編 第2章 第10節 救助救出計画」及び「第2編 第2章 第11節 医療救護計画」に定めるところにより実施する。

### 7 行方不明者の捜索及び遺体の収容等

行方不明者の捜索及び遺体の収容等については「第2編 第2章 第28節 行方不明者の捜索及び遺体の収容・処理・埋葬計画」に定めるところにより実施する。

### 8 交通規制

災害の拡大防止及び交通の確保のための交通規制については「第2編 第2章 第14節 交通応急対策計画」に定めるところにより実施する。

### 9 自衛隊派遣要請

大規模な火事災害発生時における自衛隊派遣要請については「第2編 第2章 第7節 自衛隊派遣要請計画」に定めるところにより実施する。

### 10 広域応援

災害の規模により、単独では十分な災害応急対策を実施できない場合の広域応援要請については「第2編 第2章 第8節 広域応援・受援計画」に定めるところにより実施する。

## 第8節 林野火災対策計画

### 第1 基本方針

広範囲にわたる林野の焼失等の災害時に、早期に初動体制を確立してその拡大を防ぎ、被害の軽減を図るため、町は、必要な予防措置を講ずるとともに、防災関係機関と連携の下、各種応急対策を実施する。

### 第2 災害予防

#### 1 実施事項

町及び関係機関は、林野火災発生原因のほとんどが人為的なものであることを踏まえ、相互に協力して次により必要な予防対策を講ずる。

##### (1) 長万部町

町は、林野火災を予防するため、次の事項を実施する。

##### ア 一般入林者対策

登山、ハイキング、山菜採取、魚釣り等の入林者への対策として、次の事項を実施する。

- (ア) タバコ、たき火の不始末による出火の危険性について、報道媒体、標語、ポスター、広報車、看板・標識、ホームページ等を活用するとともに、関係機関の協力を得ながら広く周知する。
- (イ) 入林の許可・届出等について指導する。
  - a 入林に当たっては、日時、場所等を指定するとともに、入林責任者を定め、できるだけ集団で行動するよう指導する。
  - b 入林承認証又は入林腕章を着用して入林させることとし、入林承認に当たっては、火気の取扱い、山火事予防その他必要な注意事項を与えて承認する。
- (ウ) 林野火災警報及び林野火災注意報の発表、火災警報の発令があった場合又は気象状況が急変した場合には、必要に応じて入林の制限を実施する。
- (エ) 観光関係者による予防意識の啓発を図る。

##### イ 火入れ対策

林野火災危険期間（おおむね3月～6月。以下「危険期間」という。）中の火入れは極力避けるようにするとともに、火入れを行おうとする者に対して次の事項を指導する。

- (ア) 森林法（昭和26年法律第249号）の規定に基づく町長の許可を取得させ、火入れ方法を指導し、許可付帯条件を遵守させる。
- (イ) 市町村は、許可した火入れの情報等を消防機関に共有するものとする。
- (ウ) 林野火災警報及び林野火災注意報の発表、火災警報の発令があった場合又は気象状況が急変した場合には、一切の火入れを中止させる。火災警報発令又は気象条件急変の際は、一切の火入れを中止させる。
- (エ) 火入れ跡地の完全消火を図り、責任者に確認させる。
- (オ) 火入れ（造林のための地ごしらえ、害虫駆除等）に該当しないたき火等の焼却行為についても、特に気象状況に十分留意するよう指導する。

##### ウ 消火資機材等の整備

(7) 林野火災消火資機材等は、地域に適合した機材を配備し、常に緊急時に対処できるよう点検・整備する。

(4) ヘリコプターによる空中消火を積極的に推進するため、空中消火薬剤の備蓄に努めるとともに、ヘリコプター離着陸場の適地をあらかじめ選定する。

#### エ 防火林帯の整備

林野火災の発生又は拡大の危険性の高い地域においては、消火活動の円滑な実施のための防火林道や防火性のある樹種の植栽等による防火林帯の整備等の林野火災対策にも資する森林整備を進める。

### (2) 森林所有者

森林所有者は、自己の所有林野における失火を防ぐため、次の事項を実施するよう努める。

ア 自己の所有林野への入林者に対する防火啓発

イ 巡視員の配置

ウ 無断入林者に対する指導

エ 火入れに対する安全対策

### (3) 林内事業者

林内において、森林施業、鉱山、道路整備等の事業を行う者は、危険期間中、事業区域内における火災発生を防止するため、森林所有者と協議し、特に次の事項について留意の上、適切な予防対策を講ずる。

ア 火気責任者の選任、事業区域内の巡視員の配置

イ 火気責任者の指定する喫煙所等の設置、標識及び消火設備の完備

ウ 林野火災発生時の連絡系統及び周知方法の確立

エ 機械力導入（チェーンソー、刈払機、林業機械等の使用）に対する予防対策

(7) 燃料又は引火性薬剤のある付近では、絶対に火気を使用しない。

(4) 機械に燃料を補給するときは、必ずスイッチを切り、エンジンを止め、安全な状態にして、じょうご、くだ付容器等により補給する。

(ウ) ごみ、油等による外部の汚れ、マフラーの汚れ、スパークプラグの配線緩み等の点検整備を励行する。

(エ) 失火時の対策として、現地に小型消火器を持参する。

### (4) 北海道旅客鉄道(株)及びバス等運送業者

北海道旅客鉄道(株)及びバス等運送業者は、車両通行中に林野火災を発見した場合の連絡系統及び周知方法の確立等により路線火災の防止に努めるとともに、次の事項について協力する。

ア 路線の巡視

イ ポスター掲示等による広報活動

ウ 林野火災の巡視における用地の通行

エ 緊急時における専用電話の利用

## 2 林野火災予消防対策協議会

林野火災の予消防対策を推進するため、次の林野火災予消防対策協議会の開催を通じて、相互の連絡、情報交換、指導等を行う。

### (1) 全道協議会

全道の予消防対策については、北海道林野火災予消防対策協議会において推進する。

(2) 地区協議会

総合振興局又は振興局区域ごとの予消防対策については、当該地域を管轄する地方部局及び関係機関により構成する地区林野火災予消防協議会において推進する。

(3) 市町村協議会

林野火災の予防対策を推進するため、長万部町林野火災予消防対策協議会に加入する次の機関は、相互に連絡し情報交換、計画の実施及び指導等、予消防対策の円滑なる実施を図る。

- ア 長万部町及び長万部町消防本部・署・団
- イ 長万部交番
- ウ 渡島森林管理署
- エ 渡島森林管理署長万部森林事務所
- オ 渡島総合振興局産業振興部林務課
- カ 渡島総合振興局東部森林室
- キ 後志総合振興局森林室
- ク 山越郡森林組合
- ケ 新函館農業協同組合長万部支店
- コ 北海道旅客鉄道(株)長万部駅
- サ 北海道旅客鉄道(株)函館保線所長万部保線管理室
- シ ニセコバス(株)寿都営業所

3 気象情報対策

林野火災の発生及び広域化は、気象条件が極めて大きな要因であるため、関係機関は火災気象通報、その他警報・注意報、情報等の迅速な伝達を行い、林野火災の予防に万全を期する。

なお、火災気象通報(林野火災通報を兼ねる。)は、火災気象通報の一部として函館地方気象台が発表及び終了の通報を行い、町は、火災気象通報を受けた場合、消防機関へ通報する。

火災気象通報の通報基準及び伝達系統等は「第2編 第2章 第1節 気象等に関する情報の収集・伝達計画」及び「本章 第7節 大規模な火事災害対策計画」に定めるとおりである。

また、町長は、通報を受けたとき、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めたときは、消防法第22条第3項の規定に基づき火災に関する警報を発することができる。この場合、関係機関、一般住民等へ周知を図るとともに、関係機関と連携の下、速やかに適切な措置を講ずる。

第3 災害応急対策

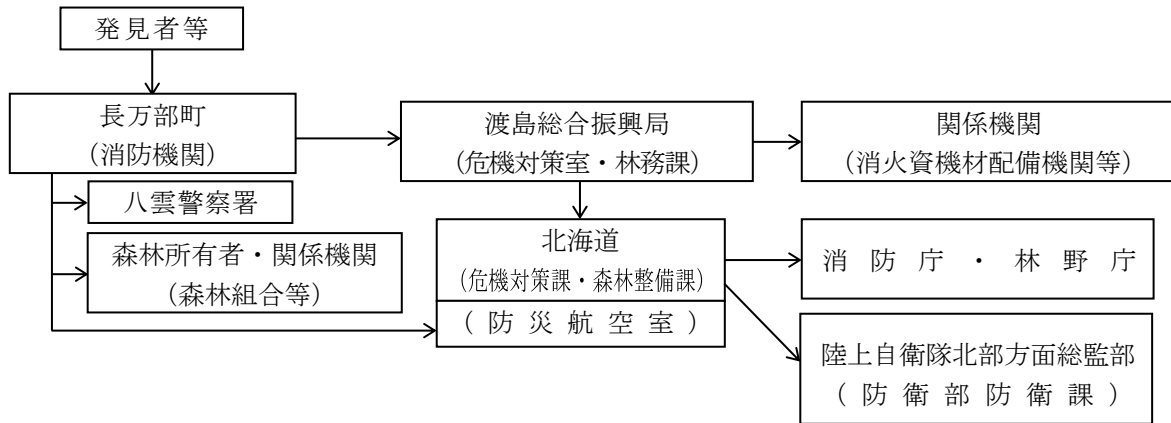
1 情報通信

広範囲にわたる林野の焼失等による災害時の情報収集及び通信等は、次により実施する。

(1) 情報通信連絡系統

情報通信の連絡系統は、次のとおりである。

林野火災の情報通信連絡系統図



## (2) 実施事項

町及び関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保し、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。

また、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う。

なお、町及び渡島総合振興局においては、「林野火災被害状況調書の提出について（昭和54年2月26日付け林政第119号）」に基づく林野火災被害状況調書の提出を速やかに行う。

## 2 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族、地域住民等に対して行う広報は「第2編 第2章 第4節 災害広報・情報提供計画」に定めるところによるほか、次により実施する。

### (1) 被災者の家族等への広報

町及び関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供する。

- ア 災害の状況
- イ 家族等の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 町及び関係機関の実施する応急対策の情報
- オ その他必要な事項

### (2) 地域住民等への広報

町及び関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用等により、次の事項についての広報を実施する。

- ア 災害の状況
- イ 被災者の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 町及び関係機関の実施する応急対策の情報
- オ 避難の必要性等、地域に与える影響
- カ その他必要な事項

## 3 応急活動体制

町及び関係機関は、広範囲にわたる林野の焼失等の災害時、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

また、防災関係機関は、必要に応じて協議の上、「災害対策現地合同本部設置要綱」に基づく現地合同本部を設置し、円滑かつ迅速な災害応急対策の実施を図る。

#### 4 消防活動

消防機関は、人命の安全確保と延焼防止を基本として、次により消防活動を実施する。

- (1) 林野火災防ぎょ図の活用、適切な消火部隊の配置、森林組合等の出動協力等により、効果的な地上消火を行う。

地上消火にあたっては、滑落や落石、火煙に囲まれる危険性等の山間地特有の安全管理を周知徹底するものとする。

また、長時間活動における熱中症対策や疲労管理にも配慮するものとする。

なお、鎮圧後においては、熱画像直視装置などにより警戒及び残火処理を徹底し、確実な鎮火を行うものとする。

さらに、住民等による初期消火活動の実施に当たっては、住民等に危険が及ばない範囲での活動にとどめ、安全に十分配慮するよう努める。

- (2) 住家への延焼拡大の危険性がある場合や林野火災が広域化する場合などは「第2編 第2章 第9節 ヘリコプター等活用計画」に基づく北海道消防防災ヘリコプターの要請等により空中消火を実施する。

空中消火にあたっては、消防機関及び関係機関との情報共有を十分に行い、連携の円滑化及び安全性の確保を図るものとする。

また、防災航空室による空中消火に必要となる活動拠点、給水場所、燃料補給方法等について、消防機関及び関係機関が事前に調整を行うものとする。

なお、鎮圧後においては、空中からの熱源探査を徹底し、確実な鎮火確認を行うものとする。

#### 5 避難措置

人命の安全を確保するための必要な避難措置については「第2編 第2章 第5節 避難対策計画」に定めるところにより実施する。

また町は、林野火災が急激に延焼拡大して避難指示等が広範囲となる場合があるため、避難行動要支援者の避難支援が適切に行われるよう十分配慮するものとする。

#### 6 交通規制

災害の拡大防止及び交通の確保のための交通規制については「第2編 第2章 第14節 交通応急対策計画」に定めるところにより実施する。

#### 7 自衛隊派遣要請

広範囲にわたる林野の焼失等の発生時における自衛隊派遣要請については「第2編 第2章 第7節 自衛隊派遣要請計画」に定めるところにより実施する。

#### 8 広域応援

災害の規模により、単独では十分な災害応急対策を実施できない場合の広域応援要請については「第2編 第2章 第8節 広域応援・受援計画」に定めるところにより実施する。

## 第9節 大規模停電災害対策計画

### 第1 基本方針

大規模停電災害により、住民の生命、身体、財産に被害が生じた場合、又は生じるおそれがある場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策については、本計画の定めるところによる。

### 第2 災害予防

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力するとともに、大規模停電災害を未然に防止し、又は被害を軽減するため、必要な対策を実施するものとする。

#### 1 実施事項

##### (1) 防災関係機関

ア 災害時における応急活動等に関し、あらかじめ協定の締結を行う等、平常時から関係機関相互の連携体制の強化を図るものとする。

イ 非常用電源を整備するとともに、その燃料を満量にしておくなど、停電時に対応できる電源を確保するものとする。

ウ 住民に向けて、通電火災といった大規模停電時に起こりうる事故等について周知を行うものとする。

エ 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について、徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるものとする。

オ 関係機関と相互に連携して、電力供給がひっ迫した際の連絡体制や節電対策を整備するものとする。

カ 大規模な災害発生のおそれがある場合、それぞれが所有する電源車、発電機等の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努めるものとする。

##### (2) 病院等の重要施設

病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設は、非常用電源を整備するとともに、その燃料を満量にしておくなど、停電時に対応できる電源の確保に努めるものとする。

### 第3 災害応急対策

#### 1 情報通信

大規模停電災害時の情報の収集及び通信等は、次により実施するものとする。

##### (1) 情報通信連絡系統

大規模停電災害時の連絡系統は、別記1のとおりとする。

##### (2) 実施事項

ア 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

イ 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。

ウ 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

## 2 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、停電地域の住民に対して行う広報は、「第2編 第2章 第4節 災害広報・情報提供計画」に定めるところによるほか、次により実施するものとする。

### (1) 実施機関

長万部町、北海道、北海道警察、北海道電力ネットワーク株式会社

### (2) 実施事項

実施機関は、地域住民や帰宅困難者などからの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、地域住民等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。また、情報提供は多言語で実施するなど、外国人に対して十分に配慮するものとする。

- ア 停電及び停電に伴う災害の状況
- イ 関係機関の災害応急対策に関する情報
- ウ 停電の復旧の見通し
- エ 避難の必要性等、地域に与える影響
- オ その他必要な事項

## 3 応急活動体制

### (1) 長万部町

町は、大規模停電災害時、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

### (2) 防災関係機関

関係機関の長は、大規模停電災害時、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

## 4 消防活動

大規模停電災害時における消防活動は、次により実施するものとする。

- ア エレベーターの閉じ込め事故に対し施設管理者、保守業者等と連携した救助
- イ 火災発生に対する迅速な消火活動
- ウ 医療機関との連携による円滑な救急搬送

## 5 医療救護活動

町は、医療機関、福祉施設における患者、入所者の対応状況の確認を行い、必要な措置を実施するものとする。

その他、大規模停電災害時における医療救護活動については、「第2編 第2章 第11節 医療救護計画」に定めるところにより実施する。

## 6 交通対策

災害の拡大防止及び交通の確保のための交通対策については「第2編 第2章 第14節 交通応急対策計画」に定めるところにより実施する。

### (1) 北海道警察

信号機の停止により、交通事故の発生や、人命救助のための人員輸送及び緊急物資輸送等に支障を来すことを防止するため、交通整理員を適切に配置すること。

(2) 道路管理者

ロードヒーティング停止による路面凍結に起因する事故を防止するため、道路パトロールの強化、除雪や凍結防止剤の散布による通行の確保や、必要に応じた交通規制を行うとともに、関係機関との道路情報の共有を行うものとする。

7 避難所対策

大規模停電災害により住民の生命及び身体の安全、保護を図るため必要がある場合は「第2編 第2章 第5節 避難対策計画」に定めるところにより実施するものとする。

8 応急電力対策

(1) 緊急的な電力供給

ア 道は、大規模停電発生時には直ちに、あらかじめリスト化した重要施設の非常用電源の設置状況を踏まえ、関係市町村を通して、これらの施設の非常用電源の稼働状況を確認の上、電源の確保が必要な施設の把握を行い、電源車等の配備先の候補案を作成する。

イ 道は、北海道電力株式会社及び北海道電力ネットワーク株式会社等の関係機関と協議の上、電源車等の配備先を決定する。

ウ 北海道電力株式会社及び北海道電力ネットワーク株式会社は、イによる決定に基づき電源車等の配備を行うなど、道があらかじめリスト化した重要施設への電力の優先供給に努めるものとする。

(2) 通信機器等の充電対策

関係機関は、必要に応じて、スマートフォンや携帯電話、その他充電が必要となる機器等を有している被災者に対して、庁舎や管理施設などを開放し、電源の提供や民間事業者等と連携して充電機器等の提供に努めるものとする。

9 給水対策

町（水道管理者）は、水道水を供給するポンプの停止などによる断水地域（高台や集合住宅）への給水活動を行うものとする。また、必要に応じて、近隣市町村や日本水道協会北海道地方支部に対し応援を要請するものとする。

10 石油類燃料の供給対策

大規模停電災害発生時における石油類燃料の供給については、「第2編 第2章 第19節 石油類燃料供給計画」に定めるところによるものとする。

11 防犯対策

北海道警察は、巡回、警ら等の警戒活動による防犯対策を行うものとする。

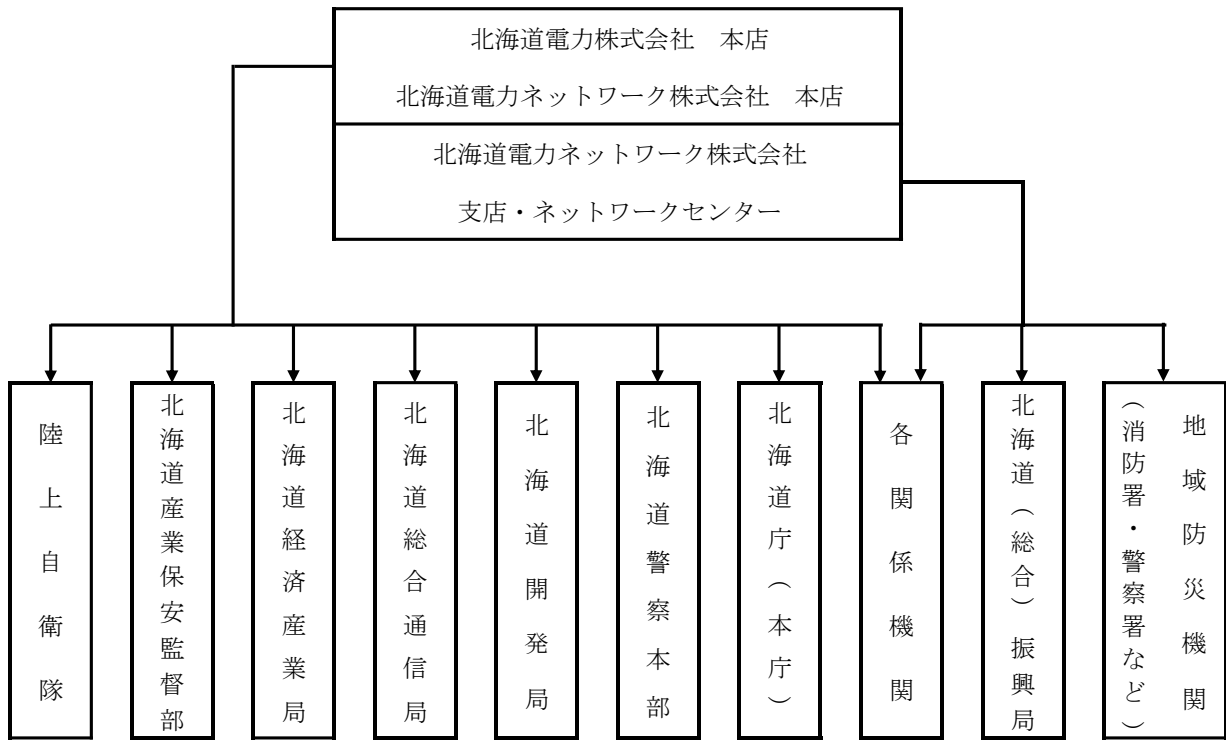
12 自衛隊派遣要請

大規模停電災害発生時における自衛隊派遣要請については「第2編 第2章 第7節 自衛隊派遣要請計画」に定めるところにより実施する。

13 広域応援

災害の規模により、単独では十分な災害応急対策を実施できない場合の広域応援要請については「第2編 第2章 第8節 広域応援・受援計画」に定めるところにより実施する。

別記1 情報通信連絡系統図



## 第10節 原子力災害対策計画

### 第1 基本方針

北海道においては、北海道電力(株)（以下本節において「原子力事業者」という。）が設置する原子力発電所（以下「泊発電所」という。）があり、本町はその一部が、泊発電所から半径 50 km 圏内に位置しているものの、北海道地域防災計画（原子力防災計画編）において定める、原子力災害対策を重点的に実施すべき区域（以下「原子力災害対策重点区域」という。）とはならない。しかし、泊発電所における放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外へ放出されることにより生じる原子力災害（以下「原子力災害」という。）が発生した場合、自然災害と比べ、放射線による被ばくが通常五感に感じられないこと、被ばくの程度が自ら判断できないこと及び自らの判断で対処するためには放射線等に対する概略的な知識を必要とすることなどの特殊性を有している。

また、原子力災害と大規模自然災害が相前後して発生する複合災害においては、建物、道路及び通信設備の被災、停電等により、要員の参集、情報収集、通報連絡などの応急対策活動が極めて困難な状況に置かれることとなる。

このため、町は、これらの特殊性を踏まえ、原子力災害発生時における情報収集、他町村からの避難者の受入れなど必要な体制をあらかじめ確立するとともに、複合災害時においても、応急対策活動が迅速かつ的確に実施できるよう所要の措置を講ずる。

#### 1 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の範囲

北海道における原子力災害対策を重点的に実施すべき区域（以下「原子力災害対策重点区域」という。）の範囲は、泊発電所を中心として、おおむね半径 5 km 圏の予防的防護措置を準備する区域（P A Z : Precautionary Action Zone）と、おおむね半径 30 km 圏の緊急時防護措置を準備する区域（U P Z : Urgent Protective action planning Zone）であり、以下、原子力災害対策重点区域に含まれる町村を「関係町村」という。

原子力災害対策重点区域の範囲

区域区分	関係町村
予防的防護措置を準備する区域 (P A Z)	泊村、共和町、岩内町
緊急時防護措置を準備する区域 (U P Z)	神恵内村、寿都町、蘭越町、ニセコ町、倶知安町、積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村

#### 2 原子力施設等の状態に応じた防護措置の準備及び実施

P A Z においては、泊発電所において異常事態が発生した場合には、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、放射性物質の環境への放出前の段階から、原子力施設等の状態が原子力災害対策指針等に基づく次に掲げる区分のいずれに該当するかに応じて、避難等の予防的な防護措置を準備し、実施される。

なお、事態の規模、時間的な推移に応じて、国の指示によって P A Z の範囲外においても段階的に避難等の予防的な防護措置を実施することがある。

また、U P Z においては、確率的影響のリスクを低減するため、全面緊急事態となった際には予防的な防護措置（屋内退避）が原則実施される。

- (1) 情報収集事態（泊村（立地村）で震度5弱又は震度5強の地震が発生した事態（ただし、後志管内において震度6弱以上の地震が発生した場合は警戒事態となる。）をいう。以下同じ。）
- (2) 警戒事態
- (3) 施設敷地緊急事態
- (4) 全面緊急事態

### 3 放射性物質が環境へ放出された場合の防護措置の実施

放射性物質が環境へ放出された場合、UPZを中心とした緊急時環境放射線モニタリング（以下「緊急時モニタリング」という。）による測定結果を、空間放射線量率等に基づく防護措置の実施基準であるOIL（Operational Intervention Level：運用上の介入レベル）と照らし合わせ、必要な防護措置が実施される。

## 第2 原子力災害事前対策

町は、原子力防災に関する体制の整備及び原子力防災知識の普及等について定め、その実施を図るものとする。

### 1 情報の収集・連絡体制の整備

町は、「第2編 第1章 第8節 情報収集・伝達体制整備計画」に定めるほか、次のとおり情報の収集・連絡体制の整備に努める。

#### (1) 体制及び設備等の整備

町は、地震・津波等との複合災害においても的確な情報を常に伝達できるよう、町有施設等への連絡体制及び防災行政無線、広報車両等の施設、設備の整備を図る。

#### (2) 住民相談窓口の設置等

町は、道と連携し、住民からの問い合わせに対応する住民相談窓口の設置等について、あらかじめその方法、体制等について定めておくとともに、事故現場付近を通過した住民等に対する健康相談等の実施体制についても検討する。

#### (3) 要配慮者等への広報体制の整備

町は、道と連携し、原子力災害の特殊性を踏まえ、要配慮者及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達できるよう、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時から情報伝達体制及び設備等の整備に努める。

### 2 環境放射線モニタリング協力体制等の整備

町は、平常時又は緊急時における周辺環境への放射性物質又は放射線による影響を把握するため、国、道及び原子力事業者が整備する、モニタリングポスト、積算線量計、可搬型計測用機器等の環境放射線モニタリング設備・機器等による測定結果等の情報収集に努める。

また、気象状況を把握できる施設等を整備するよう努める。

### 3 防災業務関係者の安全確保のための資機材の整備

町は、道と協力し、住民等に対する広報、避難誘導等の応急対策を行う職員の安全確保のため、防護服、防護マスク、線量計等の資機材整備に努める。

### 4 広域避難者の受入体制の整備

原子力災害時においては、市町村間を越えた広域避難が想定されることから、町は、道からの要請等に基づき、町外からの避難者の受入体制を整備する。

## 5 原子力防災等に関する住民に対する知識の普及

町は、道と協力して、住民に対する原子力防災に関する知識の普及と啓発のため、広報活動の実施に努める。

## 6 防災業務関係者の人材育成

町は、道と連携し、応急対策全般への対応力を高めることにより、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、道等が実施する原子力防災に関する研修等を積極的に活用するなど、人材育成に努める。

# 第3 緊急事態応急対策

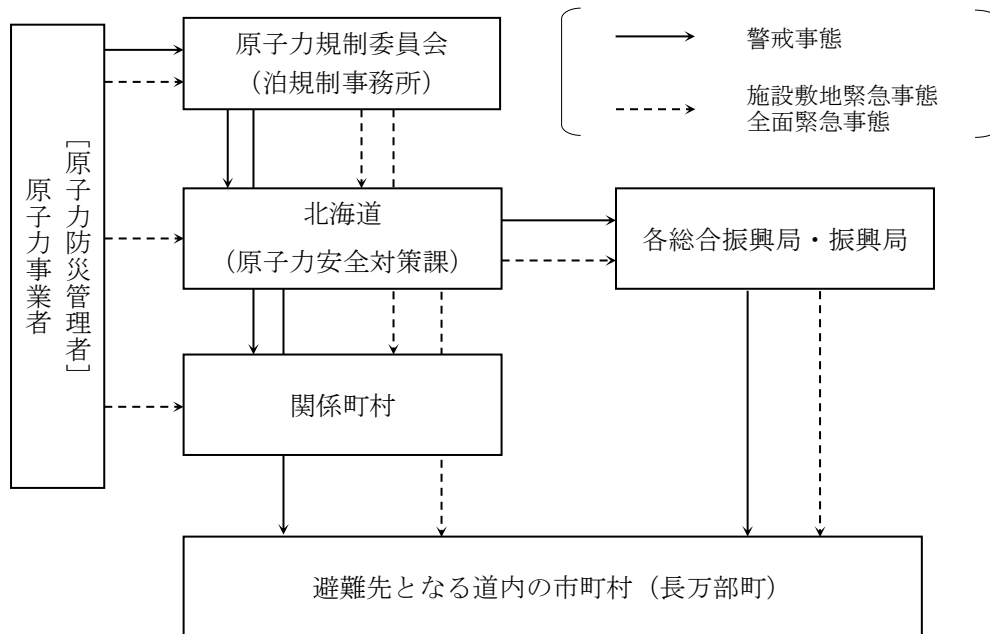
## 1 情報通信

泊発電所において、警戒事態等が発生した場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

### (1) 情報通信連絡系統

情報通信の連絡系統は、次のとおりである。

原子力災害時の情報通信連絡系統図



### (2) 実施事項

#### ア 防災会議構成機関等への連絡

町は、道から警戒事態等発生連絡があった場合は、連絡を受けた事項について、必要に応じて防災会議構成機関及び防災関係機関・団体等へ連絡する。

#### イ 施設敷地緊急事態及び全面緊急事態における応急対策活動情報、被害情報等の連絡

(ア) 町は、道から原子力施設の状況や国、道及び原子力事業者等の応急対策活動の状況及び被害状況等の情報を得るとともに、自ら行う応急対策活動の状況等を随時連絡するなど、相互の連絡を密にする。

(イ) 町は、道から通報・連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動の状況等を防災会議構成機関及び防災関係機関・団体等へ随時連絡するなど、相互の連絡を密にする。

## 2 応急活動体制

町及び関係機関は、原子力災害時、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

### (1) 緊急時モニタリングへの協力等

道は、「緊急時モニタリング計画」及び「緊急時環境放射線モニタリング実施要領」に基づき緊急時モニタリングを実施する。

また、国は、施設敷地緊急事態発生の通報を受け、モニタリング関係機関が連携して緊急時モニタリングを実施するため、「緊急時モニタリングセンター」を設置し、その後の緊急時モニタリングを統括することとしている。

町は、道や緊急時モニタリングセンター等の協力要請に基づき、緊急時モニタリング活動に対して必要な情報提供や測定等における協力を行うものとする。

### (2) 防災業務関係者の安全確保

町は、防災業務関係者が被ばくする可能性のある環境下で活動する場合には、国及び道との連携を密にして適切な被ばく管理を行うものとし、災害特有の異常心理下での活動において冷静な判断と行動が取れるよう配慮する。

また、二次災害発生の防止に万全を期するため、被ばくする可能性のある環境下で作業する場合の防災業務関係者相互の安全チェック体制を整えるなど、安全管理に配慮する。

## 3 住民等に対する広報及び指示伝達

### (1) 地域住民等への広報

原子力災害発生時においては、北海道原子力防災センター（オフサイトセンター）において、緊急事態の進展に応じて、現地事故対策連絡会議及び原子力災害合同対策協議会が組織されることとなっており、町が所管業務に係る対策のために行う広報については、現地事故対策連絡会議及び原子力災害合同対策協議会の場を通じて十分に内容を確認し、道と連絡調整の上、行うものとする。

### (2) 住民等からの問い合わせに対する対応

町は、道及び関係機関等と連携し、必要に応じ、速やかに住民等からの問い合わせに対応する窓口の設置、人員の配置等を行うための体制を整備する。

## 4 広域避難者等の受入れ（一時滞在場所の設置）

知事は、避難等の防護対策区域内の住民等が旅館等へ避難するまでの間、一時滞在場所が必要であると認める場合は、周辺市町村長に対し、基本法第72条第1項の規定に基づき、一時滞在場所の設置、避難者の受入れを要請する。

町は、知事から要請を受けた場合、本計画に定める避難施設を提供し、必要な協力活動を実施する。

また、関係町村から派遣される職員との連携を図るとともに、避難住民等の保護に協力する。

## 5 防護対策

町は、道から防護対策の指示があった場合、地域住民の安全を第一に、次の防護対策を迅速かつ的確に実施する。

### (1) 北海道

ア 道は、UPZ外の市町村に対しても、警戒事態の発生段階から、適切に情報提供を行うとともに、全面緊急事態に至った場合には、必要に応じて、屋内退避を行う可能性がある旨の注意喚起を行う。

また、大規模な放射性物質の放出のおそれがあり、国からUPZ外の住民においても放射性物質による影響を回避するため屋内退避の指示があった場合には、UPZ外の該当市町村に対し、屋内退避の指示を連絡する。

イ 道は、国から緊急時モニタリングの結果に応じたOILに基づき、避難等の指示があった場合には、UPZ外の該当市町村に対し、住民の避難等の指示を連絡するとともに、この避難等の受入先となる市町村の調整を行う。

### (2) 長万部町

町（UPZ外の市町村）は、住民等の適切な行動の確保と混乱の防止を図りながら、住民の屋内退避を実施する。

また、緊急時モニタリングの結果に応じたOILに基づき、避難等の指示等があった場合には、国及び道の指示の下、避難等の防護措置を実施する。

## 第4 原子力災害中長期対策

### 1 緊急事態解除宣言後の対応

#### (1) 放射性物質による環境汚染への対処

町は、国及び道からの指示に基づき、国、道、原子力事業者及びその他の関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について必要な措置を行う。

#### (2) 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表

町は、原子力緊急事態解除宣言後、国の統括の下、道が原子力事業者その他関係機関と協力して継続的に行う環境放射線モニタリングの実施及び結果の公表に協力する。

### 2 被災地の生活安定

#### (1) 災害地域住民の記録

町は、避難及び屋内退避の措置をとった住民等に対し災害時に当該地域に所在した旨の証明、また、避難所等においてとった措置等をあらかじめ定められた様式により記録する。

#### (2) 風評被害等の影響の軽減

町は、国及び道と連携し、科学的根拠に基づく農林業、地場産業の産品等の適切な流通等が確保されるよう、広報活動を行う。

#### (3) 心身の健康相談体制の整備

町は、国からの放射性物質による汚染状況調査や、原子力災害対策指針に基づき、国及び道とともに、居住者等に対する心身の健康相談及び健康調査を行うための体制を整備し、実施する。

## 第2章 災害復旧・被災者援護計画

大規模な事故災害により、地域の壊滅、又は社会経済活動への甚大な被害が生じた場合、町は、被災の状況、地域の特性、被災者の意向等を勘案し、関係機関との密接な連携の下、「第2編 第3章 災害復旧・被災者援護計画」に定めるところにより、円滑かつ迅速に復旧を進める。

長 万 部 町 地 域 防 災 計 画  
計 画 編

---

平成30年3月

長万部町防災会議

(最終改定：令和8年3月)